

清掃事業概要

令和3年度版

(令和2年度実績)



大 分 市

目 次

大分市清掃関連部署一覧表	1
大分市清掃施設等配置図	2
第1章 総説	
1. 大分市の概要	
(1) 地勢・気象	5
(2) 市 勢	5
2. 清掃事業の概要と沿革	
(1) ごみ処理事業	5
(2) し尿・浄化槽汚泥処理事業	7
(3) 産業廃棄物対策事業	8
3. 今後の計画と課題	8
第2章 経理・統計	
1. 令和3年度清掃費当初予算	13
2. 令和2年度清掃費決算	13
3. 清掃費の推移	14
4. 一般廃棄物処理原価	
(1) 令和2年度一般廃棄物処理原価	15
(2) 一般廃棄物処理原価の推移	16
(3) 令和2年度処理過程別原価	17
第3章 組 織	
1. 機 構	19
2. 事務分掌	20
3. 職 員	21
4. 勤務状況等	
(1) 勤務形態	22
(2) 環境部内の安全衛生委員会組織	22
(3) 令和元年度講習受講状況	23
第4章 処理施設・車両	
1. ごみ処理施設	
(1) 福宗環境センター	25
(2) 佐野清掃センター	27
(3) 関崎清浄園	28
(4) ごみ焼却熱利用等	28
2. し尿処理施設	

大洲園処理場	30
--------	----

3. 車 両

(1) ごみ収集車両	31
(2) ごみ処分車両	32
(3) し尿収集車両	32
(4) し尿処分車両	32

第5章 ごみ処理（一般廃棄物）

1. ごみの収集・運搬

(1) 燃やせるごみ（可燃ごみ）	35
(2) 燃やせないごみ（不燃ごみ）	35
(3) 缶・びん及びペットボトル	35
(4) 新聞類・その他紙類・布類	36
(5) プラスチック製容器包装	36
(6) 大型・粗大ごみ	36
(7) 犬、猫等の死体	36
(8) 事業系ごみ	36
(9) 特定家庭用機器廃棄物（家電リサイクル対象品目）	36
(10) 家庭から出されるパソコン	36
(11) アスベスト含有家庭用品	37

2. 乾電池・蛍光管類・フロンガスの回収

(1) 使用済み乾電池の回収	37
(2) 使用済み蛍光管類の回収	37
(3) フロン回収事業	37

3. ごみ・資源物処理実績

(1) ごみ・資源物総排出量実績	38
(2) ごみ・資源物処理の概要	38
(3) ごみ・資源物処理フローシート	39
(4) ごみ・資源物処理量実績	41
(5) ごみ処理量の推移	46
(6) ごみ搬入形態・処理施設別比較	48
(7) ごみ・資源物収集、搬入量の推移	49
(8) ごみ・資源物排出量の推移（大分市）	52
(9) 月別ごみ・資源物排出量の比較（大分市・広域市）	55
(10) 臨時収集（有料）件数の推移	56
(11) 犬・猫等の死体処理（収集）件数の推移	56

4. ごみ質の分析

5. 一般廃棄物処理業者の許可状況

第6章 ごみの減量・資源化

1. 概要と沿革

	61
--	----

2. ごみ減量・リサイクル推進事業の主な取組み

(1) 生ごみ処理容器等による減量化促進事業	6 2
(2) 「有価物集団回収運動」促進事業	6 3
(3) 資源物回収事業	6 4
(4) 牛乳パック回収事業	6 6
(5) 使用済小型家電回収事業	6 6
(6) 事業系廃棄物減量化促進事業	6 7
(7) 剪定枝等リサイクル事業	6 8
(8) 家庭ごみ有料化制度（指定ごみ袋事業）	6 9
(9) 中国・武漢市との行政交流	7 0

第7章 産業廃棄物

1. 概 要

(1) 沿革	7 3
(2) 概況	7 3

2. 産業廃棄物処理業者の許可状況

3. 産業廃棄物処理施設等の設置状況

(1) 産業廃棄物処理施設	7 4
(2) 許可対象外の産業廃棄物処理施設	7 5

4. 監視・指導状況

(1) 立入検査等	7 5
(2) 不法投棄パトロール	7 6
(3) 届出の提出	7 6
(4) 許可申請等の審査・指導	7 6
(5) 相談対応	7 7
(6) 行政処分等	7 7

第8章 し尿・浄化槽汚泥

1. し尿・浄化槽汚泥処理

(1) 収集状況	7 9
(2) 処分状況	8 0
(3) 令和2年度処理実績	8 0
(4) 処理実績の推移（平成27年～令和2年度）	8 2

2. 許可・登録業者一覧表

(1) し尿収集運搬許可業者	8 3
(2) 浄化槽汚泥収集運搬許可業者及び浄化槽清掃業許可業者	8 3

第9章 普及・啓発活動

1. 啓発・広報

(1) 大分エコライフプラザにおける普及・啓発	8 5
-------------------------	-----

(2) 3きり運動推進事業	86
(3) 小冊子・副読本の制作・配布	86
(4) 大分市ごみ減量・リサイクル推進優秀団体表彰式	87
(5) 「ごみ減量・リサイクル推進懇談会」等による各種説明会の開催	88
(6) ごみについての「体験環境学習」の開催	88
(7) 各種広報媒体の貸出し	88
(8) その他の活動	89
2. クリーン推進員	91
3. まちの美化対策	
(1) クリーンステーション運動の推進	91
(2) 郵便局による不法投棄の情報提供	92
(3) 「ごみの不法投棄防止強化月間」行事	92
(4) きれいにしようえ おおいた推進事業	92
(5) 大分市ごみ拾いパートナー登録制度	92
(6) ポイ捨て等の防止に関する条例にかかる事業	93

第10章 資料

1. 条例・規則	99
2. 要綱等	148
3. 2021（令和3）年度 一般廃棄物処理実施計画	193
4. ごみ収集日程表・分別方法について	217
5. 廃棄物の分類	218
6. 大分市清掃事業年表	219

大分市清掃関連部署一覧表

大分市役所（代表）097-534-6111

（夜間）097-534-6119

業務区分		名称	所在地	TEL・FAX
ごみ・し尿	企画・ごみ減量	ごみ減量推進課	〒870-8504 大分市荷揚町2番31号 (市本庁舎4階)	内線 1520～1528 直通 537-5624 FAX 534-6252
	廃棄物対策	廃棄物対策課		内線 1570～1576 直通 537-7953 FAX 534-6252
	処分施設管理	清掃施設課		内線 1530～1535 直通 537-5659 FAX 536-4487
ごみ収集	業務計画 指導・普及	清掃業務課	〒870-0943 大分市大字片島351番地	内線 1540～1541 直通 568-5763 FAX 567-5860
	収 集	東部清掃事業所	〒870-0278 大分市青崎1丁目7番17号	内線 1546 直通 523-0322 FAX 523-0323
		西部清掃事業所	〒870-1173 大分市大字横瀬 418番地の1	内線 1547 直通 541-5473 FAX 541-6477
ごみ処分	破碎・リサイクル 焼却 埋立	福宗環境センター リサイクルプラザ 福宗清掃工場 鬼崎埋立場	〒870-1205 大分市大字福宗618番地	短縮 *817 直通 588-0113 FAX 588-1832
	焼却（溶融） 埋立	佐野清掃センター	〒870-0315 大分市大字佐野 3400番地の10	短縮 *883 直通 593-4047 FAX 593-3807
	埋立	関崎清浄園	〒879-2201 大分市大字佐賀関 2の4057番地の1	直通 575-3777
し尿収集		北部清掃事業所	〒870-0901 大分市西新地 1丁目12番3号	内線 1544 直通 558-9787 FAX 552-4967
し尿処分		大洲園処理場	〒870-0901 大分市西新地 1丁目7番3号	内線 1536 直通 558-6245 FAX 558-6245

大分市清掃施設等配置図

- 2 -



第1章 総 説

1. 大分市の概要

(1) 地勢・気象

(2) 市勢

2. 清掃事業の概要と沿革

(1) ごみ処理事業

(2) し尿処理事業

(3) 産業廃棄物対策事業

3. 今後の計画と課題

第1章 総 説

1. 大分市の概要

(1) 地勢・気象

大分市は、九州の東端、東九州軸の北部、瀬戸内海の西端に位置し、大分県の扇状地域の要に位置し、南は臼杵市及び豊後大野市、西は別府市、由布市及び竹田市に接し、九州でも有数の広い市域を有している。

市の周辺部を、高崎山をはじめ鎧ヶ岳(野津原地域)、縦木山(佐賀関地域)などの山々が連なり、市域の約半分を森林が占めるなど、豊かな緑に恵まれている。また、これらの山々を縫うように県下の二大河川である大野川、大分川が南北に貫流しながら別府湾に注いでいる。海岸部においては、北部沿岸海域は水深が深く、東部沿岸は豊予海峡に面したリアス式海岸で天然の良港となっている。

瀬戸内型気候区に属し、平均気温 16℃～17℃、年間降水量 1,600 mm～1,700 mmと温暖で比較的降水量も多く、豊かな自然環境に恵まれた都市である。

(2) 市 勢

(令和 3 年 3 月末現在)

総面積	502.39km ²
人口	477,448 人
世帯数	225,511 世帯

2. 清掃事業の概要と沿革

本市では、行政推進の基本となる総合的な計画を策定し、市政各分野における諸施策を総合的・計画的に推進してきており、新たな時代にふさわしい大分市を創造していくため、「笑顔が輝き 夢と魅力あふれる 未来創造都市」の実現を目指した先進的な取組みを市民と行政が一体となって行っている。

この計画に基づき、「ごみの発生回避、発生抑制、再使用、再資源化」を基本とした循環型社会の形成を図るとともに、快適な生活環境を保つため、廃棄物の適正処理に努めている。また、「日本一きれいなまちづくり」を推進し、まちの美化に関する意識の向上を図るとともに、地域に密着した美化運動を推進している。

(1) ごみ処理事業

昭和 38 年、合併による新大分市の発足に伴い、人員機材を一新し、収集体制を整備した。

昭和 41 年、滝尾ごみ焼却場が完成し、羽根山埋立場とあわせて処理することとなった。また、大分国体の開催を契機に、従来のコンクリートごみ箱による個別収集方式を、ポリ容器による定日持ち出し方式に変更し、収集作業の効率化を図った。

昭和 45 年、一般家庭のごみ処理手数料を無料にし、また、増大する排出量に対処するため、焼却炉の運転を 2 交代制に切り替えた。

昭和 47 年、「大分市廃棄物の処理及び清掃に関する条例」を制定し、収集区域を市内全域とすると同時に、不燃ごみ、粗大ごみについても定日収集を開始した。これに伴い、不燃物理立場を 2 カ所開設し、焼却場も 3 交代制による 24 時間連続運転に変更した。

昭和 48 年、大分地域広域市町村圏事業の一環として、3 カ年計画で日量 300 トン焼却可能な福宗清掃工場建設に着手し、昭和 50 年完成と同時に、臭気、ばい煙、騒音、水質汚濁の公害防止に重点を置いた衛生的なごみ処理事業へと進み出した。

増大する不燃ごみ、粗大ごみに対処するため、鬼崎埋立場を昭和 54 年・55 年で整備するとともに、昭和 55

年 10 月から事業者の持ち込み量を月間 12 トン以内と規制した。さらに、埋立場の延命化と有価物の回収を図るため、昭和 55 年・56 年に粗大ごみ処理施設(100 トン/日)を併設し、名称を鬼崎不燃物処理場と改め、昭和 56 年 12 月から運転を開始した。

多様化の様相を呈しながら増え続けるごみへの対応と、米良清掃工場の老朽化のため、昭和 58 年から建設を急いでいた新清掃工場(300 トン/日)、粗大ごみ処理施設(75 トン/5h)、埋立場(64,800 m²)が、昭和 61 年 9 月に完成、東部清掃センターとして稼働を開始した。

平成元年、福宗清掃工場の老朽化の著しい設備(空気予熱機)の改造工事を行い、焼却処理能力の回復・維持に努める一方、ごみの増大への対応と施設の老朽化のため、平成 5 年より福宗清掃工場の建て替えに着手し、平成 9 年 3 月に完成、4 月より本格稼働を開始した。

さらに、排出ガス中のダイオキシン類等の削減対策を図るため、平成 12 年から東部清掃センターの建て替えに着手し、平成 15 年 3 月に完成、4 月より佐野清掃センターとして本格稼働を開始した。特に事業系の不燃ごみの増加が著しいため、平成 2 年度より鬼崎、東部両埋立処分地の整備事業を進めた。

平成 15 年 4 月、大分市と由布市、臼杵市及び竹田市の 4 市は、ダイオキシン類等の総量削減など公害防止を図るとともに、増加するごみ量と多様化するごみ質に対応するため、可燃ごみの広域処理を行うこととした。また、平成 19 年 4 月に稼働開始した福宗環境センターリサイクルプラザでは、大分市と由布市の不燃ごみの広域処理を行っている。

収集運搬業務においては、家庭ごみを可燃ごみ、不燃ごみ、資源物「缶・びん・ペットボトル」(平成 9 年度から実施)及び引越し等に伴う一時的多量ごみ(粗大ごみを含む)に分けて、可燃ごみ、不燃ごみ及び資源ごみは定期収集し、一時的多量ごみは随時収集を行っている。

また、平成 10 年 1 月からは、犬・猫等の死体収集及び市内の小・中学校 75 校による「空き缶クリーン作戦」での空き缶回収業務を民間委託、平成 13 年 4 月から、「有価物集団回収運動」の補完として「新聞類」「その他紙類」「布類」を資源物として分別回収を開始した。

平成 17 年 1 月 1 日の佐賀関町及び野津原町との合併に伴い、収集運搬業務は従前どおり、旧佐賀関町地区については民間委託し、旧野津原町地区については一部事務組合方式で実施している。

また、行政改革アクションプランの中長期的な業務執行方式の見直し計画において、資源ごみのうち「古紙・布類」の収集運搬業務を平成 18 年 4 月より民間委託を行うこととなった。

さらに、平成 19 年 4 月リサイクルプラザの稼働に伴い、ごみの分別収集を 8 分別から 12 分別に変更し、「プラスチック製容器包装(資源プラ)」「缶びん」「ペットボトル」の収集運搬業務を民間委託することになった。

なお、「資源プラ」や「ペットボトル」は重量が軽くて風により飛散しやすいため、交通等の妨げになり、街の美化を損なうことが予想されるので、飛散の恐れのあるステーションに限り、自治会からの申請により飛散防止ネットを支給(平成 20 年 3 月末まで)した。

平成 22 年 4 月から特定地域(市内中心部の一部)において、一般家庭のごみ収集運搬業務を民間委託することになった。また、中型塵芥車に乗車する正規職員を 3 人から 2 人へ移行した。

平成 25 年 4 月からは、これまで直営で行っていた可燃物・不燃物収集運搬業務の約 3 分の 1 の地域、さらに、平成 26 年 7 月から同収集運搬業務の約 2 分の 1 の地域(併せて旧市内の 3 分の 2 の地域)で民間委託を実施し、資源物を含む全ごみ量の約 80%が委託業務となった。また一時的多量ごみの収集(有料収集)は、土、日を除く祝日等においても収集を開始し、車両を 6 台から 9 台へと増車した。

平成 26 年 11 月からは、「家庭ごみの減量とリサイクルを推進すること」と、「ごみ処理に係る費用負担の公平性を図ること」を目的とし、家庭ごみの「燃やせるごみ」と「燃やせないごみ」を対象とした『家庭ごみ有料化制度』を実施した。

平成 28 年 4 月に熊本地震が発生。熊本市から災害ごみの収集支援要請があり、職員及び収集車両の派遣を行い、阿蘇市からの要請により収集車両の貸与を行った。直後、由布市より災害ごみの受入れ要請があり、福宗環境センター(清掃工場、リサイクルプラザ、鬼崎埋立場)及び佐野清掃センター清掃工場にて平成 29 年 12 月まで受入れを行った。また、同時期に熊本県阿蘇地域のごみ処理施設が被災したことで処理困難となった生活ごみの処理を平成 28 年 7 月まで福宗清掃工場にて行った。8 月からは阿蘇市の家屋解体に伴う災害ごみを平成 29 年 9 月まで福宗清掃工場にて焼却処理。新たに、11 月から熊本県の依頼により、宇土市、益城町など 7 市町村の災害ごみ(家屋解体に伴い発生する木くず等)の受入れを福宗清掃工場及び佐野清掃工場にて平成 29 年 12 月まで行った。

平成 28 年 10 月より、専用処理機を導入し、「ガス缶類・スプレー缶類」排出時の「穴あけ作業」を不要とした。

平成 29 年 3 月末をもって中央清掃事業所を廃止し、3 事業所体制から 2 事業所体制に移行した。

平成 29 年 4 月からは、平成 25 年 4 月、平成 26 年 7 月に続き、直営が行っていた可燃物・不燃物収集運搬業務の残りの地域の約 3 分の 1 で民間委託を実施した。

平成 29 年 9 月に台風 18 号による被害が発生。浸水による被害を受け、浸水した家具・住家に流入した流木等の災害廃棄物については、個別に無償で特別収集することとし、家庭ごみの定期収集に影響のない車両を稼働させ、東西の事業所を中心に収集にあたった。また、特に被害の大きかった県南地域の佐伯市、臼杵市、津久見市のうち、臼杵市、津久見市の支援を行うこととし、2市の家庭ごみを収集するため、9 月から 10 月までの間、収集車両 2 台と職員 4 名を派遣し、佐野清掃工場にて処理した。

平成 30 年 7 月豪雨が発生。被災した愛媛県大洲市の災害ごみの対応について、環境省及び全国都市清掃会議から要請を受けた。現地状況確認を含め、7 月 13 日から 8 月 6 日までの 25 日間、中型プレス車や小型プレス車、軽四リフト車等 8 台の車両を現地に配置し、延べ 89 名の職員が災害支援に従事した。

平成 31 年 3 月に、福宗環境センター(清掃工場、リサイクルプラザ)及び佐野清掃センター清掃工場を廃止し、1工場体制とする新環境センターを整備するための「一般廃棄物処理施設整備基本計画」を策定した。なお、新環境センターの整備・運営にあたっては、現在広域処理を行っている 4 市に加え、大分都市広域圏の構成市である津久見市及び豊後大野市を加えた 6 市にて取り組むこととした。

令和 3 年 4 月から、野津原地区については事務組合の解散により収集運搬業務を民間委託で行うこととなった。

(2)し尿・浄化槽汚泥処理事業

昭和 38 年合併により新大分市が発足し、タッチゾーン方式によって、6 地区ごとにし尿の収集業務を市直営と許可業者で分担する収集体制を整備した。また、処理施設の能力不足のため、海洋投棄処分を開始した。

昭和 43 年、収集責任体制の確立と住民サービスの向上を図るため、完全地域割を実施するとともに、手数料を従量制から従量制と定額制の 2 本立てに改め、月 1 回の定期収集を開始した。

昭和 44 年、処理能力 100 kl/日の施設を増設し、総処理能力 154 kl/日となったが、まだ海洋投棄処分を廃止するまでには至らなかった。

昭和 45 年、収集業務の円滑化を図るため、し尿収集業と浄化槽清掃業の兼業を改め、し尿収集専業 16 社、浄化槽清掃専業 11 社を許可した。

昭和 47 年から、完全衛生処理を目指し、また、将来の人口増と浄化槽の普及等を勘案して、処理能力 200 kl/日の施設増設に着手、昭和 48 年に完成し、総処理能力が 354 kl/日となったことにより、海洋投棄処分を廃止した。

しかしながら、浄化槽の普及により浄化槽汚泥の混入率が増加したため十分な処理が望めなくなり、昭和 52 年、既設のし尿処理施設(54 kl/日)を改造し、浄化槽汚泥専用処理施設(200 kl/日)を新設した。

昭和 54 年から 55 年にかけて、高度処理施設(500 kℓ/日)を建設し、透明度の高い良質な処理水を排水できることとなった。

昭和 58 年には、増加する浄化槽汚泥に対処するため、脱水機棟を建設し、ろ布式脱水機(10 m³/h×2 台)を設置した。また、長年の懸案であった管理棟(鉄筋コンクリート造 2 階建 516 m²)が完成した。

昭和 63 年から平成元年にかけて、し尿の減少と浄化槽汚泥の増加に対応するため、老朽化したし尿処理施設(100 kℓ/日)を改造し、浄化槽汚泥の前処理関係施設を主に、更新工事を行った。

設備の老朽化に対処するため、平成 2 年、前処理及び加温の各設備の整備を行った。また、平成 3 年には、し尿焼却設備の取替整備を行い、平成 5 年には脱水設備(2 台)の更新を行った。

さらに、平成 12 年度より老朽化した現施設に代えて、平成 13 年度までの 2 ヶ年事業で下水道放流を前提とした大洲園処理場の建替えを行い、平成 14 年度より供用開始した。

平成 9 年 4 月、保健所政令市への移行及び中核市の指定に伴い、新たに浄化槽関連業務を開始した。

平成 17 年 1 月の合併により、新大分市が管理するし尿処理場は旧佐賀関町が管理していた関崎清浄園を含め 2 箇所になったが、関崎清浄園のし尿処理施設は建設後 31 年が経過し、老朽化していたことから、平成 19 年度に大洲園処理場の処理能力を 1 日 323 kℓから 390 kℓに増強工事を行った。これに伴い関崎清浄園し尿処理施設は廃止し、平成 20 年度より旧佐賀関町のし尿・浄化槽汚泥は大洲園処理場で処理を行っている。

また、野津原地区のし尿・浄化槽汚泥は、合併後も由布大分環境衛生組合の処理施設で処理を行っていたが、令和 3 年 3 月末に同組合が解散し、以後は大洲園処理場で処理を行っている。

(3) 産業廃棄物対策事業

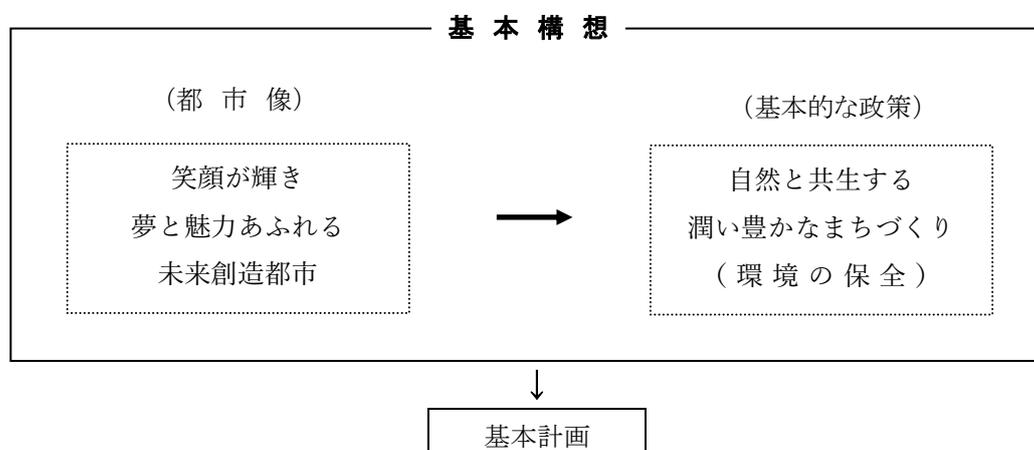
平成 9 年 4 月、保健所政令市への移行及び中核市の指定に伴い、新たに産業廃棄物対策業務を開始した。

産業廃棄物処理業・処理施設の許可業務を中心に、指導・パトロールなどを行い、産業廃棄物の適正処理を確保する。

3. 今後の計画と課題

— おおいた創造ビジョン2024から抜粋 —

この計画は「基本構想」、「基本計画」からなる。



基本計画第6部第2章第1節(廃棄物の適正処理)

(基本方針)

ごみの発生回避、発生抑制、再使用、再資源化を基本とし、廃棄物の適正処理に努め、循環型社会の形成を図ります。また、豊かな自然や快適な生活環境を保つため、市民・事業者等との協働による地域に密着した美化運動を展開します。

(主な取組)

〔1〕循環型社会の形成

(1) 家庭ごみの減量とリサイクルの推進

- ◇家庭ごみ有料化の効果を検証するなか、有料化の目的である家庭ごみの減量・リサイクルを推進するとともに、費用負担の公平性を確保します。
- ◇ごみの減量化を推進するための4R運動の必要性について、大分エコライフプラザの活用や地域での説明会等を通じ、周知・啓発に努め、市民意識の高揚を図ります。
- ◇マイバッグ運動をはじめ、過剰包装抑制等を促すなど、ごみの発生を回避するための施策を推進します。(リフューズ)
- ◇「3きり運動」を推進し、生ごみ処理容器等の利用促進などにより、減量化を推進します。(リデュース)
- ◇フリーマーケットなどさまざまな機会を通じて、再使用を促進します。(リユース)
- ◇適切な資源物の分別回収を実施するとともに、指導・啓発などにより分別排出の徹底を図り、再資源化を推進します。(リサイクル)

(2) 事業系ごみの減量とリサイクルの推進

- ◇4Rに基づく取組を推進するよう市内事業所へ働きかけます。

(3) 処理施設の整備

- ◇計画的に廃棄物処理施設の整備を行い、適正かつ安定した管理、運営に努めます。
- ◇新たな廃棄物処理施設の整備に向けて、大分都市広域圏の関係自治体と連携を図り、取組を進めます。
- ◇最終処分量の削減を図り、最終処分場の延命化に努めます。

(4) 収集体制の検討

- ◇家庭ごみの効率的な収集体制の在り方について検討を進めます。

(5) 関係自治体との連携

- ◇ごみの広域処理を行うため、関係自治体との連携を図ります。

(6) 災害廃棄物の処理

- ◇万全な処理体制を構築し、迅速かつ適正な処理を図ります。

(7) 産業廃棄物の減量化、資源化及び適正処理の推進

- ◇排出事業者の処理責任の徹底を図るとともに、排出段階での減量化・再資源化を促進します。
- ◇産業廃棄物処理施設の監視、指導を行い、適正処理を推進します。
- ◇不法投棄等の不適正処理に対する監視、指導を徹底し、清潔な生活環境の保全を推進します。
- ◇おおいの優良産廃処理業者評価制度等により、優良な産業廃棄物処理業者の育成を推進します。

◇産業廃棄物処理施設設置者と周辺地域住民による環境保全等についての協議や説明会の開催により、相互理解を促進します。

〔2〕まちの美化対策の推進

◇「日本一きれいなまちづくり」を推進し、まちの美化に関する意識の向上を図ります。

◇ボランティア清掃団体を支援するなど、地域に密着した美化運動を推進します。

（目標設定） 大分市総合計画「おおいた創造ビジョン2024」

指標名	現状値(2018年度実績)	目標値(2024年度)
ごみ排出量	160,153 t	153,465 t
おおいた優良産廃処理業者認定数	14 事業者	30 事業者
きれいにしようえおおいた推進事業活動 団体登録数	269 団体	280 団体

大分市一般廃棄物処理基本計画における目標

指標名	現状値(2018年度実績)	目標値(2029年度)
ごみ排出量(総処理量)	160,153 t	147,647 t
リサイクル率	20.2 %	24.0 %
最終処分率	7.7 %	5.8 %

※ リサイクル率(%) = 総資源化量 / (総処理量 + その他の資源化量(集団回収量等)) × 100

※ 最終処分率(%) = 最終処分(埋立)量 / 総処理量 × 100

第2章 経理・統計

1. 令和3年度 清掃費当初予算

2. 令和2年度 清掃費決算

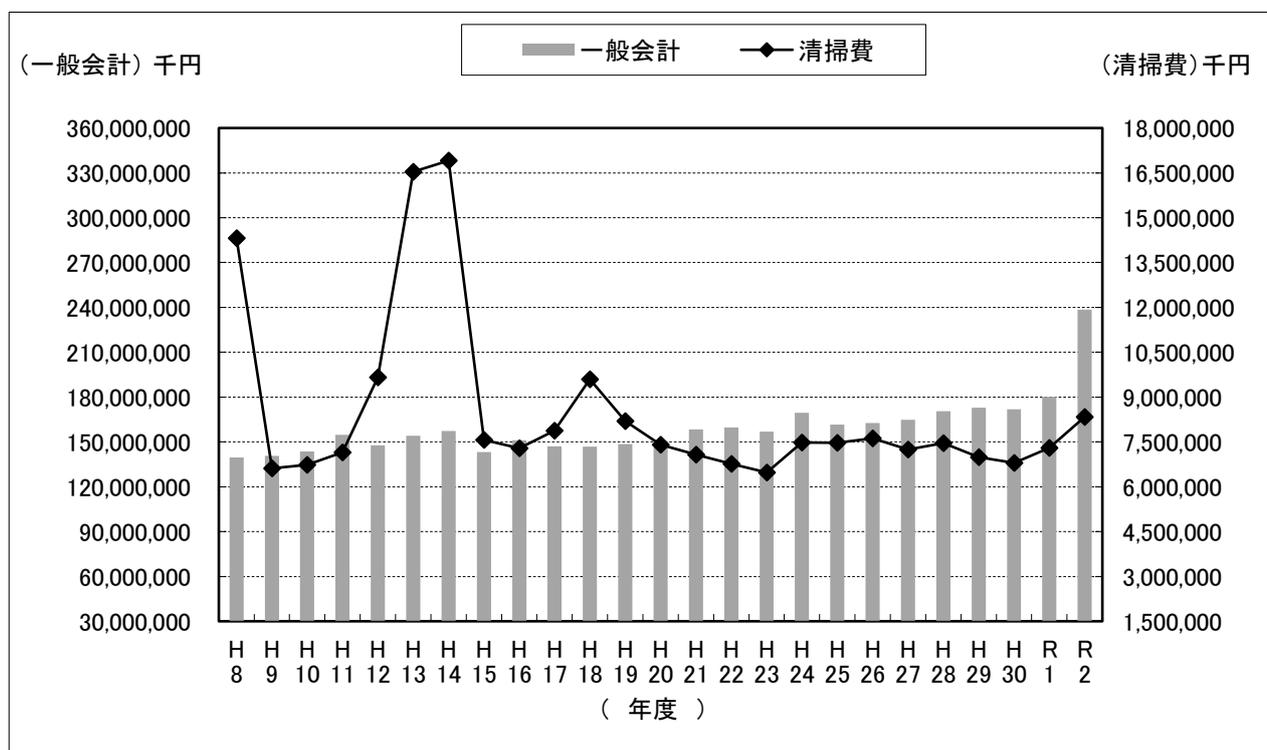
3. 清掃費の推移

4. 一般廃棄物処理原価

(1) 令和2年度 一般廃棄物処理原価

(2) 一般廃棄物処理原価の推移

(3) 令和2年度 処理過程別原価



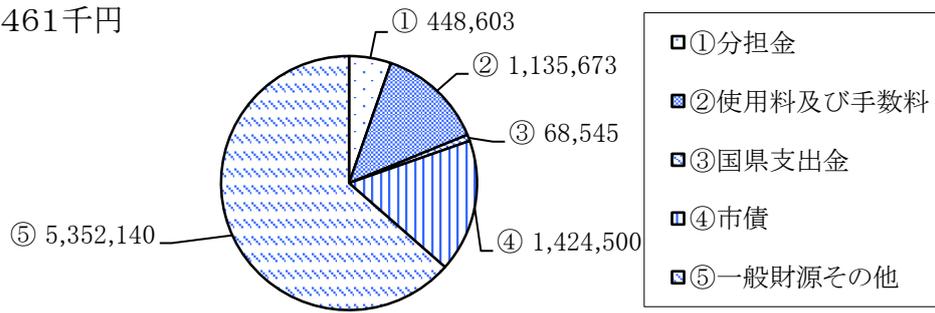
[一般会計予算と清掃費の推移](決算額)

第2章 経理・統計

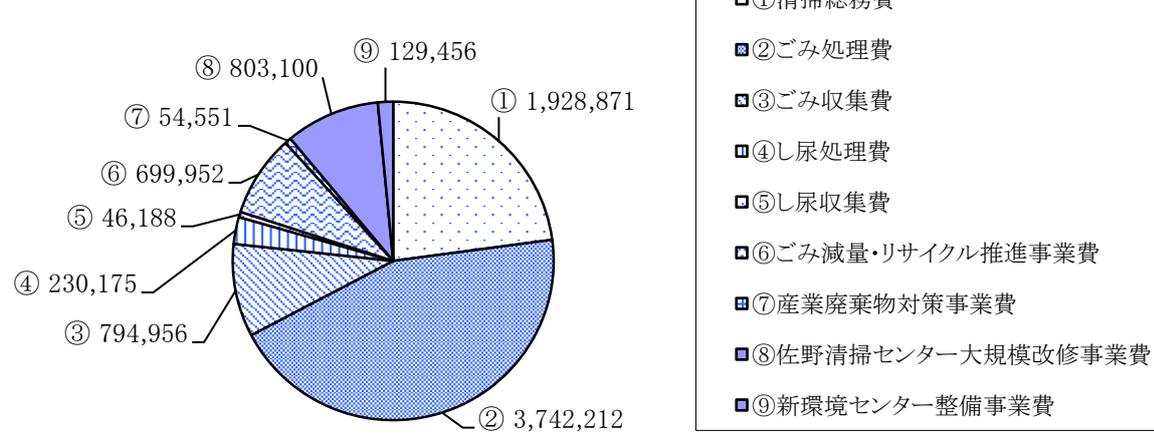
1. 令和3年度 清掃費当初予算

(単位:千円)

(1) 歳入 8,429,461千円



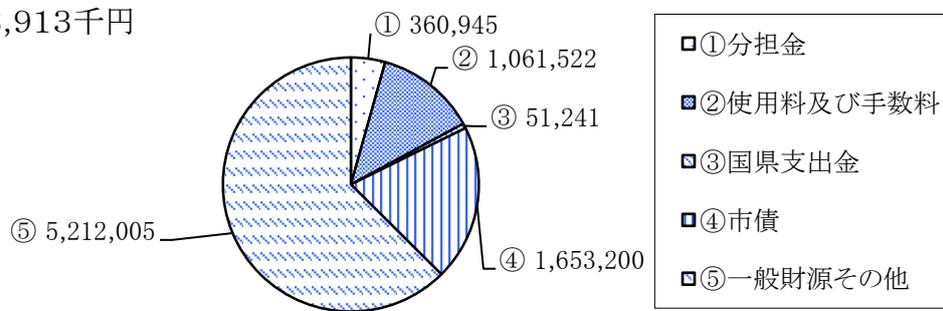
(2) 歳出 8,429,461千円



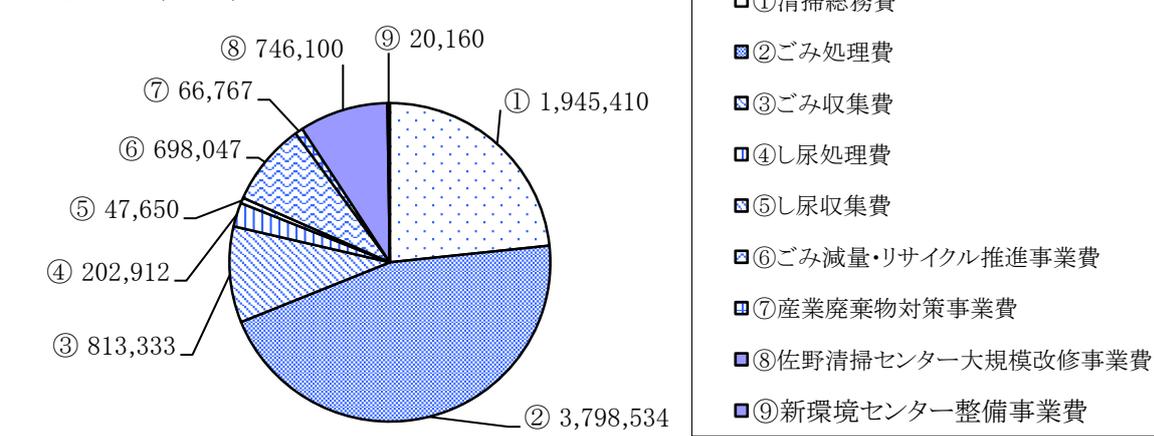
2. 令和2年度 清掃費決算

(単位:千円)

(1) 歳入 8,338,913千円



(2) 歳出 8,338,913千円



3. 清掃費の推移

年度	一般会計	清掃費	比較		市民1人あたりの経費		1世帯あたりの経費		(上段) 年度末 現在の 人口 (下段) 世帯数
			清掃費/ 一般会計	18年度を 100とした 清掃費の 指数	一般会計	清掃費	一般会計	清掃費	
H18	千円 146,912,463	千円 9,596,072	% 6.53	100.0	円 314,808	円 20,563	円 764,791	円 49,955	466,673 192,095
H19	148,557,895	8,194,775	5.52	85.4	316,194	17,442	758,552	41,843	469,832 195,844
H20	146,245,732	7,404,631	5.06	77.2	309,860	15,689	733,856	37,156	471,974 199,284
H21	158,398,648	7,069,965	4.46	73.7	334,553	14,932	784,672	35,023	473,463 201,866
H22	159,733,138	6,763,877	4.23	70.5	336,522	14,250	782,308	33,127	474,659 204,182
H23	156,925,740	6,478,193	4.13	67.5	329,823	13,616	759,130	31,338	475,788 206,718
H24	169,529,180	7,476,289	4.41	77.9	355,614	15,683	814,664	35,927	476,723 208,097
H25	161,537,572	7,465,819	4.62	77.8	338,199	15,631	768,400	35,513	477,640 210,226
H26	162,606,242	7,621,000	4.69	79.4	340,285	15,948	765,581	35,881	477,853 212,396
H27	164,817,007	7,247,691	4.40	75.5	344,632	15,155	767,476	33,749	478,241 214,752
H28	170,654,605	7,463,615	4.37	77.8	356,652	15,598	786,960	34,418	478,491 216,853
H29	172,997,606	6,994,108	4.04	72.9	361,752	14,625	791,233	31,989	478,222 218,643
H30	171,886,833	6,796,277	3.95	70.8	359,703	14,222	778,833	30,794	477,858 220,698
R1	180,096,042	7,299,195	4.05	76.1	377,249	15,290	808,762	32,779	477,393 222,681
R2	238,488,273	8,338,913	3.50	86.9	499,506	17,466	1,057,546	36,978	477,448 225,511

4. 一般廃棄物処理原価

(1) 令和2年度 一般廃棄物処理原価

① 処理原価

人口 477,448 人 世帯数 225,511 世帯 (令和3年3月31日現在)

トンあたり原価を処分量で算出	ごみ			資源物			し尿		
	1トンあたり	1人あたり	1世帯あたり	1トンあたり	1人あたり	1世帯あたり	1kℓあたり	1人あたり	1世帯あたり
	32,905円	12,014円	25,436円	49,366円	1,734円	3,671円	3,965円	967円	2,048円
	計算式 5,736,139 千円/トン・人・世帯			計算式 827,824 千円/トン・人・世帯			計算式 461,912 千円/kℓ・人・世帯		
収集原価と処分原価の合計	1トンあたり 41,721円			1トンあたり 45,037円			1kℓあたり 232,923円		

② 収集原価

[単位:千円]

処理部門名	ごみ 収集	資源物 収集	し尿 収集	収集合計
人件費 (A)	436,146	0	71,428	507,574
物件費 (B)	768,479	345,930	47,650	1,162,059
減価償却費 (C)	33,043	15	0	33,058
公債利子 (D)	12	0	0	12
減額・控除分 (E)	54,579	0	0	54,579
管理部門配賦額 (F)	525,491	115,078	25,256	665,825
部門別原価 (A+B+C+D+E+F)	1,708,592	461,023	144,334	2,313,949 千円

ごみ処分量	91,776	19,903	627	112,306 トン・kℓ
-------	--------	--------	-----	---------------

収集部門にかかる処理原価	ごみ収集	資源物収集	し尿収集	合計
1トンあたり	18,617	23,163	230,197	271,977 円/トン・kℓ
1人あたり	3,579	966	302	4,846 円/人
1世帯あたり	7,577	2,044	640	10,261 円/世帯

③ 処分原価

[単位:千円]

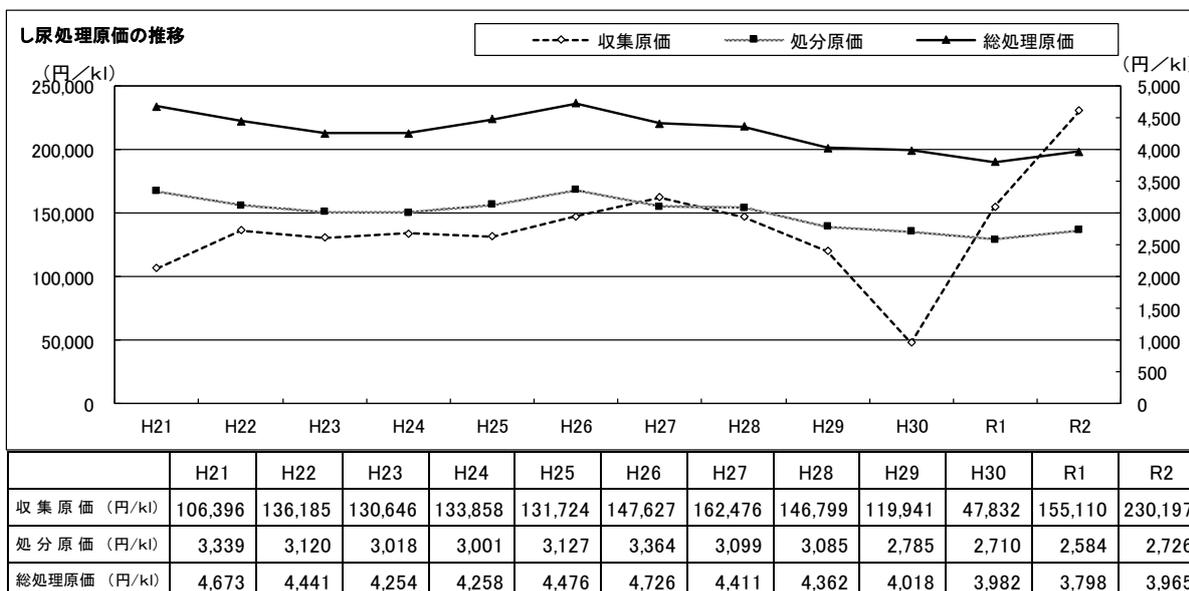
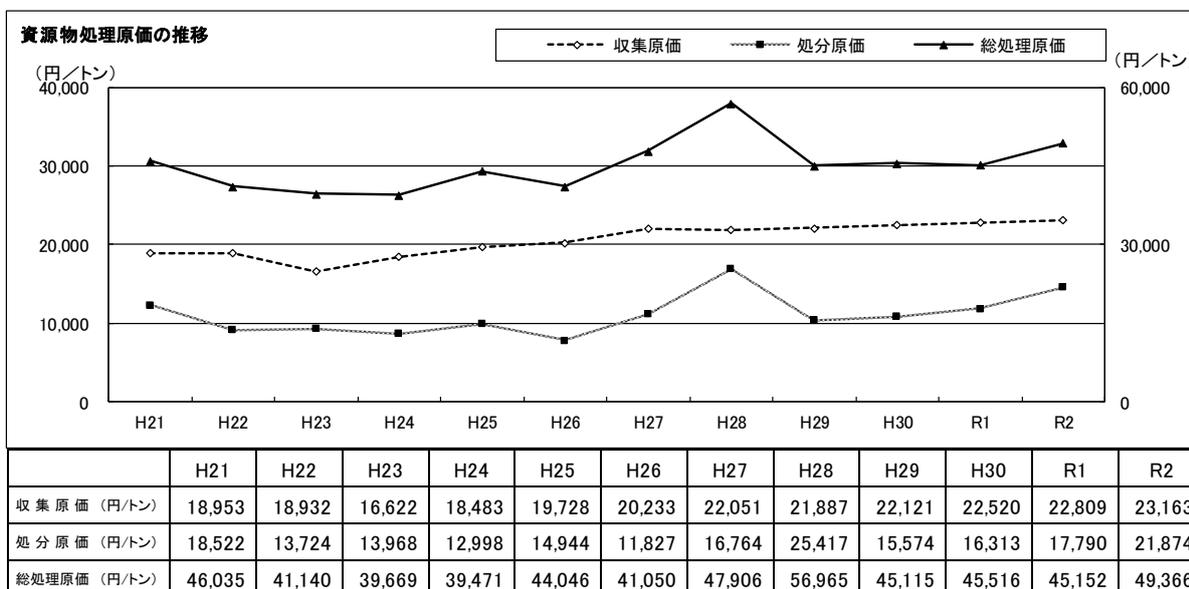
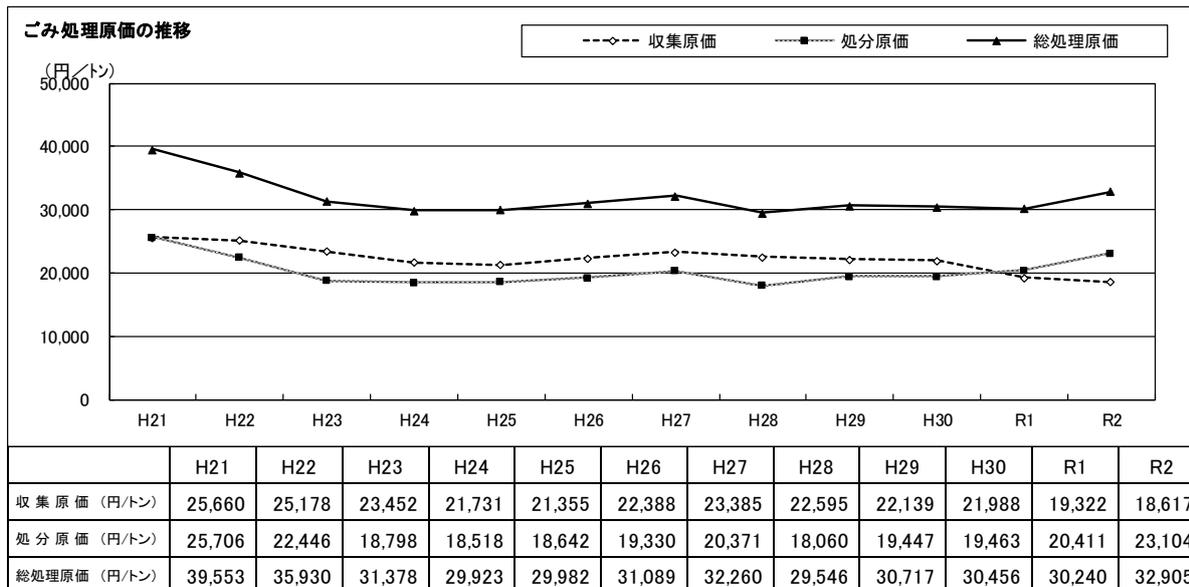
処理部門名	ごみ処分				資源物 処分	し尿 処分	処分合計	ごみ減量・ リサイクル事業
	焼却	破砕	埋立	計				
人件費 (A)	348,574	25,292	41,635	415,501	16,861	75,236	507,598	48,703
物件費 (B)	3,624,639	259,570	198,480	4,082,689	470,265	202,912	4,755,866	342,204
減価償却費 (C)	892,842	660	20,582	914,084	2,037	53,974	970,095	175
公債利子 (D)	8,734	144	136	9,014	254	15	9,283	0
減額・控除分 (E)	1,400,111	58,151	7,723	1,465,985	144,631	22,715	1,633,331	0
管理部門配賦額 (F)	63,466	4,155	4,623	72,244	22,014	8,156	102,414	0
部門別原価 (A+B+C+D+E+F)	3,538,144	231,670	257,733	4,027,547	366,801	317,578	4,711,926 千円	391,082

ごみ処分量	161,074	8,452	4,798	174,324	16,769	116,486	307,579 トン・kℓ
-------	---------	-------	-------	---------	--------	---------	---------------

※ 焼却はし尿・浄化槽汚泥を除く、埋立は焼却残さを除く

処分部門にかかる処理原価	焼却	破砕	埋立	ごみ処分	資源物処分	し尿処分	合計
1トンあたり	21,966	27,410	53,712	23,104	21,874	2,726	47,704 円/トン・kℓ
1人あたり	7,411	485	540	8,436	768	665	9,869 円/人
1世帯あたり	15,689	1,027	1,143	17,860	1,627	1,408	20,894 円/世帯

(2)一般廃棄物処理原価の推移



(3) 令和2年度 処理過程別原価

	ごみ収集	資源物収集	焼却	破碎	埋立	資源物処分
収集・処理量	91,776 t	19,903 t	161,074 t	8,452 t	4,798 t	16,769 t
処理原価	1,708,592 千円	461,023 千円	3,538,144 千円	231,670 千円	257,733 千円	366,801 千円
1トンあたり	18,617 円	23,163 円	21,966 円	27,410 円	53,712 円	21,874 円
1人あたり	3,579 円	966 円	7,411 円	485 円	540 円	768 円
1世帯あたり	7,577 円	2,044 円	15,689 円	1,027 円	1,143 円	1,627 円

※焼却処分量は、し尿・浄化槽汚泥を除く量

(令和3年3月31日現在)

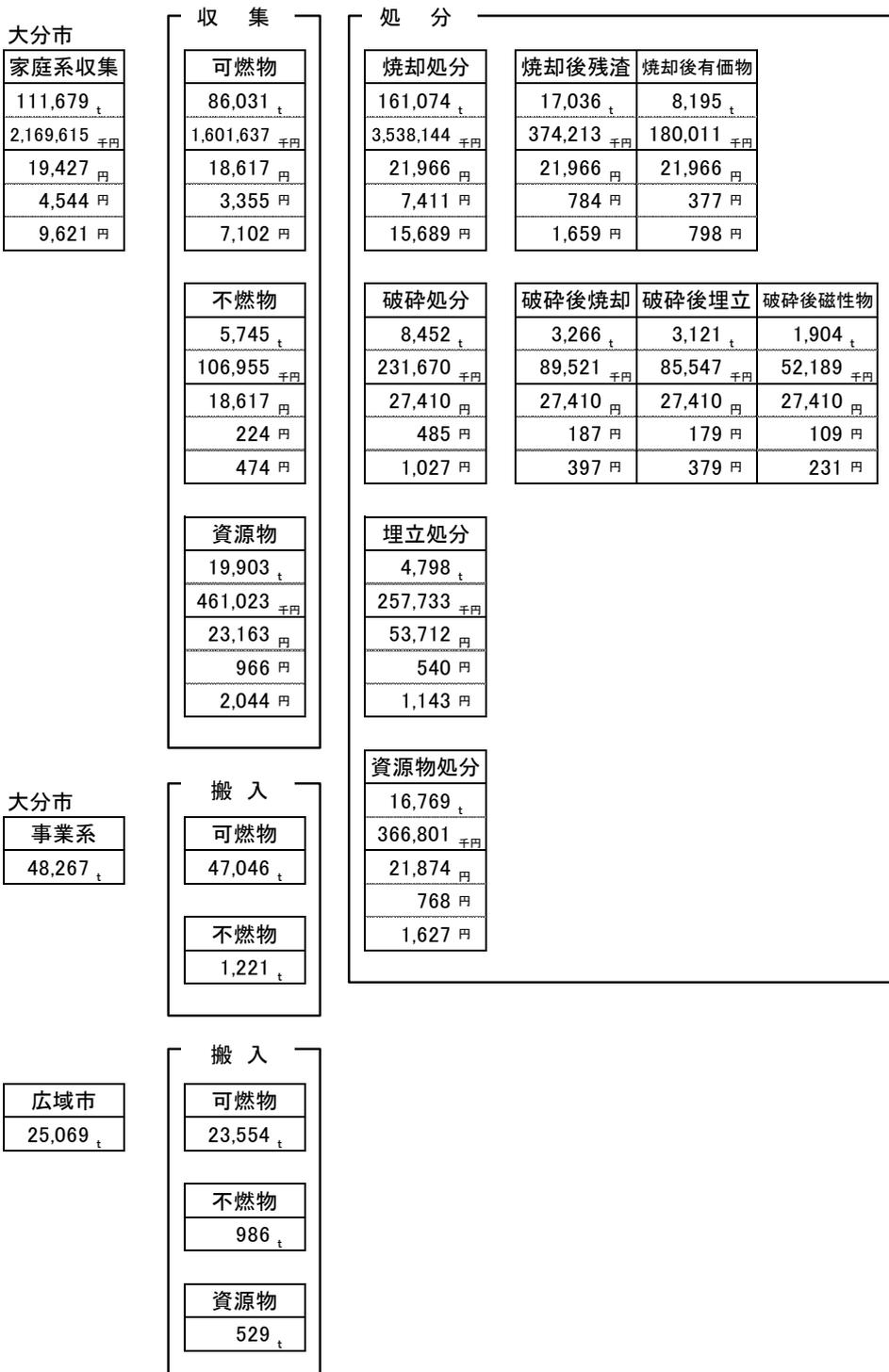
※埋立処分量は、焼却残渣を除く量

人口数 477,448 人

世帯数 225,511 世帯

【説明】

品目/処理工程
処理量 t
処理原価 千円
1トンあたり 円
1人あたり 円
1世帯あたり 円



第3章 組織

1. 機構

2. 事務分掌

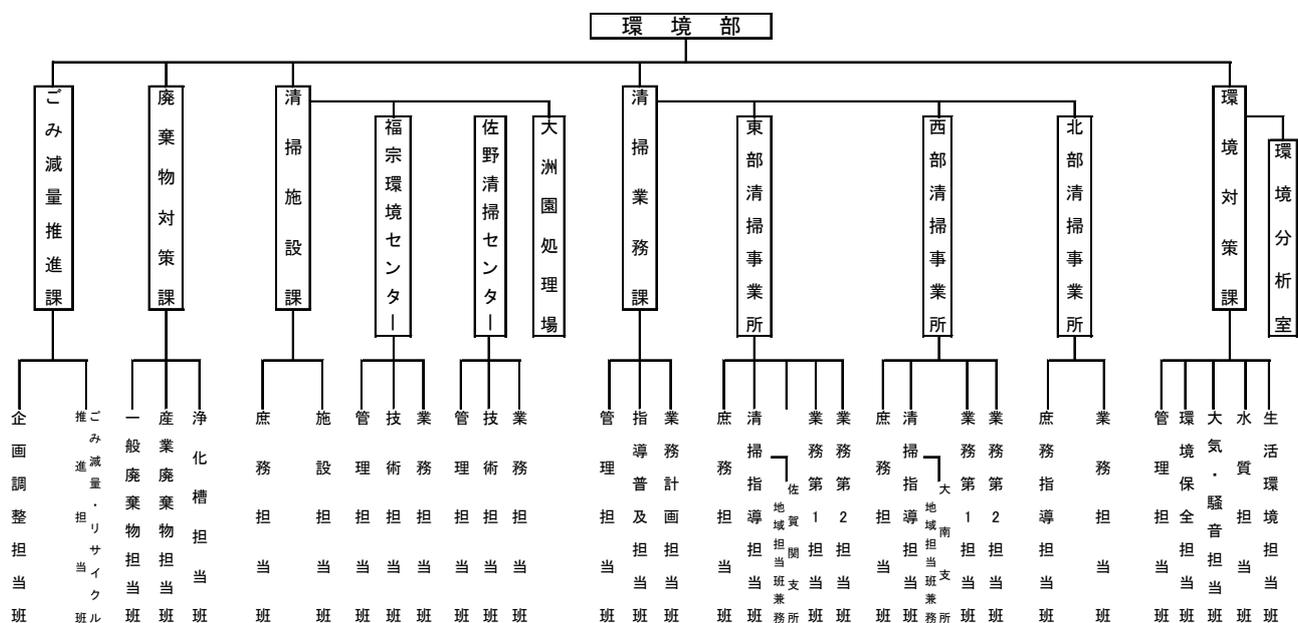
3. 職員

4. 勤務状況等

(1) 勤務形態

(2) 環境部内の安全衛生委員会組織

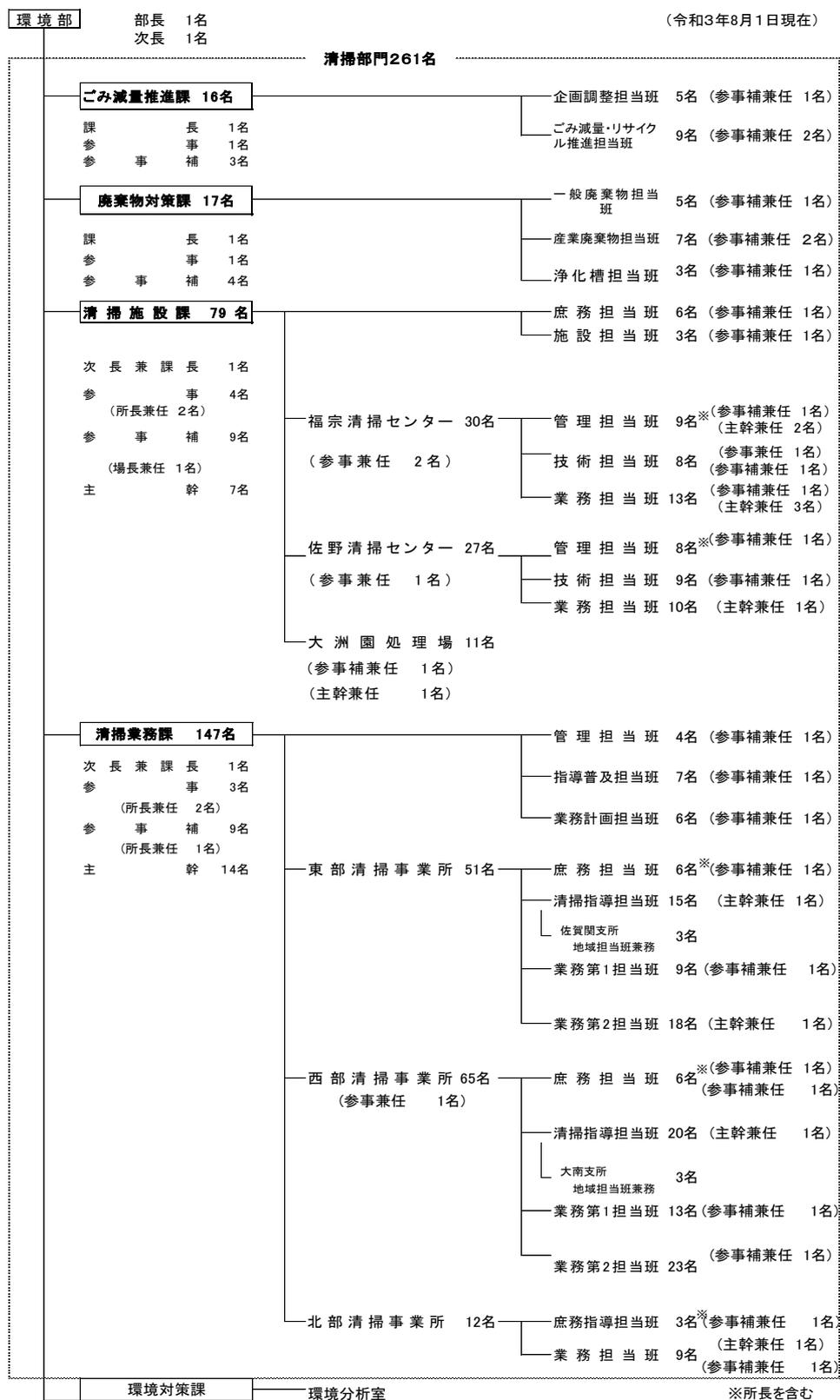
(3) 令和2年度 講習受講状況



(環境部の組織図)

第3章 組織

1. 機構



2. 事務分掌

課 名	内 容
ごみ減量推進課	清掃事業の総合企画調整に関すること ごみの減量及びリサイクルに関すること 家庭ごみ有料化制度に関すること 清掃思想の普及に関すること
廃棄物対策課	一般廃棄物処理業、産業廃棄物処理業及び特別管理産業廃棄物処理業並びに浄化槽清掃業の許可及び指導監督に関すること 一般廃棄物処理施設及び産業廃棄物処理施設の設置許可及び指導監督に関すること 多量の廃棄物を排出する事業者の指導に関すること 事業系廃棄物の苦情処理及び不法投棄の防止に関すること 使用済自動車の再資源化等に関する法律に基づく登録及び許可並びに指導監督に関すること 浄化槽の設置に関すること 浄化槽保守点検業者の登録に関すること 浄化槽の維持管理に係る指導監督に関すること
清掃施設課	入札及び契約に関すること(工事等に係るものを除く) 清掃施設の管理運営及び使用料に関すること 清掃施設への搬入許可に関すること 清掃施設の建設に関すること (各施設の分掌事務) 施設の管理運営に関すること ごみ及びし尿の受入れ並びにこれらの処理に関すること 使用料の徴収に関すること
清掃業務課	ごみ及びし尿の収集運搬の基本計画及び実施に関すること ごみ及びし尿の処理手数料に関すること 不法投棄物の調査及び指導に関すること ごみ及びし尿収集関係車両の修理並びに資材器具の総括に関すること 街の美化に関すること クリーン推進員に関すること (東部・西部各清掃事業所の分掌事務) 収集区域のごみ収集運搬の計画及び実施に関すること 清掃事業に係る啓もう指導及び処理に関すること ごみ処理手数料に関すること 不法投棄物の処理に関すること 車両及び資材器具の管理に関すること (北部清掃事業所の分掌事務) し尿収集運搬の計画及び実施に関すること し尿処理手数料に関すること 車両及び資材器具の管理に関すること

3. 職員

(令和3年8月1日現在)

部署・施設	補職	次長	課長	政策監	参事	参事補・主幹・所長 (主査・専門員 グループリーダー)	主査	専門員	主任				主事	事務員	技師	技術員	清掃指導員	技師補	作業監督	用務監督	作業員	合計	
									事	電機 機械	技術 作業	用務											
									業務	土木	業務	業務											
ごみ減量推進課	企画調整	1			1		1						2	1								6	
	ごみ減量・リサイクル推進				1	2	2		2				3			(3)						10	
	計	1		1	3	3	2		5	1			5	1		(3)						16	
廃棄物対策課	一般廃棄物	1		1	1		1		1				2									7	
	産業廃棄物				2		2	1	1				1									7	
	浄化槽				1		1						1									3	
	計	1		1	4		4	1	2				4									17	
清掃施設課	本課	庶務	1		1	2		1		1			2			(2)						8	
		施設				1		1	1														3
	福宗	管理			1	3		1	1		3					(6)							9
		技術			1	1		1		1				3	1								8
		業務				4		4			3								1		1		13
	大洲園処理場				2		5	1	1	2												11	
	佐野	管理			1	1		1	4		1					(4)							8
		技術				1		1	1	2				4									9
		業務				1		2		5									1		1		10
	計	1		4	16		3	20	2	4	15		2	7	1	(12)		2		2		79	
清掃業務課	本課	管理	1		1	2		1		1												6	
		指導普及				1		1	1		3					(5)		1				7	
		業務計画				1		3		1						(5)		1				6	
	東部	庶務			1	1		3					1										6
		清掃指導				1		2		10						(15)		2					15
		佐賀関支所兼務						1		2						(3)							3
		業務第1				2		2		2									1		2		9
	業務第2				3		13		1												1	18	
	西部	庶務			1	1		1	2	1													6
		清掃指導				1				16						(20)		3					20
大南支所兼務							1		2						(3)							3	
業務第1					3		2		4									1		3		13	
業務第2				4		14		4										1			23		
北部	庶務指導				2		1															3	
	業務				2		1		6													9	
計	1		3	24		4	45	2	51		1				(51)		10				147		
合計	2	2	0	9	47		14	66	8	4	66	12	1	6		(66)		12		2	259		

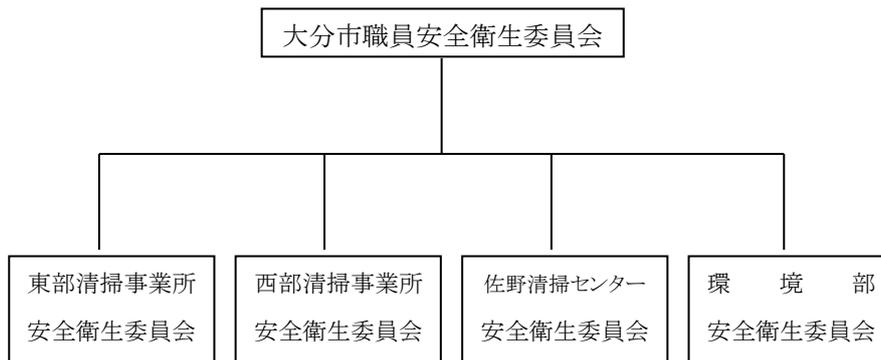
4. 勤務状況等

(1) 勤務形態

	曜日	勤務時間	休憩時間	備考
ごみ収集作業従事者	月～金	8:30～17:00	12:15～13:00	
し尿収集作業従事者	月～金	8:30～17:00	12:15～13:00	
本庁	月～金	8:30～17:15	12:00～13:00	
ごみ処理施設勤務者	月～土	8:30～17:00	12:15～13:00	
し尿処理施設勤務者	月～土	8:30～17:00	12:15～13:00	

(2) 環境部内の安全衛生委員会組織

その他の任意組織



(3)令和2年度 講習受講状況

	清掃施設課	福 宗 環 境 セ ン タ ー	佐 野 清 掃 セ ン タ ー	大 洲 園 処 理 場	計
廃棄物焼却施設業務 特別教育講習			3		3
電気設備保全 管理講習					0
廃棄物処理施設 技術管理者講習					0
危険物取扱者 保安講習					0
電気関係(安全・法規) 実務講習					0
クレーン運転士 (5t以上)			2		2
低圧電気取扱 作業特別教育講習		2	1		3
地山の掘削及び土止め支 保工作業主任者技能講習					0
酸素欠乏・硫化水素危険 作業主任者技能講習		1	1		2
技術管理者等 スキルアップ研修会					0
特定化学物質及び四アルキル 鉛等作業主任者技能講習					0
ボイラー・タービン 主任技術者会議					0
特定粉じん作業特別 教育講習		1	1		2
一般廃棄物処理施設 管理技術講習					0
酸素欠乏等危険作業 特別教育講習					0
エネルギー管理講習			1		1
車両系建設機械技能講習					0
高圧ガス保安係員講習					0
アーク溶接作業 特別教育講習					0
高圧・特別高圧取扱者 特別教育講習					0
研削砥石特別教育					0
自衛消防業務講習					0
2級ボイラー技士準備講習					0
危険物取扱者試験準備講 習会		1	2		3
甲種防火管理者講習		1			1
合計	0	6	11	0	17

第4章 処理施設・車両

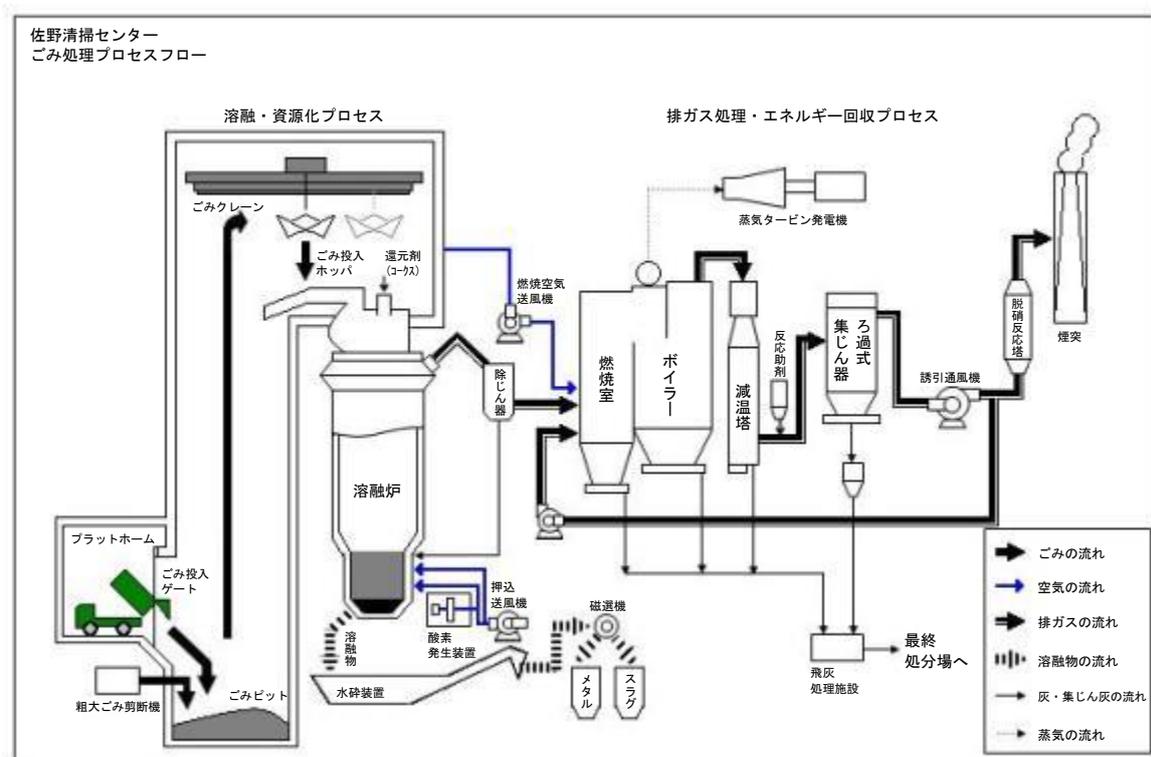
1. ごみ処理施設

- (1) 福宗環境センター
- (2) 佐野清掃センター
- (3) 関崎清浄園
- (4) ごみ焼却熱利用等

2. し尿処理施設

3. 車両

- (1) ごみ収集車両
- (2) ごみ処分車両
- (3) し尿収集車両
- (4) し尿処分車両



第4章 処理施設・車両

1. ごみ処理施設

(1) 福宗環境センター



名 称	福宗環境センター 清掃工場		所 在 地	大分市大字福宗 618 番地
敷 地 面 積	66,070 m ²	延 床 面 積	18,300 m ²	
処 理 能 力	146t/24h×3 基	形 式	ストーカ炉	
設 計 施 工	三菱重工業(株)		総 工 費	22,248,000,000 円
工 期	平成 5 年 6 月 ~ 平成 9 年 3 月	運 転	民間委託	
稼 働 開 始	平成 9 年 4 月 1 日			
燃 焼 ガ ス 冷 却 方 式	全量廃熱ボイラー式			
設 計 ご み 質	低位発熱量(KJ/kg) : 最低 4,605 ~ 最高 11,302 基準 7,953			
焼 却 炉 設 備	炉 形 式	全連続燃焼式焼却炉(ストーカ炉)		
	灰出し設備形式	灰ピット+灰クレーン		
	通風煙道設備	押込送風機、誘引通風機		
	煙 突 形 式	RC外筒+鋼板製内筒形 高さ 59m		
公 害 防 止 設 備	集 塵 設 備	バグフィルター方式		
	汚 水 処 理 設 備	有機汚水生物処理方式 無機汚水凝集沈殿方式		
発 電 能 力	6,000 kw			
余 熱 利 用 方 法	施設の冷暖房、給湯			

○リサイクルプラザ

○大分エコライフプラザ



施設名	福宗環境センター リサイクルプラザ	
所在地	大分市大字福宗 618 番地	
処理能力	166t/10H	
敷地面積	約 17,000 m ²	
建築面積	○工場棟	3,000.48m ²
	○プラザ棟	995.24m ²
延床面積	○工場棟	6,006.27m ²
	○プラザ棟	1,488.78m ²
工期	平成 17 年 12 月 ~ 平成 19 年 3 月	
建設費	2,308,700,000 円	
稼動開始	平成 19 年 4 月 1 日	

○鬼崎埋立場

施設名	福宗環境センター 鬼崎埋立場	
所在地	大分市大字鬼崎 647 番地	
取得年月日	昭和 47 年 4 月 10 日	
取得価格	264,284,728 円	
開設年月日	昭和 47 年 12 月 1 日	
総面積	901,300 m ²	
埋立地面積	224,900 m ²	
全体容量	2,840,000 m ³	
用途	不燃性ごみ埋立処理施設	
浸出水の処理	公共下水道放流	

(2)佐野清掃センター



名 称	佐野清掃センター 清掃工場	所 在 地	大分市大字佐野 3400 番地の 10
敷 地 面 積	23,500 m ²	延 床 面 積	22,947.67 m ²
処 理 能 力	129t/24h×3 基	形 式	シャフト炉式ガス化溶融炉
設 計 施 工	新日本製鐵株	総 工 費	20,212,500,000 円
工 期	平成 12 年 10 月 ~ 平成 15 年 3 月	運 転	民間委託
稼 働 開 始	平成 15 年 4 月 1 日		
燃 焼 ガ ス 冷 却 方 式	全量廃熱ボイラー式		
設 計 ご み 質	低位発熱量(KJ/kg) : 最低 5,400 ~ 最高 12,980 基準 9,210		
焼 却 炉 設 備	炉 形 式	全連続燃焼式焼却炉(シャフト炉式ガス化溶融炉)	
	灰出し設備形式	バンカー方式	
	通風煙道設備	押込送風機、燃焼空気送風機 循環ガス送風機、誘引送風機	
	煙 突 形 式	鋼製 高さ 59m	
公 害 防 止 設 備	集 塵 設 備	バグフィルター方式	
	汚 水 処 理 設 備	有機汚水生物処理方式 無機汚水凝集沈殿方式	
発 電 能 力	9,500kw		
余 熱 利 用 方 法	施設給湯、佐野植物公園への給湯		

○埋立場

施設名	佐野清掃センター 埋立場
所在地	大分市大字佐野 3400 番地の 10
取得年月日	昭和 59 年 1 月 7 日
取得価格	258,234,000 円
開設年月日	昭和 61 年 9 月 1 日
総面積	64,800 m ²
埋立地面積	64,800 m ²
全体容量	1,124,000 m ³
用途	不燃性ごみ埋立処理施設
浸出水の処理	公共下水道放流

(3)関崎清浄園

○埋立場

施設名	関崎清浄園(埋立場)
所在地	大分市大字佐賀関2の4057番地の1
工期	平成6年10月 ~ 平成10年1月
総事業費	674,029,000円
総面積	27,000m ²
埋立地面積	4,100m ²
全体容量	22,000m ³
用途	不燃性ごみ埋立処理施設
浸出水の処理	生物処理+凝集沈殿+活性炭吸着、公共用水域への放流

(4)ごみ焼却熱利用等

①ごみ焼却熱の有効利用

佐野清掃センター清掃工場及び福宗環境センター清掃工場では、焼却によって発生する熱を積極的に利用した高効率の発電設備を設置し、工場内の冷暖房及び給湯設備に利用するほか、余剰電力を九州電力㈱に売電している。さらに、佐野清掃センター清掃工場では、隣接する佐野植物公園に温水を供給している。

施設名	発電能力	利用状況
佐野清掃工場	9,500kw	施設の給湯 佐野植物公園での余熱利用 九州電力㈱に売電
福宗清掃工場	6,000kw	施設の冷暖房・給湯 九州電力㈱に売電

②熱利用

年度	施設名	発電電力量(kwh)	売電電力量(kwh)	売電収入額(円)
H15	東部清掃センター	43,588,200	12,038,580	101,059,502
	福宗清掃工場	39,102,900	24,348,900	206,652,922
H16	佐野清掃工場	43,187,100	12,359,200	104,081,010
	福宗清掃工場	36,746,800	22,468,500	192,120,422
H17	佐野清掃工場	41,580,900	13,279,300	112,081,026
	福宗清掃工場	35,471,600	21,365,700	182,119,810
H18	佐野清掃工場	42,385,820	14,316,720	122,306,311
	福宗清掃工場	31,290,280	18,146,940	155,260,823
H19	佐野清掃工場	28,989,890	6,471,186	56,239,550
	福宗清掃工場	23,737,630	12,931,500	109,851,118
H20	佐野清掃工場	28,024,370	5,766,480	49,579,639
	福宗清掃工場	21,026,730	10,400,460	87,994,609
H21	佐野清掃工場	26,680,900	5,939,220	50,316,330
	福宗清掃工場	23,164,200	11,649,060	97,979,787
H22	佐野清掃工場	25,308,910	5,041,200	42,966,235
	福宗清掃工場	24,054,750	12,294,960	103,937,691
H23	佐野清掃工場	28,079,360	6,391,920	55,737,298
	福宗清掃工場	26,208,180	14,202,600	119,705,917
H24	佐野清掃工場	31,723,080	8,015,880	69,934,372
	福宗清掃工場	24,788,520	12,989,268	109,490,175
H25	佐野清掃工場	33,149,360	7,947,540	91,019,828
	福宗清掃工場	28,341,210	17,672,400	147,849,993
H26	佐野清掃工場	29,695,600	5,789,556	63,796,357
	福宗清掃工場	28,265,450	17,930,448	155,627,249
H27	佐野清掃工場	27,809,800	5,465,910	67,139,808
	福宗清掃工場	29,447,080	17,701,056	155,922,546
H28	佐野清掃工場	30,657,740	7,681,692	95,712,417
	福宗清掃工場	32,141,220	20,560,728	178,328,247
H29	佐野清掃工場	33,890,660	9,421,962	103,430,990
	福宗清掃工場	31,806,110	20,151,456	176,000,142
H30	佐野清掃工場	29,993,520	6,508,944	71,118,610
	福宗清掃工場	34,967,920	23,215,680	202,468,031
R1	佐野清掃工場	31,657,450	6,565,782	72,341,982
	福宗清掃工場	31,632,290	20,016,736	175,347,282
R2	佐野清掃工場	31,532,070	7,330,968	83,383,954
	福宗清掃工場	29,998,920	19,345,728	171,556,414

2. し尿処理施設
大洲園処理場



所在地	大分市西新地1丁目7番3号
敷地面積	20,587 m ²
施設能力	390 kℓ/日 し尿 71 kℓ/日、浄化槽汚泥 319 kℓ/日
処理方式	下水道放流施設 前処理、前曝気、固液分離、凝集処理、希釈調整、下水道放流 し渣及び脱水汚泥：場外搬出処分
総工費	1,481,302,000 円
設計	(株)環境工学コンサルタント
施工	プラント工事 住友重機械・大徳電業特定建設工事共同企業体 建築工事 タナベ・堤特定建設工事共同企業体
工期	平成 12 年 6 月～平成 14 年 3 月
稼働開始	平成 14 年 4 月

3. 車両

(1)ごみ収集車両

用途	車種	形状		積載量(トン)	東部清掃事業所	西部清掃事業所	本課	合計	
可燃ごみ収集	普通	塵芥車	中型	パッカー	2.50				
				プレス	1.90				
			小型	パッカー	2.00				
				プレス	2.00	3	5		8
小計					3	5		8	
臨時収集	普通	塵芥車	中型	プレス	1.90				
				パッカー	2.00				
			小型	プレス	2.00	4	5		9
				パッカー	2.00				
	軽四	リフト	0.35	2	4		6		
		ダンプ	0.35	2	1		3		
トラック		0.35							
小計					8	10		18	
違反収集	普通	塵芥車	小型	パッカー	2.00				
			小型	プレス	2.00	2	2		4
			小計					2	2
蛍光管等収集	計四	トラック			0.35	3	6		9
	小計					3	6		9
その他	普通	塵芥車	中型	パッカー	2.50	6	7	1	14
				プレス	1.90	1	2	1	4
			小型	パッカー	2.00				
				プレス	2.00	4	2	1	7
			ダンプ(クレーン付き)				2.75		
	小型	ダンプ	0.85	1	2		3		
	軽四	リフト	0.35						
		ダンプ	0.35	5	4	2	11		
		2段ダンプ	0.35		3		3		
		トラック	0.35						
		バン	0.35						
		バンリース	0.35	3	3	4	10		
		乗用リース	0.35						
	小計					20	23	9	52
車両	普通	塵芥車	中型	パッカー	2.50	6	7	1	14
				プレス	1.90	1	2	1	4
			小型	パッカー	2.00				
				プレス	2.00	13	14	1	28
			ダンプ(クレーン付き)				2.75		
	小計					20	23	3	46
	小型	ダンプ	0.85	1	2		3		
	小計					1	2		3
	軽四	ダンプ	0.35	7	5	2	14		
		2段ダンプ	0.35		3		3		
		トラック	0.35	3	6		9		
		トラック(リフト付き)	0.35	2	4		6		
		バン	0.35						
		バンリース	0.35	3	3	4	10		
乗用リース	0.35								
小計					15	21	6	42	
計					36	46	9	91	

(2)ごみ処分車両

車 種	積載量(トン)	台 数	車種別計	定 置 場
シ ョ ベ ル ロ ー ダ ー	1.00	2	2	福宗環境センターリサイクルプラザ
ブ ル ド ー ザ ー	10.00	1	1	福宗環境センター鬼崎埋立場
大 型 ダ ン プ	20.00	2	2	福宗環境センターリサイクルプラザ
ト ラ ク タ ー シ ョ ベ ル	1.00	1	1	福宗環境センター鬼崎埋立場
パ ッ カ ー 車	2.50	1	1	福宗環境センター鬼崎埋立場
	2.50	1	1	リサイクルプラザ
	2.50	2	2	佐野清掃センター(工場・埋立場)
散 水 車	2.00	1	1	福宗環境センター鬼崎埋立場
フ ォ ー ク リ フ ト	0.90	2	2	福宗環境センターリサイクルプラザ
パ ッ ク ホ ウ	1.80	1	1	福宗環境センター鬼崎埋立場
覆 土 運 搬 車	10.00	1	1	福宗環境センター鬼崎埋立場
軽 四 ダ ン プ 車	0.35	2	2	福宗環境センター(工場・埋立場)
	0.35	1	1	佐野清掃センター清掃工場
軽 四 バ ン	0.35	2		福宗環境センター(工場・埋立場)
	0.35	3	6	佐野清掃センター清掃工場
	0.35	1		清掃施設課
合 計		24	24	

(3)し尿収集車両

車種	積載量(トン)	台数	車種別計	所管
バキューム車	1.80	3	6	清掃業務課 北部清掃事業所
	1.80 (予備車)	1		
	0.35	1		
	0.35 (予備車)	1		
軽四バン 事務連絡用 パトロール用		1	2	清掃業務課 北部清掃事業所
		1		
合 計		8	8	

(4)し尿処分車両

車種	積載量(トン)	台数	車種別計	所管
軽四バン 事務連絡	0.35	1	1	清掃施設課 大洲園処理場

第5章 ごみ処理（一般廃棄物）

1. ごみの収集・運搬

- (1) 燃やせるごみ（可燃ごみ）
- (2) 燃やせないごみ（不燃ごみ）
- (3) 缶・びん及びペットボトル
- (4) 新聞類・その他紙類・布類
- (5) プラスチック製容器包装
- (6) 大型・粗大ごみ
- (7) 犬、猫等の死体
- (8) 事業系ごみ
- (9) 特定家庭用機器廃棄物（家電リサイクル対象品目）
- (10) 家庭から出されるパソコン
- (11) アスベスト含有家庭用品

2. 乾電池・蛍光灯類・フロンガスの回収

- (1) 使用済み乾電池の回収
- (2) 使用済み蛍光灯類の回収
- (3) フロン回収事業

3. ごみ・資源物処理実績

- (1) ごみ・資源物総排出量実績
- (2) ごみ・資源物処理の概要
- (3) ごみ・資源物処理フローシート
- (4) ごみ・資源物処理量実績
- (5) ごみ処理量の推移
- (6) ごみ搬入形態・処理施設別比較
- (7) ごみ・資源物収集、搬入量の推移
- (8) ごみ・資源物排出量の推移（大分市）
- (9) 月別ごみ・資源物排出量の比較（大分市・広域市）
- (10) 臨時収集（有料）件数の推移
- (11) 犬・猫等の死体処理（収集）件数の推移

4. ごみ質の分析

5. 一般廃棄物処理業者の許可状況

1. ごみの収集・運搬

ごみの排出源を大別すると、家庭の日常生活から排出される「家庭ごみ」と事業活動に伴って排出される「事業系ごみ」とに分けられる。

家庭ごみは全市域を対象に市が収集・運搬、処分を一貫して行っている。

収集・運搬は、大分地区は直営と民間委託、佐賀関地区は民間委託、野津原地区は一部事務組合方式でそれぞれ実施している。

収集形態は、「燃やせるごみ」、「燃やせないごみ(アスベスト含有家庭用品も含む)」、「プラスチック製容器包装」、「缶・びん」、「ペットボトル」、「新聞類・その他紙類・布類」、「蛍光管・電球・水銀体温計・乾電池・スプレー缶・ライター類」の7種類に分別し、ステーション方式で定期収集している。また、大型・粗大ごみは戸別収集している。

排出容器は、ポリ袋か丈夫な紙袋を使用するよう指導していたが、平成9年4月から推奨袋(透明又は半透明のごみ袋)制度を導入し、平成26年11月からは家庭ごみ有料化制度の導入により、「燃やせるごみ」と「燃やせないごみ」の排出容器は指定有料ごみ袋(黄色のごみ袋)とした。

収集車両は、収集運搬の効率化を図るため、箱型車から機械車へ移行させ、大型・粗大ごみに対応できるプレス車を導入するとともに、環境に配慮した低排出ガス車等を導入し、現在に至っている。

また、事業系ごみは、排出事業者による自己処理又は処理施設への自己搬入、若しくは本市が許可している一般廃棄物収集運搬業許可業者による収集運搬としている。

(1) 燃やせるごみ(可燃ごみ)

燃やせるごみは、従前の収集方法を逐次改善してきたが、昭和40年4月、市街地の一部をポリ容器による週1回の定日持ち出し収集に変更し、昭和47年にはそれまでの混合収集を分別収集に改め、現在に至っている。

収集回数は、昭和47年からそれまでの週1回を週2回の定曜に移行した。また、野津原地区は、合併当初から週2回収集と週1回収集の地区があったが、平成19年度に全ての地区で週2回収集となった。

排出場所は、可燃物集積施設(ごみステーション)で11,459箇所を指定している。

(2) 燃やせないごみ(不燃ごみ)

昭和46年までは、燃やせるごみ及び燃やせないごみを混合収集していたが、昭和47年、埋立場開設に伴い、同年7月からこれらの分別収集を始めた。当初、燃やせないごみは週1回定日収集としていたが、昭和50年8月から月2回の収集に変更し、翌年4月から全市域を対象に月2回定曜収集を実施し、さらに昭和54年4月から2週間に1回の収集としていた。しかし、平成19年4月に分別の変更を行った結果、燃やせないごみの排出量が大きく減少したことから、平成20年4月から収集頻度を4週間に1回とした。

また、野津原地区は、合併当初から4週間に1回収集であったが、平成19年度に全ての地区で2週間に1回収集となったが、大分地区同様、平成20年4月から収集頻度を4週間に1回とした。排出場所は、資源物集積施設で9,509箇所を指定している。

(3) 缶・びん及びペットボトル

缶・びん及びペットボトルは、平成9年4月から第1次実施地区(約15,000世帯)を指定し、「缶・びん・ペットボトル」として同一に収集を開始し、さらに翌年1月26日から全市域で開始した。平成19年度から「缶・びん」と「ペットボトル」を分別し収集している。

収集回数とはともに2週間に1回で、排出場所は、資源物集積施設である。また、野津原地区は、4週間に1回収集であったが、平成19年度から2週間に1回収集となった。

(4)新聞類・その他紙類・布類

平成13年4月から「有価物集団回収運動」の補完として、新聞類・その他紙類・布類を資源物として分別回収を開始した。

回収回数は2週間に1回で、排出場所は、資源物集積施設である。また、野津原地区は、合併当初から4週間に1回収集で、布類は分別収集していなかったが、平成19年度から2週間に1回収集となり、布類も分別収集を始めた。

(5)プラスチック製容器包装

プラスチック製容器包装は、平成19年度から分別収集を開始した。回収回数は当初2週間に1回であったが、回収回数の増加要望が多いことから平成20年4月から収集頻度を1週間に1回に変更した。排出場所は、資源物集積施設である。また、佐賀関地区は、合併当初から「その他プラスチック」として2週間に1回収集していたが、平成19年度から呼称を「資源プラ」に統一し、平成20年4月から収集頻度を1週間に1回に変更した。

(6)大型・粗大ごみ

大型・粗大ごみや一時的多量ごみは、申込み(電話受付を含む。)により有料で戸別収集をしている。

(7)犬、猫等の死体

犬、猫等の死体は、市民からの申し出により収集しているが、平成10年1月1日から民間委託している。

なお、佐賀関町地区は合併当初から民間委託で、野津原町地区は合併当初から直接収集していたが、平成19年度からは一部事務組合方式で収集。令和3年3月末の事務組合の解散により民間委託を行うこととなった。

(8)事業系ごみ

事業所から排出される一般廃棄物の収集運搬は、平成7年より許可制度を敷き、市の許可を受けた収集運搬業者が各事業所の収集にあっている。

(9)特定家庭用機器廃棄物(家電リサイクル対象品目)

平成13年4月1日より、家電リサイクル法が施行され、特定家庭用機器廃棄物(テレビ・エアコン・冷蔵庫・洗濯機)の4品目がリサイクルの対象とされたことにより、今まで粗大ごみとして市が収集していた家庭から出される対象品目を、市の許可業者が収集運搬するようにした。また、平成16年4月1日より「冷凍庫」が、平成21年4月1日より「テレビ(液晶・プラズマ式)」及び「衣類乾燥機」が対象品目に追加された。

(10)家庭から出されるパソコン

平成15年10月1日より、資源有効利用促進法に基づいて、家庭から出されるパソコンのメーカー等による回収・リサイクルが始まったことにより、家庭から出されるパソコンの市による収集を行わないこととした。

なお、国の認定を受け家電リサイクル事業を行うリネットジャパン株式会社(現 リネットジャパンリサイクル株式会社)と協定を締結し、平成30年8月1日より宅配便を利用した家庭から出されるパソコンの無料回収を追加した(一部有料)。

(11)アスベスト含有家庭用品

アスベストは人体に悪影響を及ぼす恐れがあるため、平成 18 年度からアスベスト含有家庭用品の分別収集を開始した。収集回数は 4 週間に 1 回で、排出場所は、資源物集積施設である。また、平成 18 年 6 月 9 日付で環境省からアスベスト含有家庭用品のパッカー車又はプレス車による収集運搬は問題なしとの通知を受け検討し、平成 21 年 4 月から燃やせないごみと一緒に収集するように変更した。

2. 乾電池・蛍光管類・フロンガスの回収

(1)使用済み乾電池の回収

乾電池に含まれる水銀による環境汚染を防止するために、使用済み乾電池の分別回収を開始したが、国内では水銀使用量をゼロにする方針で乾電池が生産されており、現在では資源(貴金属)の有効活用という観点から分別収集し、リサイクルを外部に委託している。

使用済み乾電池のみをビニール袋に入れて、口をしぼり、蛍光管等の収集日に、不燃ごみステーションに排出されたものを回収している。

使用済み乾電池回収処理量実績(内容量)

年度	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2
回収量(t)	102.68	109.68	109.54	108.02	105.16	99.02	85.86	94.29	96.37	92.02	91.52	102.14

(2)使用済み蛍光管類の回収

蛍光管類にはガラス、水銀、鉄、アルミなど有害であるが適正に処理をすれば有用な資源としてリサイクルできる物質が多く使用されている。そこで、平成 19 年度から分別収集を開始し、リサイクルを外部に委託している。

蛍光管類回収処理量実績(内容量)

年度	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2
回収量(t)	50.57	51.60	44.97	47.10	45.28	39.10	36.22	30.66	29.24	26.66	24.02	24.13

(3)フロン回収事業

オゾン層破壊の原因となっている特定フロンは地球環境に重大な悪影響を及ぼすことから、大分市においてもフロンガス回収に積極的に取り組み、粗大ごみ処理施設に搬入されるフロンガス使用製品(冷蔵庫(平成 7 年 11 月から)、エアコン(平成 8 年 3 月から))からのフロンガス回収を実施し、回収したフロンガスは外部に委託して破壊処理を行ってきた。

平成 13 年度から家電リサイクル法が施行され、冷蔵庫、エアコンが大分市の粗大ごみ処理施設に搬入されなくなったことから、フロンガス回収事業は中止した。

フロンガス回収実績

年 度		9 年度	10 年度	11 年度	12 年度	13 年度
冷蔵庫	回収台数	19,341 台	23,062 台	30,265 台	35,251 台	4,457 台
(R-12)	回収量	1,342.26 kg	1,451.91 kg	1,584.60 kg	2,011.09 kg	137.00 kg
エアコン	回収台数	6,073 台	15,067 台	28,904 台	33,672 台	10,268 台
(R-22)	回収量	947.18 kg	1,640.13 kg	1,971.42 kg	2,740.07 kg	908.50 kg
回収量合計		2,289.44 kg	3,092.04 kg	3,556.02 kg	4,751.16 kg	1,045.50 kg

3. ごみ・資源物処理実績

(1)ごみ・資源物総排出量実績(令和2年度)

(単位:トン)

種類別	大分市				広域処理					合計
	旧大分市	佐賀関地区	野津原地区	計	由布市	竹田市	臼杵市	豊後大野市	計	
家庭系	83,872.97	1,563.92	593.96	86,030.85	6,384.30	3,625.90	6,035.19	0.00	16,045.39	102,076.24
事業系	5,597.37	90.15	57.81	5,745.33	664.51	-	-	-	664.51	6,409.84
資源物	19,410.60	328.73	163.41	19,902.74	529.31	-	-	-	529.31	20,432.05
合計	108,880.94	1,982.80	815.18	111,678.92	7,578.12	3,625.90	6,035.19	0.00	17,239.21	128,918.13

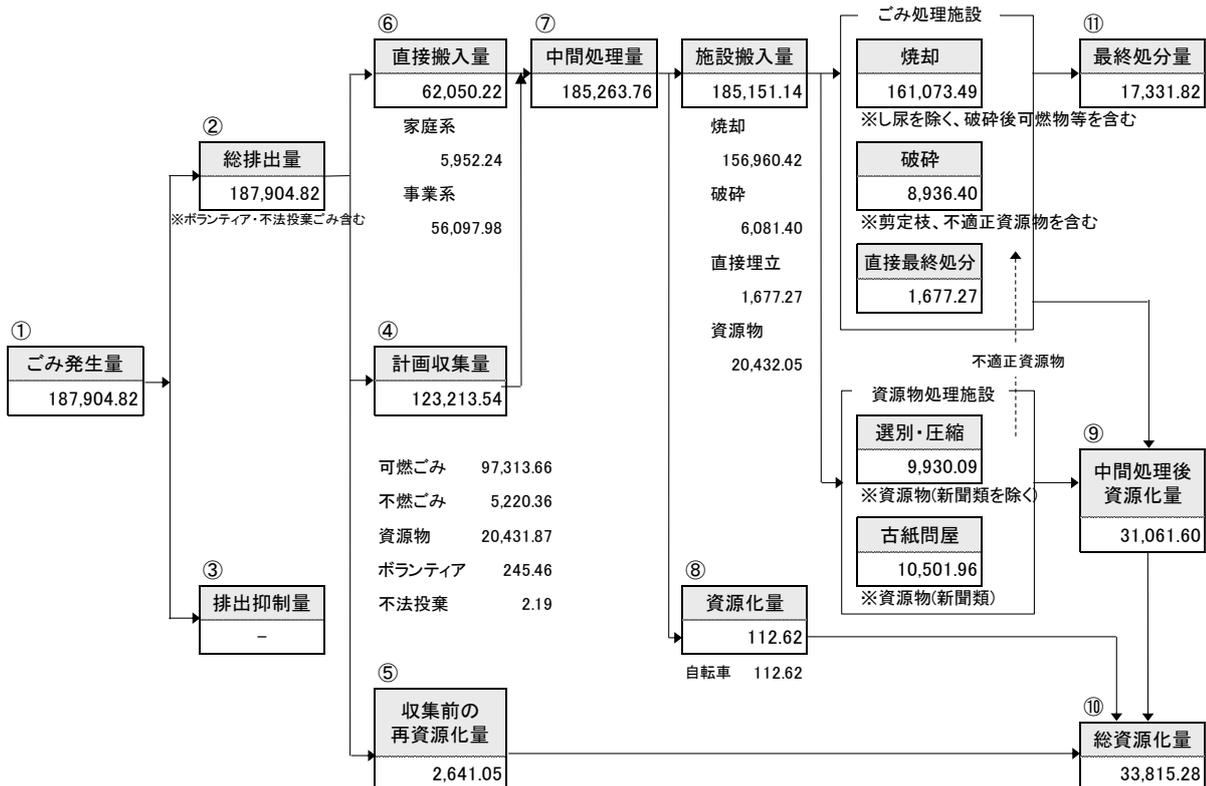
種類別	大分市				広域処理					合計
	旧大分市	佐賀関地区	野津原地区	計	由布市	竹田市	臼杵市	豊後大野市	計	
可燃ごみ	47,046.28	0.00	0.00	47,046.28	2,699.62	1,672.54	3,136.89	-	7,509.05	54,555.33
不燃ごみ	1,220.82	0.00	0.00	1,220.82	321.83	-	-	-	321.83	1,542.65
合計	48,267.10	0.00	0.00	48,267.10	3,021.45	1,672.54	3,136.89	0.00	7,830.88	56,097.98

系統別	大分市				広域処理					合計
	旧大分市	佐賀関地区	野津原地区	計	由布市	竹田市	臼杵市	豊後大野市	計	
家庭系	108,880.94	1,982.80	815.18	111,678.92	7,578.12	3,625.90	6,035.19	0.00	17,239.21	128,918.13
事業系	48,267.10	0.00	0.00	48,267.10	3,021.45	1,672.54	3,136.89	-	7,830.88	56,097.98
小計	157,148.04	1,982.80	815.18	159,946.02	10,599.57	5,298.44	9,172.08	0.00	25,070.09	185,016.11
収集前の再資源化量	-	-	-	2,641.05	-	-	-	-	-	2,641.05
合計(総排出量)	157,148.04	1,982.80	815.18	162,587.08	10,599.57	5,298.44	9,172.08	0.00	25,070.09	187,657.17
ボランティア・不法投棄ごみ	224.42	22.82	0.41	247.65	-	-	-	-	-	247.65

種類別	大分市				広域処理					合計
	旧大分市	佐賀関地区	野津原地区	大分市	由布市	竹田市	臼杵市	豊後大野市	計	
可燃ごみ	130,919.25	1,563.92	593.96	133,077.13	9,083.92	5,298.44	9,172.08	0.00	23,554.44	156,631.57
不燃ごみ	6,818.19	90.15	57.81	6,966.15	986.34	0.00	0.00	-	986.34	7,952.49
資源物	19,410.60	328.73	163.41	19,902.74	529.31	0.00	0.00	-	529.31	20,432.05
収集前の再資源化量	-	-	-	2,641.05	-	-	-	-	-	2,641.05
小計(総排出量)	157,148.04	1,982.80	815.18	162,587.08	10,599.57	5,298.44	9,172.08	0.00	25,070.09	187,657.17
ボランティア・不法投棄ごみ	224.42	22.82	0.41	247.65	-	-	-	-	-	247.65
合計	157,372.46	2,005.62	815.59	162,834.73	10,599.57	5,298.44	9,172.08	0.00	25,070.09	187,904.82

(2)ごみ・資源物処理の概要(令和2年度)

(単位:トン)



(3)ごみ・資源物処理フローシート
 収集フロー図(令和2年度実績)

(単位:トン)

中間処理量(※⑦) 185,263.76

大分市 160,193.67

大分市直営収集
106,042.39

可燃ごみ 81,268.27
 福宗清掃工場 42,127.02
 佐野清掃センター 39,141.25

	可燃ごみ	違反・混載	大型・粗大等
福宗	41,947.62	10.35	169.05
佐野	36,967.10	116.63	2,057.52

不燃ごみ 4,623.91
 リサイクルプラザ 4,480.09
 鬼崎埋立場 38.20
 佐野清掃センター 105.62

	定期収集	違反・混載	大型・粗大等
リサプラ	4,020.78	0.00	459.31
鬼崎	0.00	0.00	38.20
佐野	97.36		8.26

資源物 19,902.56
 リサイクルプラザ 9,400.60
 大分リサイクル事業協同組合 10,501.96

缶・びん	ペットボトル	資源プラ	蛍光管等	新聞類
4,212.64	1,591.65	3,355.89	240.42	10,501.96

ボランティア・不法投棄 247.65
 福宗清掃工場 68.41
 佐野清掃センター 163.08
 リサイクルプラザ 3.69
 鬼崎埋立場 12.47

ボランティア	不法投棄
245.46	2.19
福宗 68.41	福宗 0.00
佐野 161.08	佐野 2.00
リサプラ 3.50	リサプラ 0.19
鬼崎 12.47	鬼崎 0.00

大分市直接搬入
54,151.28

可燃ごみ 51,808.86
 福宗清掃工場 26,576.17
 佐野清掃センター 25,232.69

	家庭系	事業系
福宗	1,948.74	24,627.43
佐野	2,813.84	22,418.85

不燃ごみ 2,342.24
 リサイクルプラザ 625.90
 鬼崎埋立場 1,665.04
 佐野清掃センター 51.30

	家庭系	事業系
リサプラ	624.56	1.34
鬼崎	445.56	1,219.48
佐野	51.30	

資源物(家庭系) 0.18
 リサイクルプラザ 0.18

缶・びん	ペットボトル
0.18	0.00
資源プラ	蛍光管等
0.00	0.00

由布市 10,599.57

由布市直営収集
7,510.06

可燃ごみ 6,384.30
 福宗清掃工場 6,370.77
 佐野清掃センター 13.53

不燃ごみ 596.45
 リサイクルプラザ 596.45

資源物 529.31
 リサイクルプラザ 529.31

缶・びん	ペットボトル	資源プラ	蛍光管等
282.62	104.71	113.73	28.25

由布市直接搬入
3,089.51

可燃ごみ 2,699.62
 福宗清掃工場 2,699.62
 佐野清掃センター 0.00

不燃ごみ 389.89
 リサイクルプラザ 44.54
 鬼崎埋立場 345.35

	家庭系	事業系
リサプラ	43.94	0.60
鬼崎	24.12	321.23

竹田市 5,298.44

竹田市直営収集
3,625.90

可燃ごみ 3,625.90
 福宗清掃工場 3,625.90

竹田市直接搬入
1,672.54

可燃ごみ 1,672.54
 福宗清掃工場 1,672.54

臼杵市 9,172.08

臼杵市直営収集
6,035.19

可燃ごみ 6,035.19
 佐野清掃センター 6,035.19

臼杵市直接搬入
3,136.89

可燃ごみ 3,136.89
 佐野清掃センター 3,136.89

広域以外 0.00

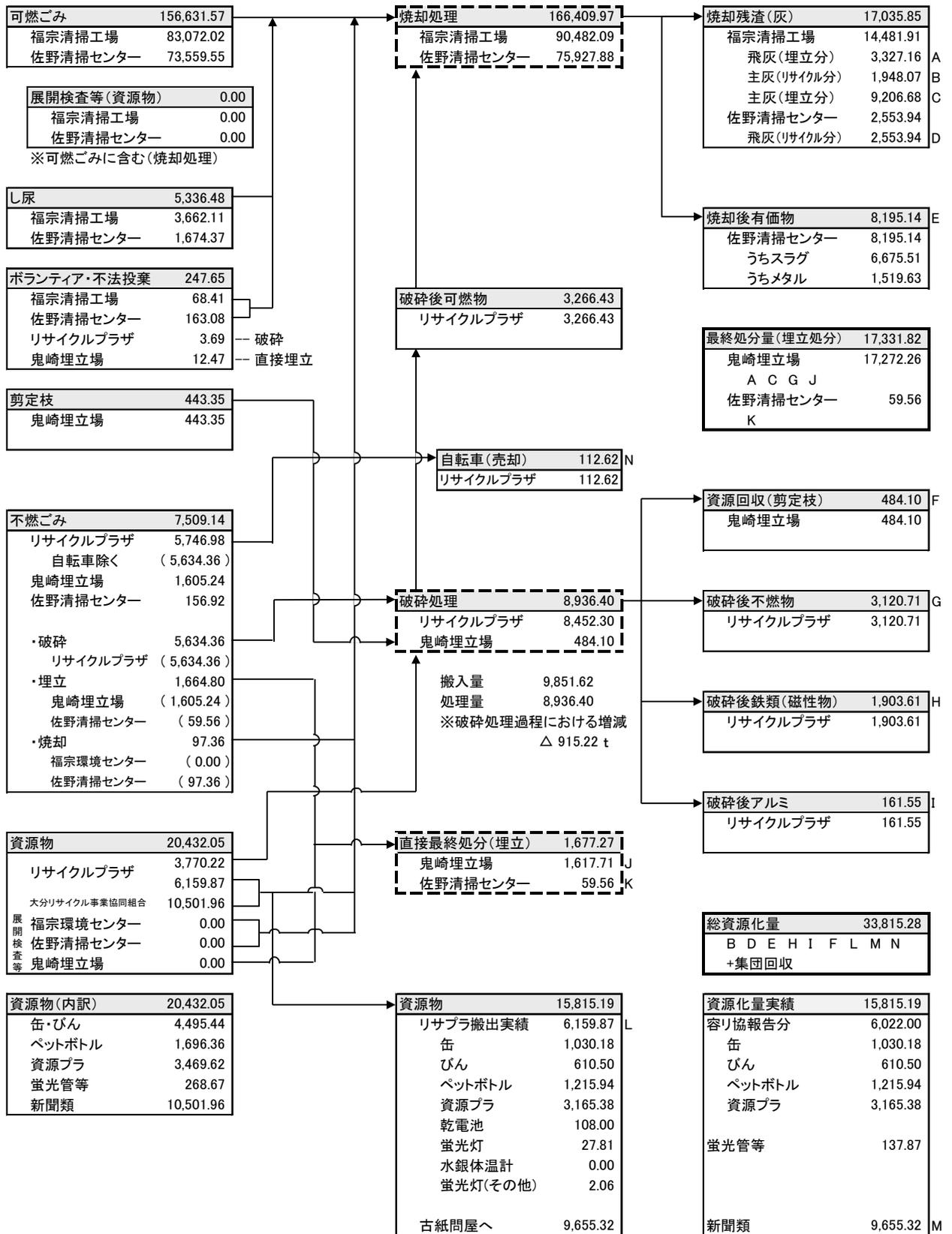
豊後大野市直営収集
0.00

可燃ごみ 0.00
 福宗清掃工場 0.00
 佐野清掃センター 0.00

処分フロー図(令和2年度実績)

(単位:トン)

中間処理量(※⑦) 185,263.76 ※し尿を除く量



②由布市 ごみ・資源物搬入実績（令和2年度）

[単位:トン]

【由布市直営収集】

			4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
由布市直営収集	可燃物	福宗清掃工場	510.98	555.08	547.68	641.15	562.27	524.16	499.45	492.16	534.66	477.85	469.79	555.54	6,370.77
		佐野清掃センター	1.37	0.80	1.03	0.20	1.58	1.62	0.86	0.26	2.71	1.75	0.88	0.47	13.53
	可燃物 小計		512.35	555.88	548.71	641.35	563.85	525.78	500.31	492.42	537.37	479.60	470.67	556.01	6,384.30
	不燃物	リサイクルプラザ	54.83	65.32	50.28	30.64	50.22	43.41	50.93	49.52	58.23	41.44	47.83	53.80	596.45
		不燃物 小計	54.83	65.32	50.28	30.64	50.22	43.41	50.93	49.52	58.23	41.44	47.83	53.80	596.45
	缶・びん	リサイクルプラザ	22.58	27.43	22.32	19.29	31.57	24.80	23.17	23.88	24.54	22.55	20.16	20.33	282.62
	ペットボトル	リサイクルプラザ	7.76	9.08	12.12	7.84	11.55	10.04	9.12	7.47	7.33	6.49	6.80	9.11	104.71
	資源プラ	リサイクルプラザ	10.20	9.68	8.94	10.81	9.24	10.06	8.22	7.81	8.67	10.80	8.29	11.01	113.73
	蛍光管等	リサイクルプラザ	2.17	7.28	1.51	1.31	1.53	2.40	1.79	1.83	2.48	2.52	1.18	2.25	28.25
	資源物 小計		42.71	53.47	44.89	39.25	53.89	47.30	42.30	40.99	43.02	42.36	36.43	42.70	529.31
	由布市直営収集 合計			609.89	674.67	643.88	711.24	667.96	616.49	593.54	582.93	638.62	563.40	554.93	652.51

【由布市直接搬入】

			4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
由布市直接搬入	可燃物	福宗清掃工場	223.48	218.08	269.35	260.39	277.76	242.69	293.90	286.45	200.42	133.62	140.67	152.81	2,699.62
		佐野清掃センター													
	可燃物 小計		223.48	218.08	269.35	260.39	277.76	242.69	293.90	286.45	200.42	133.62	140.67	152.81	2,699.62
	不燃物	リサイクルプラザ	6.74	5.47	3.24	3.12	2.65	2.90	3.60	3.22	6.67	1.87	1.99	3.07	44.54
鬼崎埋立場		73.86	4.66	5.86	4.99	2.16	12.43	4.45	4.52	6.63	5.98	7.10	212.71	345.35	
不燃物 小計		80.60	10.13	9.10	8.11	4.81	15.33	8.05	7.74	13.30	7.85	9.09	215.78	389.89	
由布市直接搬入 合計			304.08	228.21	278.45	268.50	282.57	258.02	301.95	294.19	213.72	141.47	149.76	368.59	3,089.51

【由布市】

			4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
由布市	可燃物	福宗清掃工場	734.46	773.16	817.03	901.54	840.03	766.85	793.35	778.61	735.08	611.47	610.46	708.35	9,070.39
		佐野清掃センター	1.37	0.80	1.03	0.20	1.58	1.62	0.86	0.26	2.71	1.75	0.88	0.47	13.53
	可燃物 小計		735.83	773.96	818.06	901.74	841.61	768.47	794.21	778.87	737.79	613.22	611.34	708.82	9,083.92
	不燃物	リサイクルプラザ	61.57	70.79	53.52	33.76	52.87	46.31	54.53	52.74	64.90	43.31	49.82	56.87	640.99
		鬼崎埋立場	73.86	4.66	5.86	4.99	2.16	12.43	4.45	4.52	6.63	5.98	7.10	212.71	345.35
	不燃物 小計		135.43	75.45	59.38	38.75	55.03	58.74	58.98	57.26	71.53	49.29	56.92	269.58	986.34
	缶・びん	リサイクルプラザ	22.58	27.43	22.32	19.29	31.57	24.80	23.17	23.88	24.54	22.55	20.16	20.33	282.62
	ペットボトル	リサイクルプラザ	7.76	9.08	12.12	7.84	11.55	10.04	9.12	7.47	7.33	6.49	6.80	9.11	104.71
	資源プラ	リサイクルプラザ	10.20	9.68	8.94	10.81	9.24	10.06	8.22	7.81	8.67	10.80	8.29	11.01	113.73
	蛍光管等	リサイクルプラザ	2.17	7.28	1.51	1.31	1.53	2.40	1.79	1.83	2.48	2.52	1.18	2.25	28.25
	資源物 小計		42.71	53.47	44.89	39.25	53.89	47.30	42.30	40.99	43.02	42.36	36.43	42.70	529.31
由布市 合計			913.97	902.88	922.33	979.74	950.53	874.51	895.49	877.12	852.34	704.87	704.69	1,021.10	10,599.57

由布市し尿し渣・汚泥	福宗清掃工場	60.98	51.10	56.58	45.24	34.38	36.48	38.19	41.18	52.36	60.45	62.88	79.04	618.86
------------	--------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	--------

③竹田市 ごみ搬入実績（令和2年度）

[単位:トン]

			4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
直営収集	可燃物	福宗清掃工場	308.54	322.60	328.91	321.28	300.60	307.72	290.21	288.28	307.65	297.97	232.10	320.04	3,625.90
	可燃物 小計		308.54	322.60	328.91	321.28	300.60	307.72	290.21	288.28	307.65	297.97	232.10	320.04	3,625.90
直接搬入	可燃物	福宗清掃工場	143.49	119.38	141.52	145.01	153.63	138.09	156.59	147.19	134.37	126.30	120.34	146.63	1,672.54
	可燃物 小計		143.49	119.38	141.52	145.01	153.63	138.09	156.59	147.19	134.37	126.30	120.34	146.63	1,672.54
竹田市 合計			452.03	441.98	470.43	466.29	454.23	445.81	446.80	435.47	442.02	424.27	352.44	466.67	5,298.44

④臼杵市 ごみ搬入実績（令和2年度）

[単位:トン]

			4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合 計
直営収集	可燃物	佐野清掃センター	504.18	572.52	572.21	548.20	508.66	465.41	500.30	474.35	532.41	447.00	402.08	507.87	6,035.19
	可燃物 小計		504.18	572.52	572.21	548.20	508.66	465.41	500.30	474.35	532.41	447.00	402.08	507.87	6,035.19
直接搬入	可燃物	佐野清掃センター	253.02	245.11	271.10	293.76	268.14	261.68	273.33	260.24	260.25	248.51	236.15	265.60	3,136.89
	可燃物 小計		253.02	245.11	271.10	293.76	268.14	261.68	273.33	260.24	260.25	248.51	236.15	265.60	3,136.89
臼杵市 合計			757.20	817.63	843.31	841.96	776.80	727.09	773.63	734.59	792.66	695.51	638.23	773.47	9,172.08

⑤総ごみ・資源物搬入実績（令和2年度）

[単位:トン]

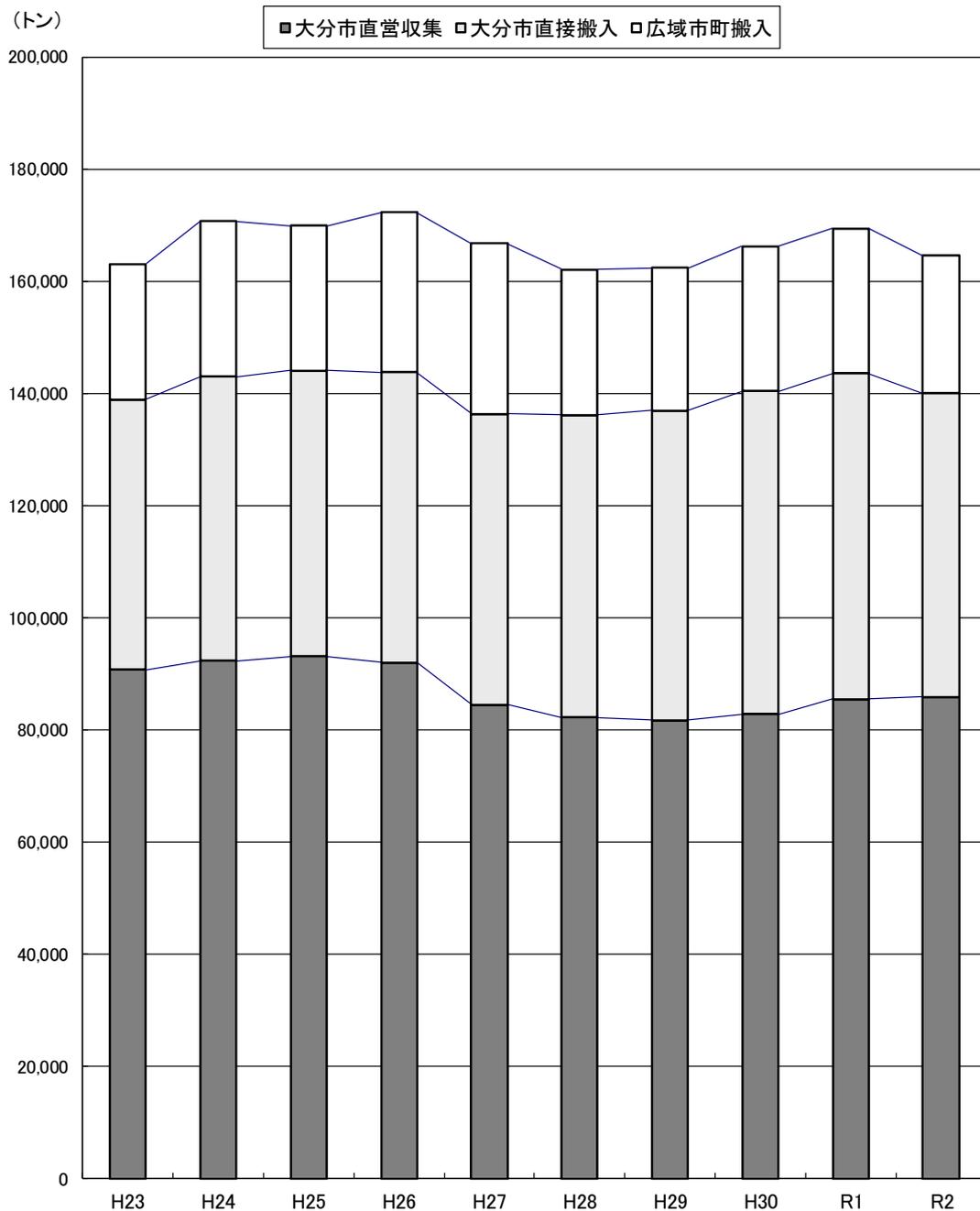
			4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合 計
可燃物	福宗清掃工場		6,720.28	7,157.86	7,396.76	7,733.77	7,168.81	6,944.84	7,197.94	6,786.69	6,896.41	6,290.10	5,755.54	7,023.02	83,072.02
	佐野清掃センター		6,120.60	6,586.55	6,549.73	6,444.98	5,933.65	6,004.76	6,223.69	6,071.94	6,287.79	5,697.23	5,137.79	6,500.84	73,559.55
可燃物 小計			12,840.88	13,744.41	13,946.49	14,178.75	13,102.46	12,949.60	13,421.63	12,858.63	13,184.20	11,987.33	10,893.33	13,523.86	156,631.57
不燃物	リサイクルプラザ		582.33	619.35	396.46	459.14	440.17	528.58	453.74	429.37	499.28	424.12	393.94	520.50	5,746.98
	鬼崎埋立場		169.45	409.35	83.85	291.98	124.75	94.56	96.29	88.65	146.95	163.84	64.72	314.20	2,048.59
	佐野清掃センター		5.83	10.04	84.77	5.48	4.72	6.62	8.55	6.59	7.45	3.26	8.07	5.54	156.92
不燃物 小計			757.61	1,038.74	565.08	756.60	569.64	629.76	558.58	524.61	653.68	591.22	466.73	840.24	7,952.49
資源物	缶・びん	リサイクルプラザ	384.69	421.36	371.99	375.73	421.63	372.16	365.53	328.60	355.80	407.16	324.77	366.02	4,495.44
	ペットボトル	リサイクルプラザ	128.43	147.03	148.71	159.33	185.59	169.42	150.37	123.94	118.84	123.63	109.08	131.99	1,696.36
	資源プラ	リサイクルプラザ	283.68	297.68	286.81	299.31	285.75	283.22	279.83	261.50	283.90	320.78	268.63	318.53	3,469.62
	新聞類・その他紙類・布類	大分リサイクル事業協同組合	1,005.92	1,070.09	800.72	812.53	834.15	762.97	851.00	820.93	942.86	851.04	727.61	1,022.14	10,501.96
	蛍光管等	リサイクルプラザ	23.60	30.69	21.14	20.55	19.88	22.52	21.84	20.26	25.21	22.96	18.78	21.24	268.67
資源物 小計			1,826.32	1,966.85	1,629.37	1,667.45	1,747.00	1,610.29	1,668.57	1,555.23	1,726.61	1,725.57	1,448.87	1,859.92	20,432.05
総排出量(可燃物+不燃物+資源物)			15,424.81	16,750.00	16,140.94	16,602.80	15,419.10	15,189.65	15,648.78	14,938.47	15,564.49	14,304.12	12,808.93	16,224.02	185,016.11

その他ごみ	ボランティアごみ	福宗清掃工場	2.80	4.31	6.99	10.04	8.87	6.70	6.30	8.06	9.48	1.33	0.24	2.88	68.00
		佐野清掃センター	11.13	13.76	14.38	18.69	20.73	13.30	20.91	19.15	12.36	3.97	3.51	9.60	161.49
		リサイクルプラザ	0.32	0.34	0.28	0.28	0.43	0.30	0.39	0.27	0.18	0.27	0.22	0.22	3.50
		鬼崎埋立場		6.02	5.62					0.83					12.47
	ボランティアごみ 小計		14.25	24.43	27.27	29.01	30.03	20.30	27.60	28.31	22.02	5.57	3.97	12.70	245.46
	不法投棄ごみ	リサイクルプラザ	0.04				0.15								0.19
		佐野清掃センター	0.05	0.15	0.65	0.12		0.09			0.42				2.00
		鬼崎埋立場													
	不法投棄ごみ 小計		0.09	0.15	0.65	0.12	0.15	0.09			0.42				2.19
	その他ごみ 合計			14.34	24.58	27.92	29.13	30.18	20.39	27.60	28.31	22.44	5.57	3.97	13.22

大分市大洲園汚泥	福宗清掃工場	226.16	209.78	298.37	378.98	334.71	336.00	347.64	140.79	180.27	162.29	208.13	220.13	3,043.25
	佐野清掃センター	235.98	214.50	122.44					195.12	222.44	201.55	231.48	250.86	1,674.37
由布市し尿し渣・汚泥	福宗清掃工場	60.98	51.10	56.58	45.24	34.38	36.48	38.19	41.18	52.36	60.45	62.88	79.04	618.86
し尿・汚泥 合計		523.12	475.38	477.39	424.22	369.09	372.48	385.83	377.09	455.07	424.29	502.49	550.03	5,336.48

(5)ごみ処理量の推移

①ごみ搬入量の推移(資源物は除く)

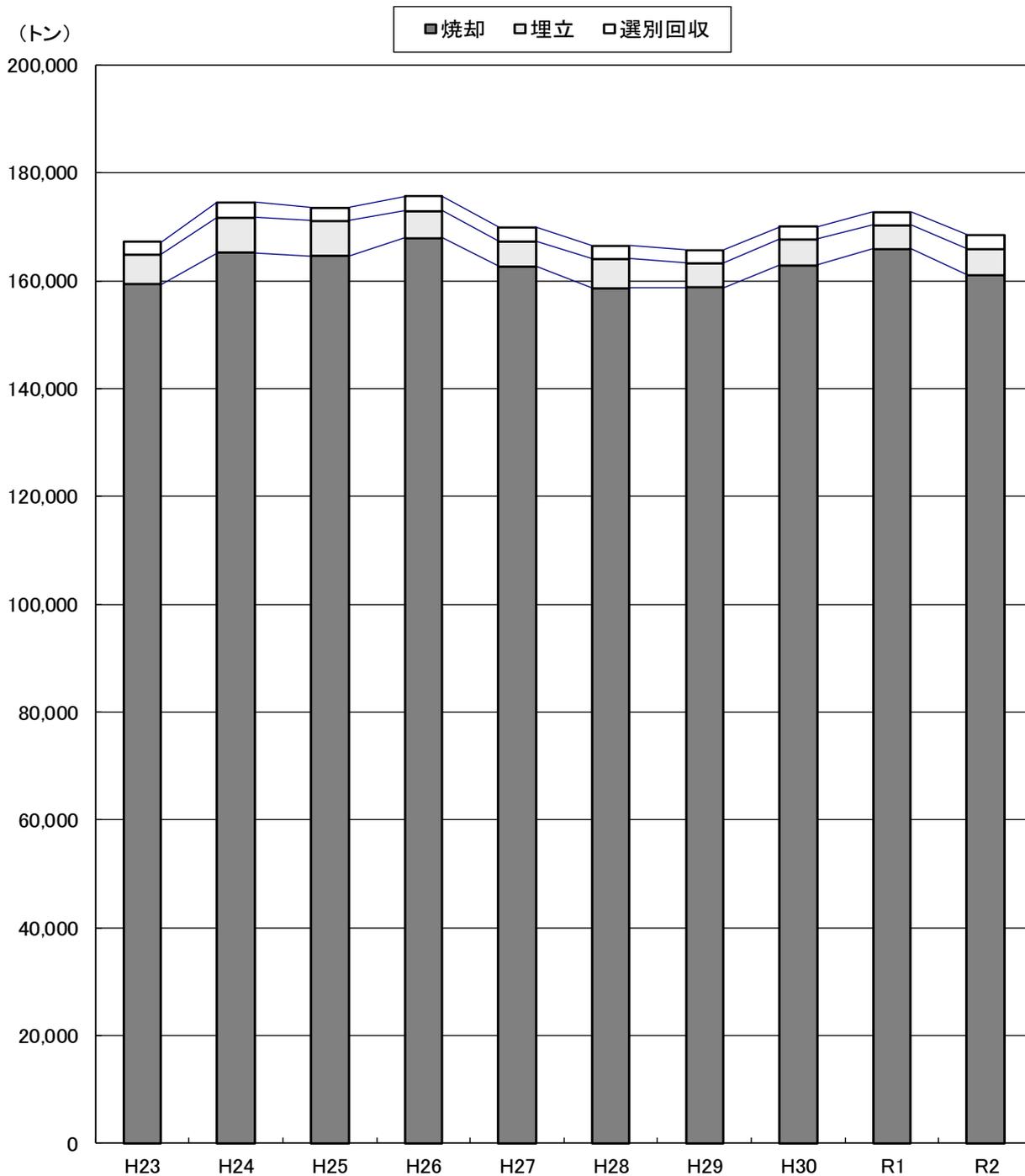


単位:トン

年度	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2
大分市直営収集	90,780	92,330	93,183	92,078	84,495	82,255	81,771	82,892	85,553	85,892
大分市直接搬入	48,159	50,683	50,906	51,756	51,917	53,979	55,248	57,592	58,093	54,151
広域市町搬入	24,187	27,713	25,893	28,533	30,373	25,886	25,444	25,788	25,772	24,541
計	163,126	170,726	169,982	172,367	166,785	162,120	162,463	166,272	169,418	164,584

※広域市町搬入は、由布市、竹田市、臼杵市。
26・27年度は豊後大野市の可燃ごみを含む。

②ごみ処分量の推移



単位:トン

年度	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2
焼却	159,313	165,145	164,570	167,913	162,657	158,672	158,734	162,837	165,875	161,073
埋立	5,580	6,595	6,587	5,028	4,656	5,369	4,592	4,876	4,440	4,798
選別回収	2,355	2,836	2,397	2,763	2,601	2,486	2,332	2,295	2,397	2,662
計	167,248	174,576	173,554	175,704	169,914	166,527	165,658	170,008	172,712	168,533

※焼却は、し尿・下水道汚泥を除く。

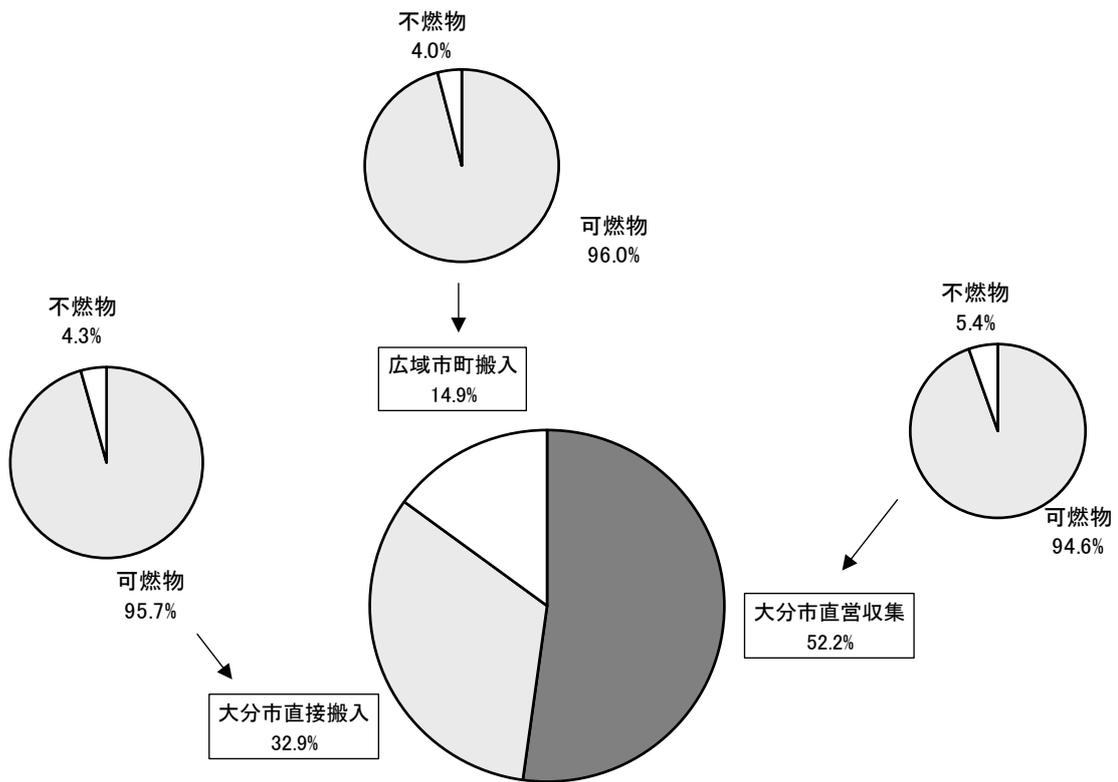
※埋立は、焼却残渣を除く。

※選別回収は、選別有価物と破碎後磁性物の合計量

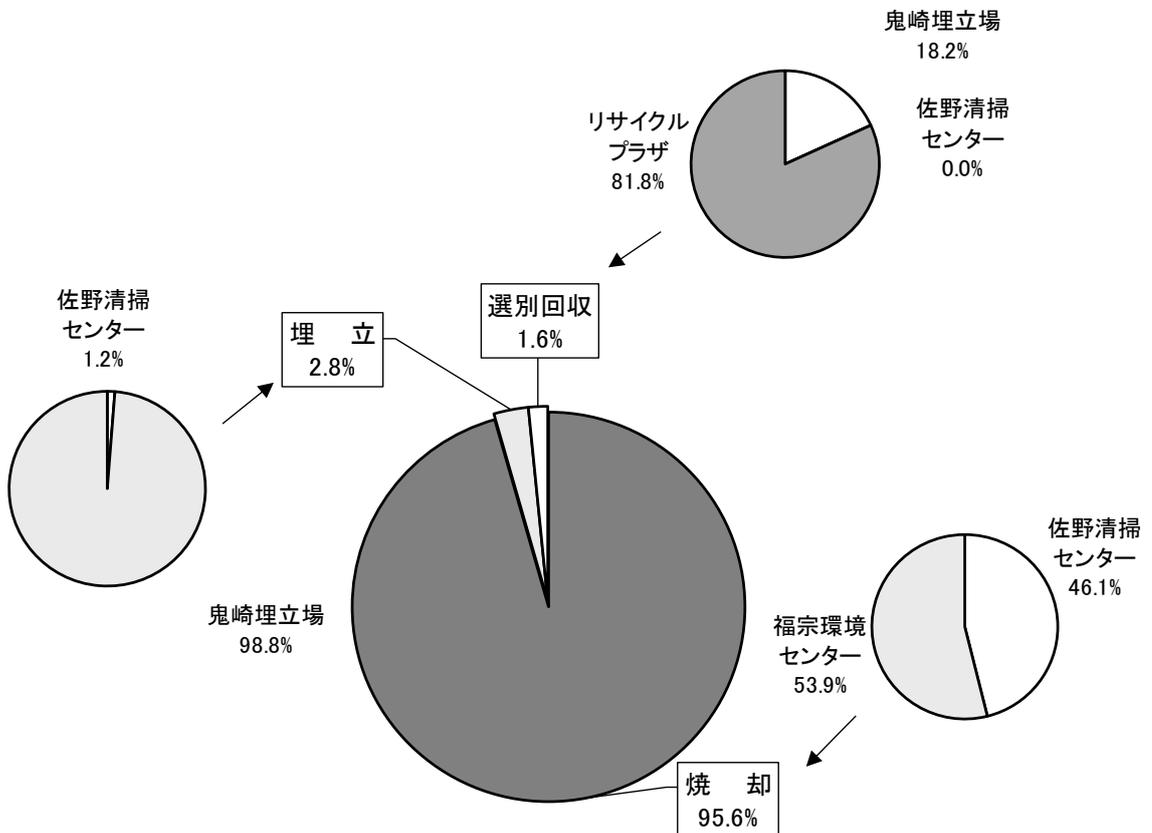
(6) ゴミ搬入形態・処理施設別比較

(令和3年3月31日現在)

① ゴミ搬入形態別比較

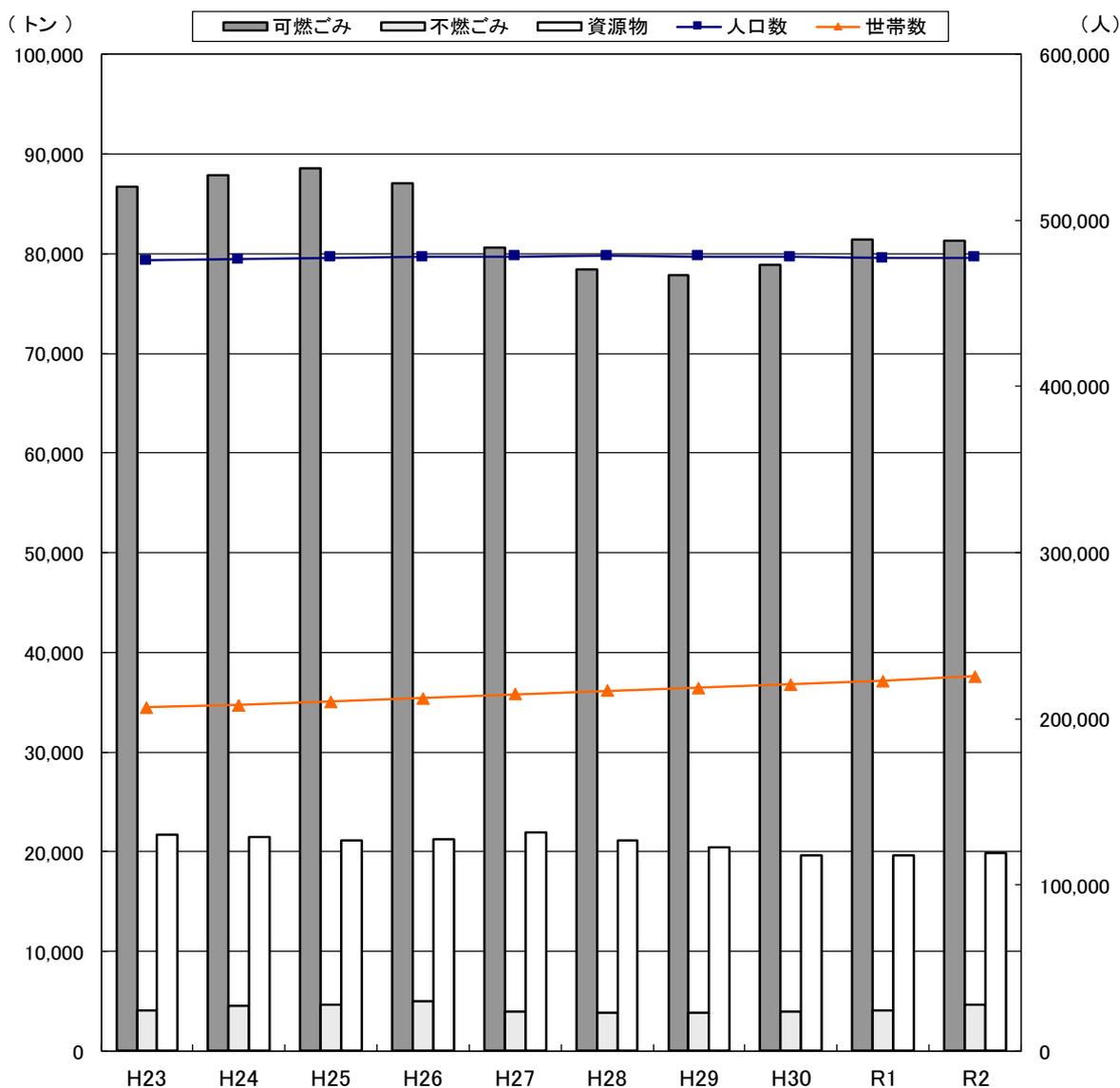


② ゴミ処分形態別比較



(7)ごみ・資源物収集、搬入量の推移

①大分市直営収集分



単位:トン

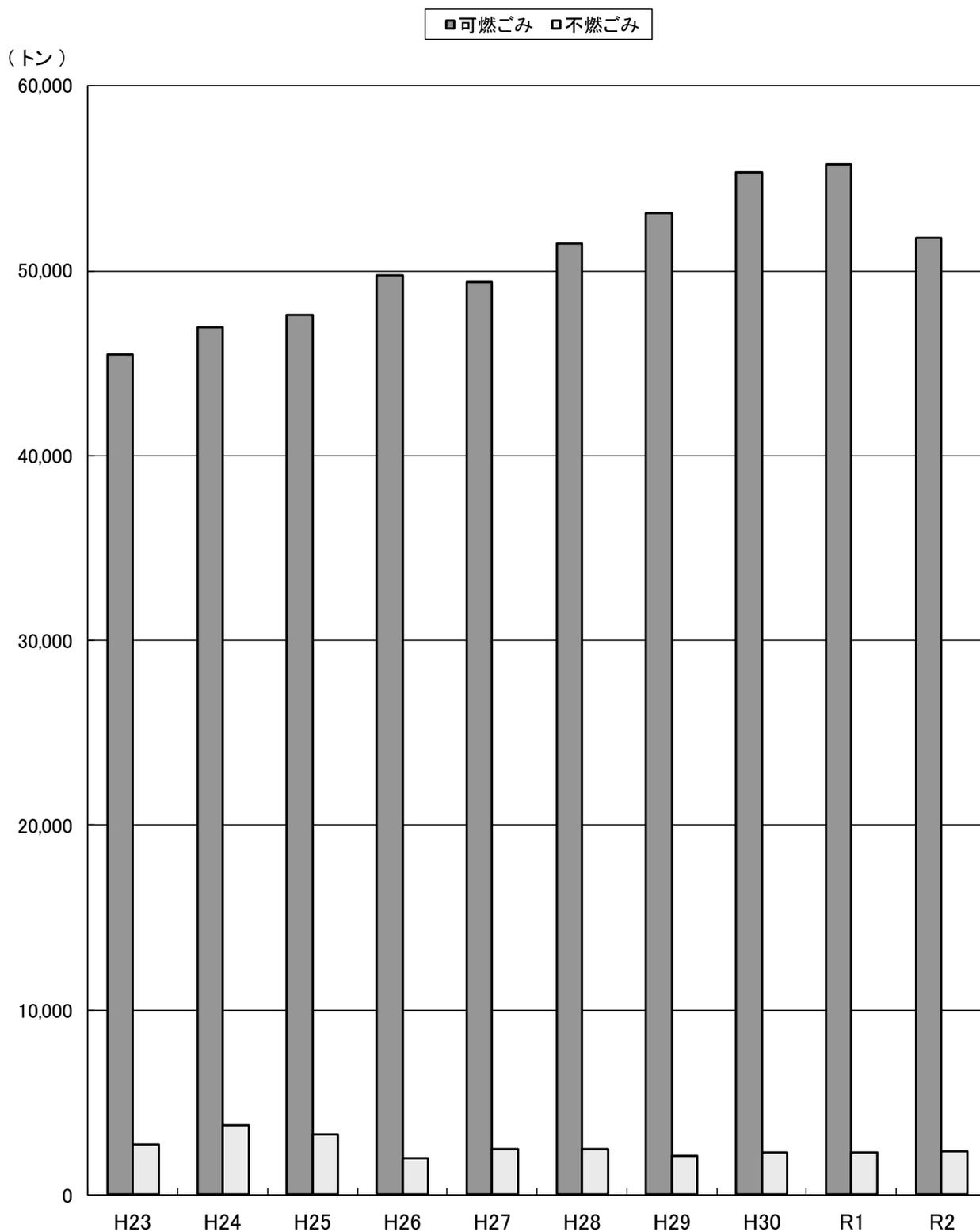
大分市直営収集	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2
可燃ごみ	86,700	87,845	88,506	87,072	80,568	78,386	77,872	78,912	81,434	81,268
不燃ごみ	4,081	4,484	4,677	5,006	3,927	3,869	3,898	3,980	4,119	4,624
資源物	21,663	21,442	21,166	21,257	21,885	21,107	20,488	19,669	19,607	19,903
総収集量	112,444	113,771	114,349	113,335	106,380	103,362	102,258	102,561	105,160	105,795
人口数	475,788	476,723	477,640	477,853	478,241	478,491	478,222	477,858	477,393	477,448
世帯数	206,718	208,097	210,226	212,396	214,752	216,853	218,643	220,698	222,681	225,511

資源物内訳

単位:トン

缶・びん	4,128	4,361	4,391	4,188	4,327	4,189	4,138	3,980	3,957	4,213
ペットボトル	1,367	1,417	1,461	1,422	1,331	1,380	1,426	1,516	1,603	1,592
資源プラ	2,582	2,465	2,467	2,810	3,222	3,236	3,252	3,252	3,280	3,356
新聞類・その他紙類・布類	13,353	12,962	12,612	12,598	12,777	12,071	11,429	10,685	10,533	10,502
蛍光管等	233	237	235	242	229	233	243	237	233	240

②大分市直接搬入分

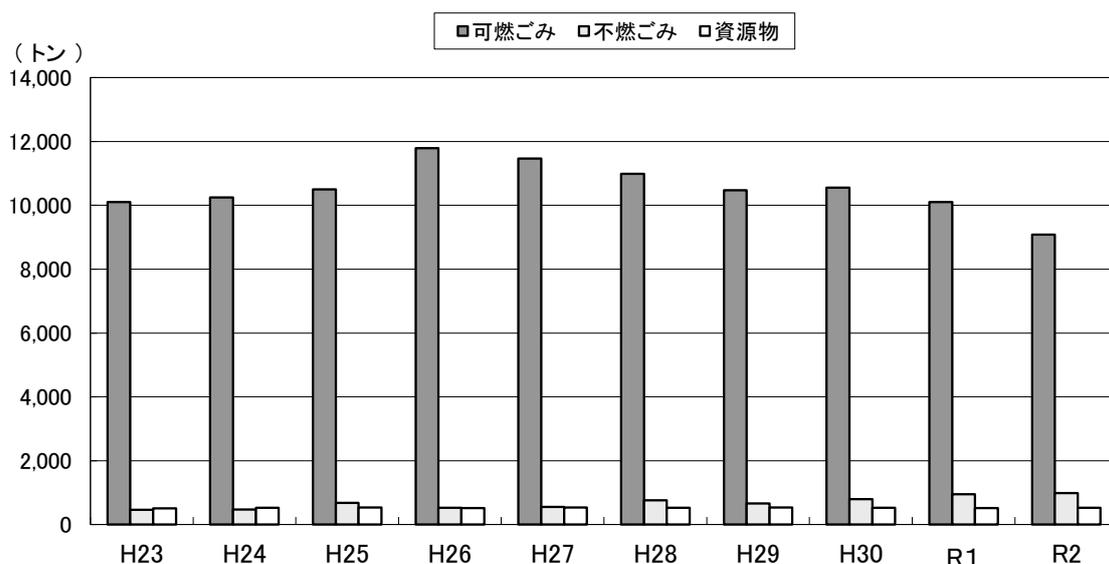


単位:トン

大分市直接搬入	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2
可燃ごみ	45,452	46,943	47,642	49,771	49,423	51,476	53,133	55,322	55,781	51,809
不燃ごみ	2,707	3,740	3,264	1,984	2,495	2,503	2,114	2,269	2,313	2,342
計	48,159	50,683	50,906	51,755	51,918	53,979	55,247	57,591	58,094	54,151

※ 平成19年度からあわせ産業廃棄物の搬入を禁止した。

③由布市搬入分

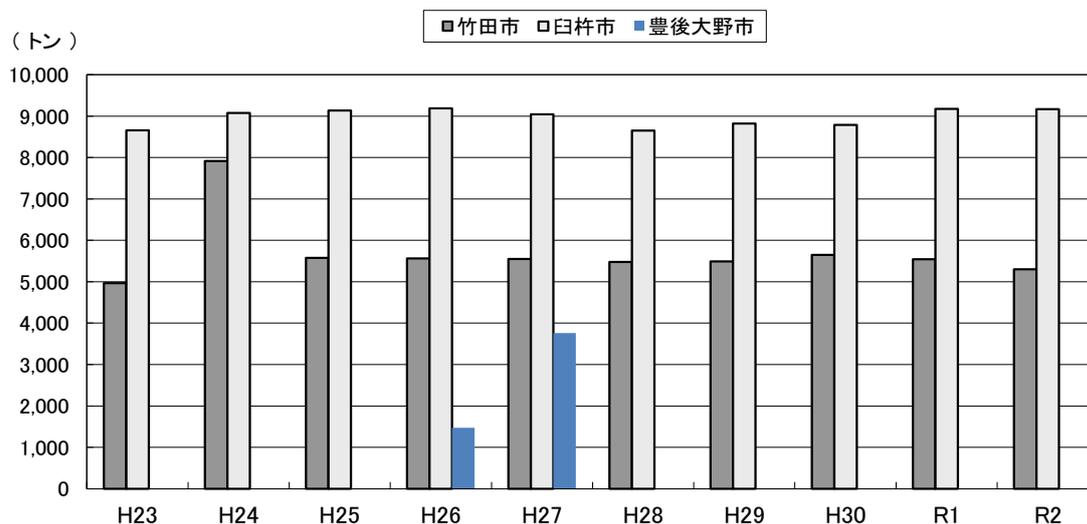


単位:トン

由布市搬入分	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2
可燃ごみ	10,100	10,242	10,500	11,785	11,467	10,989	10,470	10,553	10,098	9,084
不燃ごみ	461	477	681	525	553	766	659	795	952	986
資源物	511	525	532	517	536	527	535	523	515	529
総収集量	11,072	11,244	11,713	12,827	12,556	12,282	11,664	11,871	11,565	10,600

※ 平成5年度より、湯布院町の可燃ごみを福宗清掃工場(現 福宗環境センター)に搬入開始

④竹田市、臼杵市、広域以外搬入分(可燃ごみのみ)



単位:トン

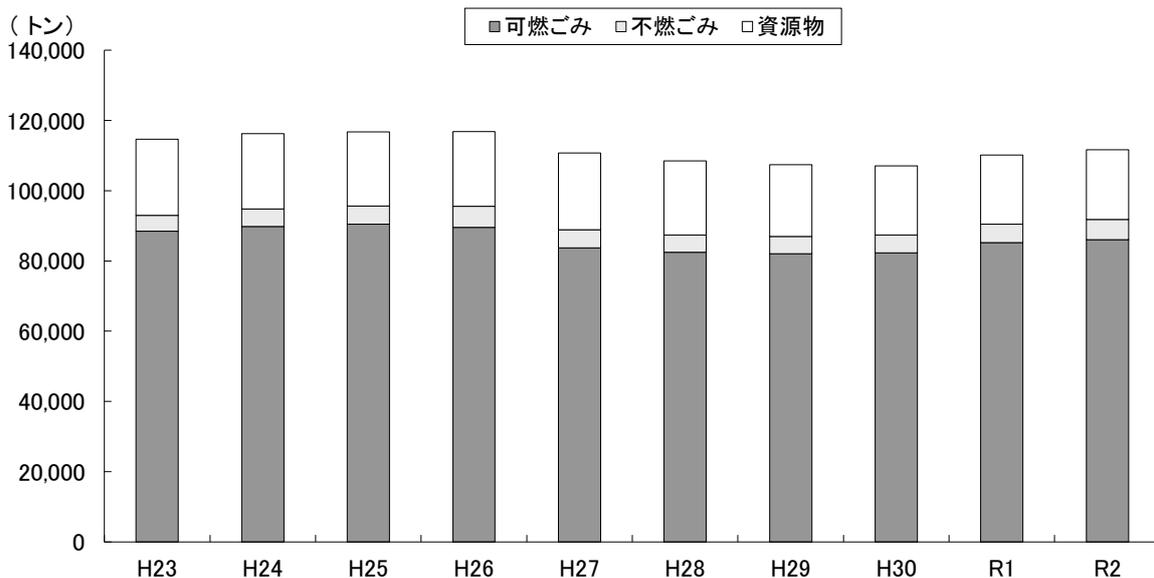
可燃ごみ	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2
竹田市	4,967	7,918	5,578	5,564	5,552	5,481	5,492	5,649	5,546	5,298
臼杵市	8,659	9,075	9,134	9,187	9,044	8,651	8,823	8,791	9,175	9,172
豊後大野市				1,473	3,759					
総収集量	13,626	16,993	14,712	16,224	18,355	14,132	14,315	14,440	14,721	14,471

※ 平成14年12月から搬入開始

※ 豊後大野市 施設長寿命化工事による受入(H27.1~H28.1)

(8)ごみ・資源物排出量の推移(大分市)

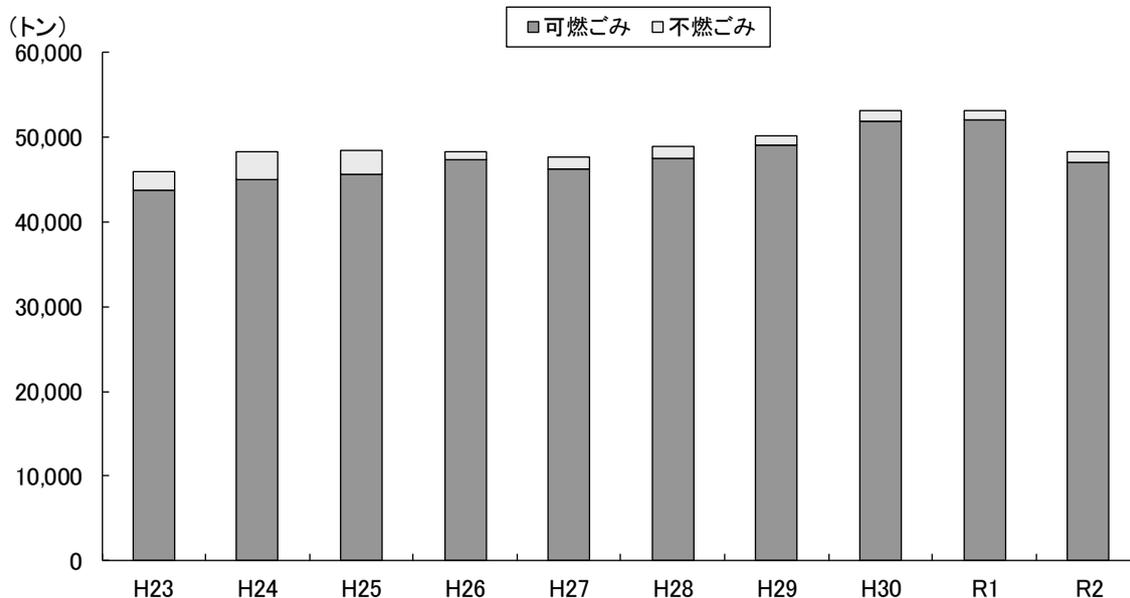
①家庭ごみ排出量の推移



単位:トン

	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2
可燃ごみ	88,487	89,802	90,507	89,527	83,702	82,450	82,040	82,320	85,203	86,031
不燃ごみ	4,494	4,976	5,121	6,013	5,162	4,915	4,917	5,048	5,311	5,745
資源物	21,663	21,442	21,166	21,260	21,886	21,109	20,488	19,670	19,607	19,903
合計	114,644	116,220	116,794	116,800	110,750	108,474	107,445	107,038	110,121	111,679

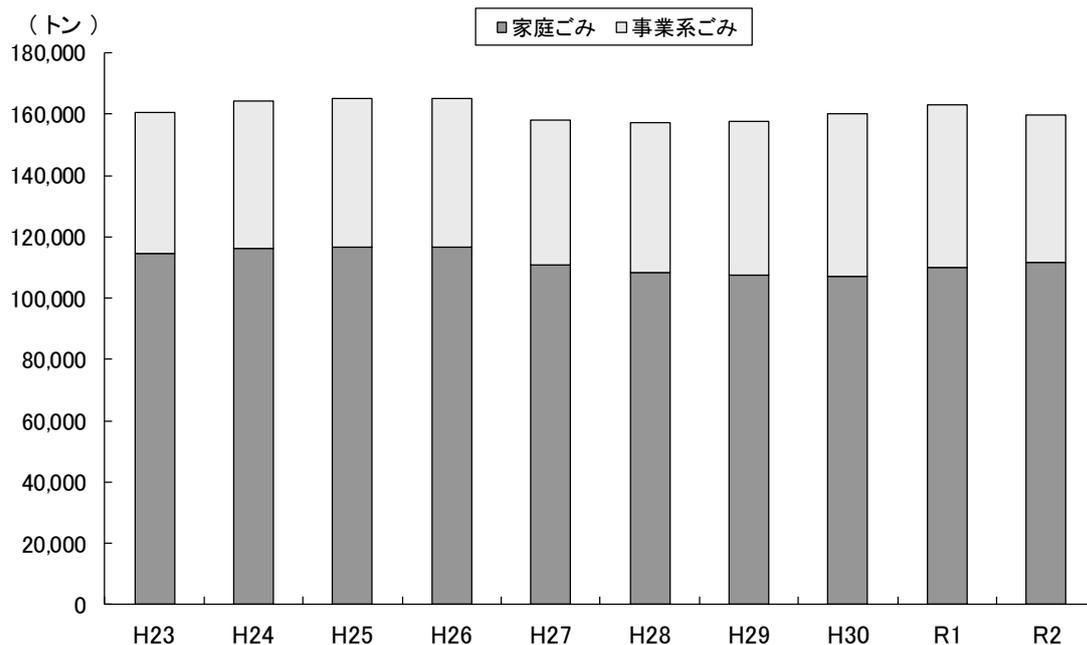
②事業系ごみ排出量の推移



単位:トン

	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2
可燃ごみ	43,665	44,986	45,640	47,316	46,289	47,412	48,965	51,914	52,012	47,046
不燃ごみ	2,294	3,249	2,821	978	1,259	1,457	1,096	1,201	1,121	1,221
合計	45,959	48,235	48,461	48,294	47,548	48,869	50,061	53,115	53,133	48,267

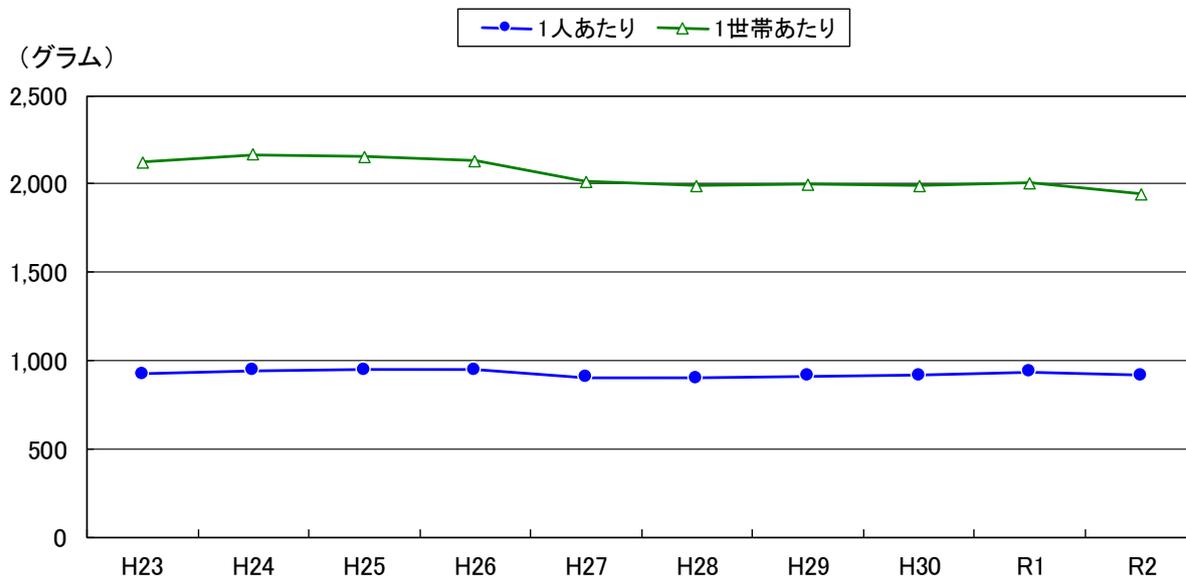
③ごみ排出量の推移(家庭ごみ・事業系ごみ)



単位:トン

	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2
家庭ごみ	114,644	116,220	116,794	116,800	110,750	108,474	107,445	107,038	110,121	111,679
事業系ごみ	45,959	48,235	48,461	48,294	47,548	48,869	50,061	53,115	53,133	48,267
合計	160,603	164,455	165,255	165,094	158,298	157,343	157,506	160,153	163,254	159,946

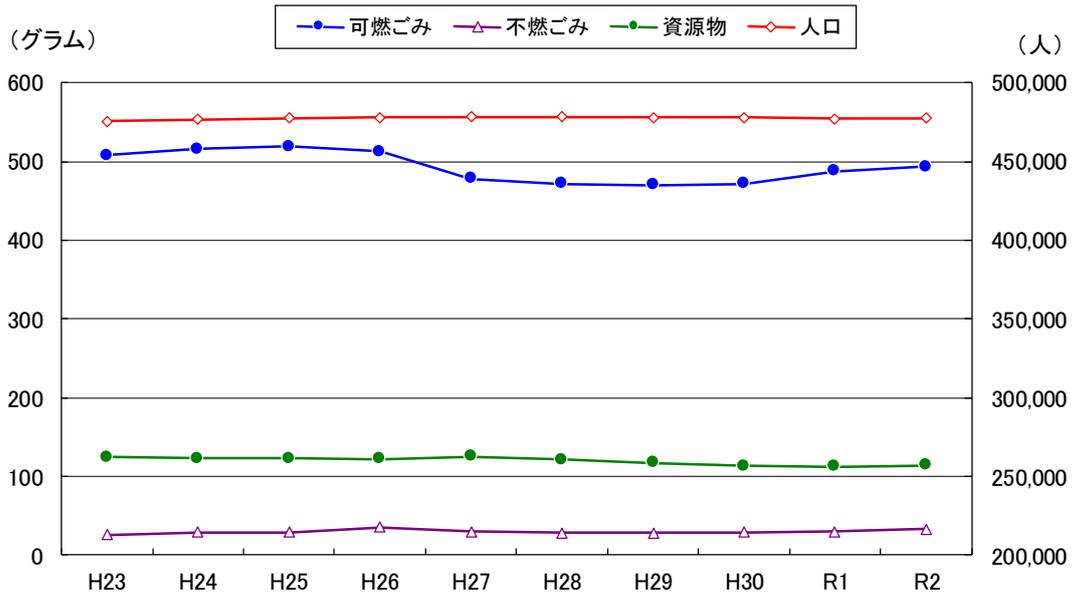
④1日あたり排出量の推移(家庭ごみ・事業系ごみ)



単位:グラム

1日あたり	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2
1人あたり	922	945	948	947	904	901	912	918	934	918
1世帯あたり	2,123	2,165	2,154	2,130	2,014	1,988	1,995	1,988	2,003	1,943

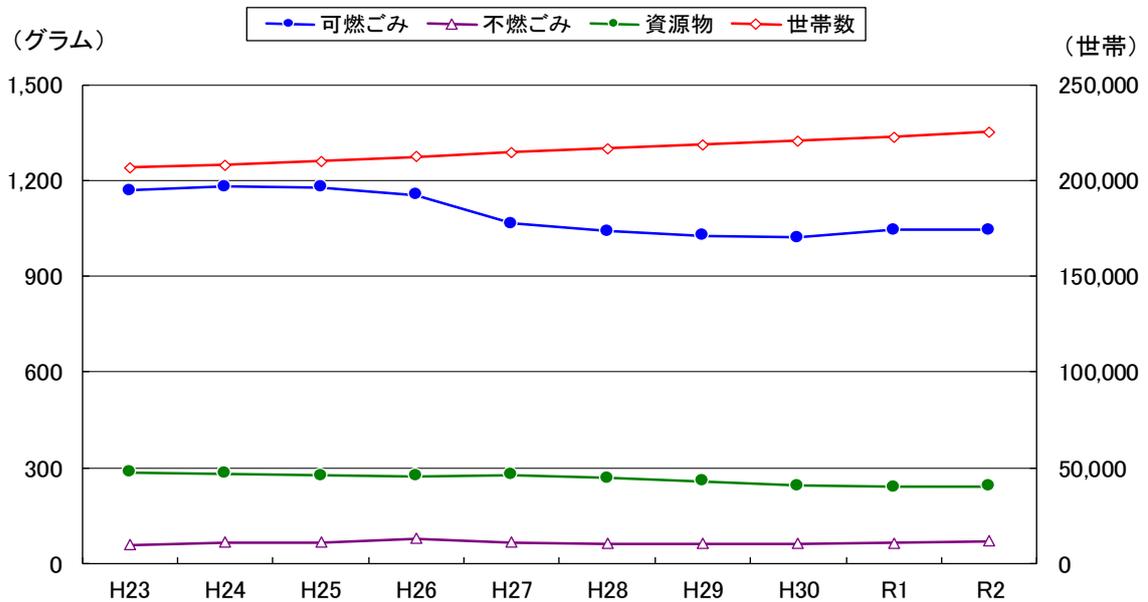
⑤1日1人あたり排出量の推移(家庭ごみ)



単位:グラム

1人あたり	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2
可燃ごみ	508	516	519	513	478	472	470	472	488	494
不燃ごみ	26	29	29	35	30	28	28	29	30	33
資源物	124	123	123	122	125	121	117	113	112	114
合計	658	668	671	670	633	621	615	614	630	641

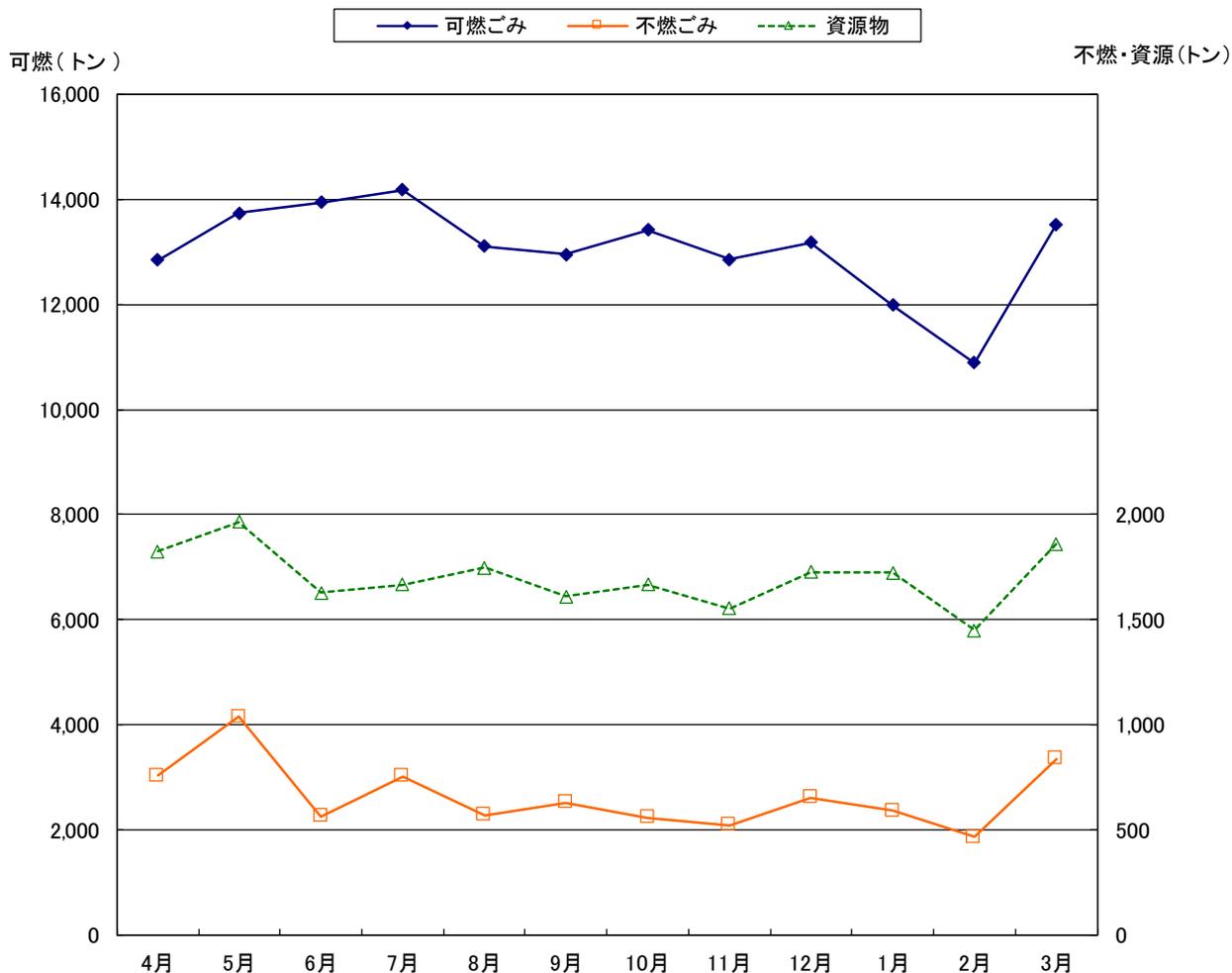
⑥1日1世帯あたり排出量の推移(家庭ごみ)



単位:グラム

1世帯あたり	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2
可燃ごみ	1,170	1,182	1,179	1,155	1,065	1,042	1,028	1,022	1,045	1,045
不燃ごみ	59	66	67	78	66	62	62	63	65	70
資源物	286	282	276	274	278	267	257	244	241	242
合計	1,515	1,530	1,522	1,507	1,409	1,371	1,347	1,329	1,351	1,357

(9) 月別ごみ・資源物 排出量の比較(大分市・広域市すべてを含む)



令和2年度

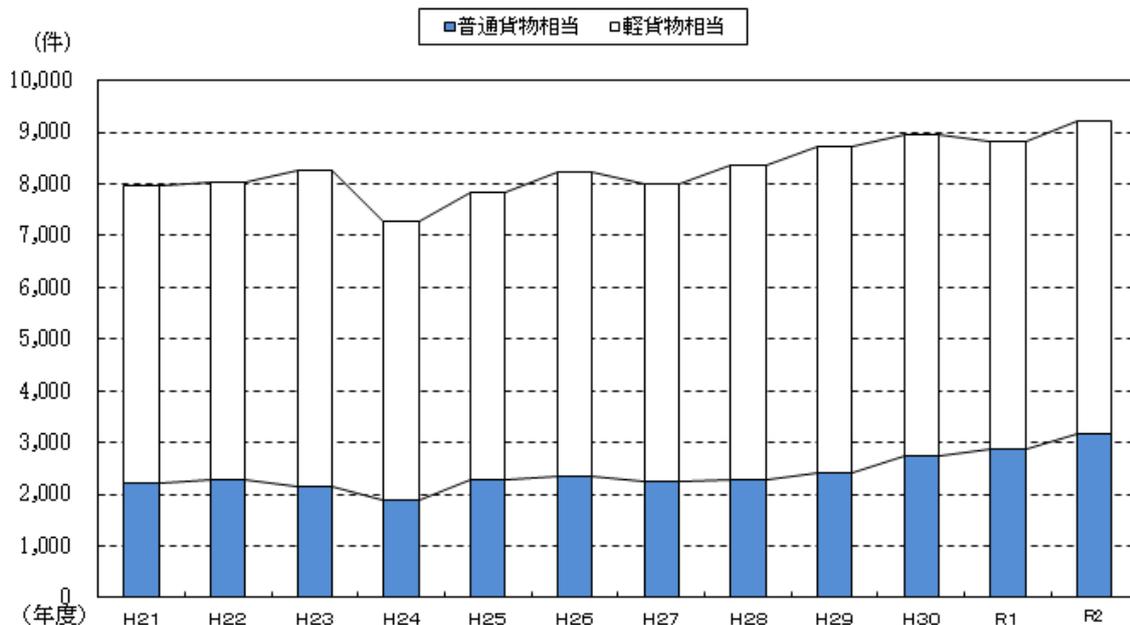
単位:トン

大分市・広域市町	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
可燃ごみ	12,841	13,744	13,946	14,179	13,102	12,950	13,422	12,859	13,184	11,987	10,893	13,524	156,632
不燃ごみ	758	1,039	565	757	570	630	559	525	654	591	467	840	7,952
資源物	1,826	1,967	1,629	1,667	1,747	1,610	1,669	1,555	1,727	1,726	1,449	1,860	20,432
総収集量	15,425	16,750	16,141	16,603	15,419	15,190	15,649	14,938	15,564	14,304	12,809	16,224	185,016

資源物内訳

缶・びん	385	421	372	376	422	372	366	329	356	407	325	366	4,495
ペットボトル	128	147	149	159	186	169	150	124	119	124	109	132	1,696
資源プラ	284	298	287	299	286	283	280	262	284	321	269	319	3,470
新聞類・その他紙類・布類	1,006	1,070	801	813	834	763	851	821	943	851	728	1,022	10,502
蛍光管等	24	31	21	21	20	23	22	20	25	23	19	21	269
計	1,826	1,967	1,629	1,667	1,747	1,610	1,669	1,555	1,727	1,726	1,449	1,860	20,432

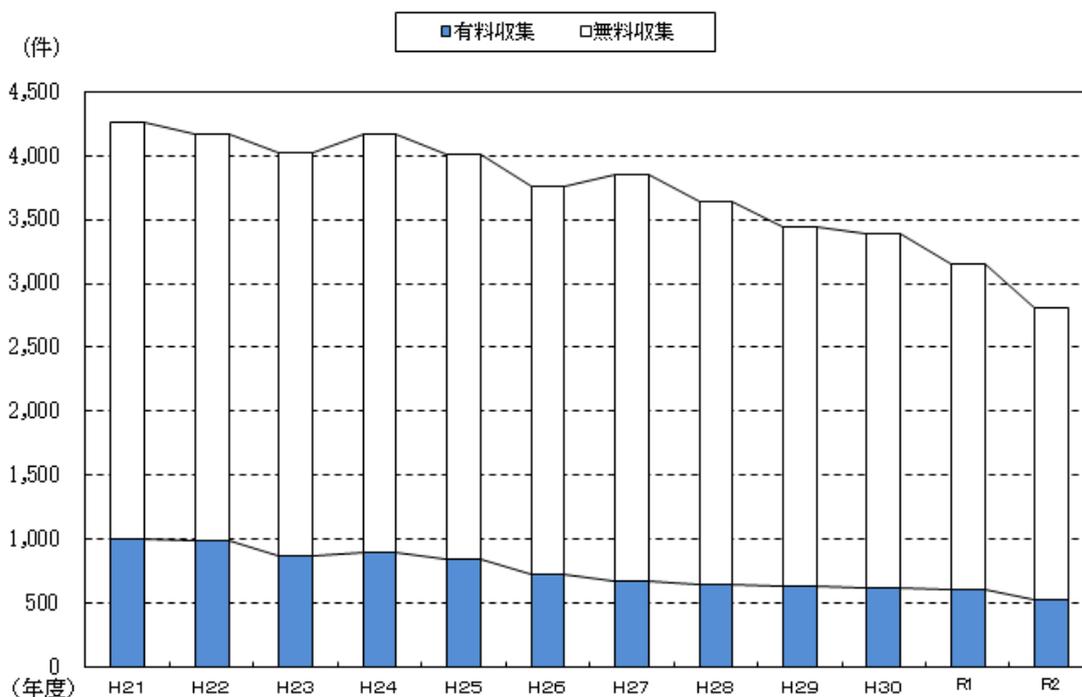
(10)臨時収集(有料)件数の推移



単位: 件

年度	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2
普通貨物相当	2,204	2,277	2,155	1,875	2,271	2,346	2,261	2,283	2,409	2,737	2,882	3,167
軽貨物相当	5,778	5,746	6,121	5,416	5,554	5,890	5,732	6,068	6,307	6,226	5,946	6,050
合計	7,982	8,023	8,276	7,291	7,825	8,236	7,993	8,351	8,716	8,963	8,828	9,217

(11)犬・猫等の死体処理(収集)件数の推移



単位: 件

年度	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2
有料収集	998	989	872	898	844	718	672	642	632	615	600	531
無料収集	3,265	3,184	3,146	3,271	3,171	3,038	3,181	3,000	2,816	2,775	2,556	2,274
合計	4,263	4,173	4,018	4,169	4,015	3,756	3,853	3,642	3,448	3,390	3,156	2,805

4. ごみ質の分析

○佐野清掃センター(清掃工場)

(分析結果は平均値)

区分		実施年度 調査回数	H27年度 (12回)	H28年度 (12回)	H29年度 (12回)	H30年度 (12回)	R1年度 (12回)	R2年度 (12回)
種類組成 (%)	可燃雑芥類		84.0	81.7	87.8	86.9	90.2	88.4
	(1) 紙・布類		39.5	48.1	47.5	49.0	48.7	49.2
	(2) 木・竹・わら類		26.0	15.0	14.7	13.3	14.1	14.5
	(3) ビニール・ゴム類		18.5	18.6	25.6	24.6	27.4	24.7
	厨芥類		8.2	10.9	7.9	7.8	5.5	3.3
	不燃雑芥類		3.9	6.0	2.4	3.4	2.0	2.9
	その他		3.8	1.4	1.9	1.9	2.3	5.4
理化学的 性状	水分 (%)		45.7	47.3	48.2	50.7	46.3	44.0
	固形分	可燃分 (%)	48.4	46.3	47.6	44.5	48.7	49.6
		灰分 (%)	5.9	6.4	4.2	4.8	5.0	6.5
	高位発熱量 Kcal/kg		-	-	-	-	-	-
	低位発熱量 Kcal/kg		1,906	1,799	1,853	1,698	1,913	1,967

※端数処理をしているため、必ずしも 100%とはならない

○福宗環境センター(清掃工場)

(分析結果は平均値)

区分		実施年度 調査回数	H27年度 (12回)	H28年度 (12回)	H29年度 (12回)	H30年度 (12回)	R1年度 (12回)	R2年度 (12回)
種類組成 (%)	可燃雑芥類		88.9	91.5	88.9	91.4	89.5	87.6
	(1) 紙・布類		52.9	49.0	47.6	48.9	48.0	46.1
	(2) 木・竹・わら類		10.3	15.5	13.3	13.4	11.5	16.0
	(3) ビニール・ゴム類		25.7	27.0	28.0	29.1	30.0	25.5
	厨芥類		6.4	4.3	5.7	5.0	5.5	3.2
	不燃雑芥類		2.8	1.7	3.2	1.7	2.5	4.7
	その他		1.8	2.4	2.3	1.9	2.4	4.6
理化学的 性状	水分 (%)		44.7	46.2	45.3	50.7	47.9	45.1
	固形分	可燃分 (%)	50.4	49.7	49.6	45.6	47.3	45.4
		灰分 (%)	4.9	4.2	5.1	3.7	4.9	6.3
	高位発熱量 Kcal/kg		-	-	-	-	-	-
	低位発熱量 Kcal/kg		1,997	1,958	1,956	1,750	1,839	1,919

※端数処理をしているため、必ずしも 100%とはならない

5. 一般廃棄物処理業者の許可状況

(令和3年3月31日現在)

許可の区分		業者数	関係条項
事業系ごみ収集運搬業許可業者	積替を含む	22	法第7条第1項
	積替を含まない	125	
	小計	147	
特定家庭用機器廃棄物収集運搬業許可業者	積替を含む	12	法第7条第1項
	積替を含まない	54	
	小計	66	
処分業許可業者	計	22	法第7条第6項
合計		235	

- MEMO -

第6章 ごみの減量・資源化

1. 概要と沿革

2. ごみ減量・リサイクル推進事業の主な取組み

(1) 生ごみ処理容器等による減量化促進事業

- ①生ごみ処理容器貸与事業
- ②生ごみ処理機器購入補助事業
- ③段ボールコンポスト普及啓発事業

(2) 「有価物集団回収運動」促進事業

(3) 資源物回収事業

- ①「缶・びん・ペットボトル」回収事業
- ②「新聞類」「その他紙類」「布類」回収事業
- ③プラスチック製容器包装回収事業

(4) 牛乳パック回収事業

(5) 使用済小型家電回収事業

(6) 事業系廃棄物減量化促進事業

- ①大規模事業所ごみ減量推進事業
- ②エコショップ認定事業
- ③事業者に対するパンフレットの作成・配布

(7) 剪定枝等リサイクル事業

(8) 家庭ごみ有料化制度（指定ごみ袋事業）

(9) 中国・武漢市との行政交流

第6章 ごみの減量・資源化

1. 概要と沿革

現代のライフスタイルの多様化に伴い、ごみの質も多様化・複雑化し、ますますその処理を困難にするとともに、環境に与える影響が社会問題となってきた。大分市においても、ごみは年々多様化しており、適正に処理するための費用も増大している。また、最終処分地である埋立場の延命も重要な課題となっている。

ごみ問題の解決にあたっては、従来の適正な処理の考え方だけでなく、ごみを可能な限り資源として再生、再利用していくことの重要性を認識する必要がある。そのためには、市民・事業者・行政がそれぞれの立場で、互いに協力し、ごみの発生を抑制し、再利用を積極的に進めるような社会環境を作らなければならない。

本市では、このような状況に対応するため、平成 3 年 11 月に「大分市ごみ減量・リサイクル推進対策協議会」を設置し、各種施策に取り組んできたが、家庭ごみの 12 分別の開始や家庭ごみ有料化制度等の事業実施により、ごみ減量・リサイクル推進はもとより、ごみ処理に係る費用負担の公平性も確保できたことから、本協議会は平成 30 年 7 月末をもって廃止した。

また、「生ごみのコミュニティ回収事業」については、平成 21 年から広内自治会で、平成 22 年からは竹中地区の高城自治会で地域単位(20～50 世帯)にて生ごみ処理機を利用し、その生成物を堆肥として利用することにより、環境意識の醸成やコミュニティの活性化を図ることを目的として実施してきたが、機器の耐用年数の経過等により、高城自治会は平成 28 年 10 月末を、広内自治会は平成 29 年 3 月末をもって事業を終了した。

2. ごみ減量・リサイクル推進事業の主な取組み

(1) 生ごみ処理容器等による減量化促進事業

① 生ごみ処理容器貸与事業

家庭から出される燃やせるごみの約 50%を占める生ごみの減量・リサイクルを推進するため、生ごみを処理容器（コンポスト、ボカシ）によって堆肥化させ減量化を図る。

平成 4・5 年度はモデル地区を設定して実施し、平成 6 年度以降は市報等により広く市民から一般公募した。また、平成 7 年度からは、コンポストとボカシ容器の 2 つの選択肢で市民に 5 年度間の無償貸与を行っている。なお、平成 10 年度からボカシ容器はコック式に変更し、平成 18 年度にはコンポストの貸与数を「2 個以内」に変更した。

コンポスト・ボカシ容器の貸与後、年 1 回現地を訪問し、利用状況等についての巡回指導を行い、生ごみの減量化・堆肥化の推進を図っている。

生ごみ処理容器貸与状況

(ボカシは 2 個 1 セット)

年度	(件) コンポスト	(セット) ボカシ容器	計	(t) 減量効果
H24	544	141	685	478.1
H25	822	215	1,037	430.0
H26	2,100	615	2,715	488.8
H27	663	195	858	677.7
H28	448	137	585	654.9
H29	308	83	391	600.5
H30	296	84	380	575.8
R1	329	91	420	488.0
R2	329	80	409	327.2



コンポスト



ボカシ容器

※ 減量効果は推計値

H24 年度～令和元年度までは年度ごとの 1 世帯排出量より算出。

令和 2 年度より各処理容器の処理能力により算出

② 生ごみ処理機器購入等補助事業

家庭から排出される生ごみの一層の減量とリサイクルの推進を図るため、これまでの生ごみ処理容器（コンポスト・ボカシ）貸与事業に加え、平成 13 年度から家庭用電動式生ごみ処理機の購入に対する補助を開始した。

また、平成 18 年度からは非電動式生ごみ処理機の購入、平成 30 年度からはディスプレイの設置も対象とし、令和 3 年度からは補助率を 2/3 とした。

- ・補助額：生ごみ処理機は本体購入価格の 2/3（上限：電動式 30,000 円、非電動式 15,000 円）
ディスプレイは設置経費の額（上限：30,000 円）
- ・対象機器：乾燥・発酵・分解等の方法により、生ごみを減量又は堆肥化させる機器

生ごみ処理機器購入補助件数

年度	件数	内訳			(t) 減量効果
		電動式	非電動式	ディスプレイ	
H24	79	79	0		171.4
H25	71	70	1		82.9
H26	164	163	1		66.7
H27	77	77	0		62.6
H28	61	61	0		54.1
H29	45	45	0		46.2
H30	69	68	1	0	43.1
R1	69	68	1	0	41.0
R2	92	90	0	2	41.0

※ 減量効果は推計値

H24 年度～令和元年度までは年度ごとの 1 世帯排出量より算出。

令和 2 年度より各処理容器の処理能力により算出

③段ボールコンポスト普及啓発事業

家庭から出される燃やせるごみの約 50%を占める生ごみの減量・リサイクルを推進するため、これまで「生ごみ処理容器貸与事業」、「生ごみ処理機器購入補助事業」などを実施し、生ごみの減量化に取り組んできた。

しかしながら、多様化する市民ニーズに対応するため、また家庭で比較的手軽にできる段ボールコンポスト容器についても、平成 21 年 6 月より取組みを始めた。

段ボールコンポストは、「段ボール」に「ピートモス」・「もみ殻くん炭」を混ぜ合わせたものに、生ごみを入れ堆肥化するものである。

1 セットの使用期間が約 3 ヶ月と短期間であることから、1 セットずつ全 4 セットの支給を行い、平成 23 年度からは 4 セット支給後も再度の申請により継続して取り組めるよう制度を見直した。

段ボールコンポスト申請件数

年度	申請件数	支給セット数	減量効果* (t)
H24	595	1622	73.0
H25	703	1894	85.2
H26	1383	2610	117.5
H27	585	1865	83.9
H28	405	1526	68.7
H29	330	1200	54.0
H30	304	1122	50.5
R1	215	845	38.0
R2	283	934	42.0



※減量効果は推計値

(2)「有価物集団回収運動」促進事業

昭和 51 年度から始めた集団回収運動は、市民参加のリサイクル運動として取り組み、ごみの減量・再資源化を図っていくうえで大きな成果を上げるとともに、地域におけるコミュニティづくりに貢献している。

平成 5 年度には、回収団体の活動意欲の高揚を図るため、定額制による報償金制度の導入を行った。

この運動をさらに拡大し、地域に密着させていくため、平成 8 年度からこれまでの定額制に加え、従量制を取り入れた制度の見直しを行い、回収団体の活動意欲の高揚と回収実績の向上を目指すこととした。

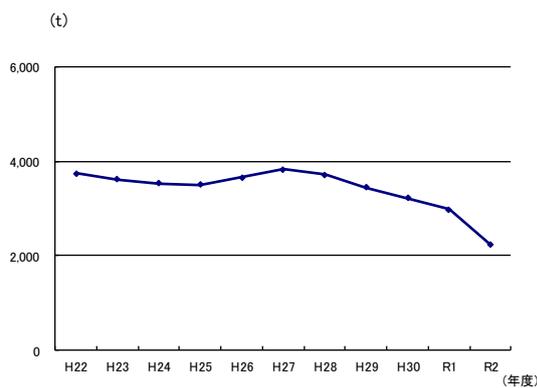
また、平成 23 年 6 月より家庭から「燃やせるごみ」として排出されている天ぷら油などの廃食用油を報償金の対象品目に追加し、平成 29 年 4 月よりアルミ缶・スチール缶を報償金の対象品目に追加した。

さらに、令和 3 年 4 月よりびん類を報償金の対象品目に追加した。

(平成 5 年度～平成 7 年度)	5,000 円 + 2,000 円 × 活動月数
(平成 8 年度～平成 13 年度)	2,000 円 × 活動月数 + 回収重量(紙・布) × 単価円/kg
(平成 14 年度～平成 23 年 5 月)	3,000 円 × 活動月数 + 回収重量(紙・布) × 単価円/kg
(平成 23 年 6 月～平成 29 年 3 月)	3,000 円 × 活動月数 + 回収重量(紙・布) × 単価円/kg + 回収重量(廃食用油) × 単価円/l
(平成 29 年 4 月～令和 3 年 3 月)	3,000 円 × 活動月数 + 回収重量(紙・布・缶) × 単価円/kg + 回収重量(廃食用油) × 単価円/l
(令和 3 年 4 月～)	3,000 円 × 活動月数 + 回収重量(紙・布・缶・びん類) × 単価円/kg + 回収重量(廃食用油) × 単価円/l

※ 紙・布類の単価は、平成 9 年度までは 2 円、平成 10 年度からは 3 円、平成 11 年度からは 5 円とし、平成 21 年 8 月からは 3 円に改定した。平成 26 年 4 月からは 5 円に改定した。廃食用油の単価は 10 円。アルミ缶・スチール缶・びん類の単価は 5 円。

有価物集団回収運動実施状況



年度	実施団体数	回収重量(t)
H22以前	501	194,320.46
H 23	525	3,617.48
H 24	541	3,524.79
H 25	541	3,498.47
H 26	552	3,660.54
H 27	563	3,820.70
H 28	570	3,715.91
H 29	567	3,451.98
H 30	541	3,222.63
R1	512	2,976.12
R2	385	2,226.38

累計
228,035.46 t



(有価物集団回収の様子)

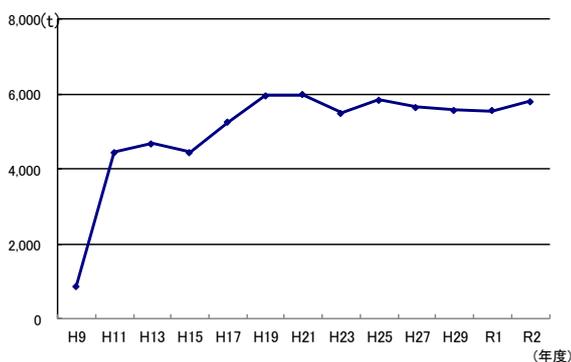
(3) 資源物回収事業

①「缶・びん・ペットボトル」回収事業

平成 9 年度から「容器包装リサイクル法」が施行されたことに伴い、本市においても家庭から出される「缶・びん・ペットボトル」を資源として分別回収することとした。

平成 9 年 4 月 9 日から、資源物分別回収第1次実施地区として 1 割にあたる 34 自治区、約 15,000 世帯を選定し、市直営回収で開始、平成 10 年 1 月 26 日から全市に拡大した。

缶・びん・ペットボトルの回収状況



年度	回収量(t)	年度	回収量(t)	年度	回収量(t)
H9	849.39	H17	5,245.92	H25	5,851.54
H10	4,181.33	H18	5,548.00	H26	5,610.23
H11	4,447.30	H19	5,958.90	H27	5,658.13
H12	4,502.29	H20	6,006.03	H28	5,569.61
H13	4,671.92	H21	5,985.09	H29	5,563.54
H14	4,481.26	H22	5,881.30	H30	5,495.39
H15	4,454.55	H23	5,495.38	R1	5,560.47
H16	4,494.17	H24	5,778.27	R2	5,804.47

累計	123,094.47 t
----	--------------

※ 平成 16 年度の実績値には、合併後(1~3 月分)の佐賀関地区(13.120t)野津原地区(8.976t)を含む。

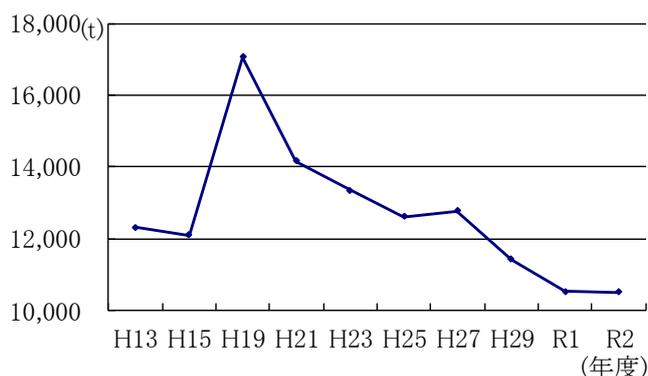
(旧大分市:4,472.073t)

②「新聞類」「その他紙類」「布類」回収事業

平成 13 年度から「有価物集団回収運動」の補完として家庭から出される「新聞類」「その他紙類」「布類」を資源として分別回収することとした。

平成 13 年 4 月から 2 週間に 1 回、委託業者が回収を行っている。回収された「古紙・布類」は選別した後、製紙会社等へ引き渡しを行っている。

「新聞類」「その他紙類」「布類」回収状況



年度	回収量(t)	年度	回収量(t)
H13	12,324.83	H23	13,352.59
H14	12,185.88	H24	12,961.57
H15	12,102.02	H25	12,612.05
H16	11,779.48	H26	12,597.77
H17	11,690.47	H27	12,776.85
H18	12,314.15	H28	12,069.71
H19	17,053.24	H29	11,429.43
H20	15,344.13	H30	10,685.21
H21	14,162.16	R1	10,533.44
H22	13,638.23	R2	10,501.96

累計 252,115.17t

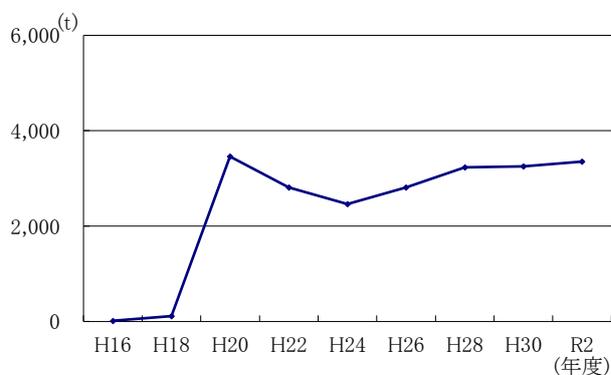
※ 平成 16 年度の実績値には、合併後(1~3 月分)の佐賀関地区(74.90t)野津原地区(20.73t)を含む。
(旧大分市:11,683.85t)

③「プラスチック製容器包装」回収事業

平成 17 年 1 月 1 日、大分市・佐賀関町・野津原町の合併により、佐賀関町が行っていた「プラスチック製容器包装回収事業」を新大分市においても引き継ぎ、当面佐賀関地区のみを対象に分別回収を行っていたが、平成 19 年 4 月から市内全域に拡大した。

処理については、委託業者が 2 週間に 1 回収していたが、平成 20 年 4 月から 1 週間に 1 回収しており、選別保管後、容器包装リサイクル法に基づいて指定法人と契約し、再商品化事業者へ引き渡しを行っている。

プラスチック製容器包装回収状況



年度	回収量(t)	年度	回収量(t)
H16	15.00	H25	2,467.52
H17	129.21	H26	2,810.08
H18	116.14	H27	3,222.38
H19	4,394.51	H28	3,235.56
H20	3,459.28	H29	3,252.01
H21	3,014.14	H30	3,251.68
H22	2,812.76	R1	3,280.02
H23	2,582.55	R2	3,355.89
H24	2,465.21		

累計 43,863.94 t

※ 平成 16 年度の実績値は、合併後(1~3 月分)の佐賀関地区の実績である。

(4)牛乳パック回収事業

牛乳やジュースの紙パックの再資源化を図るために、平成4年度から行っている。

市の施設(本庁・各支所・地区公民館等)21ヶ所に回収箱を設置し、福祉施設が回収を行っている。なお、当初はリングプルも回収していたが、生産中止に伴い回収も平成9年度から廃止した。

牛乳パック回収状況

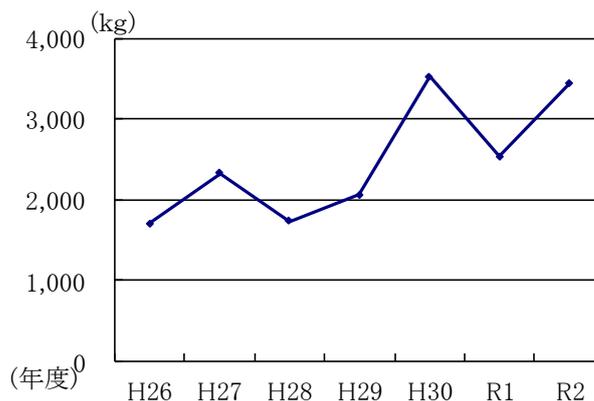
年度	H5年以前	H6	H7	H8	H9	H10	H11	H12	H13	H14	H15
回収重量(kg)	4,969	3,840	3,979	5,234	3,244	4,434	3,666	2,745	1,456	1,147	1,107
年度	H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26
回収重量(kg)	897	874	908	596	623	503	1,957	1,809	1,640	1,431	1,150
年度	H27	H28	H29	H30	R1	R2					
回収重量(kg)	1,174	882	758	842	1,074	1,003	累計 53,942 kg				

(5)使用済小型家電回収事業

平成25年6月から、本庁・各支所・出張所等に使用済小型家電の回収ボックスを設置し、その回収及びレアメタル等の再資源化を図っている。平成29年5月からは、公益財団法人東京オリンピック・パラリンピック競技大会組織委員会により、小型家電に含まれる金属を用いて東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会のメダルを製作する「都市鉱山からつくる！みんなのメダルプロジェクト」が実施されており、本市としてもその趣旨に賛同し、回収に協力したが、平成31年3月をもってプロジェクトは終了した。本市では引き続き使用済小型家電の回収を継続している。

使用済小型家電回収状況

年度	回収量(kg)
H26	1,707.18
H27	2,332.00
H28	1,733.25
H29	2,066.65
H30	3,528.05
R1	2,532.87
R2	3,444.11
累計	17,344.11



(6) 事業系廃棄物減量化促進事業

① 大規模事業所ごみ減量推進事業

平成 6 年 4 月 1 日施行の「大分市廃棄物の減量及び適正処理等に関する条例」で、ごみ減量推進事業所の義務に関する規定を設け、大規模事業所をごみ減量推進事業所として指定し、廃棄物管理責任者の選任やごみ減量計画書の作成・提出を求めることにより、事業系廃棄物の減量を推進している。

また、ごみ減量推進事業所を訪問し、各事業所における取組状況の確認や必要に応じた啓発を行うとともに、模範となる取組を行っている事業所を表彰し、取組の広まりを図った。

なお、指定基準は、床面積の合計が 3,000 m²以上の事業所(市内に有するもの)、または、その他ごみ減量効果が大きいとして市長が特に認めるもの(ただし、市内に有する床面積が 500 m²以上のものに限る)とし、令和 3 年 3 月 31 日現在で 115 事業所を指定している。



ごみ減量推進事業所数

年度	指定数	廃止数
H6	23	0
H7	11	1
H8	10	0
H9	13	0
H10	10	2
H11	10	1
H12	9	3
H13	24	2
H14	14	3
H15	7	1
H16	6	1
H17	4	0
H18	1	1
H19	0	0
H20	0	1
H21	0	2
H22	2	1
H23	0	4
H24	0	0
H25	0	1
H26	0	0
H27	0	0
H28	0	4
H29	0	0
H30	0	1
R1	0	0
R2	0	0
累計	144	29

現在指定数 115

② エコショップ認定事業

平成 12 年度から、ごみ減量やリサイクル・環境保全等に積極的に取り組み、認定基準を満たしている小売店舗等をエコショップとして認定している。認定したエコショップには認定票及び認定証を交付するとともに、その取組内容を市のホームページ等で公開するなど、事業者及び市民のごみ減量・リサイクル意識の高揚を図っている。

令和 3 年 3 月 31 日現在で 52 事業所を認定しており、認定を受けた事業者は、2 年ごとに活動報告書を市長に提出し、環境保全に留意しながらごみ減量・リサイクルを実践していく。

なお、模範となる取組を行っている事業所を表彰し、取組の広まりを図っている。



エコショップ認定事業者数

年度	認定数	廃止数
12	52	
13	13	5
14	23	2
15	13	
16	2	3
17	8	4
18	3	2
19	2	3
20	1	5
21	5	6
22	6	4
23	3	12
24	4	3
25	1	1
26	0	0
27	0	4
28	0	12
29	8	2
30	0	2
R1	0	1
R2	0	21
累計	144	92

現在認定数 52

③事業者に対するパンフレットの作成・配布

事業所から排出される廃棄物が増加している状況や廃棄物の再資源化方法等を紹介した啓発用パンフレットを作成し、平成 15 年度に市内約 8,800 事業所を訪問のうえ配布し、ごみ減量・リサイクルへの協力依頼を行った。

また、事業所から排出される紙類のリサイクルを促進するため、啓発チラシを作成し、事業者関係団体に機関誌等への掲載依頼を行うとともに、紙類大量排出者である建設事業所約 354 社への送付や清掃工場での配布を行った。

平成 25 年度には、資源物のリサイクル等を推進する啓発チラシを作成し、平成 25・26 年度に一般廃棄物収集運搬業許可業者や商工会議所を通じて市内の事業者等に配布した。

平成 28 年度は、事業所から排出されるごみの減量と分別のポイントをまとめた啓発チラシを作成し、商工会議所を通じて市内の事業所に配布し、また、平成 21 年度に作成した事業系廃棄物の処理責任や処理方法、減量化や再資源化に関することなどをまとめた「事業系廃棄物の減量・適正処理の手引き」を改訂し、市のホームページへ掲載した。



(7) 剪定枝等リサイクル事業

埋立場の延命化と資源の再利用を図るため、埋立場に排出される廃棄物の中で、庭木、公園内の樹木等の剪定枝等再資源化の検討を平成 11 年度から行った。

平成 11 年度は、他市の取組み状況等について調査・研究を行い、平成 12 年度からは、鬼崎不燃物処理場において、剪定枝等のチップ化・堆肥化を作業委託により試験実施した。

平成 13 年度からは、試験実施を拡大し、搬入される全ての剪定枝等をチップ化、さらに平成 15 年度からは佐野清掃センター埋立場に搬入されている剪定枝等についても、鬼崎不燃物処理場に誘導し、チップ化を行った。

平成 19 年度からは、あわせ産業廃棄物の持込み禁止により、福宗環境センター鬼崎埋立場にて剪定枝のみチップ化を行っている。

剪定枝資源化量

年度	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25
資源化量(t)	1,005.58	962.14	838.68	582.22	754.63	877.89	442.12
年度	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2
資源化量(t)	638.61	875.63	660.23	502.18	498.99	495.48	468.36

(8) 家庭ごみ有料化制度(指定ごみ袋事業)

平成 26 年 11 月から、「家庭ごみの減量とリサイクルを推進すること」と、「ごみ処理に係る費用負担の公平性を図ること」を目的とし、家庭から出される「燃やせるごみ」と「燃やせないごみ」を対象に市が指定した有料のごみ袋を使用する『家庭ごみ有料化制度』を導入している。

家庭ごみ有料化制度の概要

○対 象

「燃やせるごみ」、「燃やせないごみ」

○対 象 外

「缶・びん」、「ペットボトル」、「プラスチック製容器包装(資源プラ)」、
「新聞類・その他紙類・布類(古紙・布類)」、「スプレー缶・蛍光管等」、
「剪定枝・落ち葉・草花」、「ボランティアごみ」

○指定有料ごみ袋の種類と手数料の額(販売価格)

種類	大袋	中袋	小袋	特小袋	ミニ袋
容量	45リットル 相当	30リットル 相当	20リットル 相当	10リットル 相当	5リットル 相当
販売価格 (10枚入)	315円	210円	140円	70円	35円
外観					

※指定有料ごみ袋は、「燃やせるごみ」、「燃やせないごみ」ともに同じ袋

※販売価格は税込価格

○大分市指定ごみ袋取扱所

指定有料ごみ袋は、市が指定したスーパーマーケットやコンビニエンスストア、ドラッグストア等の小売店や、自治会などの「大分市指定ごみ袋取扱所」で販売している。

指定数 497 店舗(令和 3 年 3 月 31 日現在)



(大分市指定ごみ袋取扱所ステッカー)

○制度の検証と評価について

平成 26 年度以降、家庭ごみの排出量は減少傾向にあったが、平成 30 年度以降増加に転じた。しかしながら有料化導入前の平成 25 年度と比較するに、その効果は維持していると考えられる。

家庭ごみ排出量 (t)	年度							
	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2
燃やせるごみ	90,507.13	89,527.23	83,701.73	82,449.74	82,040.25	82,320.41	85,202.70	86,030.85
燃やせないごみ	5,120.79	6,012.63	5,162.44	4,915.18	4,917.01	5,047.82	5,311.34	5,745.33
合計	95,627.92	95,539.86	88,864.17	87,364.92	86,957.26	87,368.23	90,514.04	91,776.18
削減率(%) (対制度導入前年度)	-	0.1	7.1	8.6	9.1	8.6	5.3	4.0

(9) 中国・武漢市との行政交流

平成 28 年より武漢市のごみ減量・リサイクル事業推進のため、大分市の分別回収、市民啓発活動の沿革、有価物集団回収などの市民の活動状況を示し、大分市と武漢市が職員相互訪問を行うなかで、資源循環型社会の形成に向けた両市の交流を図っている。



武漢市ごみ分別・減量促進事業研修団 開講式



ごみステーション等の視察研修の様子

— MEMO —

第7章 産業廃棄物

1. 概要

(1) 沿革

(2) 概況

2. 産業廃棄物処理業者の許可状況

3. 産業廃棄物処理施設等の設置状況

(1) 産業廃棄物処理施設

(2) 許可対象外の産業廃棄物処理施設

4. 監視・指導状況

(1) 立入検査等

(2) 不法投棄パトロール

(3) 届出の提出

(4) 許可申請等の審査・指導

(5) 相談対応

(6) 行政処分等

第7章 産業廃棄物

1. 概 要

(1) 沿 革

平成9年4月に保健所政令市への移行及び中核市の指定に伴い、清掃管理課内に「産業廃棄物対策室」を設置し、新たに産業廃棄物対策業務を開始した。その後、平成25年度から「産業廃棄物対策室」を「産業廃棄物対策課」に格上げし、さらに、平成30年度から「産業廃棄物対策課」を「廃棄物対策課」に改め、一般廃棄物と産業廃棄物の処理業の許可、指導監督に係る業務を一体的に行う体制を整え、事業者の窓口の一本化をはじめとした市民サービスの向上及び事務の効率化を図っている。

(2) 概 況

産業廃棄物については、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年法律第137号)」により、事業活動に伴って発生する、汚泥や燃え殻などの廃棄物のうち、20種類が産業廃棄物として規定されており、このうち、爆発性、毒性、感染性等、人の健康または生活環境に係る被害を生じるおそれのあるものは、特別管理産業廃棄物として、より厳密な基準が定められている。これらの産業廃棄物の処理については、事業者処理責任の原則から、排出事業者が自ら処理するか、処理業者に委託して適正に処理しなければならないこととされている。

本市では、令和3年3月に『大分市産業廃棄物適正処理指導計画』の改定を行い、循環型社会の構築に向けて、地域の生活環境の保全と産業経済、都市活動の発展との調和を図りながら、事業者処理責任の原則を基本に、産業廃棄物の減量化、資源化・再生利用と適正処理を推進している。

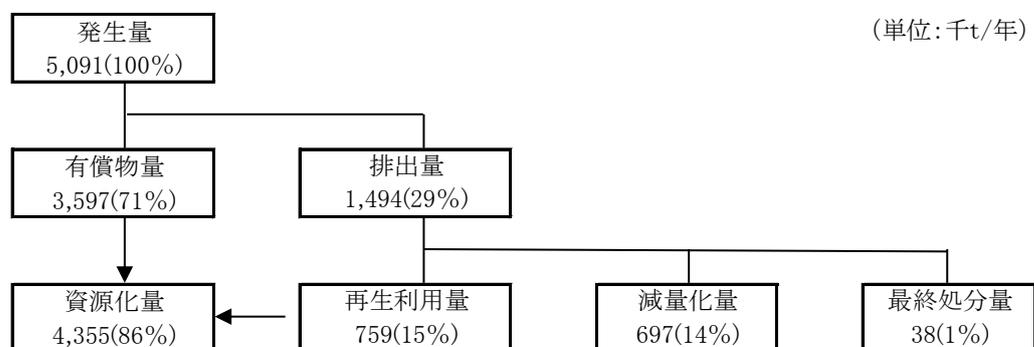
今後とも、産業廃棄物の発生を極力抑制するとともに、最終処分量の削減を図るため、中間処理による減量化、資源化・再生利用の促進を図っていく。

廃棄物の不法投棄については、早期発見、早期撤去によって、不法投棄されにくい地域環境の整備を図るとともに、不法投棄防止の啓発事業を通じて、市民意識の向上を図ることにより、その防止を図っている。

また、平成12年度から不法投棄廃棄物の撤去を実施しており、撤去した場所には、不法投棄防止の看板を設置し注意を促すとともに、重点的に不法投棄パトロールを実施している。そのような防止策を講じて、不法投棄が繰り返し行われる場所には、不法投棄監視カメラを設置している。このような不法投棄防止の取り組みを通じて、今後とも市民の健康の保持と生活環境の保全に努めていく。

(平成30年度の本市の産業廃棄物の発生状況及び処理状況)

本市では、多くの事業所が活発な事業活動を展開しており、これに伴って、県全体の約45%を占める約149万トンの産業廃棄物が排出されている。



※端数処理を行っているため、項目間の合計は一致しない

2. 産業廃棄物処理業者の許可状況

廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づいて市長が許可している産業廃棄物処理業者の数は次表のとおりである。

(令和3年3月31日現在)

許可の区分		業者数	関係条項
産業廃棄物収集運搬業	積替を含む	97	法第14条第1項
	積替を含まない	56	
	小計	153	
産業廃棄物処分業	中間処理	89	法第14条第6項
	最終処分	2	
	中間処理・最終処分	10	
	小計	101	
特別管理産業廃棄物収集運搬業	積替を含む	11	法第14条の4第1項
	積替を含まない	3	
	小計	14	
特別管理産業廃棄物処分業	中間処理	6	法第14条の4第6項
	最終処分	2	
	中間処理・最終処分	0	
	小計	8	
合計		276	

3. 産業廃棄物処理施設等の設置状況

(1) 産業廃棄物処理施設

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の規定に基づいて市長が許可している産業廃棄物処理施設の数は次表のとおりである。

(令和3年3月31日現在)

処理施設の種類	汚泥の脱水施設	汚泥の乾燥施設	廃油の油水分離施設	廃酸・廃アルカリの中和施設	廃プラスチック類の破碎施設	木くず又はがれき類の破碎施設	コンクリート固型化施設	汚泥の焼却施設	廃油の焼却施設	廃プラスチック類の焼却施設	その他の産業廃棄物の焼却施設	産業廃棄物の最終処分場	計
設置数	21	1	2	3	15	59	1	5	8	6	8	18	147

(2) 許可対象外の産業廃棄物処理施設

産業廃棄物処理業者が設置している許可対象外の産業廃棄物処理施設（廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第7条に規定する産業廃棄物処理施設以外のもの）の数は次表のとおりである。

（令和3年3月31日現在）

処理施設の種類	汚泥の脱水施設	汚泥の乾燥施設	廃油の油水分離施設	廃酸・廃アルカリの中和施設	廃プラスチック類の破碎施設	木くず又はがれき類の破碎施設	その他の産業廃棄物の破碎施設	廃プラスチック類の焼却施設	その他の産業廃棄物の焼却施設	その他の産業廃棄物処理施設	計
設置数	6	4	6	6	52	29	27	1	6	108	245

4. 監視・指導状況

(1) 立入検査等

産業廃棄物の適正処理を推進するため、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第19条の規定に基づき、排出事業者や処理業者に対する立入検査を実施し、処理基準の遵守と減量化・資源化等の推進について指導を行っている。

また、最終処分場については、環境保全上の見地から、平成9年度より排出水等の水質検査を実施しており、平成10年度からは、処分場の面積、容量等を確認するための測量調査を実施している。

さらに、平成10年12月から焼却施設にダイオキシン類の排出濃度の規制値が適用されたことから、平成10年度からダイオキシン類濃度検査を実施している。

監視・調査内容(令和2年度)	件数
立入調査	714
水質調査	145
焼却施設等ダイオキシン類濃度調査	7
産業廃棄物最終処分場測量調査	1
計	867

(2)不法投棄パトロール

産業廃棄物の不法投棄の発生防止と早期発見に資するため、山間部や海岸部等の、不法投棄されやすい場所を中心にパトロールを行うとともに、不法投棄を発見した場合には、原因者を究明し、原状回復を基本に厳正に対処している。

(3)届出の提出

P C B 廃棄物保管事業者に対しては、P C B 廃棄物の保管及び処分状況等の届出が、又、産業廃棄物の多量排出事業者に対しては、処理計画及び実績報告の提出が義務付けられている。

届出等(令和2年度提出分)	件数
PCB廃棄物の保管及び処分状況等届出書	90
多量排出事業者(処理計画及び実績報告書)	168
計	258

(4)許可申請等の審査・指導

産業廃棄物処理業の許可申請や産業廃棄物処理施設の設置許可申請等に対しては、廃棄物の処理及び清掃に関する法律に規定する許可要件や技術上の基準に対する適合状況について審査、指導を行っている。

なお、産業廃棄物処理施設の設置許可申請に当たっては、円滑な設置と適正処理の推進を図るため、平成9年4月に制定した「大分市産業廃棄物処理施設等に関する指導要綱」に基づき、あらかじめ、事前協議を行うことを原則に指導している。

申請内容(令和2年度)	件数
産業廃棄物処理施設設置許可申請	9
産業廃棄物収集運搬業許可申請	26
産業廃棄物処分業許可申請	12
特別管理産業廃棄物収集運搬業許可申請	2
特別管理産業廃棄物処分業許可申請	2
計	51

(5)相談対応

不法投棄や野外焼却などの不適正処理に係る相談に対しては、速やかに原因者を調査して、必要な改善を指示するなど、厳正に対処している。

相談の内容(令和2年度)	件数
不法投棄(産廃)	9
野外焼却(産廃)	10
産廃処理施設	5
その他	29
計	53

(6)行政処分等

行政処分等の措置件数は、次表のとおりである。

行政処分等(令和2年度)	件数
指導票	1
注意書	2
警告書	1
処理業の停止	0
改善命令	1
収集運搬業許可の取り消し	0
処理施設設置許可の取り消し	0
処分業許可の取り消し	0
計	5

第8章 し尿・浄化槽汚泥

1. し尿・浄化槽汚泥処理

- (1) 収集状況
- (2) 処分状況
- (3) 令和2年度処理実績
- (4) 処理実績の推移(平成27年～令和2年度)

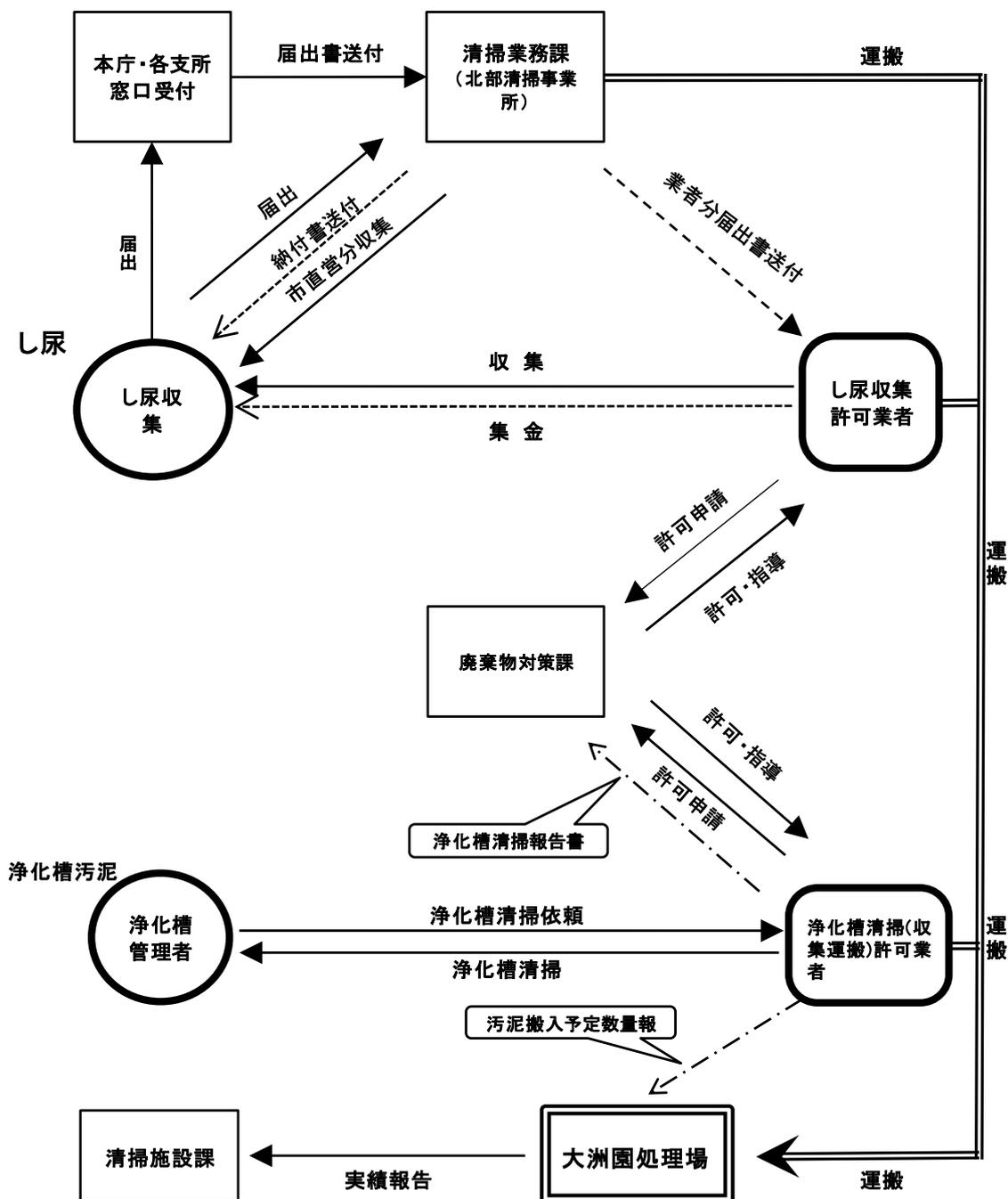
2. 許可・登録業者一覧表

- (1) し尿収集運搬許可業者
- (2) 浄化槽汚泥収集運搬許可業者及び浄化槽清掃業許可業者

第8章 し尿・浄化槽汚泥

1. し尿・浄化槽汚泥処理

(1) 収集状況



し尿は、市直営と許可業者(6社)が原則として毎月1回定期収集をしており、各々の収集エリアは完全地域割としている。

浄化槽汚泥は、許可業者(15社)が、浄化槽を清掃する際に収集している。

(2) 処分状況

収集した、し尿及び浄化槽汚泥は、大洲園処理場で処理しており、平成 20 年度から佐賀県地区、令和 3 年度から野津原地区についても大洲園処理場で処分している。

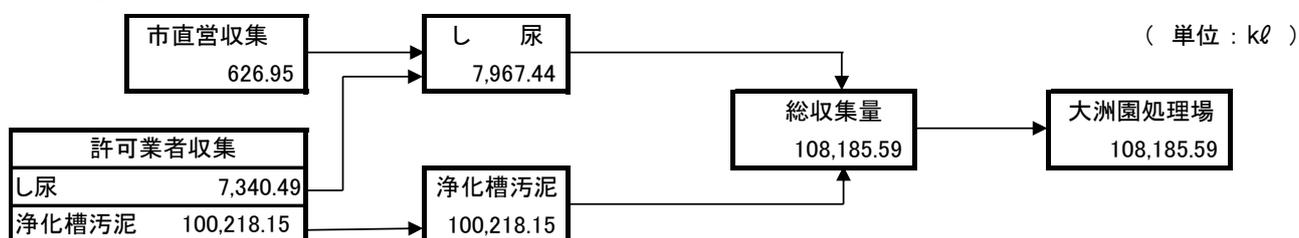
大洲園処理場に搬入されたし尿及び浄化槽汚泥は、専用の投入口から受入れ、受入槽(沈砂槽)で除砂した後、前処理工程のドラムスクリーン、スクリュープレスで夾雑物(し渣)を除去し、一旦貯留槽へ貯留する。

貯留されたし尿及び浄化槽汚泥は、次のばっ気槽で混合され、一次処理工程のばっ気処理を行い、固液分離設備(脱水機)にて汚泥と処理水に分離する。処理水は凝集設備で不純物を除去した後、井水による希釈を行い公共下水道へ放流している。

し渣及び脱水汚泥は、場外搬出し、清掃工場で焼却処分している。

(3) 令和2年度処理実績

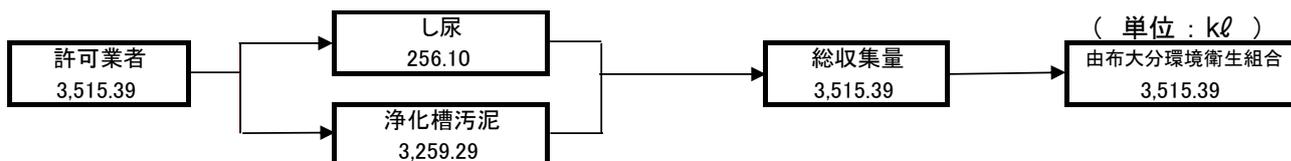
①旧大分地区



(単位 : kℓ)

区分 月	し尿収集			浄化槽汚泥収集	合計
	市直営	許可業者	計	許可業者	
4月	57.75	648.66	706.41	9,066.37	9,772.78
5月	54.70	566.11	620.81	8,327.89	8,948.70
6月	50.71	661.39	712.10	9,072.07	9,784.17
7月	60.64	687.34	747.98	8,603.09	9,351.07
8月	51.82	580.72	632.54	7,807.12	8,439.66
9月	44.45	544.47	588.92	8,185.09	8,774.01
10月	54.24	600.10	654.34	8,700.96	9,355.30
11月	52.05	574.27	626.32	7,700.34	8,326.66
12月	48.62	654.50	703.12	8,321.84	9,024.96
1月	50.88	568.17	619.05	7,399.70	8,018.75
2月	44.44	575.56	620.00	7,747.97	8,367.97
3月	56.65	679.20	735.85	9,285.71	10,021.56
計	626.95	7,340.49	7,967.44	100,218.15	108,185.59
平均	52.25	611.71	663.95	8,351.51	9,015.47

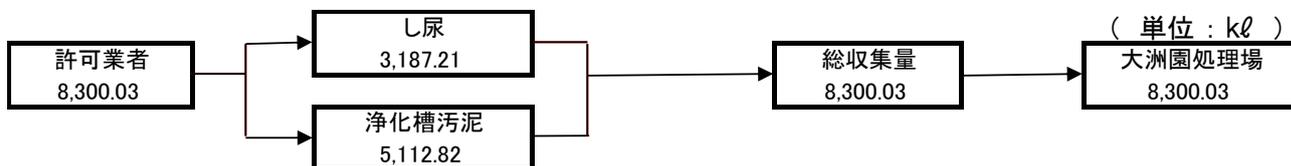
②野津原地区



(単位 : kℓ)

月	区分	し尿収集	浄化槽汚泥収集	合計
4月		34.39	275.87	310.26
5月		11.82	222.22	234.04
6月		27.12	296.05	323.17
7月		10.91	313.08	323.99
8月		36.95	212.74	249.69
9月		11.00	252.36	263.36
10月		22.76	293.62	316.38
11月		16.36	261.66	278.02
12月		37.27	321.86	359.13
1月		6.50	265.19	271.69
2月		26.26	267.01	293.27
3月		14.76	277.63	292.39
計		256.10	3,259.29	3,515.39
平均		21.34	271.61	292.95

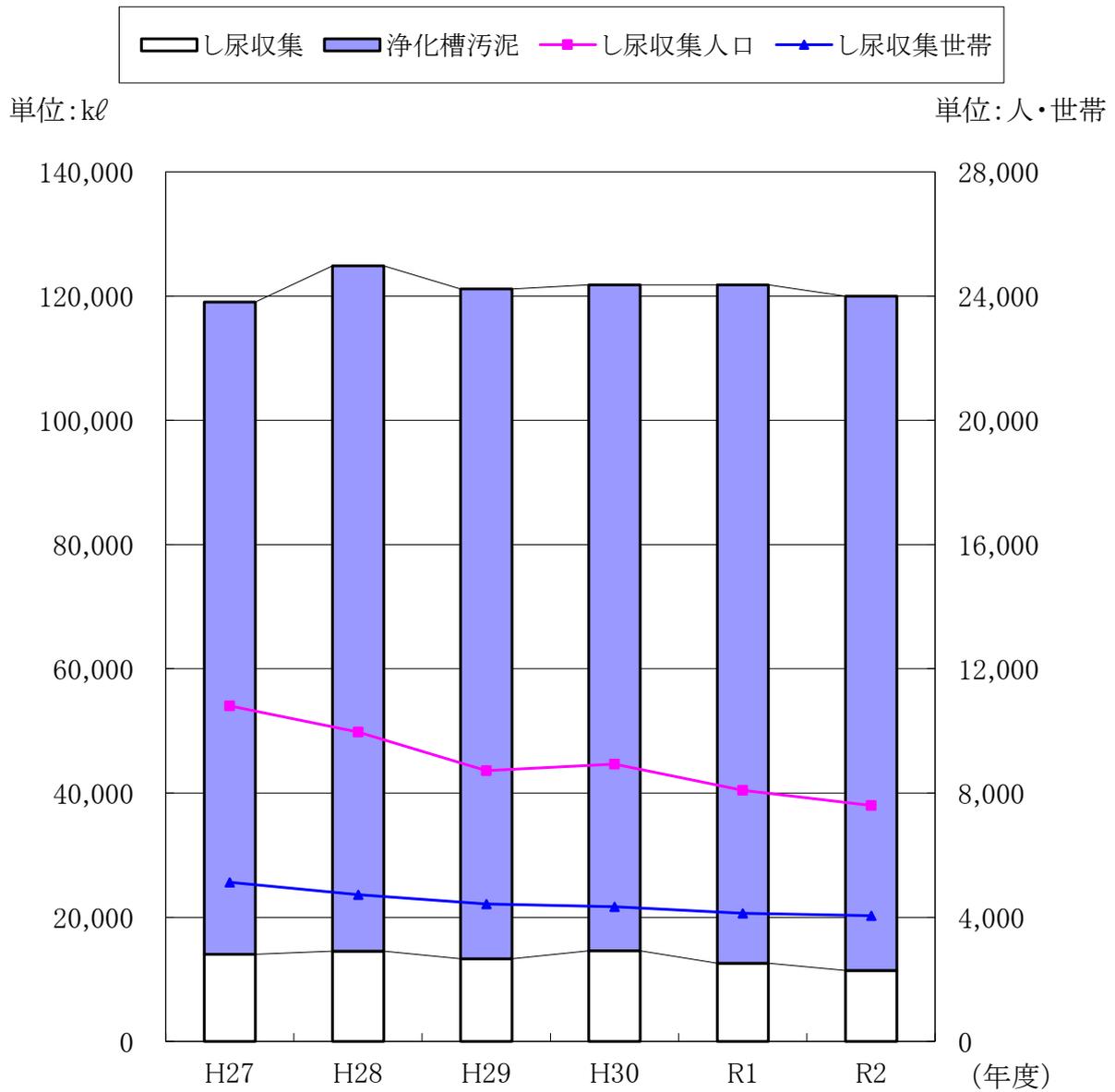
③佐賀関地区



(単位 : kℓ)

月	区分	し尿収集	浄化槽汚泥収集	合計
4月		286.53	420.43	706.96
5月		261.79	399.41	661.20
6月		300.03	446.67	746.70
7月		254.08	407.09	661.17
8月		298.77	450.67	749.44
9月		281.55	350.26	631.81
10月		261.89	477.37	739.26
11月		266.73	497.90	764.63
12月		239.77	444.51	684.28
1月		254.68	429.27	683.95
2月		231.90	343.97	575.87
3月		249.49	445.27	694.76
計		3,187.21	5,112.82	8,300.03
平均		265.60	426.07	691.67

(4)処理実績の推移(平成27年～令和2年度)



(単位:kℓ)

			H27	H28	H29	H30	R1	R2
収集	しろ尿	市直営	933	1,002	1,211	3,152	926	627
		許可業者	13,123	13,537	12,133	11,419	11,670	10,784
		計	14,056	14,539	13,344	14,571	12,596	11,411
浄化槽汚泥	許可業者	105,015	110,305	107,803	107,261	109,208	108,590	
	合計	119,071	124,844	121,147	121,832	121,804	120,001	
処 分 (施 設)			119,071	124,844	121,147	121,832	121,804	120,001
しろ尿収集人口			10,803	9,968	8,727	8,930	8,084	7,604
しろ尿収集世帯			5,132	4,724	4,431	4,342	4,129	4,047

2. 許可・登録業者一覧表

(1) し尿収集運搬許可業者

(令和3年3月31日現在)

業者名	所在地	TEL	処理人口	収集件数
㈱大分環整総業公社	大分市大津町1丁目18番26号	097-551-6066	2,351	1,097
㈲大分中央環境	大分市三佐1丁目1番5号	097-527-7333	285	105
河野興業(有)	大分市大字細555番地の4	097-592-0832	423	389
㈲大豊環境	大分市西新地1丁目5番12号	097-558-6059	718	350
㈲大清	大分市大字萩原837番地	097-558-7658	687	489
㈱佐賀関環境	大分市大字佐賀関2232番地の49	097-575-2011	2,825	1,383
合計	6社		7,289	3,813

(2) 浄化槽汚泥収集運搬許可業者及び浄化槽清掃業許可業者

(令和3年3月31日現在)

業者名	所在地	TEL	割当地区
(有)和泉	大分市乙津港町1丁目10番46号	097-558-0123	大分市
大分県浄化槽管理舎	大分市新川町1丁目8番40号	097-536-0719	
(有)大分サニタリー	大分市原新町17番4号	097-558-0996	
(有)大分浄化衛生工業所	大分市松原町3丁目5番6号	097-558-1117	
大分浄化槽管理(株)	大分市畑中1丁目8番13号	097-543-7188	
(有)岡村環境開発	大分市坂ノ市中央3丁目3番5号	097-592-1924	
浄化槽工業(有)	大分市下郡南3丁目4番1号	097-568-9965	
(株)ダイカン	大分市大字下郡1618番地の5	097-569-0150	
(株)ナナモリ	大分市大字小池原1152番地の1	097-551-9125	
福喜工業(有)	大分市大字大分5001番地	097-543-1987	
(株)府内環境センター	大分市大字丹川1929番地	097-524-7400	
(有)ミヤ浄化	大分市大字猪野702番地の4	097-522-3363	
和宏(有)	大分市大字横尾3535番地の1	097-520-1929	
(有)曲浦産業社	大分市大字佐賀関2232番地の18	097-575-0095	
(有)野津原環境管理センター	大分市大字竹矢1580番地の1	097-588-1701	
合計	15社		

第9章 普及・啓発活動

1. 啓発・広報

- (1) 大分エコライフプラザにおける普及・啓発
- (2) 3きり運動推進事業
- (3) 小冊子・副読本の制作・配布
- (4) 大分市ごみ減量・リサイクル推進優秀団体表彰式
- (5) 「ごみ減量・リサイクル推進懇談会」等による各種説明会の開催
- (6) ごみについての「体験環境学習」の開催
- (7) 各種広報媒体の貸出し
- (8) その他の活動

2. クリーン推進員

3. まちの美化対策

- (1) クリーンステーション運動の推進
- (2) 郵便局による不法投棄の情報提供
- (3) 「ごみの不法投棄防止強化月間」行事
- (4) 不法投棄監視ネットワーク事業
- (5) きれいにしようえ おおいた推進事業
- (6) 大分市ごみ拾いパートナー登録制度
- (7) ポイ捨て等の防止に関する条例にかかる事業

第9章 普及・啓発活動

大分市では、一人でも多くの方が「ごみ減量・リサイクル」に関心を持てるよう、啓発や広報活動を通じてごみに対する意識の向上を図るとともに、ごみのない「日本一きれいなまち」を目指し、美化意識の高揚と美化活動の推進を図るため、各種の施策を積極的に推進している。

1. 啓発・広報

(1) 大分エコライフプラザにおける普及・啓発

大分エコライフプラザは、大分市大字福宗にあるごみ減量・リサイクルに関する啓発施設で、館内には学習・展示コーナーや、家具・自転車の再生工房などを設置している。

大分市民及び由布市民を対象にした古布のリメイクなどのリサイクル体験教室の開催のほか、毎月第1日曜日は再生家具・自転車の抽選会やフリーマーケット、子どもを対象にしたリユースイベントであるおもちゃ交換会「かえっこバザール」を開催している。(フリーマーケットは、8月は夏季休業、12月～2月は冬季休業)

平成27年度からは幼児向け環境教育として幼稚園や保育園等でごみ減量紙芝居「ゴミが減るとうれしいな」を開催するとともに、平成30年度からは、従来の古着に加え、おもちゃと絵本のリユースコーナーを設置し、リユースの取組の広まりを図っている。

※新型コロナウイルスの感染拡大防止の観点から、イベント等の一部を中止・縮小している。



フリーマーケット



ごみ減量紙芝居



かえっこバザール

(2) 3きり運動推進事業

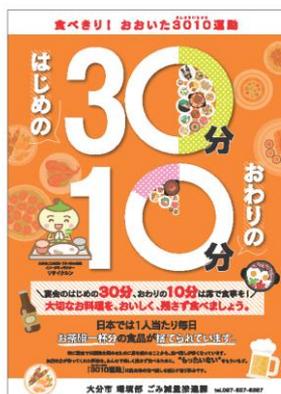
平成 28 年度から、食材を上手に使いきる「使いきり」、おいしく残さず食べる「食べきり」、生ごみをしっかりしぼる「水きり」を「3きり運動」として、テレビやラジオ、広報誌等を用いて、市民への周知・啓発を行っている。

また、「食べきり」の一環として、宴会等での食べ残しを減らすため、はじめの 30 分と終わりの 10 分は席について食事を楽しむ「食べきり！おおいた 3010 運動」を広報誌や情報誌のほか、街頭啓発や飲食店でのポスター掲示等を通じて市民・事業者に向け、呼びかけている。

さらに、10 月の「食品ロス削減月間」には、街頭啓発活動を実施し、市民に対して食品ロスの削減を呼びかけている。



(3きり運動)



(食べきり！おおいた 3010 運動)



(食品ロス削減)

(3) 小冊子・副読本の制作・配布

○社会科環境教育副読本

- ・「わたしたちと環境」

ごみの流れについての理解を深めるとともに、ごみを減らす工夫を学ぶことを通して私たちの環境とくらしについて考えるため、小学校 4～6 年生を対象に社会科等の副読本として活用している。

※市内小学校に一部ずつ配布するほか、市のホームページ上で公開している。

○小学生向け学習ノート

- ・学習ノート「私たちのくらしとごみ」

小学生を対象に実施するごみについての体験学習において「ごみの減量・リサイクル」や「ごみの分別・出し方」等を学ぶため学習ノートを活用している。※体験学習の資料として配布するほか、市のホームページ上にて公開している。



○市民啓発用冊子

- ・「家庭ごみ分別事典」

ごみの分別方法やリサイクル対象品の処理方法、品名ごとの排出方法等を掲載した「家庭ごみ分別事典」を、平成 26 年に全世帯に配布した。令和 2 年には、表紙デザインを一新し、ごみ減量の啓発ページ等を追加した「家庭ごみ分別事典(資源物とごみの分け方・出し方)」を全世帯に配布した。また、転入者や必要な方へ配布出来るように、各支所等に置いている。



○事業所向け

- ・「事業系廃棄物の減量・適正処理の手引き」(平成 28 年度改訂)

事業系廃棄物の処理責任や処理方法、減量化や再資源化に関すること等を紹介した手引きを作成した。冊子の作成は行わず、PDF 形式にてホームページに掲載した。

(4)大分市ごみ減量・リサイクル推進優秀団体表彰式

市民のごみに対する意識の高揚や、地域の環境美化の推進を図るため、廃棄物の減量・リサイクルや適正処理、地域の環境美化等に積極的に取り組んでいる事業所や地域団体を表彰し、市報やホームページで取り組みを紹介している。



【ごみ減量推進事業所】

ごみ減量推進事業所として指定されている事業所の中でも特に事業系廃棄物の減量や適正処理に積極的に取り組み、貢献している事業所を表彰している。

- ・令和2年度表彰事業所数 3事業所

【エコショップ認定事業所】

ごみ減量やリサイクル、環境保全等に積極的に取り組んでおり、エコショップとして認定されている小売店舗等の事業所のなかでも特に顕著な活動を実施している事業所を表彰している。

- ・令和2年度表彰事業所数 2事業所

【有価物集団回収団体】

集団回収運動におけるごみ減量・リサイクル推進への取組に加え、活動をとおしての地域コミュニティの活性化に取り組んでいる団体の中でも特に優れた成果を収めている団体を表彰している。

- ・令和2年度表彰団体数 5団体

【きれいにしようえおいた推進団体】

ボランティアのごみ拾いや、ポイ捨て・不法投棄等防止パトロールの活動を通じて地域の環境美化の推進に取り組んでいる団体の中でも特に優れた成果を収めている団体を表彰している。

・令和2年度表彰団体数 3団体

(5)「ごみ減量・リサイクル推進懇談会」等による各種説明会の開催

多くの方に、ごみ減量やリサイクルについて関心を持っていただき、日々の生活の中で実践していただくことにより、循環型社会の形成を図ることを目的とし、「ごみ減量・リサイクル推進懇談会」を開催している。

また、住民(団体単位)からの要望に応じて、ごみに関する各種説明会に講師として職員を派遣している。



(6)ごみについての「体験環境学習」の開催

小学生を対象に小学校及び公民館等で「ごみの減量・リサイクル」や「ごみの分別・出し方」等について、暮らしの中で応用ができるような学習を目的に開催している。また、ごみ収集車を使用したごみの積み込み体験など、体験型の学習を行っている。



(7)各種広報媒体の貸出し

ごみについての認識を深めてもらうため、啓発用 DVD を始め、パネルやリサイクル見本を、「ごみ減量・リサイクル懇談会」や各種会議の際に活用するとともに貸出しも行っている。

○啓発用 DVD

・4R推進、生ごみ削減啓発DVD(平成 31 年)

家庭ごみ分別方法やリサイクルについてドラマ形式で分かりやすく解説

○啓発パネル（3きり運動・食品ロス削減・コンポストの使用方法等）



○リサイクル見本（ペットボトル再生品やリサイクル原料等）

(8)その他の活動

清掃事業について市民や事業者理解と協力を得るため、市報や市のホームページ、新聞、ラジオ、テレビ等を随時活用するとともに、時宜に応じたチラシ、パンフレット、ポスター、立て看板を作成し、積極的に広報・啓発活動に取り組んでいる。

○イベント時の啓発

食と暮らしの祭典等において、ごみ減量・リサイクルについてのブースを設け、各種事業の紹介などを行っている。

- (主なイベント)
- ・おおいた食と暮らしの祭典(10月)
 - ・大分市ホームタウン DAY(10月)
 - ・食品ロス削減の日
街頭啓発イベント(10月30日)
 - ・大分エコライフプラザでのイベント(随時)



○リサイクルおおいた

ごみの分別方法や、排出量等の情報を市民に提供し、ごみに対して関心を持ってもらうことにより、ごみ減量・リサイクルを推進することを目的とし各世帯に配布している。

令和2年度は年間4回(4月、8月、10月、1月)市報内の特設ページに掲載している。

4月15日号



8月15日号



10月1日号



1月15日号



○生ごみ減量事業啓発パンフレット

市民に、市が行っている「生ごみ処理機器購入補助事業」や「段ボールコンポスト普及啓発事業」等の生ごみ減量施策を積極的に活用していただくことを目的に、各事業の詳細をパンフレットとして作成し周知を図っている。

生ごみ減量施策

- 「生ごみ処理機器購入補助事業」
- 「生ごみ処理容器貸与事業」(コンポスト・ボカシ)
- 「段ボールコンポスト普及啓発事業」
- 「生ごみのひと絞り運動」



○事業所から出るごみの減量と分別のポイント

事業所から出るごみの減量と分別のポイントについて分かりやすくまとめ、一般廃棄物収集運搬業許可業者や事業者等に配布し、市のホームページへ掲載することで、事業所から排出されるごみの適正処理への協力を図っている。



2. クリーン推進員

市民の清掃思想の普及高揚と清掃事業の円滑な運営を図るため、昭和 55 年 9 月に「大分市クリーン相談員」制度を発足させ、人口の増加や清掃行政の変革にあわせて増員を図ってきた。

平成 12 年度から、制度を更に拡充するため、各自治会に 1 名を配置し、名称を「大分市クリーン推進員」制度に変更し、平成 20 年度からは、世帯数 800 以上の自治会については、2 名のクリーン推進員を配置することができるように変更した。その後、平成 26 年度からは、概ね 500 世帯以上の自治会については、2 名の配置を可能とした。

任期は 2 年で市長からの委嘱により活動している。

クリーン推進員は各自治会から推薦され、主に「ごみの正しい分別の啓発」、「不法投棄の抑止」、「まちの美化対策の推進」など、地域からのいろいろな情報の提供や清掃事業に対する意見・提言を行っている。

平成 26 年 4 月からは、クリーン推進員校区連絡会議の積極的な活動を支援するため、総会や研修会に係る対象経費を補助するクリーン推進員総会等補助金の制度化を図った。

クリーン推進員総会等補助金実績

	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2
総会	13校区	13校区	8校区	7校区	8校区	5校区	2校区

3. まちの美化対策

(1) クリーンステーション運動の推進

各地域におけるごみステーションの改善と美化意識の向上を図るため、自治委員、クリーン推進員、班・組長、事業者等と協議しながら計画的な取組みを行っている。

排出マナーの悪いステーションについては、クリーン推進員と連携を図り持続的な指導を行い、排出マナーの向上を図るとともに、状況によっては早朝の排出指導を行っており、毎年 10 月には「ごみ出しマナーアップ推進月間」として、ごみステーションへの早朝排出指導を清掃指導員が積極的に行っている。

また、ごみステーションには出されているが、収集日以外のごみや、分別が出来ていないごみ及び、市が収集しないごみについては、「違反シール」を貼る等により、正しいごみの出し方の呼びかけ指導をしている。

平成 26 年度から市民の環境美化意識及びごみ分別意識の高揚を図り、もってごみ減量及びリサイクルの推進を図るため、ごみステーションを管理する自治会に対し、ごみステーション設置等補助金制度を新設した。

また、平成 27 年度からは、ごみステーションに設置する被せネットの支給も開始した。

ごみステーション設置等補助事業 補助実績

補助事業	年度	H27	H28	H29	H30	R1	R2
	ごみステーション設置	交付件数	67	58	56	65	67
	補助額(千円)	6,312	5,217	4,543	7,004	6,367	6,322
ごみステーション改修	交付件数	41	39	42	26	27	40
	補助額(千円)	1,331	1,412	1,219	944	1,264	1,195
被せネット等購入	交付件数	11	15	21	31	22	15
	補助額(千円)	39	45	57	66	49	31
計	交付件数	119	112	119	122	116	116
	補助額(千円)	7,682	6,674	5,819	8,014	7,680	7,548

被せネット支給実績

年度	H27	H28	H29	H30	R1	R2
枚数	1,189	1,016	912	948	934	1,089

(2) 郵便局による不法投棄の情報提供

不法投棄の情報提供を目的として、平成 13 年に「大分市郵政まちづくり協議会」と「廃棄物の不法投棄に関する協定」を締結した。

平成 17 年の野津原町、佐賀関町との合併を経て市域が拡大していることなどから、平成 26 年 6 月 30 日に日本郵便株式会社と「不法投棄の情報提供に係る協力活動に関する協定」を締結した。

家庭ごみ有料化制度の開始により不法投棄を危惧する声があることなどを踏まえ、郵便局が持つネットワークと配達員の機動性に着目し、連携協力する中で、不法投棄の早期発見と未然防止を目指している。

(3) 「ごみの不法投棄防止強化月間」行事

毎年 11 月を「ごみの不法投棄防止強化月間」と定め、この期間中、横断幕の掲示による不法投棄防止の呼び掛け、一斉パトロールや投棄物の撤去、その他広報活動により不法投棄防止運動を展開している。

(4) きれいにしようえ おおいた推進事業

平成 16 年度より、モデル事業として里親制度(アダプトプログラム)によるボランティア清掃活動を開始した。

初年度は、5 団体を選定し、モデル的に実施し様々な問題点等の解消にあたり、平成 17 年度からは全市域を対象に活動団体を公募し、日本一きれいなまちづくりを目指した活動を展開している。

活動団体には、清掃用具の貸与及びごみ袋等の支給による活動支援を行っている。

また、平成 29 年 4 月 1 日より「不法投棄監視ネットワーク事業」、「ポイ捨て等防止パトロール団体」と事業統合し、市民の健康及び生活環境に支障を及ぼす恐れのある不法投棄を未然に防止するため、市民と行政とが協働して監視等を行い、情報を共有することにより、清潔で美しいまちづくりを目指している。

活動団体数	264 団体(8,436 人)
-------	-----------------

(令和 3 年 3 月 31 日現在)

(5) 大分市ごみ拾いパートナー登録制度

地域の環境美化に取り組む方のために、平成 26 年 4 月から大分市ごみ拾いパートナー登録制度を開始した。

この制度に登録し、大分市内の公共の場所において、ボランティアで清掃する個人または団体に対し、収集したごみを「ごみステーションに排出する場合」や「ごみ処理施設に直接持ち込む場合」に使用できるボランティア専用袋を交付している。

活動団体数	763 団体(14,172 人)
-------	------------------

(令和 3 年 3 月 31 日現在)

(6)ポイ捨て等の防止に関する条例にかかる事業

平成18年7月に「大分市ポイ捨て等の防止に関する条例」が施行され、平成19年1月からは罰則適用も開始されており、中心市街地のポイ捨て防止等強化区域内ではごみが減少してきている。

しかし、依然として違反者が後を絶たない状況であり、特に強化区域内では指定喫煙所以外での喫煙違反、強化区域外ではたばこの吸い殻等のポイ捨てや飼い犬のふんの放置が見かけられ、この条例がまだ市民全体に浸透していないことも窺えることから、今後も、引き続き啓発活動等を行うことにより、条例の周知を図っていく。

また、土地区画整理事業により大きく街の姿が変わりつつある大分駅南地区を強化区域に指定し、多くの市民が集う広場等の快適な環境の確保を目指す。(ポイ捨て防止等強化区域図参照)

(条例の内容)

□ 禁止行為及び制限等

- ・たばこの吸い殻、空き缶等のポイ捨て(市内全域)
- ・飼い犬のふんの未回収(公共の場所)
- ・指定喫煙所以外での喫煙(強化区域内)

□ 勧告及び過料

- ・強化区域内:過料の徴収
- ・強化区域外:改善勧告し、従わない場合は事実の公表

□ 努力義務

- ・歩きたばこはしない(市内全域)
- ・配布したビラやチラシ等が散乱した場合は回収する(公共の場所)

□ 市民等の責務

- ・屋外で自ら生じさせたごみは、持ち帰るか、ごみ箱に入れる。
- ・屋外では、飼い犬のふんは放置しない。
- ・地域の美化活動に積極的に参加し、ごみの散乱のない美しいまちづくりを推進する。
- ・市が実施する施策に協力する。

□ 事業者の責務

- ・事業所の周辺や事業活動を行う地域での市民等への意識の啓発や清掃活動を行う。
- ・容器飲料を販売する場合は、回収容器を設置し、適正に管理する。
- ・市が実施する施策に協力する。

□ 市の責務

- ・ポイ捨て等の防止のための施策を策定、実施する。
- ・ポイ捨て等の防止のための市民等・事業者への意識の啓発と自主的な活動を支援する。

○ポイ捨て等の防止に関する条例違反に係る実績

ポイ捨て等の防止に関する条例の施行後、強化区域内においてポイ捨て防止等指導員による巡回パトロールを行っている。

また、条例施行前の平成 18 年 6 月から、強化区域内の 2 箇所にて定点調査を行い、通行量とごみ量(ごみの種別は、たばこの吸い殻、空き缶、空き瓶、ペットボトル、紙パック類、チューインガム、ビラ、チラシ類、その他)の調査を行っている。

※ ポイ捨て防止等指導員 6 名 (2 人 1 組で 3 班に分かれて巡回)

※ 定点調査は隔月で 5 日間(午前・午後)連続して実施している。(19 年度までは毎月実施)

監視・指導報告書集計結果 (令和3年3月末実績)

ポイ捨て等の防止に関する条例違反に係る実績報告について
【総括表】監視・指導報告書集計結果

()内は過料適用者件数
月平均 180人

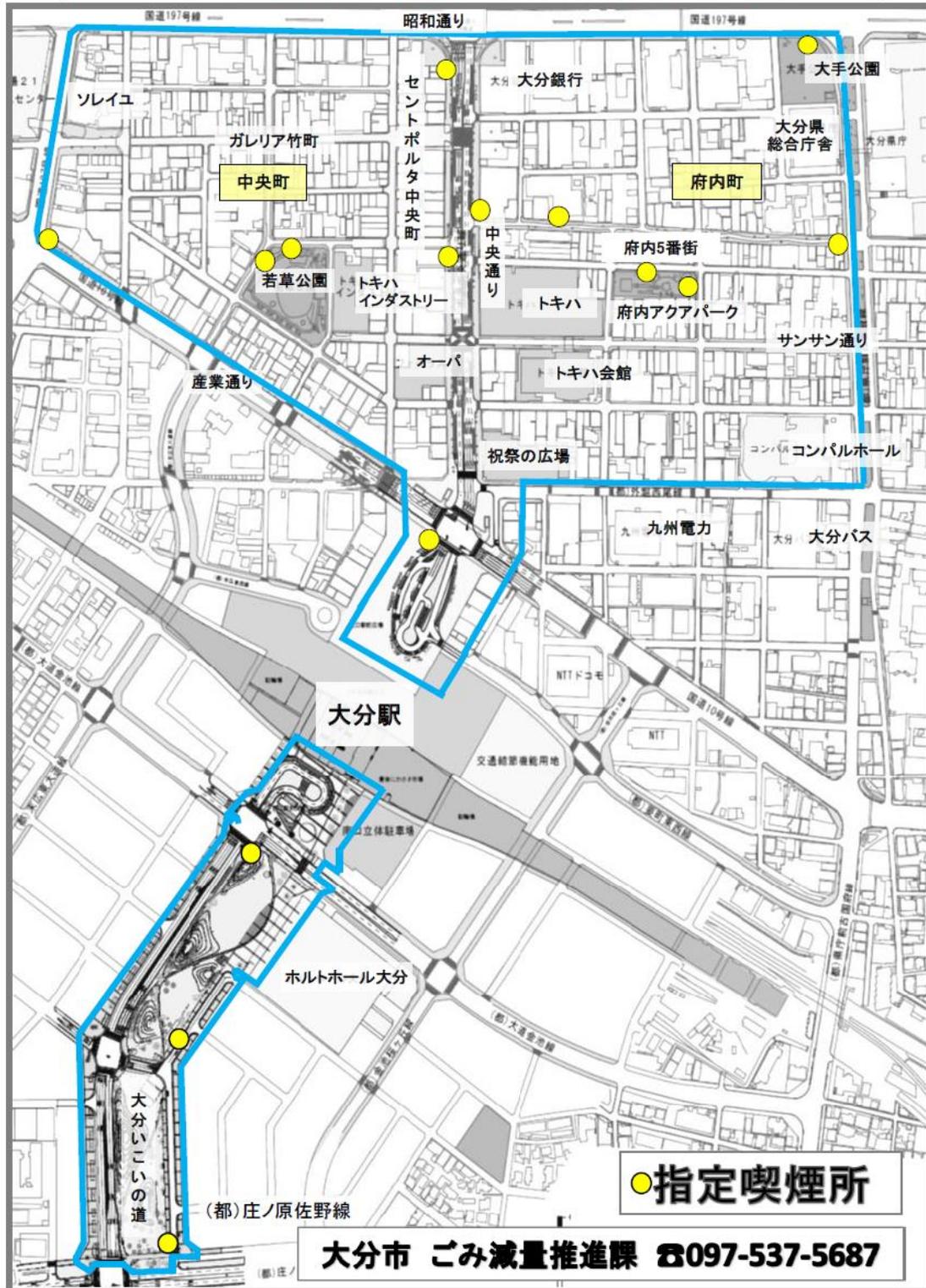
19年度	2,160人 うち過料適用者 57件											月平均 180人		
	H19/4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月		
条例違反者数	176人	175人	187人	151人	159人	173人	183人	178人	208人	200人	191人	179人		
過料適用者数	(2)	(0)	(6)	(5)	(3)	(6)	(9)	(4)	(5)	(3)	(6)	(8)		
パトロール回数	66回	68回	67回	62回	64回	65回	66回	66回	63回	66回	68回	68回		
違反者数/回数	2.7人	2.6人	2.8人	2.4人	2.5人	2.7人	2.8人	2.7人	3.3人	3.0人	2.8人	2.6人		
20年度	1,502人 うち過料適用者 56件											月平均 125人		
	H20/4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月		
条例違反者数	183人	152人	144人	129人	149人	141人	141人	121人	99人	64人	84人	95人		
過料適用者数	(8)	(2)	(3)	(7)	(6)	(10)	(3)	(4)	(3)	(3)	(3)	(4)		
パトロール回数	68回	68回	68回	68回	68回	68回	68回	68回	68回	68回	68回	68回		
違反者数/回数	2.7人	2.2人	2.1人	1.9人	2.2人	2.1人	2.1人	1.8人	1.5人	0.9人	1.2人	1.4人		
21年度	959人 うち過料適用者 31件											月平均 80人		
	H21/4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月		
条例違反者数	103人	106人	77人	60人	83人	84人	90人	72人	59人	81人	69人	75人		
過料適用者数	(6)	(1)	(4)	(2)	(1)	(3)	(3)	(2)	(3)	(4)	(1)	(1)		
パトロール回数	68回	68回	68回	68回	68回	68回	68回	68回	68回	68回	68回	68回		
違反者数/回数	1.5人	1.6人	1.1人	0.9人	1.2人	1.2人	1.3人	1.1人	0.9人	1.2人	1.0人	1.1人		
22年度	820人 うち過料適用者 37件											月平均 68人		
	H22/4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月		
条例違反者数	65人	74人	87人	90人	60人	70人	63人	70人	60人	60人	63人	58人		
過料適用者数	(3)	(3)	(4)	(4)	(8)	(3)	(2)	(3)	(0)	(2)	(2)	(3)		
パトロール回数	68回	68回	68回	68回	68回	68回	68回	68回	68回	68回	68回	68回		
違反者数/回数	1.0人	1.1人	1.3人	1.3人	0.9人	1.0人	0.9人	1.0人	0.9人	0.9人	0.9人	0.9人		
23年度	773人 うち過料適用者 45件											月平均 64人		
	H23/4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月		
条例違反者数	62人	72人	67人	69人	63人	59人	86人	82人	60人	46人	58人	49人		
過料適用者数	(6)	(2)	(1)	(4)	(1)	(6)	(3)	(5)	(6)	(3)	(6)	(2)		
パトロール回数	68回	68回	68回	68回	68回	68回	68回	68回	68回	68回	68回	68回		
違反者数/回数	0.9人	1.1人	1.0人	1.0人	0.9人	0.9人	1.3人	1.2人	0.9人	0.7人	0.9人	0.7人		
24年度	464人 うち過料適用者 29件											月平均 39人		
	H24/4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月		
条例違反者数	42人	48人	36人	38人	47人	48人	45人	25人	28人	36人	34人	37人		
過料適用者数	(1)	(0)	(1)	(7)	(4)	(6)	(1)	(1)	(0)	(1)	(6)	(1)		
パトロール回数	68回	60回	58回	60回	64回	62回	64回	62回	64回	62回	64回	66回		
違反者数/回数	0.6人	0.8人	0.6人	0.6人	0.7人	0.8人	0.7人	0.4人	0.4人	0.6人	0.5人	0.6人		
25年度	428人 うち過料適用者 8件											H25.7.20強化区域を追加 月平均 36人		
	H25/4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月		
条例違反者数	39人	50人	29人	33人	32人	38人	37人	38人	30人	30人	27人	45人		
過料適用者数	(2)	(1)	(1)	(1)	(0)	(0)	(0)	(1)	(1)	(1)	(0)	(0)		
パトロール回数	64回	66回	64回	62回	64回	64回	64回	62回	64回	58回	66回	68回		
違反者数/回数	0.6人	0.8人	0.5人	0.5人	0.5人	0.6人	0.6人	0.6人	0.5人	0.5人	0.4人	0.7人		
26年度	925人 うち過料適用者 28件											H26.4.1 強化区域を追加 月平均 78人		
	H26/4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月		
条例違反者数	32人	70人	76人	112人	93人	93人	87人	60人	73人	80人	79人	70人		
過料適用者数	(2)	(3)	(0)	(6)	(2)	(0)	(6)	(1)	(2)	(1)	(2)	(3)		
パトロール回数	64回	102回	98回	100回	86回	90回	100回	88回	92回	88回	89回	88回		
違反者数/回数	0.5人	0.7人	0.8人	1.1人	1.1人	1.0人	0.9人	0.7人	0.8人	0.9人	0.9人	0.8人		
27年度	696人 うち過料適用者 33件											月平均 58人		
	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月		
条例違反者数	66人	67人	62人	68人	61人	68人	61人	54人	54人	53人	37人	45人		
過料適用者数	(3)	(1)	(3)	(5)	(2)	(4)	(2)	(4)	(0)	(2)	(6)	(1)		
パトロール回数	91回	91回	92回	92回	92回	92回	92回	94回	94回	94回	92回	94回		
違反者数/回数	0.7人	0.7人	0.7人	0.7人	0.7人	0.7人	0.7人	0.6人	0.6人	0.6人	0.4人	0.5人		
28年度	518人 うち過料適用者 24件											月平均 43人		
	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月		
条例違反者数	43人	23人	46人	58人	46人	50人	44人	56人	41人	32人	38人	41人		
過料適用者数	(3)	(2)	(2)	(1)	(2)	(3)	(6)	(0)	(0)	(1)	(3)	(1)		
パトロール回数	94回	94回	94回	94回	94回	94回	92回	94回	94回	92回	94回	94回		
違反者数/回数	0.5人	0.2人	0.5人	0.6人	0.5人	0.5人	0.5人	0.6人	0.4人	0.3人	0.4人	0.4人		
29年度	345人 うち過料適用者 7件											月平均 29人		
	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月		
条例違反者数	35人	31人	39人	27人	37人	26人	33人	23人	26人	23人	23人	22人		
過料適用者数	(1)	(0)	(2)	(0)	(0)	(1)	(0)	(1)	(0)	(1)	(0)	(1)		
パトロール回数	94回	92回	94回	94回	94回	94回	94回	94回	92回	90回	92回	94回		
違反者数/回数	0.4人	0.3人	0.4人	0.3人	0.4人	0.3人	0.4人	0.2人	0.3人	0.3人	0.3人	0.2人		
30年度	602人 うち過料適用者 28件											月平均 55人		
	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月		
条例違反者数	62人	54人	52人	44人	60人	58人	64人	56人	45人	36人	38人	33人		
過料適用者数	(3)	(3)	(1)	(2)	(0)	(8)	(2)	(4)	(1)	(0)	(3)	(1)		
パトロール回数	94回	92回	94回											
違反者数/回数	0.7人	0.6人	0.6人	0.5人	0.6人	0.6人	0.7人	0.6人	0.5人	0.4人	0.4人	0.4人		
R1年度	455件 うち過料適用件数 23件											月平均 39件		
	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月		
条例違反件数	44件	37件	44件	39件	31件	47件	45件	37件	40件	37件	27件	28件		
過料適用件数	(2)	(2)	(1)	(1)	(3)	(3)	(4)	(2)	(1)	(2)	(1)	(1)		
パトロール回数	94回	94回	94回	94回	94回	94回	94回	94回	94回	94回	94回	94回		
違反件数/回数	0.5件	0.4件	0.5件	0.4件	0.3件	0.5件	0.5件	0.4件	0.4件	0.4件	0.3件	0.3件		
R2年度	559件 うち過料適用件数 50件											月平均 39件		
	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月		
条例違反件数	43件	41件	46件	38件	41件	47件	67件	65件	53件	40件	35件	43件		
過料適用件数	(5)	(1)	(3)	(4)	(3)	(2)	(7)	(10)	(5)	(5)	(2)	(3)		
パトロール回数	94回	94回	94回	94回	94回	94回	94回	94回	94回	94回	94回	94回		
違反件数/回数	0.5件	0.4件	0.5件	0.4件	0.4件	0.5件	0.7件	0.7件	0.6件	0.4件	0.4件	0.5件		

○ポイ捨て等の防止に関する条例で定める強化区域と指定喫煙所 (令和3年3月31日現在)



★ みんなのまち みんなできれいに! ★

ポイ捨て防止等強化区域



第10章 資料

1. 条例・規則

(1) 大分市清掃事業審議会条例	P99
(2) 大分市廃棄物の減量及び適正処理等に関する条例	P101
(3) 大分市廃棄物の減量及び適正処理等に関する条例施行規則	P109
(4) 大分市廃棄物処理施設整備基金条例	P116
(5) 大分市一般廃棄物処理施設に係る生活環境影響調査結果の縦覧等の手続きに関する条例	P117
(6) 大分市一般廃棄物処理施設に係る生活環境影響調査結果の縦覧等の手続きに関する条例施行規則	P120
(7) 大分市が設置する一般廃棄物処理施設の技術管理者の資格に関する条例	P122
(8) 大分市廃棄物処理施設条例	P123
(9) 大分市廃棄物処理施設管理規則	P126
(10) 大分市廃棄物の再生利用業者の指定に関する規則	P128
(11) 大分市放置自動車の発生の防止及び適正な処理に関する条例	P130
(12) 大分市放置自動車の発生の防止及び適正な処理に関する条例施行規則	P134
(13) 大分市環境美化に関する条例	P137
(14) 大分市環境美化に関する条例施行規則	P141
(15) 大分市ポイ捨て等の防止に関する条例	P143
(16) 大分市ポイ捨て等の防止に関する条例施行規則	P145
(17) 大分市清掃事業所設置規則	P146

2. 要綱等

(1) ごみ減量・リサイクル推進事業庁内検討委員会設置要綱	P148
(2) 大分市生ごみ処理容器貸与要綱	P149
(3) 大分市生ごみ処理機器購入等補助金交付要綱	P151
(4) 大分市段ボールコンポストセット支給要綱	P154
(5) 大分市有価物集団回収事業報償金交付要綱	P155
(6) エコショップ認定事業実施要綱	P157
(7) 大分市クリーン推進員設置要綱	P160
(8) 大分市クリーン推進員校区連絡会議運営費補助金交付要綱	P162
(9) 「きれいにしょうえおいた推進事業」実施要綱	P164
(10) 「きれいにしょうえおいた推進事業」における物品の貸与及び支給に関する要綱	P166
(11) 大分市事業系ごみ及び特定家庭用機器廃棄物に係る一般廃棄物収集運搬業許可事務取扱要綱	P168
(12) 大分市事業系一般廃棄物再製品化支援事業補助金交付要綱	P171
(13) 大分市ごみ拾いパートナー登録制度実施要綱	P174
(14) 大分市一般廃棄物処理手数料（指定収集袋）減免に関する取扱要綱	P176
(15) 大分市一般廃棄物処理手数料（指定収集袋）減免に関する取扱要領	P179
(16) 大分市指定収集袋取扱所の指定に関する要綱	P181
(17) 大分市ごみステーション設置等補助金交付要綱	P183
(18) 大分市指定収集袋広告掲載取扱要領	P187
(19) 大分市放置自動車事務処理要領	P189
(20) 大分市事業系ごみに係る一般廃棄物処分業許可事務取扱要綱	P191

3. 2021（令和3）年度 一般廃棄物処理実施計画

4. ごみ収集日程表・分別方法について

5. 廃棄物の分類

6. 大分市清掃事業年表

1. 条例・規則

○大分市清掃事業審議会条例

平成11年3月24日

条例第7号

改正 平成18年6月27日条例第25号

(設置)

第1条 一般廃棄物の適正な処理及び清掃事業の円滑な運営並びに快適で美しいまちづくりに関する施策の推進を図るため、大分市清掃事業審議会(以下「審議会」という。)を設置する。

(平 18 条例 25・一部改正)

(所掌事務)

第2条 審議会は、市長の諮問に応じ、次に掲げる事項について調査審議する。

- (1) 清掃事業に関する重要な事項
- (2) 大分市ポイ捨て等の防止に関する条例(平成 18 年大分市条例第 25 号)第 10 条第 1 項に規定するポイ捨て防止等強化区域の指定に関する事項
- (3) その他市長が必要と認める事項

(平 18 条例 25・一部改正)

(組織)

第3条 審議会は、委員 15 名以内をもって組織し、次に掲げる者のうちから市長が委嘱し、又は任命する。

- (1) 学識経験を有する者
- (2) 市議会議員
- (3) 各種団体の代表者
- (4) 市民の代表者
- (5) 市の職員
- (6) その他市長が必要と認める者

(任期)

第4条 委員の任期は、2 年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任を妨げない。

(会長及び副会長)

第5条 審議会に会長及び副会長 1 人を置き、委員の互選により選出する。

2 会長は、審議会を代表し、会務を総理する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 審議会の会議(以下「会議」という。)は、会長が招集し、会長がその議長となる。

2 会議は、委員の過半数が出席しなければ、これを開くことができない。

3 会議の議事は、出席委員の過半数でこれを決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 会長は、必要があると認めるときは、会議に委員以外の者の出席を求め、説明又は意見を聴くことができる。

(専門部会)

第7条 審議会の専門的事項を調査審議するため必要に応じて専門部会(以下「部会」という。)を置くことができる。

2 部会は、審議会の委員のうちから会長が指名する者をもって組織する。

3 部会に部会長を置き、会長の指名する委員をもって充てる。

4 部会長は、部会の事務を掌握し、審議の経過及び結果を審議会に報告するものとする。

5 部会長は、必要があると認めるときは、部会の会議に当該部会に属する委員以外の者の出席を求め、説明又は意見を聴くことができる。

(審議会の庶務)

第8条 審議会の庶務は、環境部において処理する。

(委任)

第9条 この条例に定めるもののほか、審議会の組織及び運営に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、平成11年4月1日から施行する。

附 則(平成18年条例第25号)抄

(施行期日)

1 この条例は、平成18年7月1日から施行する。

○大分市廃棄物の減量及び適正処理等に関する条例

平成5年12月20日
条例第24号
改正 平成6年12月22日条例第32号
平成8年12月18日条例第42号
平成9年3月31日条例第9号
平成10年3月27日条例第15号
平成11年12月15日条例第37号
平成13年3月29日条例第13号
平成15年9月26日条例第29号
平成15年12月16日条例第38号
平成16年12月17日条例第73号
平成19年12月25日条例第43号
平成23年9月28日条例第24号
平成24年3月27日条例第7号
平成24年12月17日条例第82号
平成25年12月16日条例第40号
令和元年7月16日条例第18号
令和元年12月16日条例第50号

大分市廃棄物の処理及び清掃に関する条例(昭和47年大分市条例第6号)の全部を改正する。

目次

- 第1章 総則(第1条・第2条)
- 第2章 基本的責務等(第3条—第6条)
- 第3章 廃棄物の減量等(第7条—第12条)
- 第4章 適正処理困難物の抑制(第13条—第15条)
- 第5章 一般廃棄物の処理等(第16条—第24条)
- 第6章 一般廃棄物処理手数料(第25条・第26条)
- 第7章 一般廃棄物処理業等(第27条—第30条)
- 第8章 雑則(第31条・第32条)
- 第9章 罰則(第33条・第34条)
- 附則

第1章 総則

(目的)

第1条 この条例は、廃棄物の発生を抑制し、再利用を促進すること等により廃棄物を減量するとともに、廃棄物を適正に処理することによって、生活環境の保全及び公衆衛生の向上を図り、もって市民の健康で快適な生活を確保することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において「廃棄物」、「一般廃棄物」、「特別管理一般廃棄物」又は「産業廃棄物」とは、それぞれ廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年法律第137号。以下「法」という。)第2条に規定する廃棄物、一般廃棄物、特別管理一般廃棄物又は産業廃棄物をいう。

2 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 家庭廃棄物 一般家庭の日常生活に伴って生じた廃棄物をいう。
- (2) 事業系廃棄物 事業活動に伴って生じた廃棄物をいう。
- (3) 事業系一般廃棄物 事業系廃棄物のうち、産業廃棄物以外の廃棄物をいう。
- (4) 再利用 活用しなければ不要となる物又は廃棄物を再び使用し、又は資源として利用することをいう。
- (5) 再生資源 資源の有効な利用の促進に関する法律(平成3年法律第48号)第2条第4項に規定する再生資源をいう。

(平15条例29・一部改正)

第2章 基本的責務等

(市長の責務)

第3条 市長は、あらゆる施策を通じて、廃棄物の発生を抑制し、再利用を促進すること等により、廃棄物の減量を推進するとともに、廃棄物の適正な処理に努めなければならない。

- 2 市長は、再利用等による廃棄物の減量及び適正な処理に関する市民の自主的な活動を支援するよう努めなければならない。
- 3 市長は、第1項に規定する責務を果たすため、廃棄物の減量及び適正な処理に関する市民及び事業者の意識の啓発を図るよう努めなければならない。

(指導、助言)

第4条 市長は、廃棄物の減量及び適正な処理の推進に関し、必要と認めるときは、市民及び事業者に対し、指導又は助言を行うことができる。

(事業者の責務)

第5条 事業者は、廃棄物の発生を抑制し、再利用を促進すること等により、廃棄物の減量に努めなければならない。

- 2 事業者は、その事業系廃棄物を自らの責任において適正に処理しなければならない。
- 3 事業者は、廃棄物の減量及び適正な処理の確保等に関し、市の施策に協力しなければならない。

(市民の責務)

第6条 市民は、廃棄物の発生を抑制し、再生品の使用等により再利用を図り、その生じた廃棄物をなるべく自ら処分すること等により、廃棄物の減量に努めなければならない。

- 2 市民は、廃棄物の減量及び適正な処理に関し、市の施策に協力しなければならない。

第3章 廃棄物の減量等

(市長の減量義務)

第7条 市長は、廃棄物の処理の過程において、その適正な分別、再利用等を行うことにより、廃棄物の減量に努めなければならない。

- 2 市長は、物品の調達に当たっては、再生品の利用を促進するとともに、市の施設から生ずる廃棄物の分別、再利用等を行うことにより、廃棄物の減量に努めなければならない。

(事業者の減量義務)

第8条 事業者は、物の製造、加工、販売等(以下「製造等」という。)に際して、長期間使用可能な製品の開発、製品の修理体制の確保等廃棄物の発生を抑制に必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

- 2 事業者は、再利用の可能な物の分別の徹底を図る等再利用を促進するために必要な措置を講ずること等により、事業系廃棄物の減量に努めなければならない。
- 3 事業者は、物の製造等に際して、再生資源及び再生品を利用するよう努めなければならない。

(適正包装等)

第9条 事業者は、物の製造等に際して、その包装、容器等(以下「包装等」という。)の適正化を図り、廃棄物の発生を抑制に努めなければならない。

- 2 事業者は、物の製造等に際して、再び使用することが可能な包装等の普及に努め、使用後の包装等の回収策を講ずること等により、その包装等の再利用の促進を図らなければならない。
- 3 事業者は、市民が商品の購入等に際して、当該商品について適正な包装等を選択できるよう努めるとともに、市民が包装等を不要とし、又はその返却をする場合には、その回収等に努めなければならない。

(ごみ減量推進事業者の義務)

第10条 市長は、大規模事業所から排出される事業系廃棄物の減量の推進を図るため、大規模事業所をごみ減量推進事業所として指定することができる。

- 2 前項の規定による指定を受けたごみ減量推進事業所の所有者又は管理者(以下「ごみ減量推進事業者」という。)は、当該事業所から排出される事業系廃棄物の減量に関する業務を担当させるため、規則で定めるところにより、廃棄物管理責任者を選任し、その旨を市長に届け出なければならない。
- 3 ごみ減量推進事業者は、規則で定めるところにより、当該事業所における事業系廃棄物の減量に関する計画書を作成し、市長に提出しなければならない。

4 ごみ減量推進事業者は、当該事業所内に再利用の対象となる物の保管場所を設置するよう努めなければならない。

(市民の自主的行動)

第 11 条 市民は、再利用の可能な物の分別を行うとともに、集団回収等の再利用を促進するための自主的な活動に参加し、協力すること等により、廃棄物の減量及び再生資源の有効利用に努めなければならない。

(商品の選択)

第 12 条 市民は、商品を選択するに際して、当該商品の内容及び包装等を勘案し、廃棄物の減量及び環境の保全に配慮したものを選択するよう努めなければならない。

第4章 適正処理困難物の抑制

(処理困難性の自己評価等)

第 13 条 事業者は、物の製造等に際して、その製品、容器等(以下「製品等」という。)が廃棄物となった場合における処理の困難性についてあらかじめ自ら評価し、適正な処理が困難にならないような製品等の開発を行うこと、その製品等に係る廃棄物の適正な処理の方法についての情報を提供すること等により、その製品等が廃棄物となった場合においてその適正な処理が困難になることのないようにしなければならない。

(適正処理困難物の製造等の抑制)

第 14 条 事業者は、その製品等が廃棄物となった場合において、その適正な処理が困難となる物(以下「適正処理困難物」という。)については、その製造等を自ら抑制しなければならない。

(適正処理困難物の指定及び回収義務)

第 15 条 市長は、適正処理困難物を指定することができる。

2 市長は、前項の規定に基づき適正処理困難物を指定したときは、これを公表するものとする。

3 前2項の規定により指定を受け、公表された適正処理困難物の製造等を行う事業者は、自らの責任で下取り等の方法により、その適正処理困難物の回収に努めなければならない。

4 市民は、前項に規定する事業者が適正処理困難物を回収しようとするときは、これに協力しなければならない。

第5章 一般廃棄物の処理等

(一般廃棄物処理計画)

第 16 条 市長は、法第6条第1項に規定する一般廃棄物処理計画(以下「一般廃棄物処理計画」という。)を定め、又はこれを変更したときは、同条第4項の規定により、遅滞なく、これを公表するものとする。

(平13条例13・平23条例24・平25条例40・一部改正)

(一般廃棄物の処理)

第 17 条 市長は、一般廃棄物処理計画に従い、一般廃棄物の処理をしなければならない。

2 市長は、家庭廃棄物の処理に支障がない場合で、特に必要と認めるときは、事業系一般廃棄物の収集、運搬及び処分を行うことができる。

(平25条例40・一部改正)

(計画の遵守義務等)

第 18 条 土地又は建物の占有者(占有者がいない場合には管理者とする。以下「占有者」という。)は、その土地又は建物内の一般廃棄物を生活環境の保全上支障のない方法により、なるべく自ら処分するよう努めるとともに、自ら処分できない一般廃棄物については、一般廃棄物処理計画に従い処理しなければならない。

2 占有者は、一般廃棄物を収納する容器について廃棄物が飛散し、流出し及びその悪臭が発生しないようにするとともに、一般廃棄物を持ち出しておく所定の場所を常に清潔にしておかなければならない。

(排出禁止物)

第 19 条 占有者は、市長が行う一般廃棄物の収集に際して、次に掲げる一般廃棄物を排出してはならない。

- (1) 有害性のある物
- (2) 危険性のある物
- (3) 引火性のある物
- (4) 著しく悪臭を発する物

- (5) 特別管理一般廃棄物
 - (6) 前各号に掲げるもののほか、処理に著しい支障があると市長が特に認める物
- 2 占有者は、前項各号に掲げる一般廃棄物を処分しようとするときは、市長の指示に従わなければならない。

(家庭廃棄物の搬出方法)

第19条の2 占有者は、家庭廃棄物のうち一般廃棄物処理計画に定める燃やせるごみ(以下「燃やせるごみ」という。)及び一般廃棄物処理計画に定める燃やせないごみ(以下「燃やせないごみ」という。)を一般廃棄物処理計画に定めるところにより市が行う定期の収集により処理しようとするときは、市長が指定する収集袋(以下「指定収集袋」という。)に収納し、家庭廃棄物の一時的集積場所に搬出しなければならない。ただし、燃やせるごみ及び燃やせないごみのうち指定収集袋に収納させることが適当でないと市長が認めたものの処理については、この限りでない。(平25条例40・追加)

(一般廃棄物処理の届出)

第20条 占有者は、別表第1に規定する一般廃棄物の収集を受けようとするときは、あらかじめ市長にその旨を届け出なければならない。

(改善勧告等)

第21条 市長は、占有者が第18条の規定に違反していると認めるときは、当該占有者に対し、期限を定めて改善その他の必要な措置をとるべき旨の勧告をすることができる。

(収集又は運搬の禁止等)

第21条の2 市長及び市長から委託を受けた者(以下「市長等」という。)以外の者は、家庭廃棄物の一時的集積場所(規則で定める方法により市長が指定するものに限る。)に排出された廃棄物のうち再利用の可能なものとして規則で定めるものを収集し、又は運搬してはならない。

2 市長は、市長等以外の者が前項の規定に違反して、収集し、又は運搬したときは、その者に対し、これらの行為を行わないよう命ずることができる。

(平24条例7・追加、平24条例82・一部改正)

(事業系一般廃棄物保管場所の設置)

第22条 事業者は、事業用建物又はその敷地内に事業系一般廃棄物の保管場所を設置しなければならない。

(事業系一般廃棄物の受入拒否)

第23条 事業者は、事業系一般廃棄物を市長が指定する処理施設に運搬する場合には、規則で定める受入基準に従わなければならない。

2 市長は、前項の場合において、事業者が同項に定める受入基準に従わないときは、当該事業系一般廃棄物の受入れを拒否することができる。

(市が処分する産業廃棄物)

第24条 法第11条第2項の規定に基づき一般廃棄物とあわせて市が処分することができる産業廃棄物については、規則で定める。

(平13条例13・一部改正)

第6章 一般廃棄物処理手数料

(一般廃棄物処理手数料)

第25条 市長は、一般廃棄物の収集、運搬及び処分に関し、別表第1及び別表第2に定める一般廃棄物処理手数料を、規則で定めるところにより、徴収する。

2 前項の規定により徴収した一般廃棄物処理手数料は、還付しない。ただし、市長が特別な理由があると認めるときは、この限りでない。

3 市長は、別表第2に定める一般廃棄物処理手数料をあらかじめ納付した者に、指定収集袋を交付するものとする。(平11条例37・平25条例40・一部改正)

(手数料の減免)

第 26 条 市長は、天災その他特別の理由があると認めるときは、前条第1項の一般廃棄物処理手数料を減免することができる。この場合において、市長は、前条第3項の規定にかかわらず、当該減免を受けた者に、規則で定めるところにより、指定収集袋を交付することができる。

(平25条例40・一部改正)

第7章 一般廃棄物処理業等

(一般廃棄物処理業の許可)

第 27 条 法第7条第1項又は第6項の規定により、一般廃棄物の収集若しくは運搬又は処分を業として行おうとする者は、規則で定めるところにより、市長の許可を受けなければならない。

2 前項の許可は、1年を下らない規則で定める期間ごとにその更新を受けなければ、その期間の経過によってその効力を失う。

(平15条例29・一部改正)

(一般廃棄物処理業の変更の許可)

第 28 条 法第7条の2第1項の規定により、前条の許可を受けた者は、その一般廃棄物の収集若しくは運搬又は処分の事業の範囲を変更しようとするときは、規則で定めるところにより、市長の許可を受けなければならない。

(浄化槽清掃業の許可)

第 29 条 浄化槽法(昭和58年法律第43号)第35条第1項の規定により、浄化槽の清掃を業として行おうとする者は、規則で定めるところにより、市長の許可を受けなければならない。

(一般廃棄物処理業及び浄化槽清掃業の許可手数料)

第 30 条 法第7条第1項、第2項、第6項及び第7項の規定により一般廃棄物収集運搬業若しくは一般廃棄物処分業(以下「一般廃棄物収集運搬業等」という。)の許可又は当該許可の更新を受けようとする者、法第7条の2第1項の規定により一般廃棄物収集運搬業等の事業の範囲の変更の許可を受けようとする者、浄化槽法第35条第1項の規定により浄化槽清掃業の許可を受けようとする者及びこれらの許可を受けた者で許可証の再交付を受けようとする者は、許可証交付の際、別表第3に定める手数料を納めなければならない。

(平13条例13・旧第31条繰上、平15条例29・平25条例40・一部改正)

第8章 雑則

(清掃指導員)

第 31 条 市長は、廃棄物の減量及び適正な処理に関する指導の職務を担当させるため、規則で定めるところにより、清掃指導員を置く。

(平13条例13・旧第32条繰上)

(委任)

第 32 条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

(平13条例13・旧第33条繰上)

第9章 罰則

(平24条例7・追加)

第 33 条 第21条の2第2項の規定による命令に違反した者は、20万円以下の罰金に処する。

(平24条例7・追加)

第 34 条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、前条の違反行為をしたときは、その行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても、同条の罰金刑を科する。

附 則 抄

(施行期日)

1 この条例は、平成6年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の大分市廃棄物の減量及び適正処理等に関する条例別表第1の規定は、平成6年4月分の一般廃棄物処理手数料から適用し、平成6年3月分までの一般廃棄物処理手数料については、なお従前の例による。
 - 3 この条例の施行前に改正前の大分市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の規定によってした処分、手続その他の行為は、この条例中にこれに相当する規定があるときは、この条例によってしたものとみなす。
(佐賀関町及び野津原町の編入に伴う経過措置)
 - 5 佐賀関町及び野津原町の編入の日(以下「編入日」という。)前に佐賀関町廃棄物の処理及び清掃に関する条例(平成11年佐賀関町条例第17号。以下「佐賀関町条例」という。)の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、この条例の相当規定によりなされたものとみなす。
(平16条例73・追加)
 - 6 編入日の属する月の前月分以前の佐賀関町の区域における一般廃棄物処理手数料(し尿に係るものを除く。)については、第25条の規定にかかわらず、佐賀関町条例の例による。
(平16条例73・追加)
 - 7 編入日前の佐賀関町の区域における平成17年3月分までの一般廃棄物処理手数料(し尿に係るものに限る。)については、第25条の規定にかかわらず、佐賀関町条例の例による。
(平16条例73・追加)
- 附 則(平成6年条例第32号)
(施行期日)
- 1 この条例は、平成7年4月1日から施行する。
(経過措置)
 - 2 改正後の別表第1の規定は、平成7年4月分以後の一般廃棄物処理手数料について適用し、平成7年3月分以前の一般廃棄物処理手数料については、なお従前の例による。
附 則(平成8年条例第42号)
(施行期日)
 - 1 この条例は、平成9年4月1日から施行する。
(経過措置)
 - 2 改正後の別表第1の規定は、平成9年4月分以後の一般廃棄物処理手数料について適用し、平成9年3月分以前の一般廃棄物処理手数料については、なお従前の例による。
附 則(平成9年条例第9号)
(施行期日)
 - 1 この条例は、平成9年4月1日から施行する。
(経過措置)
 - 2 改正後の大分市廃棄物の減量及び適正処理等に関する条例別表第1の規定は、平成9年4月分以後の一般廃棄物処理手数料について適用し、平成9年3月分以前の一般廃棄物処理手数料については、なお従前の例による。
 - 3 改正後の大分市廃棄物処理施設条例別表の規定は、この条例の施行の日以後の使用に係る使用料から適用し、同日前の使用に係る使用料については、なお従前の例による。
附 則(平成10年条例第15号)
- この条例は、平成10年4月1日から施行する。
附 則(平成11年条例第37号)
- この条例は、平成12年4月1日から施行する。
附 則(平成13年条例第13号)
- この条例は、平成13年4月1日から施行する。
附 則(平成15年条例第29号)
- この条例は、平成15年12月1日から施行する。
附 則(平成15年条例第38号)
(施行期日)
- 1 この条例は、平成16年4月1日から施行する。
(経過措置)
 - 2 改正後の大分市廃棄物の減量及び適正処理等に関する条例別表第1の規定は、平成16年4月分以後の一般廃棄物処理手数料について適用し、平成16年3月分以前の一般廃棄物処理手数料については、なお従前の例による。
附 則(平成16年条例第73号)
- この条例は、平成17年1月1日から施行する。
附 則(平成19年条例第43号)
- この条例は、平成20年4月1日から施行する。
附 則(平成23年条例第24号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成24年条例第7号)

この条例は、公布の日から施行する。ただし、目次の改正規定及び本則に1章を加える改正規定は、平成24年7月1日から施行する。

附 則(平成24年条例第82号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成25年条例第40号)

(施行期日)

1 この条例中第1条及び次項の規定は平成26年4月1日から、第2条並びに附則第3項、第4項及び第6項の規定は平成26年11月1日から、附則第5項の規定は公布の日から施行する。

(経過措置)

2 第1条の規定による改正後の大分市廃棄物の減量及び適正処理等に関する条例別表第1の規定は、平成26年4月分以後の一般廃棄物処理手数料について適用し、平成26年3月分以前の一般廃棄物処理手数料については、なお従前の例による。

3 第2条の規定による改正後の大分市廃棄物の減量及び適正処理等に関する条例(以下「新条例」という。)別表第1の規定は、平成26年11月分以後の一般廃棄物処理手数料について適用し、平成26年10月分以前の一般廃棄物処理手数料については、なお従前の例による。

4 新条例別表第2の規定は、新条例の施行の日以後に市が収集する家庭廃棄物の処理に係る一般廃棄物処理手数料から適用する。

(準備行為)

5 新条例第25条第1項の規定による一般廃棄物処理手数料(新条例別表第2に定めるものに限る。以下同じ。)の徴収及び同条第3項の規定による指定収集袋の交付並びに新条例第26条の規定による一般廃棄物処理手数料の減免は、新条例の施行の日前においても、これらの規定の例により行うことができる。

(検討)

6 市長は、新条例の施行後3年ごとに、新条例第19条の2、第25条及び別表第2の規定の施行の状況、家庭廃棄物の発生状況等を勘案し、当該規定の見直し等について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

附 則(令和元年条例第18号)抄

(施行期日)

1 この条例は、令和元年10月1日から施行する。

(経過措置)

3 改正後の大分市廃棄物の減量及び適正処理等に関する条例の規定は、令和元年10月分以後の一般廃棄物処理手数料について適用し、令和元年9月分以前の一般廃棄物処理手数料については、なお従前の例による。

附 則(令和元年条例第50号)

(施行期日)

1 この条例は、令和2年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の別表第1の規定は、この条例の施行の日以後に市が収集するごみの処理に係る一般廃棄物処理手数料について適用し、同日前に市が収集したごみの処理に係る一般廃棄物処理手数料については、なお従前の例による。

別表第1(第20条、第25条関係)

(平6条例32・平8条例42・平9条例9・平15条例38・平25条例40・令元条例18・令元条例50・一部改正)

区分		手数料	
一般廃棄物	ごみ	一般家庭から生じた一時的多量の廃棄物を市が処理したとき。	軽貨物自動車(0.35トン積) 相当量以下 1回につき 1,960円
		犬、猫等の死体を市が処理したとき。	1体につき 710円
	し尿	定額制によるもの	世帯員1人につき 月額 330円 くみ取回数が1月につき1回を超える場合は、その超える回数 1回につき 660円
		従量制によるもの	18リットルにつき 165円

備考

1 一時的多量の廃棄物は、粗大ごみ、引っ越しの際排出されるごみ等、臨時的又は季節的に排出されるごみであつ

- て、1回の排出量が0.125立方メートル以上又は50キログラム以上のものとする。
- 2 し尿の手数料で定額制によるものは、一般世帯(次項に掲げるものを除く。)とする。
 - 3 し尿の手数料で従量制によるものは、飲食店、官公署、事業所その他これらに類するもの並びに一般世帯のうち次の各号のいずれかに該当する便槽を有する世帯とする。
 - (1) 不定期又は臨時のくみ取を必要とする便槽
 - (2) 居住者以外の者が居住者と共用する便槽
 - (3) 雨水、洗水の流入、湧水等により、くみ取量が世帯人員に比して著しく多い便槽
 - (4) 構造上、水を使用する形式の便槽
 - (5) その他市長が必要と認める便槽

別表第2(第25条関係)
(平25条例40・追加)

区分	手数料
一般廃棄物	家庭廃棄物(燃やせるごみ及び燃やせないごみに限る。)を市が定期的の収集により処理する場合
	ミニ袋(容量が5リットル相当のもの) 1組(10枚入り)につき 35円
	特小袋(容量が10リットル相当のもの) 1組(10枚入り)につき 70円
	小袋(容量が20リットル相当のもの) 1組(10枚入り)につき 140円
	中袋(容量が30リットル相当のもの) 1組(10枚入り)につき 210円
	大袋(容量が45リットル相当のもの) 1組(10枚入り)につき 315円

別表第3(第30条関係)
(平10条例15・平13条例13・平19条例43・一部改正、平25条例40・旧別表第2繰下)

区分	手数料の額
一般廃棄物収集運搬業許可手数料	1件につき 10,000円
一般廃棄物処分業許可手数料	
一般廃棄物収集運搬業許可更新手数料	
一般廃棄物処分業許可更新手数料	
一般廃棄物収集運搬業変更許可手数料	
一般廃棄物処分業変更許可手数料	
浄化槽清掃業許可手数料	1件につき 2,000円
許可証再交付手数料	

○大分市廃棄物の減量及び適正処理等に関する条例施行規則

平成6年3月23日

規則第13号

改正 平成6年10月19日規則第38号

平成9年2月21日規則第9号

平成10年3月27日規則第35号

平成12年12月13日規則第120号

平成13年3月30日規則第13号

平成14年12月24日規則第67号

平成15年11月11日規則第59号

平成16年12月28日規則第91号

平成17年8月23日規則第57号

平成18年3月31日規則第31号

平成24年3月27日規則第11号

平成24年6月27日規則第35号

平成24年12月17日規則第51号

平成24年12月26日規則第52号

平成26年3月31日規則第25号

平成28年3月30日規則第32号

平成30年3月30日規則第16号

令和3年3月23日規則第13号

大分市廃棄物の処理及び清掃に関する条例施行規則(昭和47年大分市規則第14号)の全部を改正する。

(趣旨)

第1条 この規則は、大分市廃棄物の減量及び適正処理等に関する条例(平成5年大分市条例第24号。以下「条例」という。)の施行に関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この規則において「廃棄物」、「一般廃棄物」又は「産業廃棄物」とは、それぞれ廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年法律第137号。以下「法」という。)第2条に規定する廃棄物、一般廃棄物又は産業廃棄物をいう。

2 この規則において「家庭廃棄物」、「事業系廃棄物」又は「事業系一般廃棄物」とは、それぞれ条例第2条第2項に規定する家庭廃棄物、事業系廃棄物又は事業系一般廃棄物をいう。

3 この規則において「特定家庭用機器廃棄物」とは、特定家庭用機器再商品化法(平成10年法律第97号)第2条第5項に規定する特定家庭用機器廃棄物をいう。

(平12規則120・一部改正)

(廃棄物管理責任者)

第3条 条例第10条第1項の規定による指定を受けたごみ減量推進事業所の所有者又は管理者(以下「ごみ減量推進事業者」という。)は、同条第2項の規定により当該ごみ減量推進事業所から排出される事業系廃棄物を管理することができる者のうちから廃棄物管理責任者を選任し、廃棄物管理責任者選任届(様式第1号)により市長に届け出なければならない。

2 ごみ減量推進事業者は、前項の届出に変更があった場合には、その事実が生じた日から30日以内に廃棄物管理責任者選任届により市長に届け出なければならない。

(ごみ減量推進事業所における減量の計画)

第4条 条例第10条第3項の規定による事業系廃棄物の減量に関する計画書は、年度(4月1日から翌年の3月31日までとする。以下同じ。)ごとに作成し、廃棄物の減量に関する計画書(様式第2号)により毎年5月31日までに提出しなければならない。

(一般廃棄物処理の届出)

第5条 条例第20条の規定による届出は、一般家庭から生じた一時的多量の廃棄物又は犬、ねこ等の死体の収集を受けようとする者については一般廃棄物の臨時収集に関する届出書(様式第3号)、し尿の収集を受けようとする者についてはし尿の収集に関する届出書(様式第4号)によるものとする。

2 前項の規定は、し尿の収集に係る変更又は取消しについて準用する。

(平9規則9・平24規則11・一部改正)

(市長が指定する家庭廃棄物の一時的集積場所)

第5条の2 条例第21条の2第1項に規定する家庭廃棄物の一時的集積場所に係る市長の指定は、家庭廃棄物の一時的集積場所のうち再利用の可能な廃棄物の一時的集積場所であるものについて行うものとする。

2 市長は、前項の指定をしたときは、その位置を示した図面を作成し、一般の閲覧に供するとともに、当該指定をした一時的集積場所にその旨を表示するものとする。

(平24規則51・全改)

(収集又は運搬を禁止する廃棄物)

第5条の3 条例第21条の2第1項に規定する規則で定めるものは、次に掲げるものとする。

- (1) 缶
- (2) 瓶
- (3) ペットボトル
- (4) プラスチック製の容器及び包装
- (5) 新聞紙、ちらしその他紙類
- (6) 布類
- (7) 小型電気電子機器
- (8) 金属類

(平24規則11・追加、平24規則35・旧第5条の2繰下)

(調査)

第5条の4 市長は、条例第21条の2第1項の規定に違反した者について必要があると認めるときは、官公署又は関係機関に対し参考となるべき資料等の閲覧、提供その他の協力を求め、調査するものとする。

(平24規則35・追加)

(収集又は運搬の禁止命令)

第5条の5 条例第21条の2第2項の規定による命令は、収集・運搬禁止命令書(様式第5号)により行うものとする。

(平24規則11・追加、平24規則35・旧第5条の3繰下)

(事業系一般廃棄物の受入基準)

第6条 条例第23条第1項に規定する規則で定める受入基準は、次のとおりとする。

- (1) 一般廃棄物処理計画に従い、適正な分別がなされたものを搬入すること。
 - (2) 条例第19条第1項第1号から第5号までに掲げるものその他処理施設に支障をきたすものを搬入しないこと。
 - (3) 運搬車等は、廃棄物が飛散し、及び流出し、並びに悪臭が漏れないように必要な措置を講ずること。
 - (4) 処理施設内においては、当該施設の管理者の指示に従うこと。
- 2 前項に規定するもののほか、処理施設における事業系一般廃棄物の受入れに関し必要な事項は、市長が別に定める。

(市が処分する産業廃棄物の範囲)

第7条 条例第24条に規定する一般廃棄物とあわせて市が処分することができる産業廃棄物は、脱水汚泥(市の終末処理場から生じた汚泥であって、脱水したものをいう。)とする。

(平14規則67・平17規則57・一部改正)

(手数料の徴収方法)

第8条 条例第25条第1項に規定する一般廃棄物処理手数料(以下「一般廃棄物処理手数料」という。)のうち条例別表第1に規定するものは、次の表に定めるところにより徴収する。ただし、一般家庭から生じた一時的多量の廃棄物の処理及び犬、ねこ等の死体の処理に係る手数料については、納入通知書を発するときには当該納入通知書を発した日から起算して10日を経過した日を納期限として徴収し、納入通知書を発しないときはその都度徴収する。

期別	期間	納期限
第1期	3月から5月まで	6月30日
第2期	6月から8月まで	9月30日
第3期	9月から11月まで	翌年1月4日
第4期	12月から翌年2月まで	翌年3月31日

2 前項の規定により徴収する一般廃棄物処理手数料の納期限が民法(明治29年法律第89号)第142条に規定する休日又は土曜日に該当するときは、これらの日の翌日を納期限とする。

3 一般廃棄物処理手数料のうち条例別表第2に規定するものは、指定収集袋(条例第19条の2に規定する指定収集袋をいう。以下同じ。)を交付する際に徴収する。

(平26規則25・一部改正)

(徴収の始期等)

第9条 前条第1項本文の規定により徴収する一般廃棄物処理手数料は、収集を開始した日の属する月分から転出その他の理由によって最後に収集をした日の属する月分まで徴収する。

2 人員若しくは収集回数の変更又は収集の取消しに伴う前項の一般廃棄物処理手数料の額の変更は、当該人員等の変更又は収集の取消しの生じた日の属する月の翌月分から行うものとする。

(平9規則9・平26規則25・一部改正)

(手数料の減免)

第10条 条例第26条の規定による一般廃棄物処理手数料の減免(条例別表第1に規定する一般廃棄物処理手数料に係るものに限る。)は、次の各号の区分に応じ、当該各号に定めるところによる。

- (1) 生活保護法(昭和25年法律第144号)に基づき生活扶助を受けている者 免除
- (2) 天災その他の災害を受けた者であつて、減免の必要があると市長が認めたもの 免除又は減額
- (3) 前2号に規定するもののほか、市長が特に減免の必要があると認めた者 免除又は減額
- 2 前項の一般廃棄物処理手数料の減免を受けようとする者は、一般廃棄物処理手数料減免申請書(様式第6号)を市長に提出しなければならない。ただし、前項第2号に該当する者であつて、特に市長が認める場合は、この限りでない。
- 3 条例第26条の規定による一般廃棄物処理手数料の減免(条例別表第2に規定する一般廃棄物処理手数料に係るものに限る。)は、次に掲げる者に対して行うものとする。
 - (1) 生活保護法に基づき生活扶助を受けている者
 - (2) 3歳未満の乳幼児を養育する者
 - (3) 日常生活において常時紙おむつ等を使用する必要があると市長が認めた者
 - (4) 前各号に規定する者のほか、市長が特に減免の必要があると認めた者
- 4 市長は、前項の一般廃棄物処理手数料の減免を行うときは、郵送その他市長が適当と認める方法により、当該減免を受ける者に別に定める数の指定収集袋を交付するものとする。
- 5 第3項の一般廃棄物処理手数料の減免に係る手続は、市長が別に定める。

(平26規則25・平30規則16・一部改正)

(一般廃棄物収集運搬業の許可申請)

第11条 法第7条第1項の規定による一般廃棄物収集運搬業の許可(以下「一般廃棄物収集運搬業の許可」という。)又は同条第2項の規定による一般廃棄物収集運搬業の許可の更新(以下「一般廃棄物収集運搬業の許可の更新」という。)を受けようとする者は、条例第27条の規定により、一般廃棄物収集運搬業許可(更新)申請書(様式第7号)に次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

- (1) 申請者が個人である場合には、住民票の写し、履歴書、登記事項証明書(後見登記等に関する法律(平成11年法律第152号)第10条第1項に規定する登記事項証明書をいう。以下同じ。)及び所得証明書
 - (2) 申請者が法人である場合には、役員の住民票の写し、履歴書及び登記事項証明書並びに法人の定款又は寄附行為、登記簿の謄本及び納税証明書
 - (3) 市税完納証明書
 - (4) 営業規程及び取扱料金表
 - (5) 事務所及び事業場並びに車庫の所在地見取図
 - (6) 業務計画書(様式第8号)
 - (7) 従業員名簿
 - (8) 営業車両の写真及び自動車検査証の写し
 - (9) 申請者が法第7条第5項第4号イからルまでの規定のいずれにも該当しない旨を記載した書類
 - (10) 誓約書(様式第9号)
 - (11) その他市長が必要と認める書類
- 2 前項の規定にかかわらず、市長は、一般廃棄物収集運搬業の許可の更新を受けようとする者については、前項各号に掲げる申請書に添付する書類の一部を省略させることができる。

(平6規則38・平13規則13・平15規則59・平16規則91・令3規則13・一部改正)

(一般廃棄物処分業の許可申請)

第12条 法第7条第6項の規定による一般廃棄物処分業の許可(以下「一般廃棄物処分業の許可」という。)又は同条第7項の規定による一般廃棄物処分業の許可の更新(以下「一般廃棄物処分業の許可の更新」という。)を受けようとする者は、条例第27条の規定により、一般廃棄物処分業許可(更新)申請書(様式第10号)に次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

- (1) 申請者が個人である場合にあつては、住民票の写し、履歴書、登記事項証明書及び所得証明書
- (2) 申請者が法人である場合にあつては、役員の住民票の写し、履歴書及び登記事項証明書並びに法人の定款又は寄附行為、登記簿の謄本及び納税証明書
- (3) 市税完納証明書
- (4) 営業規程及び取扱料金表
- (5) 業務計画書
- (6) 事業概略書
- (7) 環境保全措置計画書
- (8) 従業員名簿
- (9) 申請者が法第7条第5項第4号イからルまでの規定のいずれにも該当しない旨を記載した書類
- (10) 誓約書
- (11) 事業の用に供する施設の構造等に関する書類及び法第8条第1項の許可を受けていることを証する書類
- (12) 事業の用に供する土地に係る登記簿の謄本又は賃貸借契約書

- (13) 申請者が個人である場合には、資産に関する調書
 - (14) 申請者が法人である場合には、直近3年分の貸借対照表及び損益計算書
 - (15) 資金計画書
 - (16) その他市長が必要と認める書類
- 2 前項の規定にかかわらず、市長は、一般廃棄物処分業の許可の更新を受けようとする者については、前項各号に掲げる申請書に添付する書類の一部を省略させることができる。
- (令3規則13・追加)
- (一般廃棄物処理業の変更許可申請)
- 第13条 一般廃棄物収集運搬業の許可又は一般廃棄物処分業の許可(以下これらを「一般廃棄物処理業の許可」という。)に係る法第7条の第2第1項の規定による事業の範囲の変更の許可(以下「変更の許可」という。)を受けようとする者は、条例第28条の規定により、一般廃棄物収集運搬業(処分業)変更許可申請書(様式第11号)を市長に提出しなければならない。
- (平13規則13・一部改正、令3規則13・旧第12条繰下・一部改正)
- (許可の基準)
- 第14条 一般廃棄物処理業の許可若しくは一般廃棄物収集運搬業の許可の更新若しくは一般廃棄物処分業の許可の更新(以下「許可の更新」という。)又は変更の許可をする場合の基準は、次のとおりとする。
- (1) 法第7条第5項又は第10項に適合していること。
 - (2) 申請者が市内に住所又は事業所を有する者であること。ただし、市長が特に必要と認めるときは、この限りでない。
 - (3) 一般廃棄物の適正な処理に関し市長が必要と認める事項に適合していること。
- (平13規則13・平15規則59・一部改正、令3規則13・旧第13条繰下・一部改正)
- (一般廃棄物の事業の範囲の指定)
- 第15条 市長は、一般廃棄物処理業の許可若しくは許可の更新又は変更の許可をしようとするときは、一般廃棄物のうち収集、運搬又は処分をする一般廃棄物の事業の範囲を次の区分により定めなければならない。
- (1) し尿
 - (2) 浄化槽汚泥(浄化槽、建築物に設置されている排水槽(排水にし尿を含むものに限る。)及びディスポーザー排水処理システムの排水処理槽から発生する汚泥をいう。以下同じ。)
 - (3) 事業系ごみ
 - (4) 特定家庭用機器廃棄物
- 2 一般廃棄物処理業の許可若しくは許可の更新又は変更の許可を受けた者は、前項の規定により定められた区分以外の一般廃棄物の収集、運搬又は処分を行ってはならない。
- (平6規則38・平12規則120・平13規則13・平18規則31・一部改正、令3規則13・旧第14条繰下・一部改正)
- (浄化槽清掃業の許可申請)
- 第16条 浄化槽法(昭和58年法律第43号)第35条第1項の規定による浄化槽清掃業の許可(以下「浄化槽清掃業の許可」という。)を受けようとする者は、条例第29条の規定により、浄化槽清掃業許可申請書(様式第12号)に次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。
- (1) 申請者が個人である場合には、住民票の写し、履歴書、登記事項証明書及び所得証明書
 - (2) 申請者が法人である場合には、役員住民票の写し、履歴書及び登記事項証明書並びに法人の定款又は寄附行為、登記簿の謄本及び納税証明書
 - (3) 市税完納証明書
 - (4) 営業規程及び取扱料金表
 - (5) 事務所及び事業場並びに車庫の所在地見取図
 - (6) 申請者(申請者が浄化槽清掃業に係る営業に関し成年者と同一の能力を有しない未成年者又は法人である場合には、その法定代理人(法定代理人が法人である場合においては、その役員を含む。)又はその役員を含む。)が浄化槽法第36条第2号イからニまで及びヘからチまでの規定のいずれにも該当しない旨を記載した書類
 - (7) 申請者が環境省関係浄化槽法施行規則(昭和59年厚生省令第17号)第11条第1号から第3号までに規定する器具を有している旨を記載した書類
 - (8) 申請者が浄化槽の清掃に関する専門的知識、技能及び相当の経験を有している旨を記載した書類
 - (9) 資格者名簿(認定書の写しを添付のこと。)
 - (10) 誓約書
 - (11) その他市長が必要と認める書類
- 2 前項の規定にかかわらず、市長は、浄化槽清掃業の許可を受けている者が当該許可の期間の満了に伴い新たに浄化槽清掃業の許可の申請を行う場合においては、前項各号に掲げる申請書に添付する書類の一部を省略させることができる。
- (平12規則120・平13規則13・平16規則91・平24規則11・一部改正、令3規則13・旧第15条繰下・一部改正)

(許可の有効期間)

第17条 一般廃棄物処理業の許可及び浄化槽清掃業の許可は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令(昭和46年政令第300号)第4条の5及び浄化槽法第35条第2項の規定に基づき、その有効期間を2年間とする。

(平13規則13・全改、平24規則11・一部改正、令3規則13・旧第16条線下)

(許可証)

第18条 市長は、一般廃棄物処理業の許可若しくは許可の更新若しくは変更の許可又は浄化槽清掃業の許可を行ったときは、許可証(様式第13号。以下「許可証」という。)を交付する。

2 許可証を紛失し、又は毀損したため許可証の再交付を受けようとする者は、許可証再交付申請書(様式第14号)を市長に提出しなければならない。

(平13規則13・平30規則16・一部改正、令3規則13・旧第17条線下)

(変更の届出)

第19条 一般廃棄物処理業の許可を受けた者(以下「一般廃棄物処理業者」という。)は、住所その他廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則(昭和46年厚生省令第35号)第2条の6第1項各号に掲げる事項に変更があったときは、法第7条の2第3項の規定により、当該変更の日から10日以内に許可申請事項変更届(様式第15号)を市長に提出しなければならない。

2 浄化槽清掃業の許可を受けた者(以下「浄化槽清掃業者」という。)は、第16条第1項の申請書及び添付書類の内容に変更があったときは、浄化槽法第37条の規定により、当該変更の日から30日以内に許可申請事項変更届を市長に提出しなければならない。

(平13規則13・全改、令3規則13・旧第18条線下・一部改正)

(業務の廃止等)

第20条 一般廃棄物処理業者は、その事業の全部又は一部を廃止したときは、法第7条の2第3項の規定により、当該廃止の日から10日以内に業務廃止届(様式第16号)を市長に提出しなければならない。

2 浄化槽清掃業者が浄化槽法第38条各号のいずれかに該当することとなった場合においては、同条各号に掲げる者は、同条の規定により、30日以内に業務廃止届を市長に提出しなければならない。

(平13規則13・全改、令3規則13・旧第19条線下・一部改正)

(車両の表示)

第21条 市長は、一般廃棄物処理業者のうち一般廃棄物の収集又は運搬を業として行う者及び浄化槽清掃業者に対し、当該業の用に供する車両に「大分市一般廃棄物収集運搬業許可業者」又は「大分市浄化槽清掃業許可業者」の表示をすることを求めるものとする。

(平13規則13・追加、令3規則13・旧第20条線下)

(許可証の返還)

第22条 市長は、一般廃棄物処理業者及び浄化槽清掃業者に対し、当該一般廃棄物処理業者及び浄化槽清掃業者が次の各号のいずれかに該当するときは、直ちに許可証を返還することを求めるものとする。

- (1) 許可の有効期間が満了したとき。
- (2) 許可を取り消されたとき。
- (3) 業務を廃止したとき。

(平13規則13・旧第20条線下・一部改正、令3規則13・旧第21条線下)

(汚泥搬入予定の届出)

第23条 市長は、一般廃棄物処理業者(第15条第1項第2号の浄化槽汚泥の収集及び運搬の指定を受けた者に限る。)に対し、当該一般廃棄物処理業者が浄化槽の清掃作業に伴い引き出した汚泥を市の処理施設に搬入しようとするときは、当該作業を行う月の汚泥搬入予定数量を前月の末日までに報告することを求めるものとする。

2 市長は、前項の規定による届出を行った者に対し、当該届出の内容に変更があったときは、直ちに届け出を求めらるものとする。

(平13規則13・一部改正、令3規則13・旧第22条線下・一部改正)

(実績報告)

第24条 市長は、一般廃棄物処理業者に対し、市長が別に定めるところにより、業務の実績を報告することを求めるものとする。

2 市長は、浄化槽清掃業者に対し、浄化槽の清掃に係る毎月の実績を当該浄化槽の清掃を行った月の翌月の15日までに、浄化槽清掃報告書(様式第17号)により報告することを求めるものとする。

(平13規則13・一部改正、令3規則13・旧第23条線下)

(清掃指導員)

第25条 条例第31条に規定する清掃指導員は、市職員のうちから、市長が任命する。

2 前項の清掃指導員は、その身分を示す証票として清掃指導員証(様式第18号)を携帯し、必要があるときは関係人にこれを提示するものとする。

(平13規則13・一部改正、令3規則13・旧第24条線下)

(委任)

第26条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

(令3規則13・旧第25条繰下)

附 則

- 1 この規則は、平成6年4月1日から施行する。
- 2 この規則の施行の際、現に改正前の大分市廃棄物の処理及び清掃に関する条例施行規則(以下「旧規則」という。)第12条又は第16条の規定によりなされている許可に係る申請は、この規則第11条又は第15条の規定によりなされている許可に係る申請とみなす。
- 3 前項に規定するもののほか、この規則の施行前に旧規則の規定によってした処分、手続その他の行為は、この規則中にこれに相当する規定があるときは、この規則によってした処分、手続その他の行為とみなす。
- 4 この規則の施行の際、旧規則の様式による用紙で、現に残存するものは、所要の修正を加え、なお使用することができる。

附 則(平成6年規則第38号)

- 1 この規則は、平成6年12月1日から施行する。
- 2 改正後の大分市廃棄物の減量及び適正処理等に関する条例施行規則第11条、第14条及び様式第9号の規定は、平成7年4月1日以降の一般廃棄物収集運搬業及び一般廃棄物処分業の許可又は許可の更新について適用する。

附 則(平成9年規則第9号)

この規則は、平成9年4月1日から施行する。

附 則(平成10年規則第35号)

この規則は、平成10年4月1日から施行する。

附 則(平成12年規則第120号)

この規則は、平成13年4月1日から施行する。ただし、第15条第1項第7号の改正規定は、平成13年1月6日から施行する。

附 則(平成13年規則第13号)

(施行期日)

- 1 この規則は、平成13年4月1日から施行する。
(経過措置)
- 2 この規則の施行の際改正前の大分市廃棄物の減量及び適正処理等に関する条例施行規則様式第1号、様式第6号から様式第8号まで、様式第10号から様式第12号まで、様式第14号、様式第16号、様式第18号及び様式第19号の規定による用紙で現に残存するものは、所要の修正を加え、なお使用することができる。

附 則(平成14年規則第67号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成15年規則第59号)

この規則は、平成15年12月1日から施行する。

附 則(平成16年規則第91号)

この規則は、平成17年1月1日から施行する。

附 則(平成17年規則第57号)

この規則は、平成19年4月1日から施行する。

附 則(平成18年規則第31号)

この規則は、平成18年4月1日から施行する。

附 則(平成24年規則第11号)

この規則は、公布の日から施行する。ただし、第15条第1項第6号の改正規定は、平成24年4月1日から施行する。

附 則(平成24年規則第35号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成24年規則第51号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成24年規則第52号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成26年規則第25号)

この規則は、平成26年11月1日から施行する。

附 則(平成28年規則第32号)

この規則は、平成28年4月1日から施行する。

附 則(平成30年規則第16号)

(施行期日)

- 1 この規則は、平成30年4月1日から施行する。
(経過措置)
- 2 この規則による改正後の大分市廃棄物の減量及び適正処理等に関する条例施行規則第10条第3項第2号の規定は、この規則の施行の日以後に満3歳となる乳幼児を養育する者に対する一般廃棄物処理手数料の減免について適用する。

附 則(令和3年規則第13号)

この規則は、令和3年4月1日から施行する。

○大分市廃棄物処理施設整備基金条例

平成26年3月28日
条例第2号

(設置)

第1条 一般廃棄物処理施設の整備に要する経費に充てるため、大分市廃棄物処理施設整備基金(以下「基金」という。)を設置する。

(積立て)

第2条 基金として積み立てる額は、一般会計歳入歳出予算(以下「予算」という。)で定める。

(管理)

第3条 基金に属する現金は、金融機関への預金その他最も確実かつ有利な方法により保管しなければならない。
2 基金に属する現金は、必要に応じ、最も確実かつ有利な有価証券に代えることができる。

(運用益金の処理)

第4条 基金の運用から生ずる収益は、予算に計上して、基金に編入するものとする。

(繰替運用)

第5条 市長は、財政上必要があると認めるときは、確実な繰戻しの方法、期間及び利率を定めて、基金に属する現金を歳計現金に繰り替えて運用することができる。

(処分)

第6条 市長は、第1条に規定する目的を達成するため必要があると認めるときは、予算の定めるところにより、基金の全部又は一部を処分することができる。

(委任)

第7条 この条例に定めるもののほか、基金の管理に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、平成26年4月1日から施行する。

○大分市一般廃棄物処理施設に係る生活環境影響調査結果の縦覧等の手続に関する条例

平成 10 年 12 月 15 日

条例第 46 号

改正 平成 23 年 3 月 22 日 条例第 6 号

令和 2 年 12 月 15 日 条例第 52 号

(目的)

第1条 この条例は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和 45 年法律第 137 号。以下「法」という。)第9条の3第2項(同条第9項(法第9条の3の2第2項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)において準用する場合を含む。以下同じ。)又は法第9条の3の3第2項(同条第3項において準用する法第9条の3第9項において準用する場合を含む。以下同じ。)の規定に基づき、法第9条の3第1項又は法第9条の3の3第1項に規定する一般廃棄物処理施設の設置に係る届出及び法第9条の3第8項(法第9条の3の3第3項において準用する場合を含む。)に規定する一般廃棄物処理施設の変更に係る届出に際し、市長又は市から非常災害により生じた廃棄物の処分の委託を受けた者(以下「受託者」という。)が実施した周辺地域の生活環境に及ぼす影響についての調査(以下「生活環境影響調査」という。)の結果及び法第8条第2項各号に掲げる事項を記載した書類(以下「報告書等」という。)の縦覧手続並びに生活環境の保全上の見地からの意見書(以下「意見書」という。)の提出の方法を定めることにより、当該一般廃棄物処理施設の設置又は変更に関し利害関係を有する者に意見書を提出する機会を付与することを目的とする。

(平 23 条例 6・令 2 条例 52・一部改正)

(対象となる施設の種類)

第2条 法第9条の3第2項の規定による報告書等の公衆への縦覧及び意見書の提出の対象となる一般廃棄物処理施設は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令(昭和 46 年政令第 300 号)第5条第1項に規定するごみ処理施設のうち焼却施設(以下「焼却施設」という。)及び同条第2項に規定する一般廃棄物の最終処分場(以下「最終処分場」という。)とする。

2 法第9条の3の3第2項の規定による報告書等の公衆への縦覧及び意見書の提出の対象となる一般廃棄物処理施設は、焼却施設とする。

(令 2 条例 52・一部改正)

(縦覧の告示)

第3条 市長は、法第9条の3第2項の規定により報告書等を公衆の縦覧に供しようとするときは、報告書等を縦覧に供する場所(以下「縦覧の場所」という。)及び縦覧に供する期間(以下「縦覧の期間」という。)のほか、次に掲げる事項を告示するものとする。

- (1) 焼却施設又は最終処分場の名称
- (2) 焼却施設又は最終処分場の設置の場所
- (3) 焼却施設又は最終処分場の種類
- (4) 焼却施設又は最終処分場において処理する一般廃棄物の種類
- (5) 焼却施設又は最終処分場の能力(最終処分場にあつては、埋立処分の用に供される場所の面積及び埋立容量)
- (6) 実施した生活環境影響調査の項目

2 受託者は、法第9条の3の3第2項前段の規定により報告書等を公衆の縦覧に供しようとするときは、次に掲げる事項を記載した書面を市長に届け出なければならない。

- (1) 焼却施設の名称
- (2) 焼却施設の設置の場所

- (3) 焼却施設の種類
- (4) 焼却施設において処理する一般廃棄物の種類
- (5) 焼却施設の能力
- (6) 実施した生活環境影響調査の項目

3 市長は、前項の規定による届出があったときは、縦覧の場所、縦覧の期間及び同項各号に掲げる事項を速やかに告示するものとする。

(令2条例 52・一部改正)

(縦覧の場所及び期間)

第4条 縦覧の場所は、次に掲げる場所とする。

- (1) 大分市環境部
- (2) 生活環境影響調査を実施した周辺地域内で、市長が指定する場所
- (3) 受託者の事業所(受託者が法第9条の3の3第2項前段の規定により報告書等を公衆の縦覧に供する場合に限る。)
- (4) 前3号に掲げるもののほか、市長が必要と認める場所

2 縦覧の期間は、告示の日から1月間とする。ただし、市長が法第9条の3第2項の規定により報告書等(法第9条の3の2の規定に係る焼却施設又は最終処分場に係るものに限る。)を公衆の縦覧に供する場合又は受託者が法第9条の3の3第2項前段の規定により報告書等を公衆の縦覧に供する場合において、市長が特に必要があると認めるときは、当該期間を短縮することができる。

(令2条例 52・一部改正)

(意見書の提出先等の告示)

第5条 市長は、法第9条の3第2項又は法第9条の3の3第2項後段の規定により焼却施設又は最終処分場の設置又は変更に関し利害関係を有する者は意見書を提出できる旨、意見書を提出する場合の提出先及び提出期限その他必要な事項を告示するものとする。

(令2条例 52・一部改正)

(意見書の提出先及び提出期限)

第6条 意見書の提出先は、次に掲げる場所とする。

- (1) 大分市環境部
- (2) 受託者の事業所(受託者が法第9条の3の3第2項前段の規定により報告書等を公衆の縦覧に供する場合に限る。)
- (3) 前2号に掲げるもののほか、市長が必要と認める場所

2 前条の規定による告示があったときは、焼却施設又は最終処分場の設置又は変更に関し利害関係を有する者は、第4条第2項本文の縦覧の期間(同項ただし書の規定による当該期間の短縮があった場合は、短縮後の当該期間)の満了の日の翌日から起算して2週間(前条の規定による告示に係る焼却施設又は最終処分場が法第9条の3の2又は法第9条の3の3の規定に係るものである場合において、市長が特に必要があると認めるときは、2週間以内で市長が定めて告示する期間)を経過する日までに、市長(受託者が焼却施設の設置又は変更に係る届出をしようとするときは、受託者)に意見書を提出することができる。

(令2条例 52・一部改正)

(他の市町村との協議)

第7条 市長は、焼却施設又は最終処分場の設置に関する区域が、次の各号のいずれかに該当するときは、当該区域を管轄する市町村の長に報告書等の写しを送付し、当該区域における縦覧等の手続の実施について、協議するものとする。

(1) 焼却施設又は最終処分場を他の市町村の区域に設置するとき。

(2) 焼却施設又は最終処分場の敷地が他の市町村の区域にわたるとき。

(3) 焼却施設又は最終処分場の設置又は変更により、生活環境に影響を及ぼす周辺地域に、大分市の区域に属しない地域が含まれているとき。

(令2条例 52・一部改正)

(委任)

第8条 この条例に規定するもののほか、この条例の施行について必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、平成 11 年4月1日から施行する。

附 則(平成 23 年条例第6号)

この条例は、平成 23 年4月1日から施行する。

附 則(令和2年条例第 52 号)

この条例は、公布の日から施行する。

○大分市一般廃棄物処理施設に係る生活環境影響調査結果の縦覧等の手続に関する条例施行規則

平成 11 年 3 月 5 日

規則第 11 号

(趣旨)

第 1 条 この規則は、大分市一般廃棄物処理施設に係る生活環境影響調査結果の縦覧等の手続に関する条例(平成 10 年大分市条例第 46 号。以下「条例」という。)の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(令 2 規則 62・一部改正)

(縦覧の期間)

第 2 条 報告書等(条例第 1 条に規定する報告書等をいう。以下同じ。)の縦覧は、条例第 4 条第 2 項の規定による縦覧の期間のうち、次に掲げる日においては、行わないものとする。

- (1) 日曜日及び土曜日
- (2) 国民の祝日に関する法律(昭和 23 年法律第 178 号)に規定する休日
- (3) 12 月 28 日から翌年の 1 月 4 日までの日(前号に掲げる日を除く。)

(縦覧の手続)

第 3 条 報告書等を縦覧しようとする者(以下「縦覧者」という。)は、縦覧申込簿に必要事項を記入することにより申し込まなければならない。

(令 2 規則 62・一部改正)

(縦覧者の遵守事項)

第 4 条 縦覧者は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 報告書等を縦覧の場所から持ち出さないこと。
- (2) 報告書等を汚損し、毀損し、又は滅失しないこと。
- (3) 他の縦覧者に迷惑を及ぼさないこと。
- (4) 係員の指示があった場合には、当該指示に従うこと。

2 市長は、前項各号のいずれかの規定に違反した者に対し、縦覧を停止し、又は禁止することができる。

(令 2 規則 62・一部改正)

(市民の意見書の記載事項)

第 5 条 条例第 6 条第 2 項の規定に基づき提出する意見書には、次に掲げる事項を全て記載しなければならない。

- (1) 氏名及び住所(法人にあつては、その名称及び代表者の氏名並びに事務所又は事業所の所在地)
- (2) 焼却施設(条例第 2 条第 1 項に規定する焼却施設をいう。)又は最終処分場(同項に規定する最終処分場をいう。)の名称
- (3) 生活環境の保全上の見地からの意見

(令 2 規則 62・一部改正)

附 則

この規則は、平成 11 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(令和 2 年規則第 62 号)

この規則は、公布の日から施行する。

○大分市が設置する一般廃棄物処理施設の技術管理者の資格に関する条例

平成24年12月17日

条例第60号

(趣旨)

第1条 この条例は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年法律第137号。以下「法」という。)第21条第3項の規定に基づき、大分市が設置する一般廃棄物処理施設に置かれる技術管理者の資格に関し必要な事項を定めるものとする。

(技術管理者の資格)

第2条 法第21条第3項に規定する条例で定める資格は、次のとおりとする。

- (1) 技術士法(昭和58年法律第25号)第2条第1項に規定する技術士(化学部門、上下水道部門又は衛生工学部門に係る第2次試験に合格した者に限る。)
- (2) 技術士法第2条第1項に規定する技術士(前号に該当する者を除く。)であって、1年以上廃棄物の処理に関する技術上の実務に従事した経験を有するもの
- (3) 2年以上法第20条に規定する環境衛生指導員の職にあった者
- (4) 学校教育法(昭和22年法律第26号)に基づく大学(短期大学を除く。次号において同じ。)又は旧大学令(大正7年勅令第388号)に基づく大学の理学、薬学、工学若しくは農学の課程において衛生工学(旧大学令に基づく大学にあっては、土木工学。次号において同じ。)若しくは化学工学に関する科目を修めて卒業した後、2年以上廃棄物の処理に関する技術上の実務に従事した経験を有する者
- (5) 学校教育法に基づく大学又は旧大学令に基づく大学の理学、薬学、工学、農学若しくはこれらに相当する課程において衛生工学若しくは化学工学に関する科目以外の科目を修めて卒業した後、3年以上廃棄物の処理に関する技術上の実務に従事した経験を有する者
- (6) 学校教育法に基づく短期大学(同法に基づく専門職大学の前期課程を含む。)若しくは高等専門学校又は旧専門学校令(明治36年勅令第61号)に基づく専門学校の理学、薬学、工学、農学若しくはこれらに相当する課程において衛生工学(旧専門学校令に基づく専門学校にあっては、土木工学。次号において同じ。)若しくは化学工学に関する科目を修めて卒業した(同法に基づく専門職大学の前期課程を修了した場合を含む。)後、4年以上廃棄物の処理に関する技術上の実務に従事した経験を有する者
- (7) 学校教育法に基づく短期大学(同法に基づく専門職大学の前期課程を含む。)若しくは高等専門学校又は旧専門学校令に基づく専門学校の理学、薬学、工学、農学若しくはこれらに相当する課程において衛生工学若しくは化学工学に関する科目以外の科目を修めて卒業した(同法に基づく専門職大学の前期課程を修了した場合を含む。)後、5年以上廃棄物の処理に関する技術上の実務に従事した経験を有する者
- (8) 学校教育法に基づく高等学校若しくは中等教育学校又は旧中等学校令(昭和18年勅令第36号)に基づく中等学校において土木科、化学科若しくはこれらに相当する学科を修めて卒業した後、6年以上廃棄物の処理に関する技術上の実務に従事した経験を有する者
- (9) 学校教育法に基づく高等学校若しくは中等教育学校又は旧中等学校令に基づく中等学校において理学、工学、農学に関する科目若しくはこれらに相当する科目を修めて卒業した後、7年以上廃棄物の処理に関する技術上の実務に従事した経験を有する者
- (10) 10年以上廃棄物の処理に関する技術上の実務に従事した経験を有する者
- (11) 前各号に掲げる者と同等以上の知識及び技能を有すると市長が認める者

附 則

この条例は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この条例は、平成31年4月1日から施行する。

○大分市廃棄物処理施設条例

昭和47年3月29日
条例第7号
改正 昭和49年3月29日条例第2号
昭和50年5月21日条例21号
昭和51年3月29日条例7号
昭和52年6月30日条例第38号
昭和53年3月31日条例第9号
昭和55年3月29日条例第8号
昭和56年7月1日条例第23号
昭和61年6月23日条例第25号
平成3年12月24日条例第31号
平成5年12月20日条例第25号
平成9年3月31日条例第9号
平成14年12月17日条例39号
平成15年12月16日条例第38号
平成16年12月17日条例第42号
平成18年3月28日条例第9号
平成18年12月18日条例第53号
平成25年12月16日条例第41号
令和元年12月16日条例第51号

大分市清掃施設条例(昭和39年大分市条例第32号)の全部を改正する。

(趣旨)

第1条 この条例は、別に定めがあるもののほか、本市の一般廃棄物処理施設(以下「施設」という。)の管理に関し必要な事項を定めるものとする。

(平18条例53・一部改正)

(名称及び位置)

第2条 施設の名称及び位置は、次のとおりとする。

- (1) 大分市福宗環境センター 大分市大字福宗618番地
- (2) 大分市佐野清掃センター 大分市大字佐野3400番地の10
- (3) 大分市大洲園処理場 大分市西新地一丁目7番3号
- (4) 大分市関崎清浄園 大分市大字佐賀関2の4057番地の1

(昭61条例25・全改、平14条例39・平16条例42・平18条例9・一部改正、平18条例53・旧第3条繰上・一部改正)

(使用の許可)

第3条 施設を利用しようとする者は、あらかじめ市長の許可を受けなければならない。

2 市長は、施設をき損するおそれがあるとき、その他必要があるときは、施設の使用を許可しないことができる。

(平18条例53・旧第4条繰上)

(使用条件)

第4条 市長は、施設の使用を許可するにあたっては管理上必要な使用条件を付することができる。

(平18条例53・旧第5条繰上)

(使用料)

第5条 第3条第1項の規定により施設の使用の許可を受けた者は、別表に定める使用料を納付しなければならない。

2 前項の使用料は、使用許可の際に納付しなければならない。ただし、市長が特別な理由があると認める場合は、この限りでない。

3 既納の使用料は、返還しない。ただし、やむを得ない事由により施設の使用を中止した場合において、市長が返還することを相当と認めた場合は、その全部又は一部を返還することができる。

(昭51条例7・昭61条例25・平5条例25・一部改正、平18条例53・旧第6条繰上・一部改正)

(使用料の減免)

第6条 市長は、感染症その他特別の事情があると認めるときは、前条第1項の使用料を減免することができる。

(平11条例6・一部改正、平18条例53・旧第7条繰上)

(損害賠償)

第7条 施設を損傷し、又は滅失した者は、市長の定めるところによりこれを原型に復し、又はその損害を賠償しなければならない。ただし、市長がやむを得ない事由があると認めるときは、この限りでない。

(昭61条例25・一部改正、平18条例53・旧第8条繰上)

(委任)

第8条 この条例に定めるもののほか、施設の管理について必要な事項は、規則で定める。

(平18条例53・旧第9条繰上)

附 則

(施行期日)

この条例は、昭和47年4月1日から施行する。

附 則(昭和49年条例第2号)

この条例は、公布の日から施行し、昭和49年1月1日から適用する。

附 則(昭和50年条例第21号)

この条例は、昭和50年6月1日から施行する。

附 則(昭和51年条例第7号)

この条例は、昭和51年4月1日から施行する。

附 則(昭和52年条例第38号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(昭和53年条例第9号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(昭和55年条例第8号)

1 この条例は、昭和55年4月1日から施行する。

2 改正後の大分市廃棄物処理施設条例別表のごみ埋立場の項の規定は、昭和55年10月1日以後の使用料から適用し、昭和55年9月30日までの使用料については、なお従前の例による。

附 則(昭和56年条例第23号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(昭和61年条例第25号)

この条例は、昭和61年9月1日から施行する。

附 則(平成3年条例第31号)抄

1 この条例は、平成4年4月1日から施行する。

4 第3条の規定による改正後の大分市廃棄物処理施設条例の規定は、施行日以後の使用に係る使用料から適用し、施行日前の使用に係る使用料については、なお従前の例による。

附 則(平成5年条例第25号)

1 この条例は、平成6年4月1日から施行する。

2 改正後の大分市廃棄物処理施設条例別表の規定は、この条例の施行の日(以下「施行日」という。)以後の使用に係る使用料から適用し、施行日前の使用に係る使用料については、なお従前の例による。

附 則(平成9年条例第9号)抄

(施行期日)

1 この条例は、平成9年4月1日から施行する。

(経過措置)

3 改正後の大分市廃棄物処理施設条例別表の規定は、この条例の施行の日以後の使用に係る使用料から適用し、同日前の使用に係る使用料については、なお従前の例による。

附 則(平成11年条例第6号)

この条例は、平成11年4月1日から施行する。

附 則(平成14年条例第39号)

この条例は、平成15年4月1日から施行する。

附 則(平成15年条例第38号)

(施行期日)

1 この条例は、平成16年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 3 改正後の大分市廃棄物処理施設条例別表の規定は、この条例の施行の日以後の使用に係る使用料から適用し、同日前の使用に係る使用料については、なお従前の例による。

附 則(平成16年条例第42号)

(施行期日)

- 1 この条例は、平成17年1月1日から施行する。
(佐賀関町及び野津原町の編入に伴う経過措置)
- 2 この条例の施行の日(以下「施行日」という。)前に佐賀関町廃棄物処理施設条例(昭和50年佐賀関町条例第20号。以下「佐賀関町条例」という。)の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、改正後の大分市廃棄物処理施設条例の相当規定によりなされたものとみなす。
- 3 施行日前に佐賀関町条例第4条第1項の規定により佐賀関町長が行った許可に係る使用料の額は、改正後の第6条の規定にかかわらず、佐賀関町廃棄物の処理及び清掃に関する条例(平成11年佐賀関町条例第17号)の例による。

附 則(平成18年条例第9号)

この条例は、平成18年4月1日から施行する。

附 則(平成18年条例第53号)

この条例は、平成19年4月1日から施行する。

附 則(平成25年条例第41号)

(施行期日)

- 1 この条例中第1条及び次項の規定は平成26年4月1日から、第2条及び附則第3項の規定は平成26年7月1日から、第3条及び附則第4項の規定は平成26年11月1日から施行する。
(経過措置)
- 2 第1条の規定による改正後の別表の規定は、平成26年4月1日以後の使用に係る使用料から適用し、同日前の使用に係る使用料については、なお従前の例による。
- 3 第2条の規定による改正後の別表の規定は、平成26年7月1日以後の使用に係る使用料から適用し、同日前の使用に係る使用料については、なお従前の例による。
- 4 第3条の規定による改正後の別表の規定は、平成26年11月1日以後の使用に係る使用料から適用し、同日前の使用に係る使用料については、なお従前の例による。
- 5 第3条の規定による改正後の別表の規定は、令和2年4月1日以後の使用に係る使用料から適用し、同日前の使用に係る使用料については、なお従前の例による。

附 則(令和元年条例第51号)

(施行期日)

- 1 この条例は、令和2年4月1日から施行する。
(経過措置)
- 2 改正後の別表の規定は、この条例の施行の日以後の使用に係る使用料について適用し、同日前の使用に係る使用料については、なお従前の例による。

別表

(平5条例25・全改、平9条例9・平15条例38・平25条例41・令元条例51・一部改正)

区分	金 額
事業活動に伴い生じた一般廃棄物及び産業廃棄物	10キログラムまでごとに100円
一般家庭から生じた廃棄物	10キログラムまでごとに35円

備考

- 1 この表において「一般廃棄物」とは、廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年法律第137号。以下「法」という。)第2条第2項に規定する一般廃棄物をいう。
- 2 この表において「産業廃棄物」とは、法第2条第4項に規定する産業廃棄物のうち、大分市廃棄物の減量及び適正処理等に関する条例(平成5年大分市条例第24号)第24条に規定する一般廃棄物とあわせて市が処分することができる産業廃棄物をいう。
- 3 一般家庭から生じた廃棄物で、1回の搬入量が350キログラムを超えるものは、事業活動に伴い生じた一般廃棄物及び産業廃棄物とみなして使用料を徴収する。

○大分市廃棄物処理施設管理規則

昭和53年4月1日

規則第5号

改正 昭和56年7月17日規則第27号
昭和58年5月30日規則第54号
昭和61年6月28日規則第29号
昭和62年9月29日規則第39号
平成3年6月1日規則第23号
平成5年2月22日規則第21号
平成9年3月25日規則第23号
平成10年3月13日規則第6号
平成15年3月25日規則第4号
平成16年12月28日規則第92号
平成19年3月31日規則第23号
平成20年3月31日規則第17号
平成24年3月30日規則第13号
平成25年3月29日規則第50号

(趣旨)

第1条 この規則は、大分市廃棄物処理施設条例(昭和47年大分市条例第7号。以下「条例」という。)第2条に規定する施設の組織、運営その他必要な事項を定めるものとする。

(昭61規則29・全改、平16規則92・平19規則23・一部改正)

(組織)

第2条 条例第2条に規定する施設は、環境部清掃施設課に所属するものとし、次の表の左欄に掲げる施設については、それぞれ同表の右欄に掲げる施設により構成するものとする。

施設	構成施設
大分市福宗環境センター	ごみ焼却施設及びリサイクルプラザ(大分エコライフプラザを含む。)並びに最終処分場
大分市佐野清掃センター	ごみ焼却施設及び最終処分場
大分市大洲園処理場	し尿処理施設
大分市関崎清浄園	最終処分場

(平19規則23・全改、平20規則17・平24規則13・一部改正)

(職員)

第3条 条例第2条に規定する施設(大分市関崎清浄園を除く。以下「施設」という。)に所長又は場長(以下「所長等」という。)を置く。

- 2 施設に次長を置くことができる。
- 3 施設に参事補、主幹、主査及び専門員を置くことができる。
- 4 所長等は、上司の命を受け、施設の管理運営及び所掌事務を掌理し、所属職員を指揮監督する。
- 5 次長は、所長等を補佐し、施設の事務を処理する。
- 6 参事補、主幹、主査及び専門員は、上司の命を受け、その担当事務を処理する。

(昭61規則29・昭62規則39・平3規則23・平5規則21・平19規則23・平24規則13・平25規則50・一部改正)

(分掌事務)

第4条 施設の分掌事務は、次のとおりとする。

- (1) 施設の管理運営に関すること。
- (2) ごみ及びし尿の受入れ並びにこれらの処理に関すること。
- (3) 使用料の徴収に関すること。

(平19規則23・一部改正)

(専決事項)

第5条 所長等の専決事項は、次のとおりとする。

- (1) 所属職員の時間外勤務命令に関すること。
- (2) 所属職員の休暇及び欠勤に関すること。
- (3) 所属職員の市内旅行命令に関すること。

- (4) 庁用自動車の配車及び運行に関すること。
(昭61規則29・一部改正)

(報告)

- 第6条** 所長等は、専決した事項で必要と認められるものについては、直ちに上司に報告しなければならない。
(昭61規則29・平19規則23・一部改正)

(代決)

- 第7条** 所長等が不在のときは、その専決事項は、次に定める者が代決することができる。

- (1) 参事補又は主幹(以下「参事補等」という。)を置く場合にあっては、参事補等(参事補等が不在のときにあっては、次長又は主管事務について主査若しくは専門員)
(2) 参事補等を置かず次長、主査又は専門員を置く場合にあっては、次長又は主管事務について主査若しくは専門員
- 2 前条の規定は、前項の代決について準用する。

(昭61規則29・昭62規則39・平3規則23・平5規則21・平19規則23・平24規則13・平25規則50・一部改正)

附 則

この規則は、昭和53年4月1日から施行する。

附 則(昭和56年規則第27号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(昭和58年規則第54号)

この規則は、昭和58年6月1日から施行する。

附 則(昭和61年規則第29号)

(施行期日)

- 1 この規則は、昭和61年9月1日から施行する。

(大分市鬼崎不燃物処理場管理規則の廃止)

- 2 大分市鬼崎不燃物処理場管理規則(昭和56年大分市規則第23号)は廃止する。

附 則(昭和62年規則第39号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成3年規則第23号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成5年規則第21号)

この規則は、平成5年4月1日から施行する。

附 則(平成9年規則第23号)

この規則は、平成9年4月1日から施行する。

附 則(平成10年規則第6号)

この規則は、平成10年4月1日から施行する。

附 則(平成15年規則第4号)

この規則は、平成15年4月1日から施行する。

附 則(平成16年規則第92号)

この規則は、平成17年1月1日から施行する。

附 則(平成19年規則第23号)抄

(施行期日)

- 1 この規則は、平成19年4月1日から施行する。

附 則(平成20年規則第17号)

この規則は、平成20年4月1日から施行する。

附 則(平成24年規則第13号)抄

(施行期日)

- 1 この規則は、平成24年4月1日から施行する。

附 則(平成25年規則第50号)

この規則は、平成25年4月1日から施行する。

○大分市廃棄物の再生利用業者の指定に関する規則

平成9年2月18日
規則第8号

(趣旨)

第1条 この規則は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則(昭和46年厚生省令第35号)第2条第2号、第2条の3第2号、第9条第2号及び第10条の3第2号の規定に基づき、再生利用業者の指定に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 再生利用業者 再生利用されることが確実であると市長が認めた廃棄物のみの収集、運搬又は処分を業として行う者であつて市長の指定を受けたものをいう。
- (2) 再生輸送 再生利用されることが確実であると市長が認めた廃棄物のみの収集又は運搬を行うことをいう。
- (3) 再生活用 再生利用されることが確実であると市長が認めた廃棄物のみの処分を行うことをいう。

(再生利用業者の指定の申請)

第3条 再生利用業者の指定を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、再生利用業者指定申請書(様式第1号)に関係書類を添えて市長に提出しなければならない。

(再生利用業者の変更の指定申請)

第4条 再生利用業者が、次に掲げる事項の変更の指定を受けようとするときは、再生利用業変更指定申請書(様式第2号)に関係書類を添えて市長に提出しなければならない。

- (1) 再生輸送及び再生活用の別
- (2) 取り扱う廃棄物の種類
- (3) 再生利用の方法
- (4) 取引関係

(再生利用業者の指定の期限等)

第5条 市長は、第3条の規定に基づき再生利用業者として指定する場合には、期限を付し、又は生活環境保全上必要な条件を付すことができる。

2 市長は、前条の規定に基づき再生利用業者に対し変更の指定を行う場合においても、生活環境保全上必要な条件を付すことができる。

(指定証の交付)

第6条 市長は、再生利用業者の指定をしたときは、再生利用業者指定証(様式第3号。以下「指定証」という。)を交付する。

2 市長は、再生利用業者に関し変更の指定をしたときは、交付済みの指定証と引き換えに新たな指定証を交付する。

(再生利用業の廃止、変更の届出等)

第7条 再生利用業者は、事業の全部若しくは一部を廃止し、若しくは事業を休止し、又は住所等を変更したときは、当該事由発生の日から10日以内に再生利用業廃止(休止)届(様式第4号)又は再生利用業変更届(様式第5号)を市長に提出しなければならない。

(指定の取消し等)

第8条 市長は、再生利用業者が不正によりその指定を受けたとき、又はその業務を適正かつ確実に実施することができないと認めるときは、その指定を取り消し、又は期間を定めてその事業の全部若しくは一部の停止を命じることができる。

(更新の指定)

第9条 再生利用業者の指定期間満了後再生利用業者として更新の指定を受けようとする者は、当該指定期間の満了日前30日までに第3条に規定する再生利用業者指定申請書に関係書類を添えて市長に提出しなければならない。

2 第5条第1項及び第6条第1項の規定は、前項の更新の指定があった場合に準用する。

(指定証の返還等)

第10条 再生利用業者は、次の各号のいずれかに該当するときは、直ちに指定証を市長に返還しなければならない。

- (1) 事業を廃止したとき、又は指定の有効期間が満了したとき。
 - (2) 指定を取り消されたとき、又は事業の全部の停止を命じられたとき。
- 2 市長は、事業の停止処分を解除したときは、返還された指定証を再生利用業者に還付するものとする。

(指定証の再交付)

- 第11条** 再生利用業者は、指定証を紛失し、又はき損し、若しくは著しく汚損したときは、直ちに再生利用業者指定証再交付申請書(様式第6号)を市長に提出しなければならない。この場合において、再生利用業者が指定証をき損し、又は著しく汚損したことを原因とするときは、併せて当該指定証を提出しなければならない。
- 2 再生利用業者は、指定証の再交付を受けた後において、紛失した指定証を発見したときは、直ちにこれを市長に返還しなければならない。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、平成9年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則の施行前に大分県知事若しくは大分県の保健所長のした再生利用業者の指定その他の行為又はこの規則の施行の際現に大分県知事若しくは大分県の保健所長に対して行っている指定の申請その他の行為で、この規則の施行の日以後において大分市長が管理し、及び執行することとなる事務に係るものは、法令に別段の定めがあるものを除き、同日以後においては、大分市長のした指定その他の行為又は大分市長に対して行った指定の申請その他の行為とみなす。

○大分市放置自動車の発生の防止及び適正な処理に関する条例

平成12年6月26日

条例第30号

改正 平成24年9月21日条例第34号

(目的)

第1条 この条例は、放置自動車の発生の防止及び適正な処理に関し必要な事項を定め、放置自動車により生ずる障害を除去することにより、市民の快適な生活環境の維持及び美観の保持を図り、もって良好な都市環境の形成に資することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 自動車 道路運送車両法(昭和26年法律第185号)第2条第2項に規定する自動車及び道路運送車両法施行規則(昭和26年運輸省令第74号)第1条第2項に規定する第2種原動機付自転車をいう。
- (2) 放置 物件が正当な権原に基づき置くことを認められた場所以外の場所に相当の期間にわたり置かれていることをいう。
- (3) 放置自動車 自動車で、その機能の一部又は全部を失った状態で放置されているものをいう。
- (4) 事業者等 自動車の製造、輸入、販売、整備又は解体を業として行っている者及びそれらの者の団体をいう。
- (5) 所有者等 自動車の所有権、占有権又は使用权を現に有する者又は最後に有した者及び自動車を放置した者又は放置させた者をいう。
- (6) 公共の場所 道路、公園、河川その他公共の用に供されている場所で市が管理しているものをいう。
- (7) 廃物 自動車として本来の用途に供することが困難な状態にあり、かつ、汚物又は不要物と認められるものをいう。
- (8) 処分等 廃物を、撤去し、及び処分すること並びに処理するために必要な措置を採ることをいう。

(市の責務)

第3条 市は、放置自動車の発生の防止及び適正な処理に関し必要な施策を実施するとともに、当該施策の実施に関し啓発及び広報活動を行うものとする。

(市民の責務)

第4条 市民(市の区域内において自動車を所有し、又は使用する者を含む。)は、市が前条の規定により実施する施策(以下「市の施策」という。)に協力しなければならない。

(事業者等の責務)

第5条 事業者等は、自動車が放置自動車とならないよう啓発、回収その他の適切な措置を講ずるよう努めるとともに、市の施策に協力しなければならない。

(土地所有者等の責務)

第6条 土地を所有し、占有し、又は管理する者(以下「土地所有者等」という。)は、その土地について自動車の放置を防止する適切な措置を講ずるよう努めるとともに、市の施策に協力しなければならない。

(自動車の放置の禁止)

第7条 何人も、正当な理由なく自動車を放置し、若しくは放置させ、又はこれらの行為をしようとする者に協力してはならない。

(通報等)

第8条 放置されていると思料される自動車(以下「調査対象自動車」という。)を発見した者は、市長にその旨を通知するよう努めなければならない。

2 市長は、前項の規定による通報を受けた場合において必要があると認めるときは、その内容を関係機関等に通報する等適切な措置を講ずるものとする。

(依頼)

第9条 土地所有者等(市を除く。)は、その土地に調査対象自動車が存するときは、市長に対し、当該調査対象自動車について調査を依頼することができる。

(調査及び警告)

- 第10条** 市長は、第8条第1項又は前条の規定による通報又は依頼があった場合において必要があると認めるときその他必要があると認めるときは、調査対象自動車の状況、所有者等その他市長が必要と認める事項を調査するものとする。
- 2 市長は、前項の規定による調査の結果、調査対象自動車は放置自動車であると判明したときは、所有者等に適正な処理を促すため、当該放置自動車に警告書をはり付けるものとする。

(立入調査)

- 第11条** 市長は、前条第1項の規定により調査するために必要があると認めるときは、当該職員に、調査対象自動車がある土地に立ち入り、これを調査させることができる。
- 2 前項の規定による立入調査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者の請求があったときは、これを提示しなければならない。
- 3 第1項の規定による立入調査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

(撤去勧告)

- 第12条** 市長は、公共の場所に存する放置自動車について、第10条第1項の規定による調査の結果、当該放置自動車の所有者等が判明したときは、当該所有者等に対し、当該放置自動車を撤去するよう勧告することができる。

(措置命令)

- 第13条** 市長は、前条の規定による勧告を受けた所有者等が当該勧告に従わないときは、期限を定めて、当該放置自動車を撤去するよう当該所有者等に命ずることができる。

(放置自動車の移動等)

- 第14条** 市長は、公共の場所に存する放置自動車が、第10条第1項の規定による調査の結果、当該放置自動車の所有者等が判明しなかった場合(以下「所有者等不明の場合」という。)又は所有者等は判明したがその者の住所、居所その他の連絡先が不明で連絡が取れない場合(以下「連絡先不明の場合」という。)において、同条第2項の規定により警告書をはり付けた日から市長が定める期間を経過し、かつ、市民の快適な生活環境等に著しく障害を与えていると認めるときは、当該放置自動車を市長が別に定める場所に移動し、保管することができる。
- 2 市長は、前項の規定に基づき放置自動車を移動したときは、その放置されていた場所に当該放置自動車を移動し、保管した旨を表示するものとする。

(廃物認定)

- 第15条** 市長は、公共の場所に存する放置自動車が、第10条第1項の規定による調査の結果、所有者等不明の場合又は連絡先不明の場合においては、当該放置自動車の状況等を市長が定める基準に基づき総合的に判定した上、廃物として認定することができる。
- 2 市長は、前項の規定に基づき判定した結果、当該放置自動車が廃物であるとの判断をし難いときは、第22条に規定する大分市放置自動車廃物判定委員会の判定を経て、廃物として認定することができる。
- 3 市長は、前2項の規定による認定をしようとするときは、あらかじめ、その旨を告示しなければならない。

(処分等)

- 第16条** 市長は、前条第1項又は第2項の規定に基づき放置自動車を廃物として認定したときは、処分等を行うことができる。

(廃物認定外放置自動車の措置)

- 第17条** 市長は、第15条第2項の規定に基づき廃物として認定しなかった放置自動車(以下「廃物認定外放置自動車」という。)について、所有者等に当該廃物認定外放置自動車の引取りを促すため、規則で定める事項を告示するものとする。
- 2 市長は、廃物認定外放置自動車を市長が別に定める場所に移動し、保管することができる。この場合において、市長は、その放置されていた場所に当該廃物認定外放置自動車を移動し、保管した旨を表示するものとする。

(廃物認定外放置自動車の処分等)

- 第18条** 市長は、前条第1項の規定による告示の日から起算して6月を経過してもなお廃物認定外放置自動車の引取りがないときは、当該廃物認定外放置自動車を不要物として処分等を行うことができる。

(引取通知)

第19条 市長は、第14条第1項又は第17条第2項の規定に基づき保管している放置自動車の所有者等及びその住所、居所その他の連絡先が第16条又は前条の規定に基づき処分等を行うまでに判明し、かつ、当該所有者等に連絡が可能なときは、当該所有者等に対し、期限を定めて当該放置自動車を引き取るよう通知するものとする。

(費用の負担)

第20条 市長は、第14条第1項又は第17条第2項の規定に基づき保管している放置自動車を引き取ろうとする所有者等又は前条の規定による放置自動車の引取通知を受けた所有者等に対し、当該放置自動車の移動及び保管に要した費用を請求することができる。

2 市長は、第16条又は第18条の規定に基づき処分等を行った後において、当該放置自動車の所有者等が判明したときは、その者に対し、当該放置自動車の移動、保管及び処分等に要した費用を請求することができる。

(適用除外)

第20条の2 第10条から前条までの規定にかかわらず、大分市自転車駐車場条例(平成24年大分市条例第34号)第1条に規定する大分市自転車駐車場内に存する放置自動車(同条例第2条第3号に規定する小型自動二輪車及び同条第4号に規定する自動二輪車に限る。)に対する措置については、同条例に定めるところによる。

(平24条例34・追加)

(公共の場所以外の場所に存する放置自動車の処分等)

第21条 市長は、公共の場所以外の場所に存する放置自動車について、市民の快適な生活環境等に著しく障害を与えていると認め、かつ、これを除去することが特に必要であると認めるときは、公共の場所以外の場所の土地所有者等からの依頼等に基づき、第12条から第20条までの規定を適用することができる。

(平24条例34・一部改正)

(放置自動車廃物判定委員会)

第22条 放置自動車の廃物の判定その他市の施策に関し市長が必要と認める事項の調査及び審査を行うため、大分市放置自動車廃物判定委員会(以下「委員会」という。)を置く。

2 委員会は、委員10人以内をもって組織する。

3 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱し、又は任命する。

(1) 自動車について専門的知識を有する者

(2) 学識経験を有する者

(3) 関係行政機関の職員

(4) 市の職員

4 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

5 委員は、再任を妨げない。

6 前各項に定めるもののほか、委員会に関し必要な事項は、市長が別に定める。

(罰則)

第23条 第13条の規定に基づく市長の命令に違反した者は、20万円以下の罰金に処する。

(両罰規定)

第24条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、前条の違反行為をしたときは、その行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても同条の刑を科する。

(委任)

第25条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則 抄

(施行期日)

1 この条例は、平成12年9月1日から施行する。

附 則(平成24年条例第34号)抄

(施行期日)

1 この条例は、平成24年11月1日から施行する。

(大分市放置自動車の発生の防止及び適正な処理に関する条例の一部改正に伴う経過措置)

- 3 この条例の施行の日(以下「施行日」という。)前に前項の規定による改正前の大分市放置自動車の発生の防止及び適正な処理に関する条例第10条第1項の規定により調査した小型自動二輪車及び自動二輪車であって、施行日前から引き続き市が設置する大分市自転車等の放置の防止等に関する条例(平成18年大分市条例第35号)第2条第2号に規定する自転車等駐車場(この条例により駐車場とされたものに限る。以下「自転車等駐車場」という。)内に存するものに対する措置については、なお従前の例による。

○大分市放置自動車の発生の防止及び適正な処理に関する条例 施行規則

平成12年7月27日

規則第80号

改正 平成17年3月31日規則第27号

平成28年3月30日規則第32号

平成30年3月26日規則第8号

(趣旨)

第1条 この規則は、大分市放置自動車の発生の防止及び適正な処理に関する条例(平成12年大分市条例第30号。以下「条例」という。)の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この規則において、「放置」、「放置自動車」、「所有者等」、「公共の場所」、「廃物」又は「処分等」とは、それぞれ条例第2条に規定する放置、放置自動車、所有者等、公共の場所、廃物又は処分等をいう。

(放置となる期間)

第3条 条例第2条第2号に規定する相当の期間は、10日間とする。ただし、市長がこれにより難いと認めるときは、市長が別に定める期間とする。

(調査の依頼)

第4条 条例第9条の規定に基づき調査対象自動車(条例第8条第1項に規定する調査対象自動車をいう。以下同じ。)について調査を依頼しようとする土地所有者等(条例第9条に規定する土地所有者等をいう。以下同じ。)は、大分市調査対象自動車調査依頼書(様式第1号)を市長に提出しなければならない。

(調査書及び警告書)

第5条 市長は、条例第10条第1項の規定により調査対象自動車について調査をしたときは、大分市調査対象自動車調査書(様式第2号)を作成するものとする。

2 条例第10条第2項に規定する警告書は、大分市放置自動車警告書(様式第3号)とする。

(身分証明書)

第6条 条例第11条第2項に規定する身分を示す証明書は、身分証明書(様式第4号)とする。

(撤去勧告書)

第7条 市長は、条例第12条の規定に基づき放置自動車の所有者等に対し、当該放置自動車を撤去するよう勧告するときは、大分市放置自動車撤去勧告書(様式第5号)により行うものとする。

(撤去命令書)

第8条 市長は、条例第13条の規定に基づき放置自動車の所有者等に対し、当該放置自動車を撤去するよう命令するときは、大分市放置自動車撤去命令書(様式第6号)により行うものとする。

(条例第14条第1項の市長が定める期間)

第9条 条例第14条第1項に規定する市長が定める期間は、7日間とする。ただし、市長がこれにより難いと認めるときは、市長が別に定める期間とする。

(廃物認定等)

第10条 市長は、条例第15条第3項の規定による告示を行った日から起算して14日を経過したときは、同条第1項又は第2項の規定による廃物としての認定を行うことができる。

2 条例第15条第3項の規定による告示は、次に掲げる事項について行うものとする。

(1) 放置自動車が存する場所(条例第14条第1項の規定に基づき当該放置自動車を移動し、保管したときは、放置されていた場所)

(2) 放置自動車の形態等

(3) 前2号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事項

(廃物認定外放置自動車の告示)

第11条 条例第17条第1項に規定する規則で定める事項は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 廃物認定外放置自動車(条例第17条第1項に規定する廃物認定外放置自動車をいう。以下同じ。)が存する場所(条例第14条第1項又は条例第17条第2項の規定に基づき当該廃物認定外放置自動車を移動し、保管したときは、放置されていた場所)
- (2) 廃物認定外放置自動車の形態等
- (3) 条例第14条第1項又は条例第17条第2項の規定に基づき当該廃物認定外放置自動車を移動し、保管したときは、当該移動し、保管した年月日及び保管場所
- (4) 前3号に掲げるもののほか、廃物認定外放置自動車の引取りを促すために市長が必要と認める事項

(引取通知書)

第12条 市長は、条例第19条の規定により放置自動車の所有者等に対し、当該放置自動車を引き取るよう通知するときは、大分市保管放置自動車引取通知書(様式第7号)により行うものとする。

(引取手続)

第13条 条例第14条第1項又は条例第17条第2項の規定に基づき移動し、保管されている放置自動車を引き取ろうとする者は、大分市保管放置自動車引渡請求書(様式第8号)に引渡しを受けるべき所有者等であることを証する書類を添えて市長に提出しなければならない。

- 2 市長は、前項の請求書の提出があった場合において放置自動車を引き取ろうとする者が当該放置自動車の所有者等であることを確認したときは、当該放置自動車の引取年月日を指定し、大分市保管放置自動車引換証兼受領書(様式第9号)を当該所有者等に対し交付するものとする。
- 3 市長は、前項の引換証兼受領書を持参した所有者等に対し、放置自動車の保管場所において、当該引換証兼受領書と引換えに当該放置自動車を引き渡すものとする。

(費用の請求)

第14条 市長は、条例第20条の規定に基づき放置自動車の移動等に要した費用を請求するときは、大分市放置自動車移動等費用請求書(様式第10号)により行うものとする。

(公共の場所以外の場所に存する放置自動車の処分等の依頼)

第15条 条例第21条の規定に基づき公共の場所以外の場所に存する放置自動車の処分等の依頼をしようとする当該場所の土地所有者等は、大分市公共の場所以外放置自動車処分等依頼書(様式第11号)を市長に提出しなければならない。

(委員会の委員長)

第16条 条例第22条第1項に規定する大分市放置自動車廃物判定委員会(以下「委員会」という。)に委員長を置き、委員の互選により選出する。

- 2 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。
- 3 委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、あらかじめ委員長の指名する委員がその職務を代理する。

(委員会の会議及び議事)

第17条 委員会の会議(以下「会議」という。)は、委員長が招集し、委員長がその議長となる。

- 2 会議は、委員の過半数が出席しなければ、これを開くことができない。
- 3 会議の議事は、出席委員の過半数でこれを決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 4 委員長は、必要があると認めるときは、会議に委員以外の者の出席を求め、説明又は意見を聴くことができる。

(委員会の庶務)

第18条 委員会の庶務は、環境部ごみ減量推進課において処理する。

(委員長への委任)

第19条 第16条から前条までに定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が別に定める。

(記録台帳)

第20条 市長は、大分市放置自動車処理記録台帳(様式第12号)を備え、放置自動車に対する処理状況を記録するものとする。

(委任)

第21条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この規則は、平成12年9月1日から施行する。

附 則(平成17年規則第27号)

この規則は、平成17年4月1日から施行する。

附 則(平成28年規則第32号)

この規則は、平成28年4月1日から施行する。

附 則(平成30年規則第8号)抄

(施行期日)

1 この規則は、平成30年4月1日から施行する。

○大分市環境美化に関する条例

昭和61年3月27日
条例第5号
改正 平成5年12月20日条例第24号
平成8年6月26日条例第9号
平成8年12月18日条例第37号
平成18年6月27日条例第25号
平成18年9月28日条例第35号

目次

- 第1章 総則(第1条—第5条)
- 第2章 環境美化の保持(第6条—第11条)
- 第3章 廃棄物の不法投棄の禁止(第12条・第13条)
- 第4章 空き缶等の散乱防止(第14条—第18条)
- 第5章 屋外広告物に関する措置(第19条)
- 第6章 雑則(第20条・第21条)
- 附則

第1章 総則

(目的)

第1条 この条例は、都市環境の浄化及び美化について必要な事項を定めることにより市、市民及び事業者が一体となって、清潔で美しく緑豊かなまちづくりを目指すことを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 公共の場所等 道路、公園、河川、駅前広場その他公共の用に供する場所をいう。
- (2) 空き地 現に人が使用していない土地(現に人が使用している土地であっても、相当の空閑部分を有することにより人が使用していない土地と同様の状態にあるものを含む。)をいう。
- (3) 不良状態 人が使用せず、又は適切な管理を行っていないため雑草等(雑草、枯草又はこれに類するかん木類をいう。以下同じ。)が繁茂し、放置されている状態で、周囲に迷惑を及ぼすおそれがあると認められる土地の状態をいう。
- (4) 廃棄物 廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年法律第137号)第2条第1項に規定する廃棄物をいう。
- (5) 空き缶等 空き缶、空き瓶その他の飲料を収納していた容器をいう。
- (6) 屋外広告物 屋外広告物法(昭和24年法律第189号)第2条第1項に規定する屋外広告物をいう。
(平18条例35・一部改正)

(市の責務)

第3条 市は、都市環境の浄化及び美化(以下「環境美化」という。)のための必要な施策を講ずるとともに市民意識の啓発に努めるものとする。

(市民の責務)

第4条 市民は、この条例の趣旨にのっとり、相互に協力して自ら生活環境の保全に努めるとともに市長が環境美化のために実施する施策に積極的に参加するように努めなければならない。

2 市民は、生活環境を悪化させたときは、自らの責任において必要な措置を講じなければならない。

(事業者の責務)

第5条 事業者(公共、公益事業を営む者を含む。以下同じ。)は、この条例の趣旨にのっとり、事業活動を実施するに当たっては、生活環境の保全に支障を生じさせることのないよう十分に配慮しなければならない。

第2章 環境美化の保持

(清潔の保持)

第6条 市民及び事業者は、公共の場所等及びその所有又は管理する土地等を、汚損する等により生活環境を悪化させることのないよう、清潔の保持に努めなければならない。

(空き地の管理)

第7条 空き地の所有者又は管理者は、当該空き地を適正かつ良好に管理し、不良状態にならないようにしなければならない。

2 空き地の所有者又は管理者は、市外等遠隔地に居住するなどにより、空き地を適正かつ良好に管理することができないときは、所有者又は管理者に代わって空き地の管理をすることができる者を置かななければならない。

(公共施設の緑化)

第8条 市長は、環境緑化の推進を図るため、市が設置又は管理する公園、広場、道路、その他の公共施設における樹木、花き等の植栽に努めるものとする。

(緑化の推進に対する市民の協力)

第9条 市民は、緑豊かな生活環境をつくるため、すすんで樹木、花き等を植栽し、環境緑化の育成に努めなければならない。

2 市長は、前項の場合において、環境緑化を育成するための助成を行うことができる。

(緑化の推進に対する事業者の協力)

第10条 事業者は、事業所の敷地内に緑地を確保するとともに、樹木、花き等を植栽し、環境緑化の育成に努めなければならない。

第11条 事業者は、事業活動において土地の区画形質の変更をしようとするときは、植生の回復、緑地の確保など環境緑化の保全、育成に必要な措置をすすんで講ずるように努めなければならない。

第3章 廃棄物の不法投棄の禁止

(不法投棄の禁止)

第12条 市民及び事業者は、公共の場所等及び空き地に不法に廃棄物を投棄して生活環境を悪化させてはならない。

(廃棄物の適正処理)

第13条 市民及び事業者は、その所有又は管理する土地を、廃棄物の不法投棄を誘発することのないように清潔かつ適正に管理しなければならない。

2 市民及び事業者は、大分市廃棄物の減量及び適正処理等に関する条例(平成5年大分市条例第24号)の定めるところにより、廃棄物の減量及び適正な処理に努めなければならない。

(平5条例24・一部改正)

第4章 空き缶等の散乱防止

(空き缶等の散乱防止に対する事業者の協力)

第14条 事業者は、事業活動に伴って排出される空き缶等については、自らの責任において、その散乱の防止及び効果的な回収並びに資源の有効利用に努めるとともに、市長が実施する空き缶等に関する施策に積極的に協力しなければならない。

(平18条例35・旧第15条繰上)

(空き缶等に関する施策)

第15条 市長は、空き缶等の散乱の防止及び効果的な回収並びに資源の有効利用(以下「空き缶等の散乱の防止等」という。)を図るため、次の施策を講ずるものとする。

- (1) 空き缶等の散乱防止等についての市民意識の啓発に関する事業
- (2) 空き缶等の回収奉仕活動団体の育成及び空き缶等の散乱の防止等について市民が自主的に行う活動の助長に関する事業
- (3) その他空き缶等の散乱の防止等に関し必要な事業

(平18条例35・旧第16条繰上)

(特定散乱防止地域の指定等)

第16条 市長は、特に空き缶等の散乱の防止及び効果的な回収を図る必要があると認められる地域を特定空き缶等散乱防止地域(以下「特定散乱防止地域」という。)として指定することができる。

- 2 市長は、前項の規定に基づき、特定散乱防止地域を指定しようとするときは、あらかじめ、その旨告示しなければならない。
- 3 前項の規定は、特定散乱防止地域の指定の解除及びその地域の変更について、それぞれ準用する。
- 4 市長は、第1項の規定に基づき、特定散乱防止地域を指定したときは、当該特定散乱防止地域内及び公衆の見やすい場所に、特定散乱防止地域である旨を掲示するものとする。

(平18条例35・旧第17条繰上)

(自動販売機設置等の届出)

第17条 特定散乱防止地域内において缶、瓶等の容器に収納した飲料を自動販売機により販売することを業とする者(以下「自動販売業者」という。)は、自動販売機を設置しようとするときは、あらかじめ、市長に届け出なければならない。当該届出に係る事項を変更したとき又はその届出に係る自動販売機による販売を廃止したときも同様とする。

- 2 市長が、特定散乱防止地域を指定した際、現に自動販売機を設置している自動販売業者は、特定散乱防止地域として指定された日から30日以内に当該自動販売機の設置について市長に届け出なければならない。
- 3 市長は、前2項の規定による自動販売機設置の届出を受理したときは、当該届出をした者に対し、届出済証を交付するものとする。
- 4 前項の届出済証の交付を受けた者は、当該届出に係る自動販売機の見やすい箇所に、その届出済証を表示しておかねばならない。

(平18条例35・旧第18条繰上)

(回収容器の設置及び管理)

第18条 自動販売業者が、特定散乱防止地域内において缶、瓶等の容器に収納した飲料を販売するときは、空き缶等の回収容器を設置するとともに、当該回収容器を適正に管理しなければならない。

(平18条例35・旧第19条繰上)

第5章 屋外広告物に関する措置

(平18条例35・改称・旧第6章繰上)

(屋外広告物設置者の責務)

第19条 屋外広告物を表示し、又は屋外広告物を掲出する物件を設置しようとする者は、屋外広告物法、大分市屋外広告物条例(平成8年大分市条例第37号)及び大分市風俗関連営業に係る建築物の規制に関する条例(昭和59年大分市条例第33号)を遵守し、生活環境を悪化させることのないようにしなければならない。

(平8条例37・一部改正、平18条例35・旧第23条繰上)

第6章 雑則

(平18条例35・旧第7章繰上)

(指導、勧告)

第20条 市長は、第7条第1項、第12条、第17条及び第18条の規定に違反している者(以下「違反者」という。)に対し、必要な指導又は勧告をすることができる。

(平18条例35・旧第25条繰上・一部改正)

(委任)

第21条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が定める。

(平18条例35・旧第27条繰上)

附 則

この条例は、昭和61年10月1日から施行する。

附 則(平成5年条例第24号)抄

(施行期日)

- 1 この条例は、平成6年4月1日から施行する。

附 則(平成8年条例第9号)抄

(施行期日)

- 1 この条例は、規則で定める日から施行する。

(平成8年規則第27号により平成8年10月1日から施行)

附 則(平成8年条例第37号)抄

(施行期日)

- 1 この条例は、平成9年4月1日から施行する。

附 則(平成18年条例第25号)

(施行期日)

- 1 この条例は、平成18年7月1日から施行する。

附 則(平成18年条例第35号)抄

(施行期日)

- 1 この条例は、平成19年1月1日から施行する。

(大分市環境美化に関する条例の一部改正に伴う経過措置)

- 5 この条例の施行前に前項の規定による改正前の大分市環境美化に関する条例第22条の規定により保管した自転車等に対する措置については、なお従前の例による。

○大分市環境美化に関する条例施行規則

昭和61年8月5日
規則第33号
改正 平成8年10月1日規則第30号
平成16年1月26日規則第2号
平成18年12月21日規則第88号

(趣旨)

第1条 この規則は、大分市環境美化に関する条例(昭和61年大分市条例第5号。以下「条例」という。)の施行に関し、必要な事項を定めるものとする。

(その他公共の用に供する場所)

第2条 条例第2条第1号に規定する「その他公共の用に供する場所」とは、図書館、公民館、公会堂、キャンプ場及びバスターミナル等をいう。

(人が使用していない土地と同様の状態にあるもの)

第3条 条例第2条第2号に規定する「現に人が使用している土地であっても、相当の空閑部分を有することにより人が使用していない土地と同様の状態にあるもの」とは、当該土地に工作物を設置し、又は資材、廃材、土砂等を集積している土地であって相当な空閑部分を有するものをいう。

(周囲に迷惑を及ぼすおそれがあると認められる土地の状態)

第4条 条例第2条第3号に規定する「周囲に迷惑を及ぼすおそれがあると認められる土地の状態」とは、次の各号の一に該当する状態をいう。

- (1) 農業生産物の育成を妨げる状態
- (2) 犯罪、火災又は交通事故を誘発するおそれがある状態
- (3) 廃棄物の不法投棄を誘発するおそれがある状態
- (4) その他市民の生活環境を悪化させるおそれがある状態

(雑草等除去業者のあつせん)

第5条 市長は、空き地の所有者、管理者又はこれらの者に代わって空き地の管理をする者から雑草等除去業者のあつせんの申出があつたときは、雑草等除去業者のあつせんをすることができる。この場合において、除去に要する費用は、当該申出人の負担とする。

(特定散乱防止地域の指定)

第6条 条例第16条第1項に規定する特定散乱防止地域の指定は、空き缶等の散乱の状態及び地域的条件を勘案して行うものとする。

(平18規則88・一部改正)

(特定散乱防止地域の告示)

第7条 条例第16条第2項に規定する告示は、特定散乱防止地域の名称、区域及び指定年月日について行うものとし、その期間は14日間とする。

- 2 前項の告示は、指定日の30日前までに行うものとする。
- 3 前2項の規定は、特定散乱防止地域の指定の解除及びその地域の変更について、それぞれ準用する。

(平18規則88・一部改正)

(届出を要しない自動販売機)

第8条 次の各号に掲げる自動販売機は、条例第17条第1項及び第2項に規定する届出を要しない。

- (1) 工場、事務所等の敷地に設置される自動販売機で、その関係者以外に利用されないもの
- (2) 建築物の内部に設置される自動販売機で、当該建築物に立ち入らなければ利用することができないもの
- (3) その他市長があき缶等の散乱のおそれがないと認める場所に設置される自動販売機

(平18規則88・一部改正)

(自動販売機設置届等)

第9条 条例第17条第1項に規定する届出は、自動販売機設置届(様式第1号)又は自動販売機変更・廃止届(様式第2号)により行うものとする。

- 2 前項の自動販売機設置届は、当該自動販売機を設置しようとする日の7日前までに、自動販売機変更・廃止届は、変更又は廃止した日から7日以内に市長に提出しなければならない。

(平18規則88・一部改正)

第10条 条例第17条第2項に規定する届出は、自動販売機設置届により行うものとする。

- 2 前項の届出をした者が、当該届出に係る事項を変更したとき又はその届出に係る自動販売機による販売を廃止したときは、変更又は廃止した日から7日以内に自動販売機変更・廃止届により市長に届け出なければならない。

(平18規則88・一部改正)

(届出済証)

第11条 条例第17条第3項の届出済証は、様式第3号によるものとする。

- 2 前項の届出済証を亡失又はき損した者は、届出済証亡失・き損届(様式第4号)を市長に提出しなければならない。
- 3 市長は、前項の届出を受理したときは、速やかに届出済証の再交付を行うものとする。

(平18規則88・一部改正)

(回収容器)

第12条 条例第18条に規定する回収容器の設置の場所は、空き缶等を回収するために容易な位置とする。

- 2 回収容器は、空き缶等の種類に応じ、それぞれ個別に設置するものとし、次に掲げる要件を備えたものとする。

- (1) 金属、プラスチックその他容易に破損しない材質であること。

- (2) 自動販売機1台当たり30リットル以上の容積であること。

- (3) 安定性があり、かつ、投入の容易なものであること。

- 3 回収容器には、次に掲げる表示をしなければならない。

- (1) 空き缶等以外のものを入れてはならない旨の表示

- (2) 金属、ガラス、紙及び石油化学製品ごとの専用回収容器である旨の表示

(平18規則88・一部改正)

(勧告)

第13条 条例第20条に規定する勧告は、勧告書(様式第5号)により行うものとする。

(平18規則88・旧第20条繰上・一部改正)

(完了報告)

第14条 空き地の所有者、管理者又はこれらの者に代わって空き地の管理をする者は、前条の勧告書に従い雑草等の除去を完了した場合は、直ちに雑草等除去完了報告書(様式第6号)により市長に届け出なければならない。

- 2 廃棄物の不法投棄をした者は、前条の勧告書に従い当該廃棄物の除去を完了した場合は、直ちに不法投棄廃棄物除去完了報告書(様式第7号)により市長に届け出なければならない。

(平18規則88・旧第21条繰上・一部改正)

附 則

この規則は、昭和61年10月1日から施行する。

附 則(平成8年規則第30号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成16年規則第2号)

この規則は、平成16年4月1日から施行する。

附 則(平成18年規則第88号)抄

(施行期日)

- 1 この規則は、平成19年1月1日から施行する。

○大分市ポイ捨て等の防止に関する条例

平成18年6月27日
条例第25号

(目的)

第1条 この条例は、たばこの吸い殻、空き缶等及び飼い犬のふんの散乱の防止並びに喫煙の制限に関し、必要な事項を定めることにより、市、市民等及び事業者が一体となって清潔で美しいまちづくりを推進し、もって快適な生活環境を確保することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 空き缶等 空き缶、空き瓶、ペットボトルその他の容器(中身の入ったもの並びに栓及びふたを含む。)、チューイングガムのかみかす、紙くず、包装紙その他これらに類するもので投棄されることによってごみの散乱の原因となるものをいう。
- (2) 市民等 本市の区域内に居住し、若しくは滞在し、又は本市の区域内を通過する者をいう。
- (3) 事業者 本市の区域内で事業活動を行うすべての者をいう。
- (4) 公共の場所 道路、公園、広場、河川その他の公共の用に供する場所(屋内その他の規則で定めるものを除く。)をいう。
- (5) 路上喫煙 公共の場所において喫煙することをいう。
- (6) 印刷物等 ビラ、ちらし、パンフレットその他これらに類するものをいう。

(市の責務)

第3条 市は、この条例の目的を達成するため、たばこの吸い殻、空き缶等及び飼い犬のふんの散乱の防止等に関する施策を策定し、及び実施しなければならない。

2 市は、たばこの吸い殻、空き缶等及び飼い犬のふんの散乱の防止等に関し、市民等及び事業者に対して意識の啓発を図るとともに、これらの者で組織する団体の自主的な活動を支援しなければならない。

(市民等の責務)

第4条 市民等は、たばこの吸い殻及び空き缶等の散乱を防止するため、屋外において自ら生じさせたたばこの吸い殻及び空き缶等を持ち帰り、又は回収容器等に収納しなければならない。

- 2 市民等は、屋外においてその連れている飼い犬がふんをしたときは、当該ふんを放置してはならない。
- 3 市民は、その居住する地域における美化活動に積極的に参加する等たばこの吸い殻及び空き缶等の散乱のない美しいまちづくりの推進に努めなければならない。
- 4 市民等は、この条例の目的を達成するため、市が実施する施策に協力しなければならない。

(事業者の責務)

第5条 事業者は、事業所及びその周辺その他事業活動を行う地域において、たばこの吸い殻及び空き缶等の散乱の防止に関し、市民等に対する意識の啓発、清掃活動その他必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

- 2 事業者のうち、缶、瓶等の容器に収納した飲料(以下「容器飲料」という。)を販売する者(大分市環境美化に関する条例(昭和61年大分市条例第5号)第18条第1項に規定する自動販売業者を除く。)は、その販売する場所に容器飲料の容器を収納するための回収容器を設置するとともに、これを適正に管理するよう努めなければならない。
- 3 事業者は、この条例の目的を達成するため、市が実施する施策に協力しなければならない。

(投棄の禁止)

第6条 何人も、たばこの吸い殻及び空き缶等をみだりに捨ててはならない。

(喫煙の制限)

第7条 市民等は、歩行中(自転車乗車中を含む。)であるとき、又は吸い殻入れが付近に設置されていない場所で吸い殻入れを携帯していないときは、路上喫煙をしないよう努めなければならない。

(公共の場所における印刷物等の回収)

第8条 公共の場所において、印刷物等を市民等に配布し、又は配布させた者は、その配布場所の周辺に散乱している当該印刷物等を回収するよう努めなければならない。

(公共の場所における飼い犬のふんの回収)

第9条 飼い犬を連れている者は、公共の場所において、当該飼い犬がふんをしたときは、そのふんを回収しなければならない。

(ポイ捨て防止等強化区域の指定等)

第10条 市長は、たばこの吸い殻、空き缶等及び飼い犬のふんの散乱の防止並びに喫煙の制限を行うことにより、快適で美しいまちづくりを推進することが特に必要と認められる区域を、ポイ捨て防止等強化区域(以下「強化区域」という。)に指定することができる。

- 2 市長は、前項の規定により強化区域を指定しようとするときは、あらかじめ、大分市清掃事業審議会条例(平成11年大分市条例第7号)第1条に規定する審議会の意見を聴かなければならない。
- 3 市長は、強化区域を指定したときは、その旨を告示しなければならない。
- 4 市長は、必要があると認めるときは、強化区域を変更し、又はその指定を解除することができる。この場合においては、前2項の規定を準用する。

(強化区域内における喫煙の制限)

第11条 強化区域内においては、何人も、路上等喫煙をしてはならない。ただし、市長が指定する喫煙所において喫煙する場合は、この限りでない。

(勧告)

第12条 市長は、強化区域外において第6条又は第9条の規定に違反した者に対し、快適な生活環境の確保を図るために必要があると認めるときは、たばこの吸い殻、空き缶等又は飼い犬のふんの回収をするよう勧告することができる。

(公表)

第13条 市長は、前条の規定による勧告を受けた者が、正当な理由がなく当該勧告に従わないときは、市役所前の掲示場への掲示により、その旨を公表することができる。

- 2 市長は、前項の規定による公表をしようとするときは、あらかじめ当該公表の対象となる者に対しその理由を通知し、意見を述べる機会を与えなければならない。

(関係機関への要請)

第14条 市長は、必要があると認めるときは、関係機関に対し、たばこの吸い殻、空き缶等及び飼い犬のふんの散乱の防止並びに喫煙の制限について、協力を要請するものとする。

(委任)

第15条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

(過料)

第16条 強化区域内において、第6条、第9条又は第11条の規定に違反した者は、1万円以下の過料に処する。

附 則 抄

(施行期日)

- 1 この条例は、平成18年7月1日から施行する。ただし、第12条、第13条及び第16条の規定は、平成19年1月1日から施行する。

○大分市ポイ捨て等の防止に関する条例施行規則

平成18年6月30日
規則第59号
改正 平成28年3月30日規則第32号
平成30年3月26日規則第8号

(趣旨)

第1条 この規則は、大分市ポイ捨て等の防止に関する条例(平成18年大分市条例第25号。以下「条例」という。)の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(公共の場所から除かれる場所)

第2条 条例第2条第4号の規則で定める場所は、次のとおりとする。

- (1) 国又は地方公共団体が設置する施設であつて、その開館時間中において管理を行う者が常駐するもの
- (2) 自動車(道路交通法(昭和35年法律第105号)第2条第1項第9号に規定する自動車(同法第3条に規定する大型自動二輪車、普通自動二輪車及び小型特殊自動車を除く。)をいう。)の車内

(強化区域標識等の設置)

第3条 市長は、条例第10条第1項の規定によりポイ捨て防止等強化区域(以下「強化区域」という。)を指定したときは、当該強化区域内に強化区域標識及び強化区域図を設置するものとする。

(強化区域の指定等の告示)

第4条 条例第10条第3項(同条第4項において準用する場合を含む。)の規定による告示は、次に掲げる事項について行うものとする。

- (1) 強化区域の名称
- (2) 強化区域を指定し、若しくは変更し、又はその指定を解除する区域の範囲
- (3) 強化区域を指定し、若しくは変更し、又はその指定を解除する年月日

(ポイ捨て防止等指導員)

第5条 たばこの吸い殻、空き缶等及び飼い犬のふんの散乱の防止並びに喫煙の制限に係る指導等に関する職務を行わせるため、環境部ごみ減量推進課にポイ捨て防止等指導員(以下「指導員」という。)を置く。

- 2 指導員は、環境部ごみ減量推進課に所属する職員のうちから市長が任命する。
- 3 指導員は、第1項の職務に従事するときは、大分市ポイ捨て防止等指導員証(様式第1号)を携帯し、関係者の請求があったときは、これを提示しなければならない。

(過料)

第6条 市長は、条例第16条の規定による過料の処分を行おうとするときは、告知・弁明書(様式第2号)により、あらかじめ告知し、及び弁明の機会を付与するものとする。

- 2 条例第16条に規定する過料の処分の決定に係る通知は、過料処分通知書(様式第3号)により行うものとする。
- 3 条例第16条の規定により科する過料の額は、2千円とする。

(委任)

第7条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この規則は、平成18年7月1日から施行する。ただし、第6条の規定は、平成19年1月1日から施行する。

附 則(平成28年規則第32号)

この規則は、平成28年4月1日から施行する。

附 則(平成30年規則第8号)抄

(施行期日)

- 1 この規則は、平成30年4月1日から施行する。

○大分市清掃事業所設置規則

昭和51年1月12日
規則第2号

改正 昭和51年10月6日規則第35号
昭和58年5月30日規則第29号
昭和61年2月19日規則第5号
昭和62年9月29日規則第39号
平成2年3月1日規則第12号
平成5年2月22日規則第20号
(題名改称)
平成8年2月1日規則第1号
平成9年2月6日規則第4号
平成10年3月13日規則第6号
平成12年1月25日規則第3号
平成24年3月30日規則第13号
平成25年3月29日規則第50号
平成29年3月31日規則第23号

(設置)

第1条 一般廃棄物の収集運搬事業及び清掃事業の円滑な運営を行うため、次の清掃事業所(以下「事業所」という。)を設置する。

名称	位置
大分市東部清掃事業所	大分市青崎一丁目7番17号
大分市西部清掃事業所	大分市大字横瀬418番地の1
大分市北部清掃事業所	大分市西新地一丁目12番3号

(平5規則20・全改、平8規則1・平12規則3・平29規則23・一部改正)

(組織)

第2条 事業所は、環境部清掃業務課に所属するものとする。

(平24規則13・全改)

(職員)

第3条 事業所に所長及び必要な職員を置く。

2 事業所に参事補、主査及び専門員(以下「参事補等」という。)を置くことができる。

3 所長は、上司の命を受け、分掌事務を掌理し、所属職員を指揮監督する。

4 参事補、主幹、主査及び専門員は、上司の命を受け、その担当事務を処理する。

(昭58規則29・昭61規則5・昭62規則39・平5規則20・平10規則6・平24規則13・平成25規則50・一部改正)

(分掌事務)

第4条 東部清掃事業所及び西部清掃事業所の分掌事務は、次のとおりとする。

(1) 収集区域のごみ収集運搬の計画及び実施に関する事。

(2) 清掃事業に係る啓もう指導及び処理に関する事。

(3) ごみ処理手数料に関する事。

(4) 不法投棄物の処理に関する事。

(5) 車両及び資材器具の管理に関する事。

2 北部清掃事業所の分掌事務は、次のとおりとする。

(1) し尿収集運搬の計画及び実施に関する事。

(2) し尿処理手数料に関する事。

(3) 車両及び資材器具の管理に関する事。

(昭58規則29・全改、平2規則12・平5規則20・平29規則23・一部改正)

(専決事項)

第5条 所長の専決事項は、次のとおりとする。

- (1) 所属職員の時間外勤務命令に関する事。
 - (2) 所属職員の休暇、欠勤、その他諸願届に関する事。
 - (3) 軽易な申請、届出、報告、照会、回答、通知に関する事。
 - (4) 手数料の徴収に関する事。
 - (5) 所属職員の事務分担に関する事。
 - (6) 所属職員の市内旅行命令に関する事。
 - (7) 車両の配車及び運行に関する事。
 - (8) 事業所及び物品の管理に関する事。
 - (9) 軽易な分掌事務に関する事。
- (昭 58 規則 29・一部改正、平 2 規則 12・旧第 6 条繰上、平 5 規則 20・一部改正)

(報告)

第 6 条 所長は、専決した事項で必要と認められるものについては、上司に報告しなければならない。
(平 2 規則 12・旧第 7 条繰上)

(代決)

第 7 条 所長が不在のときは、その専決事項は、次に定める者が代決することができる。
(1) 参事補又は主幹(以下「参事補等」という。)を置く場合にあっては、参事補等(参事補等が不在のときにあっては、主管事務について主査又は専門員)
(2) 参事補等を置かず主査又は専門員を置く場合にあっては、主管事務について主査又は専門員

2 前条の規定は、前項の代決について準用する。
(昭 62 規則 39・一部改正、平 2 規則 12・旧第 8 条繰上、平 24 規則 13・平 25 規則 50・一部改正)

附 則

- 1 この規則は、昭和 51 年 1 月 12 日から施行する。
- 2 大分市東部清掃事務所設置規則(昭和 44 年大分市規則第 5 号)は、廃止する。

附 則(昭和 51 年規則第 35 号)

この規則は、昭和 51 年 10 月 12 日から施行する。

附 則(昭和 58 年規則第 29 号)

この規則は、昭和 58 年 6 月 1 日から施行する。

附 則(昭和 61 年規則第 5 号)抄

(施行期日)

第 1 条 この規則は、昭和 61 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(昭和 62 年規則第 39 号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成 2 年規則第 12 号)

この規則は、平成 2 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 5 年規則第 20 号)

この規則は、平成 5 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 8 年規則第 1 号)

この規則は、平成 8 年 2 月 10 日から施行する。

附 則(平成 9 年規則第 4 号)

この規則は、平成 9 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 10 年規則第 6 号)

この規則は、平成 10 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 12 年規則第 3 号)

この規則は、平成 12 年 2 月 5 日から施行する。

附 則(平成 24 年規則第 13 号)抄

(施行期日)

1 この規則は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 25 年規則第 50 号)

この規則は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 29 年規則第 23 号)

この規則は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する

2. 要 綱 等

○ごみ減量・リサイクル推進事業庁内検討委員会設置要領

(設置)

第1条 本市におけるごみ減量・リサイクル推進方策を調査・研究するため、ごみ減量・リサイクル推進事業庁内検討委員会(以下「検討委員会」という。)を設置する。

(任務)

第2条 検討委員会は、前条の目的を達成するため、次に掲げる事項を調査・研究する。

- (1) ごみの減量化に関すること。
- (2) ごみの再資源化及び再利用に関すること。
- (3) その他ごみに関し必要な事項

(組織等)

第3条 検討委員会は、別表に掲げる職にある者を委員として組織する。

2 委員会に委員長1人を置き、環境部長の職にある者をもって充てる。

3 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。

4 委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、あらかじめ委員長の指名する委員が委員長の職務を代理する。

(会議)

第4条 検討委員会の会議(以下「会議」という。)は、必要に応じて委員長が招集し、委員長がその議長となる。

2 委員長は、必要があると認めるときは、会議に委員以外の者の出席を求め、説明又は意見を聴くことができる。

(庶務)

第5条 委員会の庶務は、環境部ごみ減量推進課において処理する。

(その他)

第6条 この要領に定めるもののほか、委員会の運営に必要な事項は、委員長が別に定める。

附 則

この要領は、平成3年8月3日から施行する。

この要領は、平成5年1月1日から施行する。

この要領は、平成5年7月1日から施行する。

この要領は、平成10年4月1日から施行する。

この要領は、平成13年11月21日から施行する。

この要領は、平成14年10月15日から施行する。

この要領は、平成15年12月8日から施行する。

この要領は、平成17年1月18日から施行する。

この要領は、平成18年4月1日から施行する。

この要領は、平成19年6月7日から施行する。

この要領は、平成20年4月1日から施行する。

この要領は、平成21年4月1日から施行する。

この要領は、平成21年7月1日から施行する。

この要領は、平成22年4月1日から施行する。

この要領は、平成25年10月1日から施行する。

この要領は、平成27年6月1日から施行する。

この要領は、平成28年4月1日から施行する。

この要領は、平成29年4月1日から施行する。

別表(第3条関係)

環境部長、環境部審議監、技監及び参事(専任に限る。)、環境部次長(専任に限る。)、職員厚生課長、契約監理課長、企画課長、情報政策課長、財政課長、管財課長、市民協働推進課長、保育・幼児教育課長、環境対策課長、ごみ減量推進課長、清掃施設課長、清掃業務課長、生産振興課長、道路維持課長、都市交通対策課長、公園緑地課長、下水道施設管理課長、教育委員会事務局学校施設課長、教育委員会事務局体育保健課長、教育委員会事務局社会教育課長、上下水道局浄水課長

○大分市生ごみ処理容器貸与要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、生ごみ処理容器(以下「容器」という。)の貸与に関し必要な事項を定めるものとする。

(容器の貸与要件等)

第2条 容器の貸与は、次に掲げる要件のすべてを満たす者(法人その他の団体を除く。)に対し、予算の範囲内で行うものとする。

(1) 市内に居住している者であること。

(2) 容器により処理したものを自家処理すること、又は環境衛生上支障がないように処理することができる者であること。

2 容器の貸与は、無償とする。

3 容器は、コンポスト容器又はボカシ容器の2種類とし、1世帯につきコンポスト容器2個以内又はボカシ容器2個を貸与する。

(附属物品の支給)

第3条 市長は、容器の貸与に当たり、容器を適正に使用し、及び維持管理するために必要な物品(以下「附属物品」という。)を併せて支給するものとする。

2 支給する附属物品の種類及び支給の方法については、別表に定めるとおりとする。

(容器の申請等)

第4条 容器の貸与を申請しようとする者は、生ごみ処理容器貸与申請書(様式第1号)を市長に提出しなければならない。

2 前項の規定による申請を行うことができる者は、当該年度において、次の各号のいずれにも該当しない者とする。

(1) 大分市生ごみ処理機器購入補助金交付要綱(平成13年4月1日施行)による補助金の交付の申請を行った者(当該補助金の交付を受けないこととなった者及び当該補助金の交付を辞退した者を除く。)

(2) 大分市段ボールコンポストセット支給要綱(平成21年4月1日施行)によるセットの支給の申請(同要綱第4条第1項の規定による再申請を除く。)を行った者(当該支給を受けないこととなった者及び当該支給を辞退した者を除く。)

3 市長は、第1項の申請書を受理したときは、貸与の可否を決定し、その結果を申請書を提出した者に口頭又は書面により通知するものとする。

4 前項の書面による通知は、生ごみ処理容器貸与決定通知書(様式第2号)又は生ごみ処理容器貸与不決定通知書(様式第3号)によるものとする。

(容器の管理等)

第5条 容器の貸与を受けた者(以下「借受人」という。)は、貸与された容器を適正に維持管理しなければならない。

2 借受人が貸与された容器を破損し、又は亡失したときは、実費を弁償しなければならない。ただし、破損又は亡失が借受人の責めに帰すべき理由によらない場合は、この限りでない。

3 借受人は、容器を転貸し、又は貸与の目的以外に使用してはならない。

(容器の貸与期間)

第6条 容器の貸与期間は、貸与を受けた日の属する年度から5年度間とする。

(容器の返納)

第7条 借受人は、次の各号の一に該当するときは、速やかに貸与された容器を返納しなければならない。

(1) 借受人の居住世帯の全員が転出するとき。

(2) 第4条第3項に違反したとき。

(3) その他市長が容器の貸与の必要がないと認めたとき。

(貸与台帳の整備)

第8条 市長は、容器の貸与の状況を明らかにするために、生ごみ処理容器貸与台帳(様式第4号)を作成し、整備しておかななければならない。

附 則

この要綱は、昭和63年11月29日から施行する。

この要綱は、平成4年4月1日から施行する。

この要綱は、平成14年8月26日から施行する。

この要綱は、平成16年4月1日から施行する。

この要綱は、平成18年4月1日から施行する。

この要綱は、平成21年4月1日から施行する。

この要綱は、平成23年4月1日から施行する。

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

○大分市生ごみ処理機器購入等補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、市内における一般家庭から排出される「生ごみ」の減量及びリサイクルの推進を図るため、生ごみ処理機器の購入及びディスポーザーの設置に対して交付する生ごみ処理機器購入等補助金(以下「補助金」という。)について、大分市補助金等交付規則(昭和49年大分市規則第56号)に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 生ごみ処理機器 電動式生ごみ処理機又は非電動式生ごみ処理機をいう。
- (2) 電動式生ごみ処理機 電気を使用し、乾燥、発酵、分解等の方法により一般家庭から生じる生ごみを減量し、又は堆肥化する機器であって、市長が認めるものをいう。
- (3) 非電動式生ごみ処理機 電気を使用せず、発酵、分解等の方法により一般家庭から生じる生ごみを減量し、又は堆肥化する機器であって、市長が認めるものをいう。
- (4) ディスポーザー 一般家庭から生じる生ごみを粉碎した上で排水施設に排出する機器であって、市長が認めるものをいう。

(補助金の交付対象者)

第3条 補助金の交付対象となる者(法人その他団体を除く。)は、市内の販売店で生ごみ処理機器を購入し、又は市内の住居においてディスポーザーを設置した者であって、次に掲げる要件の全てを満たすものとする。

- (1) 市内に居住していること。
 - (2) 生ごみ処理機器又はディスポーザー(以下「生ごみ処理機器等」という。)を適切かつ安全に使用及び管理できること。
 - (3) 生ごみ処理機器等により処理したものを適正に処理すること、又は環境衛生上支障がないように処理することができること。
 - (4) 補助金を受けようとする年度から起算して、過去5年度間に補助金の交付を受けた者が同一の世帯にいないこと。
- 2 前項の規定にかかわらず、ディスポーザーの設置については、義務者(大分市公共下水道条例(昭和43年大分市条例第37号)第2条第9号に規定する義務者をいう。)であって排水設備(同条例第2条第6号に規定する排水設備をいう。)を設置していないものは、補助の対象としない。

(補助対象経費等)

第4条 補助金の交付の対象となる経費(以下「補助対象経費」という。)は、生ごみ処理機器の購入にあつては当該購入に要する経費(工事費、配送料その他の生ごみ処理機器本体の購入に係る経費以外の経費を除く。)とし、ディスポーザーの設置にあつては当該設置に要する経費とする。

- 2 補助金の額は、生ごみ処理機器の購入にあつては補助対象経費に3分の2を乗じて得た額(電動式生ごみ処理機にあつては30,000円、非電動式生ごみ処理機にあつては15,000円を限度とし、100円未満の端数が生じたときはその端数を切り捨てた額とする。)とし、ディスポーザーの設置にあつては補助対象経費の額(30,000円を限度とする。)とする。
- 3 補助金は、予算の範囲内で交付する。

(補助金の交付申請)

第5条 生ごみ処理機器の購入に係る補助金の交付を受けようとする者は、生ごみ処理機器購入等補助金交付申請書兼実績報告書(様式第1号)に生ごみ処理機器を購入したことを証する書類等を添えて、当該購入した日の属する年度内に市長に提出しなければならない。

- 2 ディスポーザーの設置に係る補助金の交付を受けようとする者は、当該設置をする前に、生ごみ処理機器購入等補助金交付申請書(様式第1号の2)に市長が必要と認める書類を添えて、市長に提出しなければならない。
- 3 前2項の規定による申請を行うことができる者は、当該年度において、次の各号のいずれにも該当しない者とする。
 - (1) 大分市生ごみ処理容器貸与要綱(昭和63年11月29日施行)による生ごみ処理容器の貸与の申請を行った者(当該貸与を受けないこととなった者及び当該貸与を辞退した者を除く。)
 - (2) 大分市段ボールコンポストセット支給要綱(平成21年4月1日施行)によるセットの支給の申請(同要綱第4条第1項の規定による再申請を除く。)を行った者(当該支給を受けないこととなった者及び当該支給を辞退した者を除く。)

(交付の決定通知)

第6条 市長は、前条第1項の規定による申請があったときは、その内容を審査し、適当であると認めるときは、補助金の交付を決定するとともにその額を確定し、生ごみ処理機器購入等補助金交付決定通知書兼額確定通知書(様式第2号)により、当該申請を行った者に通知するものとする。この場合において、市長は、必要な条件を付することができる。

2 市長は、前条第2項の規定による申請があったときは、その内容を審査し、適当であると認めるときは、補助金の交付を決定し、生ごみ処理機器購入等補助金交付決定通知書(様式第3号)により、当該申請を行った者に通知するものとする。この場合において、市長は、必要な条件を付することができる。

(実績報告)

第7条 前条第2項の規定による通知を受けた者は、ディスプレイの設置が完了した時は、完了した日から起算して1月を経過する日又は当該通知を受けた日の属する年度の末日のいずれか早い日まで、生ごみ処理機器購入等補助事業実績報告書(様式第4号)に市長が必要と認める書類を添えて、市長に提出しなければならない。

(額の確定)

第8条 市長は、前条の規定による報告があったときは、その内容を審査し、適当であると認めるときは、補助金の額を確定し、生ごみ処理機器購入等補助金額確定通知書(様式第5号)により、当該報告を行った者に通知するものとする。

(交付の請求)

第9条 補助金の交付決定を受けた者(以下「補助事業者」という。)は、補助金の交付を請求しようとするときは、生ごみ処理機器購入等補助金交付請求書(様式第6号)を市長に提出しなければならない。

(交付決定の取消し等)

第10条 市長は、補助事業者が次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。この場合において、当該取消しの部分について既に補助金が交付されているときは、その返還を命ずるものとする。

- (1) 提出された書類に虚偽の記載、その他不正な行為があったとき。
- (2) 生ごみ処理機器等を購入し、又は設置した日の属する年度から起算して5年度間を経過する前に第三者に譲渡したとき。
- (3) その他市長が不相当と認めるとき。

(調査又は指導)

第11条 市長は、生ごみ処理機器等の設置又は管理の状況について、調査又は指導を行うことができる。

(補則)

第12条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成13年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成14年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成16年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成18年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この要綱の施行の際改正前の大分市電動式生ごみ処理機購入補助金交付要綱様式第1号、様式第2号及び様式第5号から様式第7号までの規定による用紙で現に残存するものは、所要の修正を加え、なお使用することができる。

附 則

この要綱は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成23年6月1日から施行する。ただし、第2条、第3条、第5条、第6条及び様式第3号の改正規定は、

平成23年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の大分市生ごみ処理機器購入補助金交付要綱は、この要綱の施行の日以後の申請に係る補助金について適用し、同日前の申請に係る補助金については、なお従前の例による。
- 3 この要綱の施行の際改正前の大分市生ごみ処理機器購入補助金交付要綱様式第1号及び様式第5号の規定による用紙で現に残存するものは、所要の修正を加え、なお使用することができる。

附 則

- 1 この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の大分市生ごみ処理機器購入補助金交付要綱は、この要綱の施行の日以後の申請に係る補助金について適用し、同日前の申請に係る補助金については、なお従前の例による。
- 3 この要綱の施行の際改正前の大分市生ごみ処理機器購入補助金交付要綱様式第1号の規定による用紙で現に残存するものは、所要の修正を加え、なお使用することができる。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の大分市生ごみ処理機器購入補助金交付要綱は、この要綱の施行の日以後の生ごみ処理機器の購入に係る補助金について適用する。ただし、同日前の申請に係る補助金については、なお従前の例による。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この要綱の施行の際改正前の大分市生ごみ処理機器購入補助金交付要綱様式第1号から様式第3号までの規定による用紙で現に残存するものは、所要の修正を加え、なお使用することができる。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の大分市生ごみ処理機器購入等補助金交付要綱の規定は、この要綱の施行の日以後の生ごみ処理機器の購入及びディスプレイの設置に係る補助金について適用し、同日前の生ごみ処理機器の購入及びディスプレイの設置に係る補助金については、なお従前の例による。

○大分市段ボールコンポストセット支給要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、家庭から排出される生ごみの減量の推進及びリサイクルに関する市民の意識の高揚を図るために行う段ボールコンポストセット(段ボール、ピートモス、朽殻くん炭及び底敷き段ボールから構成される生ごみを堆肥化するための用具一式をいう。以下「セット」という。)の支給に関し必要な事項を定めるものとする。

(支給要件)

第2条 セットの支給は、次に掲げる要件のすべてを満たす個人に対し、予算の範囲内で行うものとする。

- (1) 市内に居住している者であること。
- (2) セットにより処理したものを自家処理すること、又は環境衛生上支障がないように処理することができる者であること。
- (3) 同一世帯内にセットの支給を受けている者がいない者であること。

(支給方法等)

第3条 セットの支給は、次条第3項の規定による決定ごとに4セットを限度とし、2回目以降のセットの支給は、既に支給したセットの使用状況を確認後、その適正な使用が確認された場合に限り行うものとする。

- 2 2回目以降のセットの支給は、前回の支給を行った日後、おおむね3ヶ月を経過した場合に行うものである。ただし、市長が特に必要と認めるときは、この限りではない。
- 3 セットの支給に当たっては、セットのほかセットを適正に使用し、及び維持管理するために必要な物品(以下「附属物品」という。)を併せて支給することができる。
- 4 附属物品の内容、支給方法等については、別に定める。

(支給の申請及び決定)

第4条 セットの支給を申請しようとする者は、段ボールコンポストセット支給申請書(別記様式)を市長に提出しなければならない。再申請を行おうとする者についても同様とする。

- 2 前項の規定による申請(同項後段の規定による再申請を除く。)を行うことができる者は、当該年度において、各号いずれにも該当しない者とする。
 - (1) 大分市生ごみ処理機器購入補助金交付要綱(平成13年4月1日施行)による補助金の交付の申請を行った者(当該補助金の交付を受けないこととなった者又は当該補助金の交付を辞退した者を除く。)
 - (2) 大分市生ごみ処理容器貸与要綱(昭和63年11月29日施行)による生ごみ処理容器の貸与の申請を行った者(当該貸与を受けないこととなった者又は当該貸与を辞退した者を除く。)
- 3 市長は、第1項の規定による申請書の提出があったときは、その内容を審査し、セットの支給の交付を決定したときは、その旨を申請者に通知するものとする。
- 4 市長は前項の規定による決定に際し、必要な条件を付することができる。

(セット等の管理)

第5条 セット及び附属物品の支給を受けた者(以下「受給者」という。)は、支給されたセット及び附属物品を適正に維持管理しなければならない。

- 2 受給者は、セット及び附属物品を譲渡し、又は支給の目的以外に使用してはならない。

(調査又は指導)

第6条 市長は、セット及び附属物品の設置又は管理の状況について、調査及び指導を行うことができる。

(委任)

第7条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

- この要綱は、平成21年4月1日から施行する。
この要綱は、平成22年9月14日から施行する。
この要綱は、平成23年4月1日から施行する。
この要綱は、平成24年4月1日から施行する。
この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

○大分市有価物集団回収事業報償金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、ごみの減量及びリサイクルの推進並びに有価物集団回収事業の普及を図るとともに、地域コミュニティの活性化に資するため交付する大分市有価物集団回収事業報償金(以下「報償金」という。)に関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 有価物 家庭から排出される廃棄物のうち、紙類、布類、廃食用油、びん類、金属等で回収業者が回収する物をいう。
- (2) 地域団体等 自治会、子ども会、婦人会、老人会、スポーツ少年団その他の団体であつて、本市区域内において組織され、かつ、営利を目的としないもの並びに小学校、中学校等を単位として組織された生徒会、PTA等の団体をいう。
- (3) 事業 地域団体等が、日常生活において排出される廃棄物の中から有価物を選別収集し、回収業者に引き渡す事業をいう。

(対象団体)

第3条 報償金の交付の対象となる地域団体等(以下「対象団体」という。)は、事業を実施する地域団体等とする。

(報償金)

第4条 報償金は、4月から翌年の3月までの実施に係る事業について交付するものとする。

2 前項の報償金の額は、対象団体が事業を実施した月数に3,000円を乗じて得た額に、次の表に掲げる額(その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額)を加えた額とする。

回収する有価物の種類	報償金の額
紙類・布類・缶類・びん類	回収量(びん類にあつては、市長が定める方法により回収本数を重量に換算して得た回収量)1キログラムにつき5円を乗じて得た額
廃食用油	回収量1リットルにつき10円を乗じて得た額

(登録)

第5条 報償金の交付を受けようとする対象団体は、有価物集団回収団体登録申請書(様式第1号)を市長に提出し、その登録を受けなければならない。

2 前項の規定により登録を受けた団体(以下「登録団体」という。)が、登録を抹消しようとするときは、有価物集団回収団体登録抹消届(様式第2号)を市長に提出しなければならない。

3 登録団体は、登録された事項に変更が生じたときは、有価物集団回収団体登録変更届(様式第3号)を速やかに市長に提出しなければならない。

(実施報告)

第6条 登録団体は、事業を実施したときは、有価物集団回収事業実施報告書(様式第4号。以下「報告書」という。)に

品目別数量買上金額証明書(様式第5号。以下「証明書」という。)を添えて市長に提出するものとする。ただし、有価物のうち紙類、布類、缶類、びん類及び廃食油(以下「紙類等」という。)の回収を行わない事業及び第8条に規定する他の登録団体と共同して行う事業で紙類等が回収できなかった登録団体の事業の実施にあつては、回収業者の発行した受領書、計算書その他の事業の実施を確認できる書類の写しをもって証明書に代えることができる。

2 登録団体は、報告書を、4月から7月までの実施に係る事業については7月末日までに、8月から11月までの実施に係る事業については11月末日までに、12月から翌年の3月までの実施に係る事業については3月末日までに、市長に提出するものとする。

(報償金の交付)

第7条 市長は、前条の規定により報告書の提出があつたときは、その内容を確認の上登録団体に対し報償金を交付するものとする。

(事業の共同実施)

第8条 登録団体は、他の登録団体と共同して事業を行うことができる。

2 2以上の登録団体が共同して事業を行おうとするときは、あらかじめ、それぞれの登録団体が担当する収集区域の範囲、収集の方法及び収集した有価物の対価の分配方法を定め、市長に届け出るものとする。

3 共同して事業を行った登録団体に対しては、それぞれ第4条の規定により報償金を交付する。

4 前項の場合において、それぞれの登録団体が収集した紙類等の量が判別できないときは、収集した紙類等の総量をあらかじめ当該登録団体間で定めた収集した紙類等の対価の分配方法により分配した量をもって、それぞれの登録団体の収集した紙類等の量とみなす。この場合において、第6条第1項の規定中「品目別数量買上金額証明書(様式第5号。以下「証明書」という。)」とあるのは、「他の登録団体と共同で収集した紙類等の総量に係る品目別数量買上金額証明書(様式第5号。以下「証明書」という。)(他の登録団体が当該証明書を市長に提出する場合にあつては、その写し)及びあらかじめ当該登録団体間で定めた収集した紙類等の対価の分配方法が確認できる書類」と読み替えるものとする。

(報償金の返還)

第9条 市長は、報償金の交付を受けた登録団体が次のいずれかに該当すると認めるときは、その登録を取り消し、既に交付した報償金の全部又は一部の返還を求めることができる。

- (1) 虚偽の登録申請によって登録を受けたとき。
- (2) 報告書の記載等に不正があつたとき。
- (3) その他市長が不相当と認める事実があつたとき。

(補則)

第10条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成8年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この要綱の施行の際現に改正前の大分市有価ゴミ集団回収事業報償金交付要綱(以下「改正前の要綱」という。)

第5条第1項の規定により登録を受けている団体は、改正後の大分市有価物集団回収事業報償金交付要綱(以下「改正後の要綱」という。)第5条第1項の規定により登録を受けた団体とみなす。

3 この要綱の施行の日前に改正前の要綱第5条第1項の規定によりなされた登録の申請は、改正後の要綱第5条第1項の規定によりなされたものとみなす。

4 この要綱の施行の際改正前の要綱様式第1号から様式第3号までの規定による用紙で現存するものは、所要の修正を加え、なお使用することができる。

附 則

この要綱は、平成 10 年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 11 年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 14 年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成 21 年 8 月1日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の第4条第2項の規定は、この要綱の施行の日以後に実施した有価物集団回収事業に係る報償金について適用し、同日前に実施した有価物集団回収事業に係る報償金については、なお従前の例による。

附 則

この要綱は、平成 23 年6月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 26 年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成 29 年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の大分市有価物集団回収事業報償金交付要綱の規定は、この要綱の施行の日以後に実施した有価物集団回収事業に係る報償金について適用し、同日前に実施した有価物集団回収事業に係る報償金については、なお従前の例による。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の大分市有価物集団回収事業報償金交付要綱の規定は、この要綱の施行の日以後に実施した有価物集団回収事業に係る報償金について適用し、同日前に実施した有価物集団回収事業に係る報償金については、なお従前の例による。

3 この要綱の施行の際改正前の大分市有価物集団回収事業報償金交付要綱に規定する様式の用紙で現に残存するものは、所要の修正を加え、なお使用することができる。

○エコショップ認定事業実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、4R(リフューズ・リデュース・リユース・リサイクル)に積極的に取り組んでいる市内の小売店舗等をエコショップとして認定し、その活動を広く市民に推奨することにより、事業者及び市民の意識の高揚を図り、もって4Rを推進するとともに資源循環型社会の実現に寄与することを目的とする。

(事業の名称)

第2条 この事業の名称は、エコショップ認定事業とする。

(認定の対象)

第3条 エコショップの認定(以下「認定」という。)は、別表に定める認定基準(以下「認定基準」という。)を満たしている市内の小売店舗等(大分市廃棄物の減量及び適正処理等に関する条例(平成5年大分市条例第24号)第10条第1項の規定によるごみ減量推進事業所の指定を受けているものを除く。)を対象に行うものとする。

(エコショップの認定)

第4条 認定を受けようとする事業者は、エコショップ認定申請書(様式第1号)を市長に提出するものとする。
2 前項の申請書の提出があったときは、認定基準に適合しているかどうか現地確認を行ったうえで、認定を行う。この場合において、現地確認については市長が認めた団体が行うものとする。
3 市長は、前項の規定により認定をしたときは、エコショップ認定証(様式第2号)及びエコショップ認定票(様式第3号)を交付し、市の広報媒体等を利用して市民に知らせるものとする。
4 第2項の規定による認定は、店舗ごとに行うものとする。

(変更の届出)

第5条 認定を受けた事業者(以下「エコショップ」という。)は、前条第1項の申請書に記載した事項に変更があったときは、速やかにエコショップ申請事項変更届出書(様式第4号)を市長に提出しなければならない。

(認定証、認定票の使用)

第6条 エコショップは、市が交付するエコショップ認定証及びエコショップ認定票を利用し、広報を行うことができる。

(エコショップの責務)

第7条 エコショップは、4Rに常に留意し、これに係る取組を実施するよう努めなければならない。
2 エコショップは、2年に1度、市長が定める期日までにエコショップ活動報告書(様式第5号)を市長に提出しなければならない。

(認定の取消し)

第8条 市長は、エコショップがこの要綱の趣旨に違反し、又は認定基準に適合しなくなったと認める場合には、当該エコショップに係る認定を取り消すことができる。
2 前項の規定による認定の取消しを受けたエコショップは、エコショップ認定証及びエコショップ認定票を市長に返却しなければならない。

(認定の辞退)

第9条 エコショップは、認定の辞退をしようとするときは、エコショップ認定辞退届出書(様式第6号)を市長に提出しなければならない。

(調査)

第10条 市長は、エコショップの4Rに係る取組の実施状況を確認するため、必要な調査を行うものとする。

(表彰)

第11条 市長は、その活動が特に顕著であるエコショップを表彰するものとする。

(補則)

第12条 この要綱に定めるもののほか、認定等について必要な事項は市長が別に定める。

附則

この要綱は、平成13年1月15日から施行する。

附則

(施行期日)

1 この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この要綱の施行の日(以下「施行日」という。)前において、現に改正前のエコショップ認定事業実施要綱(以下「改正前の要綱」という。)第4条第2項の規定による認定を受けていた事業者は、施行日において改正後のエコショップ認定事業実施要綱(以下「改正後の要綱」という。)第4条第2項の規定による認定を受けたものとみなす。

3 改正後の要綱の規定にかかわらず、大分市廃棄物の減量及び適正処理等に関する条例(平成5年大分市条例第24号)第10条第1項の規定によるごみ減量推進事業所の指定を受けている者に係る前項の規定による認定の有効期間は、施行日前に受けていた改正前の要綱第4条第2項の規定による認定の残期間とする。

○大分市クリーン推進員設置要綱

(設置)

第1条 市民の清掃思想の高揚及び清掃事業の円滑な運営を図るため、大分市クリーン推進員(以下「推進員」という。)を置く。

(活動)

第2条 推進員の自治会における活動は次のとおりとする。

- (1) ごみの正しい出し方の啓発
- (2) 有価物(日常生活において排出される廃棄物「産業廃棄物を除く。」のうち、紙類、布類、びん類、金属等で回収業者が回収するものをいう。以下同じ。)の集団回収の促進及び回収団体の育成
- (3) 不法投棄の監視及び不法投棄に係る通報
- (4) 清掃活動等への協力及び推進
- (5) その他市長が必要と認めるもの

(推進員の基準)

第3条 推進員は、自治会ごとに1名置くものとする。ただし、市長が特別な事情があると認めるときは、この限りでない。

(依頼)

第4条 市長は自治会長からの推薦に基づき、当該自治会の区域内に居住する者のうちから、ごみに係る問題に理解があり、かつ、積極的に第2条の活動を遂行する意欲のある者を推進員として依頼するものとする。

(依頼期間)

第5条 推進員の依頼の期間は、2年を1期間とする。

- 2 推進員に依頼するに当たっては、1期間ごとにこれを行うものとする。
- 3 複数の期間につき推進員を依頼することは、これを防げない。
- 4 退任後新たに選任された推進員の依頼期間は、前任者の在任期間とする。

(推進員証の交付等)

第6条 市長は、推進員に対して、大分市クリーン推進員証を交付するとともに、腕章、表札その他市長が必要と認めるものを貸与する。

(依頼の終了)

第7条 市長は、推進員が次の各号のいずれかに該当するときは、推進員の依頼を終了することができる。

- (1) 推進員がその活動を担当する自治会の外に転居したとき。
- (2) 推進員がやむを得ない理由により辞退を申し出、市長がそれを認めたとき。
- (3) その他市長が必要があると認めるとき。

(報 償)

第8条 市長は、予算の範囲内において、推進員に報償金を支給するものとする。

2 報償金は毎年前期(4月から9月)終了後と、後期(10月から翌年3月)終了後の2回に分けて支給するものとする。

(補 償)

第9条 市は、推進員がその活動中に受けた災害について、市の加入する保険で補填される範囲で補償するものとする。

(庶 務)

第10条 推進員に関する事務は、環境部清掃業務課において処理する。

(補 則)

第11条 この要綱に定めるもののほか、推進員に関し必要な事項は、市長が定める。

附則1

(施行期日)

1 この要綱は、平成 12 年 4 月 1 日から施行する。
(大分市クリーン相談員設置要綱の廃止)

2 大分市クリーン相談員設置要綱（平成 10 年 9 月 1 日施行）は、廃止する。

附則 2
(施行期日)

1 この要綱は、平成 17 年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

2 旧佐賀関町・野津原町のクリーン推進員の依頼期間については、第 5 条の規定にかかわらず、平成 18 年 3 月 31 日までとする。

附則 3
(施行期日)

1 この要綱は、平成 22 年 1 月 1 日から施行する。

附則 4

(施行期日)

1 この要綱は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

○大分市クリーン推進員校区連絡会議運営費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、クリーン推進員校区連絡会議（小学校区を単位として、当該小学校区内の自治会に大分市クリーン推進員設置要綱（平成12年4月1日施行）に基づき設置する大分市クリーン推進員で構成する団体をいう。以下「校区連絡会議」という。）の積極的な活動を支援するため交付する大分市クリーン推進員校区連絡会議運営費補助金（以下「補助金」という。）に関し、大分市補助金交付規則（昭和49年大分市規則第56号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(補助対象経費等)

第2条 補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、校区連絡会議の研修会及び意見交換会の開催に要する費用のうち、別表に掲げる費用とする。

- 2 補助金の額は、補助対象経費の額とし、その上限は別表に掲げるとおりとする。
- 3 補助金は、予算の範囲内で交付するものとする。

(交付の申請)

第3条 補助金の交付の申請をしようとする者（以下「申請者」という。）は、大分市クリーン推進員校区連絡会議運営費補助金交付申請書（様式第1号）に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 校区連絡会議活動計画書
- (2) 収支予算書
- (3) その他市長が必要と認める書類

- 2 前項の申請は、同一年度において1回に限り行うことができる。

(交付の決定)

第4条 市長は、前条の申請を受理したときは、その内容を審査し、適当であると認めるときは、補助金の交付を決定し、その旨を大分市クリーン推進員校区連絡会議運営費補助金交付決定通知書（様式第2号）により申請者に通知するものとする。この場合において、市長は、必要な条件を付すことができる。

(実績報告)

第5条 前条の交付決定通知書を受けた者（以下「補助事業者」という。）は、補助金の交付の申請をした日の属する年度の末日までに大分市クリーン推進員校区連絡会議運営実績報告書（様式第3号）に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 校区連絡会議活動報告書
- (2) 収支決算書
- (3) 領収書の写し等
- (4) その他市長が必要と認める書類

(補助金の額の確定)

第6条 市長は、前条の実績報告書を受領したときは、その内容を審査し、適当であると認めるときは、補助金の額を確定し、大分市クリーン推進員校区連絡会議運営費補助金交付確定通知書（様式第4号）により補助事業者に通知するものとする。

(補助金の交付)

第7条 前条の補助金交付確定通知書を受けた補助事業者は、大分市クリーン推進員校区連絡会議運営費補助金交付請求書（様式第5号）を市長に提出しなければならない。

(交付決定の取消し等)

第8条 市長は、補助事業者が次の各号のいずれかに該当するときは、交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。この場合において、当該取消しの部分について、既に補助金が交付されているときは、期限を定めてその返還を命ずるものとする。

- (1) 補助金を他の用途に使用したとき。

- (2) 交付決定の内容又はこれに付した条件に違反したとき。
- (3) この要綱及び市長の指示に違反したとき。
- (4) 偽りその他不正の手段により補助金の交付を受けたとき。

(書類の整備)

第9条 補助金の交付を受けた者は、補助事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿及び証拠書類等を整備し、補助金の交付を受けた年度の満了後5年間保存しておかなければならない。

(補則)

第10条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

別表（第2条関係）

補助対象経費	補助限度額
消耗品費、食糧費、印刷製本費、通信運搬費、使用料	校区連絡会議を構成する大分市クリーン推進員の人数に1,000円を乗じて得た額。

○「きれいにしようえ おおいた推進事業」実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、市民等による美化活動等を支援することで環境美化に対する市民意識の高揚を図り、もって市民等と市が協働して日本一きれいなまちづくりを進めるために実施するきれいにしようえおおいた推進事業(以下「事業」という。)に関し、必要な事項を定めるものとする。

(登録等)

第2条 事業に参加しようとする団体(以下「活動団体」という。)は、活動区域を定め、活動団体登録申請書(様式第1号)に次に掲げる書類を添えて市長に提出し、登録を受けなければならない。

- (1) 活動団体の構成員の名簿
 - (2) その他市長が必要と認める書類
- 2 市長は、前項の規定による申請があったときは、その内容を審査し、適当であると認めるときは活動団体の登録を決定し、活動団体登録通知書(様式第2号)により、当該活動団体に通知するものとする。この場合において、市長は、必要な条件を付することができる。
- 3 前項の規定による登録を受けた活動団体(以下「登録団体」という。)は、当該登録を受けた事項に変更が生じたときは、登録事項変更届出書(様式第3号)を速やかに市長に提出しなければならない。
- 4 登録団体は、活動を継続することが困難となったときは、登録廃止届出書(様式第4号)を市長に提出しなければならない。

(登録団体の活動等)

第3条 登録団体は、次に掲げる活動を行うものとする。

- (1) たばこの吸い殻、空き缶等その他の散乱ごみの収集
 - (2) 路上喫煙、ポイ捨て及び不法投棄の監視パトロール
 - (3) 不法投棄に関する情報の提供
 - (4) 路上喫煙、ポイ捨て及び不法投棄の防止に関する啓発活動
- 2 前項第1号に掲げる活動により収集した散乱ごみの処理については、登録団体が自ら本市の設置する処理施設に搬入し、又は市に回収を依頼するものとする。
- 3 第1項第2号に掲げる活動を行う登録団体は、その構成員として20歳以上の者を2人以上含み、かつ、全ての構成員が15歳以上でなければならない。

(市の役割)

第4条 市長は、登録団体の活動に対し、次に掲げる支援等を行うものとする。

- (1) 活動に必要な物品等の支給又は貸与
- (2) ボランティア活動保険等への加入
- (3) 収集した散乱ごみの処理
- (4) 情報の提供を受けた場合における処理又は施設管理者等への通知
- (5) 路上喫煙、ポイ捨て及び不法投棄の防止に係る標示板の設置
- (6) その他市長が必要と認める支援等

(報告書の提出)

第5条 登録団体は、その活動の状況について、活動を実施した年度の翌年度の4月15日までに、活動報告書(様式第5号)を市長に提出しなければならない。

(登録の取消し)

第6条 市長は、登録団体が次の各号のいずれかに該当するときは、当該登録団体の登録を取り消すことができる。

- (1) この要綱又は市長の指示に違反したとき。
- (2) 登録団体としてふさわしくないと認められる行為をしたとき。
- (3) その他登録団体として適当でないと市長が認めたとき。

(表彰)

第7条 市長は、その活動が特に優れていると認められる登録団体を表彰するものとする。

(補則)

第8条 この要綱に定めるもののほか、事業の実施に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成29年 4月 1日から施行する。

(経過措置)

2 この要綱の施行の日(以下「施行日」という。)の前日において、この要綱による改正前の「きれいにしようえ おおいた推進事業」実施要綱第3条の規定により合意書を締結している団体は、施行日においてこの要綱第2条第2項の規定による登録を受けたものとみなす。

(大分市ポイ捨て等防止パトロール団体登録制度実施要綱の廃止)

3 大分市ポイ捨て等防止パトロール団体登録制度実施要綱(平成18年7月1日施行)は、廃止する。

(大分市不法投棄監視ネットワーク事業実施要綱の廃止)

4 大分市不法投棄監視ネットワーク事業実施要綱(平成21年1月5日施行)は、廃止する。

(大分市ポイ捨て等防止パトロール団体登録制度実施要綱及び大分市不法投棄監視ネットワーク事業実施要綱の廃止に伴う経過措置)

5 施行日の前日において、附則第3項の規定による廃止前の大分市ポイ捨て等防止パトロール団体登録制度実施要綱第4条第1項の規定による登録又は前項の規定による廃止前の大分市不法投棄監視ネットワーク事業実施要綱第4条第1項の規定による登録を受けている団体は、施行日においてこの要綱第2条第2項の規定による登録を受けたものとみなす。

○「きれいにしようえ おおいた推進事業」における物品の貸与及び支給に関する要領

(趣旨)

第1条 この要領は、「きれいにしようえ おおいた推進事業」実施要綱(平成29年 4月 1日施行。以下「要綱」という。)の規定に基づく「きれいにしようえ おおいた推進事業」(以下「事業」という。)の実施に際し、本市が要綱第5条第1項の規定により、活動者に対する清掃用具等(以下「物品」という。)の貸与及び支給に関し、必要な事項を定めるものとする。

(物品)

第2条 貸与又は支給する物品は、別表第1に定めるものとする。
ただし、市長が特に必要と認めたときは、別表第1に定めるもの以外の物品を貸与又は支給するものとする。

(対象団体)

第3条 物品を貸与又は支給する対象団体は、次に掲げる要件を満たすものとする。

- (1) 要綱第2条第3項に規定する登録団体(以下「登録団体」という。)であること。
- (2) 登録団体の事業が適切に行われていること。
- (3) 物品を必要とする理由が明確であること。

(期間等)

第4条 物品の貸与又は支給は無償とし、物品の貸与期間は、貸与した日から当該日の属する年度の翌年度の3月31日までとする。
2 貸与又は支給した物品に劣化、破損等があった場合は、市がその内容を確認し、必要であると認めたときは、改めて貸与又は支給を行うものとする。

(申請)

第5条 物品の貸与又は支給を申請しようとする登録団体は、清掃用具貸与等申込書(別紙1)を市長に提出しなければならない。ただし、前条第2項の場合を除き、同一年度内に物品の貸与又は支給を受けていないこと。

(貸与の中止等)

第6条 市長は次の各号のいずれかに該当する登録団体に対し、物品の貸与を中止し、返還を求めることができる。

- (1) 市長が物品の管理が適当でないと認めた登録団体
- (2) 要綱第2条第4項の届出があった登録団体
- (3) 第8条第1号又は第2号の規定に違反した登録団体

(譲渡)

第7条 物品の貸与を受けた登録団体のうち、当該物品を有効に活用していると認められる団体に対し、貸与期間経過後、当該登録団体に貸与している用具を譲渡するものとする。

(遵守事項等)

第8条 登録団体は、支給又は貸与を受けた物品について、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 適切に管理、使用すること。
- (2) 事業の活動以外の目的に使用しないこと。
- (3) 第三者に譲渡又は貸与しないこと。
- (4) 使用する必要がなくなった場合は市に返却すること。

第9条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は市長が別に定めるものとする。

附則

この要領は、平成29年 4月 1日から施行する。

附則

この要領は、平成30年 4月 1日から施行する。

別表第1

	品 目	数量等
貸 与 物 品	火ばさみ(トング)	活動人数分
	ベスト	活動人数分(20枚を上限とする。)
支 給 物 品	軍手	活動人数1名につき2組
	帽子	活動人数分
	ボランティアごみ袋 10L 20L 45L 透明袋	必要とする数

○大分市事業系ごみ及び特定家庭用機器廃棄物に係る一般廃棄物 収集運搬業許可事務取扱要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、大分市廃棄物の減量及び適正処理等に関する条例(平成5年大分市条例第24号。以下「条例」という。)及び大分市廃棄物の減量及び適正処理等に関する条例施行規則(平成6年大分市規則第13号。以下「規則」という。)に基づく一般廃棄物収集運搬業(事業系ごみ及び特定家庭用機器廃棄物(以下「事業系ごみ等」という。)に係るものに限る。以下同じ。)の許可申請等の事務取扱に関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において「事業系ごみ」とは、一般廃棄物の事業の範囲として規則第15条第1項第3号に規定する事業系ごみであって、会社等の事業所(以下「事業所」という。)からその事業活動に伴って排出され、かつ、次の各号のいずれかに該当するものをいう。

- (1) 紙くず
- (2) 木くず
- (3) 繊維くず
- (4) 動植物性残さ
- (5) その他事業系一般廃棄物

2 この要綱において「特定家庭用機器廃棄物」とは、一般廃棄物の処理の区分として規則第15条第1項第4号に規定する特定家庭用機器廃棄物であって、家庭から排出されるものをいう。

(収集及び運搬の分類)

第3条 一般廃棄物収集運搬業において、収集及び運搬の分類を次のように定める。

- (1) 市内における収集運搬
- (2) 運搬(広域認定を受けた市町村の収集・運搬の許可を受けており、当該市町村で収集運搬した一般廃棄物のみを本市内へ搬入し、運搬する場合に限る。)

2 市長は、許可業者に対し、収集及び運搬の分類の変更があったときは、当該変更の日から10日以内に規則第19条第1項に規定する許可申請事項変更届を市長に提出するよう求めるものとする。

(許可の範囲)

第4条 一般廃棄物収集運搬業の許可を受けなければならない者は、事業系ごみを事業所の委託を受け業として収集し、又は運搬しようとする者並びに特定家庭用機器廃棄物を、家庭及び特定家庭用機器再商品化法(平成10年法律第97号。以下「家電リサイクル」という。)第5条の規定する小売業者の委託を受け、業として収集し、又は運搬しようとする者(産業廃棄物の収集運搬業の許可(金属くず、ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず並びに廃プラスチック類のいずれも産業廃棄物の種類に含むものに限る。)を受けている者を除く。)とする。

2 一般廃棄物収集運搬業の許可の区域は、本市全域とする。

(許可の基準)

第5条 一般廃棄物収集運搬業の許可をする場合の基準は、次のとおりとする。

- (1) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年法律第137号)第7条第5項の規定に適合していること。
- (2) 申請者が本市に住所又は事業所を有する者であること。ただし、市長が特に必要と認めるときは、この限りでない。
- (3) 申請者が一般廃棄物収集運搬業の用に供しようとする車両(以下「収集運搬車両」という。)が、次のいずれにも該当するものであること。

ア 厨芥類等の悪臭及び汚水を伴う事業系ごみの収集運搬車両にあつては、有蓋の機械式のものであること。ただし、汚水が流出しないよう十分な装備を有していると市長が認める場合は、この限りでない。

イ 無蓋の収集運搬車両にあつては、事業系ごみ等及び当該事業系ごみ等に起因する危険物の飛散を防止するため、十分な大きさのシート、ロープその他所用付属品を常備していること。

ウ 収集運搬車両の後部及び両側に業者名を判読できるよう、表示していること。ただし、構造上の理由等により表示することが困難な場合は、この限りでない。

エ 特定家庭用機器廃棄物の収集運搬車両にあつては、当該収集運搬した特定家庭用機器廃棄物の再商品化等(家電リサイクル法第2条第3項に規定する再商品化等をいう。)を阻害する装備を有していないこと。

- (4) 申請者が自ら収集運搬車両を所有していること。ただし、次のいずれかに掲げる場合は、自ら所有しているものとみなす。

ア 申請者が収集運搬車両を割賦購入している場合(自動車検査証の使用者が申請者名となっている場合に限る。)

イ 申請者が収集運搬車両の所有者との間で、許可期間中使用できる旨の契約を締結し、当該収集運搬車両を占有している場合

(5) 全ての収集運搬車両の保管場所を有していること。

(6) 洗車場は、汚水の流出及び悪臭等の発散を防止するよう十分配慮し、近隣住民に不快の感を与えないよう留意していること。

(許可の申請)

第6条 一般廃棄物収集運搬業の許可又は許可の更新を受けようとする者は、規則第11条第1項に規定する一般廃棄物収集運搬業許可(更新)申請書及び同項第1号から第10号までに規定する添付書類のほか、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める書類を提出しなければならない。

(1) 申請者が積替保管施設を有する場合 積替保管施設に関する調書(様式第1号)

(2) 申請者が前条第4号イに該当する場合 車両使用承諾書(様式第2号)

(3) 申請者が洗車場を所有していない場合 洗車場使用承諾書(様式第3号)

(4) 申請者(個人に限る。)が屋号を使用する場合 屋号併記願い書(様式第4号)

(審査及び検査)

第7条 市長は、規則第11条第1項に規定する許可の申請があった場合は、書類審査のほか、次に掲げる事項について実地に検査するものとする。ただし、一般廃棄物収集運搬業の許可の更新に当たっては、その全部又は一部を省略することができる。

(1) 収集運搬車両の保管場所の状況に関すること。

(2) 洗車場の状況に関すること。

(3) 積替保管施設の状況に関すること(積替保管施設を有している場合に限る。)

(4) その他市長が必要と認める事項

2 規則第14条第2号ただし書きに規定する市長が特に必要と認めるときとは、第3条第1項第2号に規定する運搬の許可若しくは許可の更新又は変更の許可のみを申請するときとする。

(収集及び運搬の基準)

第8条 許可業者は、事業系ごみ等の収集及び運搬に当たっては、次に掲げる基準によらなければならない。

(1) 許可車両以外での収集及び運搬を行わないこと。

(2) 事業系ごみ等及び当該事業系ごみ等に起因する危険物が飛散し、及び流出しないようにすること。

(3) 収集又は運搬に伴う悪臭、騒音又は振動等によって生活環境の保全上支障が生じないように必要な措置を講ずること。

(4) 搬送中は、有蓋車にあつてはスライドカバーを閉め、無蓋車にあつてはシートを必ず掛けること。

(積替えの基準)

第9条 許可業者は、事業系ごみ等の積替えに当たっては、次に掲げる基準によらなければならない。

(1) 積替保管施設以外では、積替えを行わないこと。

(2) 積替えは、周囲に囲いが設けられ、かつ、事業系ごみ等の積替えの場所であることの表示がされている場所で行うこと。

(3) 積替えの場所から事業系ごみ等及び当該事業系ごみ等に起因する危険物が飛散し、流出し、及び地下に浸透し、並びに悪臭が発散しないように必要な措置を講ずること。

(4) 積替えの場所には、ねずみが生息し、及び蚊、はえその他の害虫が発生しないようにすること。

(5) あらかじめ、積替えを行った後の運搬先が定められていること。

(6) 搬入された事業系ごみ等の量が、積替えの場所において適切に保管できる量を超えるものでないこと。

(7) 搬入された事業系ごみ等の性状に変化が生じないうちに搬出すること。

(8) 他市町村で発生した事業系ごみ等を本市の廃棄物と混合しないこと。

(9) 積替えは、産業廃棄物と区分し、第2条第1項に定める事業系ごみ等の種類ごとに積替えを行うこと。

2 市長は、許可業者に対し、積替保管施設において積替えを行う事業系ごみの種類に変更があったときは、当該変更の日から10日以内に規則第19条第1項に規定する許可申請事項変更届を市長に提出するよう求めるものとする。

(搬入の基準)

第10条 許可業者は、事業系ごみの本市の処理施設への搬入に当たっては、次に掲げる基準によらなければならない。

(1) 許可車両以外で搬入しないこと。

(2) 他市町村で発生した廃棄物を許可なく搬入しないこと。

- (3) 適正な分別がなされたものを搬入すること。
 - (4) その他処理施設に支障を来すものを搬入しないこと。
 - (5) 処理施設内では、清掃指導員(条例第31条に規定する清掃指導員をいう。)の指示に従うこと。
- 2 許可業者は、特定家庭用機器廃棄物を指定引取場所(家電リサイクル法第17条に規定する指定引取場所をいう。)において製造業者等(家電リサイクル法第4条に規定する製造業者等をいう。)に引き渡さなければならないが、本市の処理施設に搬入してはならない。

(シールの交付)

第11条 許可車両には、車両ごとに許可車両であることを表示したシールを交付する。

2 許可業者は、前項のシールを許可車両の市の指定する箇所に貼付しなければならない。

(変更の届出)

第12条 市長は、許可業者に対し、事業系ごみの種類の変更があったときは、当該変更の日から10日以内に規則第19条第1項に規定する許可申請事項変更届を市長に提出するよう求めるものとする。

(許可証の書換え)

第13条 許可業者は、許可証に記載されている事項(以下「記載事項」という。)に変更が生じたときは、許可証の書換えをすることができる。

2 前項の申請を行った者は、記載事項を変更した許可証の交付を受ける際従前の許可証を返還しなければならない。

(実績報告)

第14条 許可業者は、毎年2月末日までに前年の業務の実績を一般廃棄物(事業系ごみ・特定家庭用機器廃棄物)収集運搬実績報告書(様式第5号)により市長に報告するものとする。

附 則

1 この要綱は、平成6年12月1日から施行する。

2 この要綱は、平成7年4月1日以後の一般廃棄物収集運搬業の許可又は許可の更新について適用する。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成13年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の大分市事業系ごみ及び特定家庭用機器廃棄物に係る一般廃棄物収集運搬業許可事務取扱要綱の規定は、この要綱の施行の日以後の事業系ごみ及び特定家庭用廃棄物に係る一般廃棄物の収集運搬業の許可または許可の更新について適用する。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成15年12月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成17年1月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この要綱の施行前にされた一般廃棄物収集運搬業の許可又は許可の更新の申請であって、この要綱の施行の際、許可をすることがどうかの処分がされていないものについての許可又は不許可の処分については、なお従前の例による。

3 この要綱の施行の際改正前の大分市事業系ごみ及び特定家庭用機器廃棄物に係る一般廃棄物収集運搬業許可事務取扱要綱第1号から第4号までの規定による用紙で現に残存するものは、所要の修正を加え、なお使用することができる。

○大分市事業系一般廃棄物再製品化支援事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、市内の事業者が大学等の研究機関と連携して行う事業系一般廃棄物の再製品化に関する研究開発を促進することにより、効率的かつ経済的なリサイクルシステムを構築し、資源循環型社会の形成を促進するとともに、事業系一般廃棄物の減量化及び再資源化を推進することを目的とする大分市事業系一般廃棄物再製品化支援事業補助金(以下「補助金」という。)の交付に関し、大分市補助金等交付規則(昭和49年大分市規則第56号以下「規則」という。)に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において「事業系一般廃棄物」とは、廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年法律第137号)第2条第2項に規定する一般廃棄物のうち事業活動に伴って生じた廃棄物をいう。
2 この要綱において「事業者」とは、市内で事業を行い、又は行おうとする者をいう。
3 この要綱において「大学等の研究機関」とは、学校教育法(昭和22年法律第26号)に規定する大学(附属研究機関を含む。)及び高等専門学校、地方公共団体が設置する研究機関並びに独立行政法人通則法(平成11年法律第103号)第2条第1項に規定する独立行政法人のうち研究機関であるものをいう。

(補助対象者)

第3条 補助対象者は、次条に規定する補助対象事業を行い、又は行おうとする事業者で、次の各号のいずれにも該当するものとする。
(1) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条第5項第2号イからへに該当しないこと。
(2) 市内に事業所又は事務所を有している者であること。

(補助対象事業)

第4条 補助対象事業は、次のいずれにも該当する事業のうち、市長が公益性が高いと認めるものとする。
(1) 大学等の研究機関と連携して行うものであること。
(2) 事業系一般廃棄物の再製品化に関する研究事業であること。
(3) 原料となる事業系一般廃棄物は、市内から排出される事業系一般廃棄物を使用し、その性状の安定性及び供給量が確保されることが確実であること。
(4) 第7条の規定による申請を行おうとする日の属する年度の末日までに完了する事業であって、当該年度の翌年度までに再製品化が見込まれるものであること。
(5) 事業の実施に際し法令上の許可等が必要となる場合は、その許可等が取得されていること、又は取得されることが確実であること。
2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する事業は、補助対象事業としない。
(1) 既に研究開発が完了しているとき。
(2) 完成している製品の改良に過ぎないとき。
(3) 事業費の大部分が設備、機器等の導入経費であるとき。

(補助対象経費)

第5条 補助対象経費は、補助対象事業に要する経費のうち次の各号に定める経費のほか、市長が必要かつ適当と認める経費とする。
(1) 旅費
(2) 謝礼金
(3) 消耗品費
(4) 賃借料
(5) 委託料
(6) 備品購入費

(補助金の額等)

第6条 補助金の額は、補助対象経費の総額に2分の1を乗じて得た額(その額に1,000円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額)とする。ただし、補助対象事業について寄附金その他の収入がある場合で、その額が補助対象経費の総額の2分の1を超えるときは、補助対象経費の総額から当該寄附金その他の収入の額を控除した額(その額に1,000円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額)とする。
2 補助金は、予算の範囲内で交付するものとする。

(交付申請)

第7条 補助金の交付を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、大分市事業系一般廃棄物再製品化支援事業補助金交付申請書(様式第1号)に次に掲げる書類を添えて、別に定める日までに市長に提出しなければならない。

- (1) 事業計画書(様式第2号)
- (2) 収支予算書(様式第3号)
- (3) その他市長が必要と認める書類

(交付決定)

第8条 市長は、前条の規定による申請があったときは、その内容を審査し、補助金の交付を決定したときは、大分市事業系一般廃棄物再製品化支援事業補助金交付決定通知書(様式第4号)により申請者に通知するものとする。

2 市長は、前項の規定による交付決定を行おうとするときは、あらかじめ、大分市清掃事業審議会条例(平成11年大分市条例第7号)第1条に規定する審議会の意見を聴くものとする。

(補助事業の変更等)

第9条 補助金の交付の決定を受けた者(以下「補助事業者」という。)は、補助事業の内容等を変更しようとするとき、又は補助事業を中止しようとするときは、大分市事業系一般廃棄物再製品化支援事業(変更・中止)申請書(様式第5号)を市長に提出し、その承認を受けなければならない。

2 前項の場合において、市長は、補助対象経費の増額変更に伴う補助金の額の増額変更は行わないものとする。

(実績報告)

第10条 補助事業者は、補助事業完了の日から起算して15日を経過した日又は補助金交付決定の通知を受けた日の属する年度の末日のいずれか早い日までに大分市事業系一般廃棄物再製品化支援事業実績報告書(様式第6号)に関係書類を添えて、市長に提出しなければならない。

(補助金の額の確定)

第11条 市長は、前条の規定により実績報告書の提出があったときは、その内容を審査し、必要に応じて調査し、適当と認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、大分市事業系一般廃棄物再製品化支援事業補助金交付確定通知書(様式第7号)により補助事業者に通知するものとする。

(補助金の請求)

第12条 補助事業者は、前条の規定による確定通知を受けたときは、大分市事業系一般廃棄物再製品化支援事業補助金交付請求書(様式第8号)により補助金の交付を請求するものとする。

(交付決定の取消し等)

第13条 市長は、補助事業者が次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。この場合において、当該取消しの部分について、既に補助金が交付されているときは、期限を定めてその返還を命ずるものとする。

- (1) 補助金を他の用途に使用したとき。
- (2) 補助金を交付の決定の内容又はこれに付した条件に違反したとき。
- (3) 法令又はこの要綱及び市長の指示に違反したとき。
- (4) 偽りその他不正の手段により補助金の交付を受けたとき。
- (5) その他市長が不相当と認めるとき。

(廃棄物の発生抑制等の促進)

第14条 補助事業者は、補助事業の完了後も廃棄物の発生抑制等の促進に努めなければならない。

2 補助事業者は、補助事業年度の終了後3年間は、毎年度末までに当該補助事業に係る経過報告書を市長に提出しなければならない。

3 市長は、前項の規定による報告に関し、必要に応じて現地調査をすることができる。

(財産の管理及び処分)

第15条 補助事業者は、補助事業により取得し、又は効用が増加した財産(以下「取得財産」という。)について、当該補助事業の完了後においても善良な管理者の注意をもって管理するとともに、補助金交付の目的に従って、その効果的な運用を図らなければならない。

2 取得財産のうち取得価格又は効用増加価格が50万円以上の財産は、市長の承認を受けずに、処分し、又は補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、若しくは担保の用に供してはならない。ただし、減価

償却資産の耐用年数等に関する省令(昭和40年大蔵省令第15号)に定められている財産については、定められている耐用年数に相当する期間を経過している場合は、この限りでない。

- 3 市長は、前項の承認を受けた補助事業者に対し、当該承認に係る取得財産の処分により収入があったときは、その収入の全部又は一部を市に納付させることができる。

(産業財産権に関する報告)

第16条 補助事業者は、補助事業に基づく発明、考案等に関して、特許権、実用新案権、意匠権、著作権その他の権利(以下「産業財産権」という。)を補助事業年度又は補助事業年度の終了後5年以内に出願し、若しくは取得した場合又は産業財産権を譲渡し、若しくは産業財産権の実施権を設定した場合には、直ちに市長に報告しなければならない。

(補則)

第17条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成22年5月25日から施行する。

○大分市ごみ拾いパートナー登録制度実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、公共の場所においてボランティアによる清掃(土地の管理者又は所有者が行う清掃を除く。)を行う者(以下「ごみ拾いパートナー」という。)の登録及び当該清掃を行った際に収集したごみを排出するために使用するボランティア専用袋の交付に関し、必要な事項を定める。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 公共の場所 道路、公園、広場、河川その他の公共の用に供する場所(屋内その他市長が別に定める場所を除く。)をいう。
- (2) ボランティア専用袋 公共の場所においてボランティアによる清掃を行った際に収集したごみを排出するため、市長が交付する袋をいう。
- (3) ごみ拾いパートナーカード ボランティアによる清掃を行う個人又は団体が第4条第1項の登録を受けていることを証明するカードをいう。
- (4) 登録番号 ごみ拾いパートナーカードに記載する個人または団体を識別する番号をいう。

(登録申請)

第3条 ごみ拾いパートナーの登録を受けようとする個人又は団体(以下「申請者」という。)は、大分市ごみ拾いパートナー登録申請書(様式第1号)を市長に提出しなければならない。

(登録等)

第4条 市長は、前条の規定による申請があったときは、その内容を審査し、適当であると認めるときは、ごみ拾いパートナーの登録を行うものとする。

2 市長は、前項の規定によりごみ拾いパートナーの登録をしたときは、当該登録を受けた申請者に対しごみ拾いパートナーカード(様式第2号)を交付するものとする。

(変更届出等)

第5条 前条の登録を受けた者(以下「登録者」という。)は、同条の規定により申請した内容を変更したときは、大分市ごみ拾いパートナー登録事項変更届出書(様式第3号)を市長に提出しなければならない。

2 登録者は、その活動を継続することが困難になったときは、大分市ごみ拾いパートナー登録辞退届出書(様式第4号)を市長に提出しなければならない。

(ボランティア専用袋の交付)

第6条 登録者は、市長が別に定める交付場所において、ごみ拾いパートナーカードを提示することにより、ボランティア専用袋の交付を受けることができる。

2 交付するボランティア専用袋の種類、枚数等は別表に定めるとおりとする。

(活動の報告)

第7条 前条の規定によりボランティア専用袋の交付を受けた者は、次回のボランティア専用袋の交付を受ける際に、活動の報告を行うものとする。

(排出の方法)

第8条 ボランティア専用袋によるごみの排出は、次の各号に掲げる方法により行わなければならない。

- (1) 市長が別に定める分別の方法により分別すること。
- (2) ボランティア専用袋に登録番号を明記すること。
- (3) ごみステーションを利用する場合にあっては、ごみの種類に応じ市長が別に指定する日にそれぞれ排出すること。

(遵守事項)

第9条 登録者は、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) ボランティア専用袋を市内でのボランティアによる清掃以外に使用しないこと。
- (2) ボランティア専用袋を第三者に譲渡しないこと。
- (3) 交付したボランティア専用袋が不要になったときは、市に返却すること。

(登録の取消し)

第10条 市長は、登録者が次の各号のいずれかに該当するときは、登録を取り消すことができる。

- (1) 前条に規定する遵守事項に違反したとき。
- (2) 登録者としてふさわしくないと認められる行為があったとき。
- (3) その他登録者として適当でないと市長が認めるとき。

(その他)

第11条 この要綱に定めるもののほか、ごみ拾いパートナーの登録等に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成26年 4月 4日から施行する。

この要綱は、平成30年 4月 1日から施行する。

別表(第6条関係)

ボランティア袋の種類	交付の枚数	備 考
大袋(容量が45リットル相当のもの)、小袋(容量が20リットル相当のもの)及び特小袋(容量が10リットル相当のもの)	1人 1月につき 10枚	(1) 登録者が団体である場合にあつては、左欄の枚数に団体の構成員数を乗じて得た枚数(1月につき100枚を限度とする。)を交付する。 (2) 1回の交付につき、交付を受ける月以降6月分に相当する枚数の交付を受けることができる。 (3) 登録者の活動の状況を勘案し、市長が必要と認めるときは、左欄及び前2号の規定による枚数に加え、市長が必要と認める枚数を交付するものとする。

○大分市一般廃棄物処理手数料(指定収集袋)減免に関する取扱要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、大分市廃棄物の減量及び適正処理等に関する条例(平成5年大分市条例第24号。以下「条例」という。)第26条の規定に基づき行う一般廃棄物処理手数料(条例別表第2に規定する一般廃棄物処理手数料に限る。以下「手数料」という。)の減免に関する手続について、条例及び大分市廃棄物の減量及び適正処理等に関する条例施行規則(平成6年大分市規則第18号)に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(減免対象者)

第2条 手数料の減免を受けることができる者(以下「減免対象者」という。)は、市内に居住する者であって、次の各号に掲げるものとする。

- (1) 生活保護法(昭和25年法律第144号)による生活扶助を受けている者で在宅のもの
- (2) 大分市家族介護用品支給事業実施要綱(平成14年4月1日施行)による紙おむつ等の支給を受けている者で在宅のもの
- (3) 大分市おむつ等介護用品購入費助成事業実施要綱(平成15年6月1日施行)による紙おむつ等の購入費の助成を受けている者で在宅のもの
- (4) 大分市重度障害者等日常生活用具購入費支給事業実施要綱(平成18年10月1日施行)による紙おむつ等の購入費の支給を受けている者で在宅のもの
- (5) 3歳未満の乳幼児を養育する者
- (6) 3歳未満の障害児(在宅の者に限る。)で、常時紙おむつ等を使用するものを養育する者
- (7) その他市長が特に必要と認める者

(指定収集袋の交付)

第3条 市長は、次に掲げる者に対し、減免を決定し、指定収集袋を交付する。

- (1) 前条第1号から第5号までの減免対象者に該当すると認めた者
- (2) 前条第6号及び第7号の減免対象者で第5条の申請をしたもののうち適当と認めた者

(交付の枚数等)

第4条 交付する指定収集袋の種類及び枚数は、別表第1に定めるとおりとする。(第2条第6号の減免対象者を除く。)

- 2 第2条第6号の減免対象者に対して交付する指定収集袋の種類は、条例別表第2に規定する小袋(減免対象者から申出があった場合は、同表に規定する特小袋又はミニ袋)とし、次条第1項の規定による申請をした日の属する月から起算して乳幼児が満3歳に達する日までの月数(36月を上限とする。)に応じ、別表第2に定める枚数(当該枚数が50枚を超えるときは、50枚)を交付する。
- 3 年度の途中で第2条各号(同条第6号及び第7号を除く。)の減免対象者に該当することとなった者に対する指定収集袋の交付は、第1項の規定にかかわらず、第2条第1号から第4号までの減免対象者にあつてはその該当することとなった日の属する月に応じ別表第3に定める枚数を、同条第5号の減免対象者にあつてはその該当することとなった日の属する月から起算して乳幼児が満3歳に達する日の属する月までの月数(36月を上限とする。)に応じ別表第2に定める枚数を交付する。
- 4 第2条各号に掲げる要件の複数に該当する減免対象者については、当該各号に掲げる減免対象者に対して交付する指定収集袋の枚数を合計した枚数を交付するものとする。ただし、第2条第2号の減免対象者に該当し、かつ、同条第3号の減免対象者に該当する者にあつては、重複して交付しないものとする。

(減免の申請)

第5条 手数料の減免を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、大分市一般廃棄物処理手数料減免申請書(別記様式)を市長に提出しなければならない。

- 2 前項の規定にかかわらず、第2条第1号から第5号までの減免対象者に係る手数料の減免については、前項の申請を要しない。

(交付の方法)

第6条 第2条第1号から第4号までの減免対象者に対する指定収集袋の交付は、毎年度11月1日時点において当該各号の減免対象者(同条第1号の減免対象者に対する指定収集袋の交付にあつては、その者の属する世帯)に対し別表第1に定める枚数を毎年度交付するものとする。

- 2 第2条第5号の減免対象者に対する指定収集袋の交付は、別表第1に定める枚数を乳児の出生時に交付するものとする。
- 3 第2条第6号の減免対象者に対する指定収集袋の交付は、別表第2に定める枚数をその都度交付するものとする。

- 4 第4条第3項に規定する者に対する指定収集袋の交付は、別表第2又は別表第3に定める枚数をその都度交付するものとする。

(遵守事項)

- 第7条** 手数料の減免を受けた者(以下「被減免者」)は、有償又は無償を問わず、いかなる理由であっても交付された指定収集袋を他人に譲り渡してはならない。
- 2 被減免者は、交付を受けた指定収集袋を必要としなくなったときは、速やかに当該指定収集袋を市長に返還しなければならない。

(減免の取消し等)

- 第8条** 市長は、被減免者が次の各号のいずれかに該当するときは、その減免を取り消し、交付した指定収集袋を返還させ、又は交付した指定収集袋に相当する手数料の額を徴収することができる。
- (1) 前条に規定する遵守事項に違反したとき。
 - (2) 偽りその他不正の手段により指定収集袋の交付を受けたとき。

(補則)

- 第9条** この要綱に定めるもののほか、手数料の減免に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成26年4月1日から施行する。
(平成26年11月1日における指定収集袋の交付の取扱い)
- 2 この要綱の施行の日から平成26年10月31日までの間に第5条の規定による申請があった場合は、同年11月1日に申請があったものとみなし、指定収集袋の交付を行う。
- 3 平成26年11月1日時点において第2条第5号の減免対象者に対する指定収集袋の交付は、第4条第1項及び第3項並びに第6条第2項及び第4項の規定にかかわらず、同日から起算して乳幼児が満2歳に達する日までの残月数に応じ、別表第2に定める枚数を交付する。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成27年9月18日から施行する。ただし、第4条第3項の改正規定及び附則第3項の規定は、平成28年2月1日から施行する。
(経過措置)
- 2 この要綱による改正後の要綱(第4条第3項の規定を除く。)は、平成27年9月18日以後に交付する指定収集袋の枚数及び交付の方法について適用し、同日前に交付する指定収集袋の枚数及び交付の方法は、なお従前の例による。
- 3 この要綱による改正後の要綱第4条3項の規定は、平成28年2月1日以後に交付する指定収集袋の枚数について適用し、同日前に交付する指定収集袋の枚数は、なお従前の例による。

附 則

この要綱は、平成29年1月31日から施行する。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成30年4月1日から施行する。
(経過措置)
- 2 改正後の大分市一般廃棄物処理手数料(指定収集袋)減免に関する取扱要綱(以下「改正後の要綱」という。)の規定はこの要綱の施行の日(以下「施行日」という。)以後に出生した乳幼児を養育する者及び施行日以後の申請に係る改正後の要綱第2条第6号に掲げる者に対する手数料の減免について適用し、施行日前に出生した乳幼児を養育する者及び施行日前の申請に係る改正前の大分市一般廃棄物処理手数料(指定収集袋)減免に関する取扱要綱第2条第6号に掲げる者に対する手数料の減免については、なお従前の例による。
- 3 市長は、施行日前において3歳未満の乳幼児を養育する者に対して、施行日の属する月から起算して乳幼児が満3歳に達する日の属する月までの月数(36月を上限とする。)に応じ、改正後の要綱別表第2に定める枚数(当該枚数が50枚を超えるときは、50枚)の指定収集袋(条例別表第2に規定する小袋(減免対象者から申出があった場合は、同表に規定する特小袋又はミニ袋)とする。)を交付する。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和元年9月1日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の別記様式は、この要綱の施行の日以後の一般廃棄物処理手数料(大分市廃棄物の減量及び適正処理等に関する条例(平成5年大分市条例第24号)別表第2に規定する一般廃棄物処理手数料に限る。以下「手数料」という。)の減免の申請について適用し、同日前の手数料の減免の申請については、なお従前の例による。

別表第1(第4条、第6条関係)

減免対象者の区分		指定収集袋の種類	指定収集袋の交付枚数
第2条第1号	世帯構成員の数が 2人以下	条例別表第2に規定する小袋	1世帯 1年につき 60枚
	世帯構成員の数が 3人以上		
第2条第2号		条例別表第2に規定する小袋	1人 1年につき 100枚
第2条第3号			
第2条第4号			
第2条第5号			
第2条第7号		市長が必要と認める種類	市長が必要と認める枚数

備考 交付する指定収集袋の種類については、減免対象者からの申出に応じて、変更(容量が小さいものへの変更に限る。)することができる。

別表第2(第4条、第6条関係)

月数に応じた指定収集袋の交付枚数					
36月	35月	34月	33月	32月	31月
250枚	250枚	240枚	230枚	220枚	210枚
30月	29月	28月	27月	26月	25月
200枚	200枚	190枚	180枚	170枚	160枚
24月	23月	22月	21月	20月	19月
150枚	150枚	140枚	130枚	120枚	110枚
18月	17月	16月	15月	14月	13月
100枚	100枚	90枚	80枚	70枚	60枚
12月	11月	10月	9月	8月	7月
50枚	50枚	50枚	40枚	40枚	30枚
6月	5月	4月	3月	2月	1月
30枚	30枚	20枚	20枚	10枚	10枚

別表第3(第4条、第6条関係)

減免対象者の 区分	第2条各号該当月に応じた指定収集袋の交付枚数											
	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
第2条第1号	40枚	30枚	30枚	20枚	20枚	10枚	10枚	60枚	60枚	50枚	50枚	40枚
第2条第2号から 第4号まで	60枚	50枚	50枚	40枚	30枚	20枚	10枚	100枚	100枚	90枚	80枚	70枚

○大分市一般廃棄物処理手数料(指定収集袋)減免に関する取扱要領

(趣旨)

第1条 この要領は、大分市一般廃棄物処理手数料(指定収集袋)減免に関する取扱要綱(平成26年4月1日施行。以下「要綱」という。)第9条の規定に基づき、要綱に定めるもののほか、一般廃棄物処理手数料の減免に関し必要な事項を定めるものとする。

(要綱第5条第2項の例外)

第2条 要綱第5条第2項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる減免対象者は、要綱第5条第1項の申請をしなければならない。

- (1) 要綱第2条第1号の減免対象者のうち、本市以外の実施機関から生活保護法(昭和25年法律第144号)による生活扶助を受けている者
- (2) 要綱第2条第5号の減免対象者のうち、配偶者からの暴力を理由に避難している者
- (3) 要綱第2条第5号の減免対象者のうち、本市の住民基本台帳に記録されていない者

(要綱第2条第6号の減免対象者)

第3条 要綱第2条第6号の減免対象者は、次の各号に掲げる者とする。

- (1) 身体障害者福祉法(昭和24年法律第283号)第15条第4項の規定により身体障害者手帳の交付を受けた者(障害の程度が身体障害者福祉法施行規則(昭和25年厚生省令第15号)別表第5号に定める身体障害者障害程度等級表の1級又は2級に該当する者に限る。)で、常時紙おむつ及びストーマ用装具(以下「紙おむつ等」という。)を使用する在宅のもの
- (2) 大分県療育手帳制度要綱(昭和48年12月3日施行)第5条第2項の規定により療育手帳(障害の程度の区分がA1又はA2である者に限る。)の交付を受けた者、その他当該者に準ずる者として市長が認める者で、常時紙おむつ等を使用する在宅のもの

(要綱第2条第7号の減免対象者)

第4条 要綱第2条第7号に規定する市長が特に必要と認める者は、次の各号に掲げる者とする。

- (1) 医師から常時紙おむつを使用する必要があると診断された者で在宅のもの
- (2) 常時ストーマ用装具を使用する者で在宅のもの
- (3) 常時腹膜透析を実施する者で在宅のもの

(申請書に添付する書類)

第5条 要綱第5条第1項に規定する大分市一般廃棄物処理手数料減免申請書に添付する書類は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める書類とする。

- (1) 第2条第1号に規定する者 診療依頼証の写しその他生活扶助を受けていることが確認できる書類
 - (2) 第2条第2号に規定する者 配偶者に対し、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律(平成13年法律第31号)第10条の規定による保護命令が出されていることが確認できる書類、又は、婦人相談所が発行する配偶者からの暴力の被害者であることを証明する書類及び乳幼児の生年月日が確認できる書類
 - (3) 第2条第3号に規定する者 母子健康手帳の写し
 - (4) 第3条第1号に規定する者 身体障害者手帳の写し
 - (5) 第3条第2号に規定する者 療養手帳の写し
 - (6) 第4条第1号に規定する者 本人であることを確認できる書類及び紙おむつの使用が確認できる書類
 - (7) 第4条第2号に規定する者 本人であることを確認できる書類及び診療明細その他ストーマ用装具の使用が確認できる書類
 - (8) 第4条第3号に規定する者 本人であることを確認できる書類及び診療明細その他腹膜透析治療に必要な在宅医療用具の使用が確認できる書類
- 2 前項第6号に規定する紙おむつの使用が確認できる書類は、医師の診断書又は意見書とし、その添付は、初回の申請時のみ必要であり、次年度以後の申請時にあっては、身体障害者手帳その他継続して紙おむつの使用が確認できる書類の提出があった場合は、その添付を要しない。

(交付の枚数等)

第6条 第4条第1号から第3号までの減免対象者に対して交付する指定収集袋の種類は、大分市廃棄物の減量及び適正処理等に関する条例(平成5年大分市条例第24号。以下「条例」という。)別表第2に規定する小袋(減免対象者から申出があった場合は、同表に規定する特小袋又はミニ袋)とし、その枚数は、要綱第5条第1項の規定による

申請(以下「申請」という。)をした日の属する月に応じ、別表に定める枚数とする。

- 2 第2条第3号の減免対象者に対して交付する指定収集袋の枚数は、要綱第4条の規定にかかわらず、当該減免対象者の指定収集袋を必要とする状況に応じて、市長が必要と認める枚数を交付する。

(交付の方法等)

第7条 減免対象者が何らかの事情により指定収集袋の受領をできなかった場合に、当該指定収集袋を初めて郵送した日の属する月の翌月の末日までに受領しなかったときは、指定収集袋を交付しない。ただし、指定収集袋を受領できなかったことに理由があると認められる場合は、この限りでない。

- 2 前項の規定にかかわらず、指定収集袋を初めて郵送した日の属する月の翌月の末日以後において、当該日以後、初めて到達する10月31日までに、指定収集袋を受領しなかった減免対象者より交付の依頼の申出があった場合は、当該申出のあった日の属する月に応じ、別表及び要綱別表第1から別表第3までに規定する枚数を交付する。
- 3 第2条各号に掲げる要件の複数に該当する減免対象者並びに第2条各号に掲げる要件のいずれか及び要綱第2条に掲げる要件のいずれかに該当する減免対象者については、重複して交付しないものとする。ただし、市長が特に必要があると認めるときは、この限りでない。
- 4 要綱第2条第1号の減免対象者(世帯構成員の数が2人以下の世帯に限る。)のうち、年度の途中で世帯構成員の数が3人以上となった世帯に対しては、3人以上となった日の属する月に応じ、別表に定める枚数の条例別表第2に規定する特小袋を交付するものとする。
- 5 要綱第2条第4号に規定する支給を受けている者とは、毎年度11月1日時点において、当該年度の前年度の11月1日以後に紙おむつ等の購入費の支給を受けている者をいう。

附 則

(施行期日)

- 1 この要領は、平成26年8月1日から施行する。
(毎年度11月1日における指定収集袋の交付の取扱い)
- 2 申請により指定収集袋の交付を受けている者が、毎年度10月31日までの間に申請をした場合は、同年度の11月1日に申請があったものとみなし、指定収集袋の交付を行う。

附 則

この要領は、平成27年9月18日から施行する。

附 則

この要領は、平成29年1月31日から施行する。

附 則

この要領は、平成年30年4月1日から施行する。

別表(第5条、第6条関係)

減免対象者の 区分	指定収集袋の交付枚数											
	4 月	5 月	6 月	7 月	8 月	9 月	10 月	11 月	12 月	1 月	2 月	3 月
第7条第4項に該 当する減免対象者	40 枚	30 枚	30 枚	20 枚	20 枚	10 枚	10 枚	60 枚	60 枚	50 枚	50 枚	40 枚
第4条第1号から第 3号まで	60 枚	50 枚	50 枚	40 枚	30 枚	20 枚	10 枚	100 枚	100 枚	90 枚	80 枚	70 枚

○大分市指定収集袋取扱所の指定に関する要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、大分市廃棄物の減量及び適正処理等に関する条例(平成5年大分市条例第24号)第19条の2に規定する指定収集袋(以下「指定収集袋」という。)の販売に係る事務を委託する取扱所(以下「取扱所」という。)の指定に関し、必要な事項を定めるものとする。

(指定の基準)

第2条 取扱所の指定を受けることができる者は、次の各号のいずれにも該当する者とする。ただし、市長が特に必要があると認めるときは、この限りでない。

- (1) 小売業を営むための店舗を有し、かつ、引き続き1年以上継続して当該店舗において小売業を営む見込みがあると認められる者(第3条の申請を行う日前1年以内に第5条の規定により廃止の届出をし、又は第6条の規定により指定の取消しを受けた者を除く。)又は自治会、町内会その他の市内の一定の区域に住所を有する者の地縁に基づき形成された団体(以下「自治会等」という。)の長であること。
- (2) 市長が別に定める指定収集袋の販売に係る事務を行うことができること。
- (3) 市税を滞納していないこと。
- (4) 役員等(個人にあつてはその者、法人にあつてはその役員又は店舗の代表者をいう。)が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第6号に規定する暴力団員(以下「暴力団員」という。)又は同条第2号に規定する暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者でないこと。

(指定の申請)

第3条 取扱所の指定を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、大分市指定収集袋取扱所指定申請書(様式第1号)に関係書類を添えて市長に申請しなければならない。この場合において、複数の店舗を有する申請者が当該複数の店舗について取扱所の指定を受けようとする場合にあつては、当該申請書に取扱所となる店舗に係る一覧表を添付しなければならない。

(取扱所の指定等)

- 第4条** 市長は、前条の規定による申請があつたときは、その内容を審査し、取扱所の指定をすることを決定したときは、大分市指定収集袋取扱所指定通知書(様式第2号)により申請者に通知するものとする。
- 2 市長は、指定収集袋の販売に係る公金の徴収に関し、前項の規定による指定を受けた者と大分市財務規則(昭和40年大分市規則第4号)第47条に規定する公金収入事務委託契約(以下「委託契約」という。)を締結するものとする。
 - 3 第1項の指定の期間は、当該指定をした日の属する年度の末日までとする。

(取扱所の変更又は廃止の届出)

- 第5条** 第4条第1項の規定による指定を受けた者は、第3条の規定による申請の内容に変更が生じたときは申請事項変更届(様式第3号)により、取扱所における指定収集袋の販売業務を廃止しようとするときは業務廃止届(様式第4号)により、速やかに市長に届け出なければならない。
- 2 市長は、前項の規定により業務廃止届の提出を受けたときは、委託契約を解除するものとする。

(取扱所の指定の取消し)

- 第6条** 市長は、取扱所が次の各号のいずれかに該当するときは、第4条第1項の規定による指定を取り消すことができる。
- (1) 第2条各号に掲げる指定の基準に該当しなくなつたと認められるとき。
 - (2) 指定収集袋を専ら自らの使用に供していると認められるとき。
 - (3) この要綱に違反し、又は市長の指示に従わなかつたとき。
 - (4) 過去1年以内に指定収集袋の販売の実績がなく、かつ、将来にわたって当該指定収集袋を販売する見込みがないと認められるとき。
- 2 市長は、前項の規定により第4条第1項の規定による指定を取り消したときは、委託契約を解除するものとする。

(その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか、取扱所の指定に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成26年 5月 9日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成27年 3月 2日から施行する。

(経過措置)

2 この要綱の施行の際改正前の大分市指定収集袋取扱所の指定に関する要綱様式第1号の規定による用紙で現に残存するものは、所要の修正を加え、なお使用することができる。

○大分市ごみステーション設置等補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、ごみステーションの整備を促進することにより、市民の環境美化意識及びごみ分別意識の高揚を図り、もってごみ減量及びリサイクルの推進を図るため、ごみステーションの設置等を行う自治会に対し交付する大分市ごみステーション設置等補助金(以下「補助金」という。)に関し、大分市補助金等交付規則(昭和49年大分市規則第56号)に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) ごみステーション 大分市ごみステーションの設置及び管理に関する要綱(平成30年4月1日施行。以下「ステーション設置要綱」という。)第2条第2号に規定するごみステーションをいう。
- (2) 設置 ごみステーションとして構造物(既製の箱型のもの及び折りたたみができるものを含む。)を新たに設けること又はコンクリート床等が既に設置されたものに、ごみの飛散を防ぐため四方及び上部を囲む網等の施設を新たに設けることをいう。
- (3) 改修等 既に設置されたごみステーションの改修(前号の設置に該当するものを除く。)及び修理をいう。

(補助対象者)

第3条 補助金の交付の対象となる者は、ごみステーションの管理を行う自治会とする。

(補助対象事業等)

第4条 補助金の交付の対象となる事業(以下「補助対象事業」という。)は、自治会が行う設置、改修等であって次に掲げる要件の全てを満たすもの及び被せネット又はシートの購入とする。

- (1) ごみステーションの設置について、その設置する土地の所有者の同意を得ていること。
- (2) ステーション設置要綱第3条に規定するごみステーションの設置基準を満たしていること。
- 2 前項の規定にかかわらず、市の補助(この要綱によるものを除く。)を受けて実施する事業は、補助対象事業としない。
- 3 第1項の規定にかかわらず、第7条第1項の申請をする日前1年以内に大分市ごみステーション用被せネット等支給事業実施要綱(平成27年 5月11日施行)による支給又はこの要綱による補助を受けて被せネット又はシートを設置したごみステーションに係る当該被せネット又はシートの購入は、補助の対象としない。ただし、市長が特に必要があると認めた場合は、この限りでない。

(補助対象経費等)

第5条 補助対象経費、補助率、箇所ごとの補助限度額及び申請条件は、別表のとおりとする。

(補助金の額等)

第6条 補助金の額は、設置若しくは改修等を行うごみステーション1箇所又は購入する被せネット若しくはシート1枚につき、補助対象経費に補助率を乗じて得た額(その額に100円未満の端数がある場合はこれを切り捨てた額)とし、補助限度額を限度とする。

2 補助金は、予算の範囲内で交付するものとする。

(交付の申請)

第7条 補助金の交付を受けようとする自治会(以下「申請者」という。)は、補助対象事業を実施する前に、大分市ごみステーション設置等補助金交付申請書(様式第1号)に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 位置図、平面図及び立面図
- (2) 事業着手前の写真
- (3) 補助対象事業(被せネット又はシートの購入を除く。)に係る見積書の写し
- (4) 事業収支予算書(様式第2号)
- (5) 箇所別明細書
- (6) 土地所有者の同意書(設置の場合に限る。)

(交付の決定)

第8条 市長は、前条の規定により補助金の交付の申請があったときは、その内容を審査し、適当であると認めた

ときは、大分市ごみステーション設置等補助金交付決定通知書(様式第3号)により申請者に通知するものとする。この場合において、市長は、必要な条件を付すことができる。

(変更の申請等)

第9条 前条の規定による通知を受けた者(以下「補助事業者」という。)は、次の各号のいずれかに該当するときは、大分市ごみステーション設置等補助金事業計画(変更・中止)申請書(様式第4号)を市長に提出し、その承認を受けなければならない。ただし、軽微な変更については、この限りでない。

- (1) 補助金の交付の決定を受けた事業(以下「補助事業」という。)に関する予算を変更しようとするとき。
 - (2) 補助事業の内容を変更しようとするとき。
 - (3) 補助事業を中止し、又は廃止しようとするとき。
- 2 市長は、前項の規定による申請があったときは、その内容を審査し、適当であると認めるときは、大分市ごみステーション設置等補助金事業計画(変更・中止)交付決定通知書(様式第5号)により補助事業者へ通知するものとする。
- 3 補助事業者は、補助事業が補助金の交付決定があった年度の末日までに完了しないとき、又は補助事業の遂行が困難となったときは、遅滞なく市長に報告してその指示を受けなければならない。

(実績報告)

第10条 補助事業者は、補助事業が完了したときは、補助事業の完了の日から起算して30日を経過した日又は補助金の交付決定があった日の属する年度の末日のいずれか早い日までに、大分市ごみステーション設置等補助金事業実績報告書(様式第6号)に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 事業収支決算書(様式第7号)
- (2) 領収書の写し
- (3) 補助事業の完成写真

(補助金の額の確定)

第11条 市長は、前条の規定により事業実績報告書を受領したときは、補助事業の完了を確認し、補助事業の成果が補助金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、大分市ごみステーション設置等補助金交付確定通知書(様式第8号)により、当該補助事業者へ通知するものとする。

(補助金の交付)

第12条 市長は、前条の規定により確定した額を補助事業が完了した後において交付するものとする。

2 前項の規定にかかわらず、市長が補助金の交付の目的を達成するため、補助事業の完了前に交付することが適切であると認めるときは、補助金の全部又は一部を事前に概算で交付することができる。この場合において、市長は、大分市ごみステーション設置等補助金概算交付通知書(様式第9号)により補助事業者へ通知するものとする。

(補助金の請求)

第13条 第11条の規定により補助金の額の確定を受けた補助事業者(次項に規定する補助事業者を除く。)は、補助金を請求しようとするときは、大分市ごみステーション設置等補助金交付請求書(様式第10号)を市長に提出しなければならない。

2 前条第2項の規定により、補助金の概算の交付を受けようとする補助事業者は、大分市ごみステーション設置等補助金概算交付請求書(様式第11号)を市長に提出しなければならない。

(交付決定の取消し及び補助金の返還)

第14条 市長は、補助事業者が次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。この場合において、当該取消しの部分については、既に補助金が交付されているときは、期限を定めてその返還を命ずるものとする。

- (1) 補助金を他の用途に使用したとき。
- (2) 補助金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に違反したとき。
- (3) 法令又はこの要綱若しくは市長の指示に違反したとき。
- (4) 偽りその他不正の手段により補助金の交付を受けたとき。

(関係書類の整備)

第15条 補助事業者は、補助事業に係る経費の収支を明らかにした書類及び帳簿を常に整備しておかなければ

ばならない。

(ごみステーション等の管理)

第16条 補助金の交付を受けて設置又は改修等を行ったごみステーション及び購入した被せネット又はシートは、補助事業者が管理するものとする。

(調査等)

第17条 市長は、補助金に係る予算執行の適正を期するため必要があると認めるときは、補助事業者に報告させ、又は帳簿書類その他の物件を調査することができる。

(補則)

第18条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

この要綱は、平成26年10月10日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の大分市ごみステーション設置等補助金交付要綱(以下「改正後要綱」という。)第7条第3号の規定は、この要綱の施行の日以後の申請に係る補助金について適用し、同日前の申請に係る補助金については、なお従前の例による。

3 改正後要綱別表の規定は、平成26年度以後に実施する事業について適用する。

附 則

この要綱は、平成27年 5月11日から施行し、改正後の大分市ごみステーション設置等補助金交付要綱の規定は、平成27年度以後に実施する事業について適用する。

附 則

(附則期日)

1 この要綱は、平成28年7月12日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の大分市ごみステーション設置等補助金交付要綱の規定は、この要綱の施行の日以後の申請に係る補助金について適用し、同日前の申請に係る補助金については、従前の例による。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の大分市ごみステーション設置等補助金交付要綱の規定は、この要綱の施行の日以降の申請に係る補助金について適用し、同日前の申請に係る補助金については、従前の例による。

別表(第5条関係)

補助対象事業	補助対象経費	補助率	箇所ごとの補助限度額	申請条件
ごみステーションの設置	購入費及び工事費	2/3 (大分市域内過疎対策事業基本要綱(平成14年4月1日施行)第2条各号に掲げる地域(以下「過疎地域」という。)におけるごみステーションの設置にあつては、4/5)	120,000 円	年間に申請できるごみステーションの設置及び改修等の総件数は、申請時において自治会の管理するごみステーション数の1/2以内の数とし、1/2が1に満たない場合は1とする。
ごみステーションの改修等	改修費及び修理費	2/3 (過疎地域におけるごみステーションの回収等にあつては、4/5)	50,000 円	
被せネット又はシートの購入	購入費	10/10	3,500 円	年間に申請できる被せネット及びシート数は、申請時において自治会の管理するごみステーションの数の1/3以内の数とし、1/3が1に満たない場合は1とする。

備考

既に補助金の交付を受けたごみステーションについて、再度、設置又は改修等を行う場合は、補助金を受けた日の属する年度から起算して、設置に係る補助を受けた場合にあつては10年、改修等に係る補助を受けた場合にあつては5年を経過しなければ、申請することができない。ただし、災害その他のやむを得ない事情により、設置又は改修等の必要があると市長が認めた場合は、この限りでない。

○大分市指定収集袋広告掲載取扱要領

(趣旨)

第1条 この要領は、大分市広告料収入事業実施要綱(平成17年4月1日施行。以下「要綱」という。)の規定に基づき、大分市廃棄物の減量及び適正処理等に関する条例に定める市長が指定する収集袋(以下「指定収集袋」という。)に対する広告の掲載(以下「広告掲載」という。)について、必要な事項を定めるものとする。

(広告掲載の基準)

第2条 指定収集袋に掲載する広告物は、次に掲げる基準に適合するものでなければならない。

- (1)大分市広告料収入事業広告掲載基準(平成17年4月1日施行)
- (2)別表に定める大分市指定収集袋広告掲載基準

(広告掲載に係る指定収集袋)

第3条 広告掲載を行う指定収集袋の種類・枚数及び広告位置等は、指定収集袋の用途を妨げない限度において、市長が仕様書において指定するものとする。

(広告取扱事業者による広告の募集等)

第4条 市長は、契約に基づき、事業者(要綱第4条2項に規定する「広告主」及び「広告取扱者」を含む。)に指定収集袋への広告枠の掲載に係る、広告主の募集及び選定、広告原稿の作成及び提出等(以下「広告の募集等」という。)の取扱いを行わせることができる。

2 前項の規定により広告の募集等の取扱いを行う者(以下「広告取扱事業者」という。)の選定は、入札により行うものとする。

(広告掲載料)

第5条 広告取扱事業者は、契約の締結後において広告掲載料を市長の指定する期日までに一括で納付するものとする。

2 広告取扱事業者は、広告の掲載について、広告の掲載を行う広告主から広告掲載料の支払いを受けることができる。

(広告原稿の提出及び経費負担)

第6条 広告取扱事業者は、市長の指定する期日までに広告の原稿を提出するものとする。

2 広告の原稿作成に係る費用は、広告取扱事業者が負担する。

(広告掲載の承諾)

第7条 市長は、広告取扱事業者より広告の原稿の提出を受けたときは、速やかに広告掲載に係る承諾の可否を決定し、その結果を広告取扱事業者に通知するものとする。

2 市長は、広告取扱事業者に承諾の可否を判断するため必要な資料の提出を求めることができる。

3 市長は、広告物の内容、デザイン等(以下「広告物の内容等」という。)が第2条各号に掲げる基準に抵触し、又はその恐れがあると認めるときは、広告取扱事業者に対し広告物の内容等の変更を求めることができる。

(広告掲載の承諾取消し及び契約解除)

第8条 市長は、広告取扱事業者が次の事項に該当する場合は、広告掲載の承諾を取り消し、又は広告の掲載に係る契約を解除することができる。この場合において、既に納付した広告掲載料は還付せず、広告取扱事業者に生じた損害は補償しない。

- (1)第5条第1項で指定する期日までに広告掲載料の納付がないとき。
- (2)第6条第1項で指定する期日までに広告の原稿の提出がないとき。
- (3)第7条第3項の規定による広告物の内容等の変更を広告取扱事業者が行わないとき。
- (4)その他、広告取扱事業者が要綱、要領、広告の掲載に係る契約に違反したとき。

(広告掲載料の還付)

第9条 既に納付した広告掲載料は、還付しない。ただし、広告取扱事業者の責めに帰すことができない事由により、広告の掲載を中止し、又は広告の掲載に係る契約を解除したときは、この限りでない。

(広告物の回収)

第10条 広告取扱事業者の責めに帰すべき事由により、掲載した広告が第2条各号に掲げる基準に適合しない等の

事由が生じ、当該広告の掲載された指定収集袋を大分市が交付することが著しく公益に反する場合は、広告取扱事業者は、製造後であれば再度指定収集袋の製造等に伴う費用を負担し、自己の責任により指定収集袋を回収しなければならない。

- 2 前項に該当する指定収集袋が既に個人に交付されている等、回収が著しく困難な場合は、広告取扱事業者は市長の承諾を得て、回収しないことができる。

(広告取扱事業者の義務等)

第11条 広告取扱事業者は、広告が次に掲げる要件を満たしていることを確認しなければならない。

- (1) 広告の内容等に瑕疵、虚偽、誤記等がないこと。
 - (2) 広告の内容等が第三者の権利を侵害するものでないこと。
 - (3) 広告に関連する財産権について、その権利処理が完了していること。
 - (4) 広告の内容等が承諾等又は当該承諾等に係る指示若しくは条件に適合したものであること。
- 2 広告取扱事業者は、前項各号に掲げる事項に対し、第三者からの苦情、被害救済、損害賠償の請求等の問題が生じたときは、自らの責任でこれらを解決しなければならない。
 - 3 広告取扱事業者は、広告の募集等に関し、市長より報告又は資料の提出を求められた場合は、これに応じなければならない。

(その他)

第12条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は市長が別に定める。

附 則

この要領は、平成30年11月2日から施行し、同日以後に公告する入札について適用する。

(別表)

大分市指定収集袋広告掲載基準

(趣旨)

- 1 この基準は、第2条第1項第2号に規定する基準を定めるものである。

(募集基準)

- 2 広告主は、次に掲げる要件を満たしていなければならない。
 - (1) 市税の滞納をしていないこと。
 - (2) 役員等(個人にあってはその者、法人にあってはその役員又は店舗の代表者をいう。)が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第6号に規定する暴力団員(以下「暴力団員」という。)又は同条第2号に規定する暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者でないこと。
 - (3) 大分市内に本店又は支店等がある者。
 - (4) 大分市指定収集袋作製等業務委託を受託していない者。
 - (5) 大分市一般廃棄物処理手数料徴収業務委託を受託していない者。

(掲載基準)

- 3 次に掲げる内容の広告は掲載しない。
 - (1) 指定収集袋取扱店に関する広告。
 - (2) 指定収集袋を利用した割引、景品及びクーポン券又はそれらに類似するもの。
 - (3) 販売期間などを明示する広告。
 - (4) その他、指定収集袋に掲出することが適当でないと判断されるもの。

(その他)

- 4 この基準に定めるもののほか、必要な事項は市長が別に定める。

○大分市放置自動車事務処理要領

(趣旨)

第1条 この要領は、大分市放置自動車の発生の防止及び適正な処理に関する条例(平成12年大分市条例第30号。以下「条例」という。)及び大分市放置自動車の発生の防止及び適正な処理に関する条例施行規則(平成12年大分市規則第80号。以下「規則」という。)の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(通報及び依頼の受付)

- 第2条** 公共の場所における調査対象自動車に関する通報(市の職員が発見した場合を含む。)及び調査の依頼は、公共の場所の管理担当課で受け付けるものとする。
- 2 公共の場所以外の公共の用に供する場所における調査対象自動車に関する通報は、当該場所を設置し、又は管理している機関と関係する担当課で受け付けた後、関係機関に通報するものとする。
 - 3 前項の規定による通報の後、関係機関からの調査の依頼があったときは、関係する担当課で受け付けるものとする。
 - 4 民有地における調査対象自動車に関する通報及び調査の依頼は、ごみ減量推進課で受け付けるものとする。

(受付整理簿)

第3条 ごみ減量推進課長又は公共の場所を管理する担当課長(以下「管理者」という。)は、前条各項に規定する通報及び調査の依頼を受けたときは、調査対象自動車受付整理簿(第1号様式)に所定の事項を記載するものとする。

(現場調査等)

- 第4条** 調査対象自動車の現場調査は、ごみ減量推進課の職員又は公共の場所を管理する担当課の職員(以下「職員」という。)が行う。
- 2 職員は、前項の調査を行ったときは、現場地図及び写真を添付した規則第5条第1項の大分市調査対象自動車調査書を作成するとともに、お願いの文書(第2号様式)を当該自動車にはり付けなければならない。
 - 3 管理者は、前項の規定による措置をとった日から10日を経過したときは、当該調査対象自動車を放置自動車とみなし、規則第5条第2項の大分市放置自動車警告書をはり付けなければならない。

(関係機関への照会)

- 第5条** 管理者は、放置自動車のうち自動車登録番号若しくは車両番号又は車台番号が判明したものについて、陸運支局長に対しては、放置自動車の所有者等の調査について(第3号様式)により、軽自動車検査協会の各都道府県事務所長等に対しては、軽自動車検査協会の各都道府県事務所長等が別に指定する様式により、当該放置自動車の所有者等について照会するものとする。
- 2 管理者は、当該放置自動車が存する場所を所轄する警察署長(以下「所轄警察署長」という。)に対して、放置自動車の調査について(第4号様式)により、必要な事項について照会するものとする。
 - 3 管理者は、前2項の照会により知り得た情報については、責任を持って適切に管理しなければならない。

(撤去勧告)

- 第6条** 管理者は、前条第1項又は第2項の規定による照会の結果、所有者等が判明したときは、当該所有者等に対し、条例第12条の規定による撤去勧告の手続を行うことができる。
- 2 管理者は、条例第12条の規定による撤去勧告を行おうとするときは、あらかじめ、撤去勧告事前通知書(第5号様式)により所轄警察署長に通知しなければならない。

(撤去命令)

- 第7条** 管理者は、所有者等が条例第12条の規定による勧告に応じないときは、当該所有者等に対し、条例第13条の規定による撤去命令の手続を行うことができる。
- 2 管理者は、条例第13条の規定による撤去命令を行おうとするときは、あらかじめ、撤去命令事前通知書(第6号様式)により所轄警察署長に通知しなければならない。

(弁明の機会の付与)

第8条 管理者は、条例第13条の規定による撤去命令を行う前に、相当な期間において、所有者等に大分市行政手続条例(平成8年大分市条例第9号)第28条の規定により弁明の機会の付与通知書(第7号様式)を送付しなければならない。

(放置自動車の移動等)

第9条 管理者は、条例第14条第1項又は条例第17条第2項の規定に基づき放置自動車を移動、保管した場合は、放置されていた場所に(第8号様式)により、移動、保管した旨を表示しなければならない。

(廃物認定手続)

第10条 管理者は、第5条の照会の結果、所有者等不明の場合又は連絡先不明の場合は、速やかに廃物認定の手続を行うものとする。

(廃物認定告示)

第11条 管理者は、当該放置自動車を廃物判定基準により廃物として認定しようとするとき又は当該放置自動車が大分市放置自動車廃物判定委員会(以下「委員会」という。)から廃物としての判定を受けたときは、速やかに条例第15条第3項の規定により、放置自動車廃物認定の告示を(第9号様式)により行わなければならない。

2 管理者は、条例第15条第3項の規定による告示を行う日の前日までに、当該放置自動車に、処分等を行う旨のお知らせの文書(第10号様式)をはり付けなければならない。

(廃物認定等)

第12条 管理者は、規則第10条第1項に規定する期間内に所有者等から申出がなかった場合は、当該放置自動車を廃物として認定するものとする。

(廃物認定外の告示)

第13条 管理者は、当該放置自動車を委員会が廃物と判定しなかった場合は、引取りを促すため、条例第17条第1項の規定により、放置自動車廃物認定外の告示を(第11号様式)により行わなければならない。

(処分等)

第14条 管理者は、放置自動車を廃物として認定したときは、当該放置自動車の処分等を行うものとする。

2 管理者は、放置自動車廃物認定外の告示を行った日から起算して6月を経過したときは、当該放置自動車を不要物として処分等を行うものとする。

3 管理者は、前2項の放置自動車を解体業者に処分させたときは、当該解体業者に対し、速やかに放置自動車処分報告書(第12号様式)の提出を求めるものとする。

(費用の請求)

第15条 管理者は、放置自動車の移動、保管又は処分等を行った後に、所有者等が判明したときは、条例第20条第1項又は第2項の規定により、当該所有者等に対し、当該移動等に要した費用を請求するものとする。

(処分等の依頼)

第16条 管理者は、公共の場所以外の場所の土地所有者等(市を除く。)から放置自動車の処分等の依頼があった場合は、条例第21条及び規則第15条の規定に基づき処分等を行うものとする。

(委任)

第17条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附則

この要領は、平成12年9月1日から施行する。

附則

この要領は、令和2年4月30日から施行する。

○大分市事業系ごみに係る一般廃棄物処分業許可事務取扱要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、大分市廃棄物の減量及び適正処理等に関する条例(平成5年大分市条例第24号)及び大分市廃棄物の減量及び適正処理等に関する条例施行規則(平成6年大分市規則第13号。以下「規則」という。)に基づく一般廃棄物処分業(事業系ごみに係るものに限る。以下「処分業」という。)の許可申請等の事務取扱に関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において「事業系ごみ」とは、一般廃棄物の事業の範囲として規則第15条第1項第3号に規定する事業系ごみであって、会社等の事業所(以下「事業所」という。)からその事業活動に伴って排出され、かつ、次の各号のいずれかに該当するものをいう。

- (1) 紙くず
- (2) 木くず
- (3) 繊維くず
- (4) 動植物性残さ
- (5) 草
- (6) 機密文書
- (7) 廃タイヤ

2 この要綱において「一般廃棄物処理施設」とは、事業系ごみを処理する施設をいう。

(許可の範囲)

第3条 一般廃棄物処分業の許可を受けなければならない者は、事業系ごみの処理を事業所から委託され、それを受け業として処理する者とする。ただし、事業者(自らその一般廃棄物を処分する場合に限る。)、専ら再生利用の目的となる一般廃棄物のみを処分を業として行う者その他環境省令で定める者については、この限りでない。

2 一般廃棄物処分業の許可の区域は、本市全域とする。

(許可の基準)

第4条 規則第14条第3項に規定する市長が特に必要と認める事項とは、次に掲げる事項とする。

- (1) 処分を業として行おうとする事業系ごみの種類に応じ、当該事業系ごみの処分に適する一般廃棄物処理施設を有すること。
- (2) 保管施設を有する場合には、搬入された事業系ごみが飛散し、流出し、及び地下に浸透し、並びに悪臭が発散しないよう必要な措置を講じた施設であること。

(許可の申請)

第5条 規則第12条第1項第16号に規定する市長が必要と認める書類とは、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める書類とする。

- (1) 申請者が保管施設を有する場合 保管施設に関する調書(様式第1号)
- (2) 申請者が動植物性残さを取り扱う場合 排出事業者、収集運搬業者及び再資源化品使用者との契約が確認できるもの並びに大分市一般廃棄物(事業系ごみ)収集運搬業の許可証の写し又は食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律(平成12年法律第116号)第19条第1項に規定する認定を受けたことが確認できるもの
- (3) 申請者(個人に限る。)が屋号を使用する場合 屋号併記願い書(様式第2号)

(審査及び検査)

第6条 市長は、規則第12条第1項の規定による許可の申請があった場合は、書類審査のほか、次に掲げる事項について実地に検査するものとする。ただし、一般廃棄物処分業の許可の更新に当たっては、その全部又は一部を省略することができる。

- (1) 処分を業として行おうとする事業系ごみの種類に応じ、当該事業系ごみの処分に適する一般廃棄物処理施設を有していること。
- (2) 保管施設の状況に関する事(保管施設を有している場合に限る。)
- (3) その他市長が必要と認める事項

(保管の基準)

第7条 一般廃棄物処分業の許可を受けた者(以下「許可業者」という。)は、事業系ごみの保管に当たっては、次に掲げる基準によらなければならない。

- (1) 保管施設以外では、保管を行わないこと。
- (2) 周囲に囲い(保管する事業系ごみの荷重が直接当該囲いに係る構造である場合にあっては、当該荷重に対して構造耐力上安全であるものに限る。)が設けられていること。

(3) 環境省令で定めるところにより、見やすい箇所に事業系ごみの保管に関し必要な事項を表示した掲示板が設けられていること。

(4) 保管施設から事業系ごみが飛散し、流出し、及び地下に浸透し、並びに悪臭が発散しないよう、次に掲げる措置を講ずること。

イ 事業系ごみの保管に伴い汚水が生ずるおそれがある場合においては、当該汚水による公共の水域及び地下水の汚染を防止するために必要な排水溝その他の設備を設けるとともに、底面を不浸透性の素材で覆うこと。

ロ 屋外において一般廃棄物を容器を用いずに保管する場合にあつては、積み上げられた一般廃棄物の高さが環境省令で定める高さを超えないようにすること。

(5) 保管施設には、ねずみが生息し、及び蚊、はえその他の害虫が発生しないようにすること。

(6) 保管は、産業廃棄物と区分し、事業系ごみの種類ごとに行うこと。

(変更の届出)

第8条 市長は、許可業者に対し、事業系ごみの種類、一般廃棄物処理施設又は保管の変更があつたときは、当該変更の日から10日以内に規則第19条第1項に規定する許可申請事項変更届を市長に提出するよう求めるものとする。

(許可証の書換え)

第9条 許可業者は、許可証に記載されている事項(以下「記載事項」という。)に変更が生じたときは、許可証の書換えを申請することができる。

2 前項の申請を行った者は、記載事項を変更した許可証の交付を受ける際従前の許可証を返還しなければならない。

(実績報告)

第10条 許可業者は、毎年2月末日までに前年の業務の実績を一般廃棄物(事業系ごみ)処分業実績報告書(様式第3号)により市長に報告するものとする。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行し、同日以後の一般廃棄物処分業の許可又は許可の更新について適用する。

**2021（令和3）年度
一般廃棄物処理実施計画**



**2021（令和3）年4月
大分市**

目次

2021(令和3)年度 一般廃棄物処理実施計画

I ごみ処理実施計画	
1 ごみ処理の数値目標	196
2 排出・収集・処理方法	197
(1)家庭ごみ	
(2)犬・猫等の死体	
(3)一般廃棄物処理手数料	
(4)事業系一般廃棄物	
(5)排出・搬入禁止物	
(6)特定家庭用機器(テレビ、冷蔵庫・冷凍庫、エアコン、洗濯機・衣類乾燥機)	
(7)指定再資源化製品(パソコン、二次電池)	
(8)産業廃棄物	
(9)市外で発生した一般廃棄物の取り扱い	
3 4R推進計画	201
(1)目標達成に向けた具体的施策の展開	
ア 「4R」への意識改革	
イ リフューズ・リデュースの推進	
ウ リユースの推進	
エ リサイクルの推進	
4 収集運搬計画	208
(1)計画収集区域	
(2)分別区分と収集運搬計画量	
(3)目標達成に向けた具体的施策の展開	
5 中間処理・最終処分計画	210
(1)計画中間処理量(広域を除く)	
(2)目標達成に向けた具体的施策の展開	
6 ごみ減量のための重点的取り組み	212
(1)家庭ごみ	
(2)事業系ごみ	
(3)広域市での取り組み	
II 生活排水処理実施計画	
1 生活排水処理計画	213
(1)生活排水の処理主体	
(2)生活排水処理の目標	

2 し尿・汚泥の処理計画	213
(1) 計画処理区域	
(2) 処理主体	
(3) 収集運搬計画	
(4) 中間処理・最終処分計画	
3 関連するその他の取り組み	216

本市における一般廃棄物の処理は、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年法律第137号)第6条第1項」及び「大分市廃棄物の減量及び適正処理に関する条例」に基づく「大分市一般廃棄物処理基本計画」により行い、その実施に必要な施策は年度毎に実施計画を策定し推進していくこととしています。

I ごみ処理実施計画

1 ごみ処理の数値目標

①排出抑制(削減率)

区分	年度	2018(H30)年度 基準年度	2021(R3)年度 目標
人口(人)		477,858	478,020
ごみ排出量(t)		160,153	156,955
(総処理量)	家庭系	107,038	104,915
	事業系	53,115	52,040
1人1日当たり(g)		918	900
	家庭系	614	601
	事業系	305	298
削減率(2018(H30)年度比)		—	2.0%

②リサイクル率

区分	年度	2018(H30)年度 基準年度	2021(R3)年度 目標
総処理量(t)		160,153	156,955
総資源化量(t)		33,855	35,461
回収資源化量(t)		15,726	15,654
処理後資源化量(t)		11,092	11,632
その他の資源化量(t)		7,037	8,175
集団回収量他(t)		4,211	4,295
リサイクル業者への誘導(t)		2,826	3,880
リサイクル率(%)		20.2%	21.5%

③最終処分率

区分	年度	2018(H30)年度 基準年度	2021(R3)年度 目標
総処理量(t)		160,153	156,955
最終処分量(t)		12,272	11,194
最終処分率(%)		7.7%	7.1%

2 排出・収集・処理方法

(1) 家庭ごみ

家庭ごみは、「燃やせるごみ(可燃物)」、「燃やせないごみ(不燃物)」、「プラスチック製容器包装(資源プラ)」、「スプレー缶類」、「ライター類」、「蛍光管、電球、水銀体温計」、「乾電池」、「缶・びん」、「ペットボトル」、「新聞類」、「その他紙類」、「布類」に分別し、市及び市が委託した収集運搬業者により定期的に収集します。この場合、排出者は市の指定した日時及び排出方法に従ってごみステーションに排出しなければなりません。

「大型・一時的多量ごみ(45リットルの袋に入らないごみ、臨時的に発生する多量のごみ)」は、排出者が市の処理施設に自ら搬入するか、市の有料収集により戸別回収を行います。

区分項目	燃やせるごみ	燃やせないごみ	危険物・有害物等	資源物	大型・一時的多量ごみ
ごみの種類	生ごみ 食用油 革類・ゴム類 リサイクルできない紙類 リサイクルできない布類(汚れた衣類・わた入、ぬいぐるみ等) プラスチック製品(注1) 汚れが落ちにくい資源プラ(注2) 木くず 乾燥剤・保冷剤・使い捨てカイロ 剪定枝・落ち葉・草花(注3)	金属類 ガラス類 (化粧品や薬のびんを含む) 陶磁器類 電化製品 (アスベストを含む製品: 大きさ 50cm 四方未満 50kg 未満のもの) ※瓦・土等は処理施設に自己搬入 若しくは、市の有料収集を依頼	スプレー缶類 ライター類 蛍光管 電球 水銀体温計 乾電池類	プラスチック製容器包装(資源プラ) 缶・びん ペットボトル 新聞類 その他紙類 布類	45リットルの袋に入らないごみや、転居・大掃除等で多量に出たごみ 大型家電(リサイクル対象製品を除く) 家具類 布団類 カーペット 畳(半分に切る) 自転車等 ※再利用可能な家具・自転車は別収集 ※資源物は除く
収集容器	指定有料ごみ袋(黄色) (45リットル、30リットル、20リットル、10リットル、5リットル)		透明・半透明の袋 (大きさは45リットルまで)		指定なし
収集回数	週2回(〇〇は週後半の収集日)	4週に1回	4週に1回	2週に1回 週1回(資源プラ)	電話申込みにて随時収集 (地区を担当する清掃事業所)
収集方法	ステーション方式				戸別収集
収集形態	市直営・委託業者(注4)			委託業者	市直営(注4)
処理方法	焼却処理(福宗) 溶融処理(佐野) 飛灰(福宗)は埋立 溶融物は再資源化 焼却灰(福宗)及び飛灰(佐野)は再資源化	破碎処理 ↓ 可燃: 焼却 不燃: 埋立 スチール: 再資源化 アルミ: 再資源化	選別 ↓ 保管 ※スプレー缶類は 穴開け処理	選別 ↓ 圧縮 ↓ 梱包 ↓ 保管	※破碎処理 ↓ 可燃: 焼却・溶融 不燃: 埋立 スチール: 再資源化 アルミ: 再資源化 ※畳は焼却処理

処理施設	・福宗環境センター 清掃工場 ・佐野清掃センター 清掃工場	・福宗環境センター リサイクルプラザ ・福宗環境センター 鬼崎埋立場 ・佐野清掃センター 埋立場	・福宗環境センター リサイクルプラザ	・福宗環境センター リサイクルプラザ (新聞類・その他紙類・布類は業者委託)	・福宗環境センター 清掃工場・リサイクルプラザ 鬼崎埋立場 ・佐野清掃センター 清掃工場(スプリングマット等)・埋立場
------	--	---	-----------------------	--	---

(注1)  「プラ」マークのない製品

(注2)  「プラ」マークがあるが汚れの落ちにくいもの

(注3) 有料化対象外

(注4) 佐賀関地区及び野津原地区は、すべての種類を委託業者により収集

(2) 犬・猫等の死体

家庭からの犬・猫等の小動物の死体は、飼い主が清掃工場に自ら搬入するか、市が有料で収集します。

飼い主のいない犬・猫等の小動物の死体は、無料で市が収集します。

種類	収集方法	収集形態	処理方法	処理施設
家庭からの小動物の死体(有料)	随時に 現地収集	委託	焼却又は 溶融	福宗環境センター清掃工場
飼い主のいない小動物の死体				佐野清掃センター清掃工場

(3) 一般廃棄物処理手数料

一般廃棄物の処理手数料は、「大分市廃棄物の減量及び適正処理等に関する条例」第25条に基づき徴収しています。処理手数料は次のとおりです。

区分	手数料
家庭廃棄物(燃やせるごみ及び燃やせないごみに限る)を市が定期的収集により処理する場合	ミニ袋(容量が5リットル相当のもの) 1組(10枚入り)につき 35円
	特小袋(容量が10リットル相当のもの) 1組(10枚入り)につき 70円
	小袋(容量が20リットル相当のもの) 1組(10枚入り)につき 140円
	中袋(容量が30リットル相当のもの) 1組(10枚入り)につき 210円
	大袋(容量が45リットル相当のもの) 1組(10枚入り)につき 315円
一般家庭から生じた一時的多量の廃棄物を市が処理したとき	軽貨物自動車(0.35トン積)相当量以下 1回につき 1,960円
犬、猫等の死体を市が処理したとき	1体につき 710円

(4) 事業系一般廃棄物

事業系一般廃棄物(事業活動に伴って生じた廃棄物で産業廃棄物以外のもの)は、排出者が発生・排出抑制や再資源化に努め、その処理については、排出者が処理施設に自ら搬入するか、市長が許可した収集運搬業者許可業者に委託するものとします。

区分	収集運搬	処理方法	処理施設
燃やせるごみ(可燃物)	自己搬入又は 許可業者への委託	焼却	福宗環境センター清掃工場
		熔融	佐野清掃センター清掃工場
破碎・埋立		福宗環境センター リサイクルプラザ(破碎)	
再資源化		福宗環境センター鬼崎埋立場	
燃やせないごみ(不燃物)	再資源化	再資源化	民間処理施設
リサイクルできる木くず類			
リサイクルできる紙類			

※生ごみは、民間処理施設での再資源化(堆肥化等)を推進します。

(5) 排出・搬入禁止物

爆発・引火・感染等危険性のあるもの、有害性のあるもの、処理に著しい支障があるものは、ステーションへの排出及び市の処理施設への搬入はできません。これらの一般廃棄物は、購入した販売店、病院、薬店、リサイクル協力店等に持ち込むことにより、適正処理を行います。また、再資源化可能な古紙・布類は搬入禁止とします。

種類	内容	収集運搬	持ち込み先
爆発・引火・毒性を有する恐れのあるごみ	ガスボンベ、塗料、薬品、廃油、灯油、農薬、消火器等	排出者等	購入した販売店、病院及び薬店、リサイクル協力店等
感染性を有する恐れのあるごみ	家庭で使用した医療系廃棄物(注射針)		
その他適正処理が困難なごみ	タイヤ、バッテリー等		
古紙・布類	新聞紙、雑誌、段ボール、OA用紙、封筒、紙箱等、機密文書、きれいな布類、シーツ、タオル等		リサイクル処理業者

※日曜大工等で生じたコンクリート破片、土、石、瓦は、ステーションへの排出はできませんが、施設への直接搬入はできます。

また、重量や数量の制限はありますが、有料収集も行います。

(6) 特定家庭用機器(テレビ、冷蔵庫・冷凍庫、エアコン、洗濯機・衣類乾燥機)

家電リサイクル法で指定された特定家庭用機器は、市による収集運搬及び処理は行わず、小売業者への引き渡し、又は市長が許可した収集運搬業者への依頼、若しくは自らによるメーカー指定引取場所への搬入により、製造業者の適正な再商品化を促進します。

(7) 指定再資源化製品(パソコン、二次電池)

資源有効利用促進法に基づく指定再資源化製品(パソコン、二次電池)は、市による収集運搬及び処理は行わず、製造業者による自主回収を行います。

(8) 産業廃棄物

産業廃棄物は市の処理施設に搬入できません。

ただし、脱水汚泥(市の水資源再生センターから生じた汚泥であって、脱水したもの)は搬入できます。

(9) 市外で発生した一般廃棄物の取り扱い

「第 5 次大分県廃棄物処理計画の広域化ブロック」に位置付けられていない市町村からの一般廃棄物の大分市への搬入はできないものとします。

ただし、次のものは除きます。

- ① 広域的に処分することが適当であるものとして環境大臣が指定した一般廃棄物
- ② 容器包装リサイクル法に定められた分別基準適合物
- ③ 市町村長が大分市内の一般廃棄物処分業許可業者に再資源化のための中間処理を委託する場合において、次の要件を満たしていると大分市が認めたもの
 - ・大分市の一般廃棄物の処理に支障をきたさないこと
 - ・搬入に際して、周辺住民の生活環境及び交通上に支障が生じないこと
 - ・中間処理の過程で生じた廃棄物を全て持ち帰ること
 - ・処理後の再資源化を明確に示すこと

3 4R推進計画

(1) 目標達成に向けた具体的施策の展開

ア 「4R」への意識改革

1) リフューズ・リデュース・リユースを軸とした「4R」の啓発

①「4R」やごみに関する情報提供

施策名	具体的な取組内容
メディア等を活用した情報提供	市報、市報内特集「リサイクルおおいた」、ホームページ、テレビ、ラジオ、デジタルサイネージ、市公式アプリ等を活用し、情報提供します。
各種イベントを利用した啓発	環境展、食と暮らしの祭典、企業・自治会が主催するイベント等で啓発を行います。
家庭ごみの組成調査	ごみステーションに出されている家庭ごみの組成を調べ、不適正物の種類や割合を把握し、ホームページ等でお知らせします。 目標：年4回
ごみ減量啓発ボードの活用	各支所や公民館に設置しているごみ減量啓発ボードで、毎月のごみ排出量をお知らせします。 目標：毎月掲示
公民館等での啓発活動	ごみ減量・リサイクルに関する教室や講座を開催します。

②「大分エコライフプラザ」の機能強化

施策名	具体的な取組内容
「大分エコライフプラザ」の機能強化	より幅広い年齢層をターゲットとした啓発として、おもちゃのリユースイベントを実施するなど、情報発信拠点としての機能強化を図ります。

2) 環境教育・学習の充実

①幼稚園、小・中学校などにおけるごみ環境教育の充実

施策名	具体的な取組内容
未就学児へのごみ紙芝居の実施	市内の保育園、幼稚園等でごみの減量に関する紙芝居の読み聞かせを実施します。また、ごみ減量推進課、清掃業務課が連携し、塵芥車等を使用した環境学習を実施します。 目標：月1園訪問
幼稚園向けの啓発	市立幼稚園に啓発用絵本を配布します。
施設見学会の実施	小学校4年生による社会科見学として清掃工場見学の受け入れを行います。
環境教育副読本「わたしたちと環境」の提供	ホームページに掲載し、市内の小学校に提供します。
小中学生向けの環境教育の推進	地球温暖化対策ガイドブックを作成、配布します。また、地球温暖化対策の一環として、各小中学校等に「やってみよう！エコチャレンジ！」(小学校 1～4年生用)、「エコチャレンジ日誌」(小学校 5,6年、中学生用)を配布し、節電、節水などの省エネ行動に取り組んでもらいます。
環境教育に係る出前授業	小学校4年生を対象に、どのように分別・収集されるのかを学習する中で、環境への関心を持ってもらいます。 目標：年20回開催

②自主的環境教育・学習の推進及び支援

施策名	具体的な取組内容
自主的環境教育・学習の推進	ごみ分別や減量方法にかかる講演や学習会に職員を講師として派遣します。
リサイクル啓発用品の貸し出し	啓発用のパネルやDVD、リサイクル物品や生ごみ処理容器等の見本を貸し出します。
幼児・児童・生徒への啓発	6月の環境月間中に「環境ブックの読み聞かせ」の実施や「環境関連図書を集めたコーナー」を設置し、環境問題を考えるきっかけを作ります。

3) 双方向の情報交流

施策名	具体的な取組内容
ごみ減量・リサイクル推進懇談会の開催	ごみ分別や減量方法について、各種団体からの依頼により、職員を講師として派遣します。 目標:年30回開催

4) 事業者に対する指導・啓発

①排出事業者への指導の徹底・強化

施策名	具体的な取組内容
事業系廃棄物の減量・適正処理の周知啓発	「事業系廃棄物の減量・適正処理の手引き」をホームページに掲載するなど、事業系廃棄物の減量と適正処理について周知・啓発に努めます。
事業系廃棄物の分別指導	事業者向けの分別パンフレット等を活用し、分別の徹底や生ごみのリサイクルについて、商工会議所をはじめとする関係団体等の協力を得ながら事業者へ指導・啓発します。

②大規模事業所ごみ減量推進事業の推進

施策名	具体的な取組内容
優良事業所の表彰	優良事業所を表彰し、その取り組みをホームページ等で紹介します。
対象事業所の訪問指導	対象事業所について、定期的な訪問指導を行います。3年に1度程度訪問し、現状の確認をすることで、推進事業所としての自覚と責任を促し、廃棄物管理体制の維持向上を目指します。

③エコショップ認定事業の推進

施策名	具体的な取組内容
エコショップの普及拡大	市報、市報内特集「リサイクルおおいた」、ホームページを活用し、エコショップの取り組みを紹介し、また、優秀なエコショップを表彰することにより普及拡大を図ります。

イ リフューズ・リデュースの推進

1) 生ごみの減量

①「3きり運動」の推進

施策名	具体的な取組内容
使いきりレシピ集の作成・配布	食材を無駄なく使いきるレシピや余った料理のアレンジを実践できるようなレシピを、市報内特集「リサイクルおおいた」やホームページに掲載します。掲載数にあわせレシピ集を作成し、効果的な配布を行います。
イベントにおける啓発	環境展等各種イベントにて、3きり運動の効果的な周知を図ります。
「宴会食べきり!おおいた3010運動」の推進	宴会時の食べ残しを減らすための運動として、市民や飲食店等に対し、チラシ等の啓発物品や広報誌により周知を図ります。
3きりクッキングの開催	3きり運動をよく理解し実践してもらうため、市民を対象とした3きりクッキングを開催します。

②食品ロスの削減

施策名	具体的な取組内容
食品ロス実態調査の実施	ごみステーションに出されている家庭ごみから厨芥類を分類し、その中に含まれる食品ロス(食べ残し、直接廃棄)の実態調査を行います。 目標:年1回実施
食品ロスダイアリー等を活用した啓発	食品ロス削減を推進するため、食品ロスダイアリーの活用を広報誌、ホームページ、市民懇談会等で周知します。
フードドライブの実施	フードバンクの支援や食品ロス削減を目的に、フードドライブを実施します。 目標:年1回実施

③生ごみ処理機器等の使用の促進

施策名	具体的な取組内容
生ごみ処理容器の周知、啓発による利用促進	生ごみ処理容器貸与事業や生ごみ処理機器の購入補助等について、市報、ホームページ等による周知や各種イベント等での啓発によって利用促進を図ります。 目標:段ボールコンポスト 1,000 セット、 コンポスト容器 400 基、ボカシ容器 70 セット、 購入補助件数 140 件
生ごみ処理容器普及講習会の開催	コンポスト、ボカシ容器、段ボールコンポストを利用している方を講師に、上手な使い方やできた堆肥を活用した野菜づくりなどの講習会を開催します。 目標:年4回開催
生ごみ処理容器使用方法指導	生ごみ処理容器の貸与を受けている家庭を訪問し、適正な使用方法や管理の指導を行います。
生ごみ処理容器貸与事業の周知・啓発	ホームページ、市報、市報内特集「リサイクルおおいた」等を用いて周知・啓発し、生ごみ処理容器の普及を図ります。

2) ごみになるものを買わない努力

①ライフスタイルの見直し

施策名	具体的な取組内容
ライフスタイルを見直す運動の展開	ごみを出さない方策として、「不要なものは断る」、「安易に使い捨て商品を選ばない」、「壊れたら修理して使用する」など、ライフスタイルを見直す運動を展開します。
マイボトルの推奨	ホームページ等を活用してマイボトルの使用を推奨します。

②流通・小売業者による過剰包装等の自粛

施策名	具体的な取組内容
レジ袋の削減	レジ袋有料化を踏まえ、コンビニエンスストア等の小売店でのレジ袋削減について、ホームページ等を活用して啓発します。

3) ごみ減量と処理費用負担の適正化

①家庭ごみ有料化制度の周知

施策名	具体的な取組内容
有料化制度にかかる課題への取り組み	家庭ごみ有料化制度の検証を引き続き行い、市民ニーズに合わせた施策の検討を行います。

②施設使用料の見直し

施策名	具体的な取組内容
施設使用料(家庭ごみ)の見直し	家庭ごみ有料化の検証に合わせ、調整を図ります。

ウ リユースの推進

1) 活動の支援と情報発信

不用品の再使用・再利用の活動の支援

施策名	具体的な取組内容
おもちゃの交換会開催	エコライフプラザでおもちゃの交換会「かえっこバザール」を開催し、リユースの普及を図ります。 目標:年12回開催
フリーマーケット実施	エコライフプラザでフリーマーケットを実施します。 目標:年8回実施
フリーマーケット開催情報の提供	市内で開催されるフリーマーケットの情報をホームページに掲載し、リユースの普及を図ります。
おもちゃのリユース	各種イベント等で「おもちゃのリユース会」を開催します。

2) 古着・おもちゃ等と自転車・家具等の再使用の拡充

①古着・おもちゃ等の再使用

施策名	具体的な取組内容
古着のリユース	環境展等で「こども服のリユース会」を開催します。
エコライフプラザでの 取り組み	エコライフプラザに持ち込まれた古着やおもちゃを必要な方に引き渡します。 <div style="display: flex; justify-content: space-between;"> 目標:古着引渡 5,000 着/年 おもちゃ引渡 1,000 個/年 </div>

②自転車・家具等の再使用

施策名	具体的な取組内容
エコライフプラザでの再生 自転車・家具の抽選会	処理施設に持ち込まれた自転車や家具などの不用品を修理・整備し、毎月第1日曜日にエコライフプラザで実施する抽選会にて、市民に譲渡します。 目標:年 12 回
出張!再生自転車の抽選会	エコライフプラザの取り組みを広く市民に知ってもらうため、市内中心部で再生自転車の抽選会を行います。 目標:年 1 回
おもちゃの修理コーナー設 置	エコライフプラザ等で「おもちゃ病院」を開催し、壊れたら修理して再度利用することを体感できる場を提供します。

3) リユース容器の活用

施策名	具体的な取組内容
リユース容器の活用の 推進	リユース容器である一升びんやビールびん等のガラス容器は、何度も繰り返し利用ができ、ワンウェイ容器に比べて環境負荷が低いとため、市民や販売事業者等に対し、リユース容器の活用について周知・啓発を図ります。

エ リサイクルの推進

1) 集団回収等の拡大

有価物集団回収運動の促進

施策名	具体的な取組内容
優良団体の表彰	優良団体を表彰し、その取り組みをホームページ等で紹介します。
集団回収団体数と回収量の 増加	スチール缶、アルミ缶、びん類の回収量の増加を図るとともに、回収団体新規登録を促します。
周知・啓発	回収団体数の増加のため、市報、市報内特集「リサイクルおおいた」、ホームページ等を活用し、周知・啓発を行います。 目標:活動実施団体数 520 団体
用具の支給	ブルーシート、回収用ボックス、広報用のぼり旗を支給します。

2) 拠点回収等の直接資源化の促進

拠点回収(回収品目・方法等)の充実

施策名	具体的な取組内容
拠点回収の広報	ホームページや市報内特集「リサイクルおおいた」で広報します。
牛乳パックの回収	市役所本庁舎や支所等、市の施設 21 か所に回収ボックスを設置し、拠点回収します。
使用済小型家電の回収	市役所本庁舎や支所等、市の施設 14 か所に回収ボックスを設置し、拠点回収するとともに、環境展等のイベントにて回収を行います。 また、小型家電リサイクル法の認定事業者によるパソコンを含む使用済小型家電の宅配便を利用した回収を促進します。

3) 分別回収の徹底

①分別の徹底等に向けた啓発活動の充実

施策名	具体的な取組内容
情報提供・啓発	市報、市報内特集「リサイクルおおいた」、ホームページ、チラシの全戸回覧、市公式アプリの活用等による啓発を行います。
「家庭ごみ分別事典」の配布	「家庭ごみ分別事典」令和 3 年度版を転入者に配布します。
各種イベントを利用した啓発	環境展等のイベントにおいて分別クイズを実施するなど、分別排出について啓発活動を行います。 目標:年 4 回

②資源物の持ち去り対策

施策名	具体的な取組内容
資源物持ち去り防止パトロール	資源物を収集するごみステーションに持ち去り禁止看板を設置するとともに、古くなったものについては、順次取り替えます。また、クリーン推進員をはじめとした地域との連携体制を整え、資源物持ち去り等の情報をもとに計画的なステーションパトロールを実施し、資源物の持ち去り行為の防止に努めます。

4) グリーン購入等

施策名	具体的な取組内容
庁内におけるグリーン購入の推進	庁内において、再生紙の使用促進、環境対応物品の使用拡大、職員に貸与している被服についてリサイクル製品を購入するなど、積極的にリサイクル製品を利用します。
グリーン購入の普及拡大	事業者と市民に対し、グリーン購入の普及拡大を図ります。

5) 剪定枝の資源化について

施策名	具体的な取組内容
剪定枝の資源化	家庭から排出される剪定枝については、引き続き、清掃工場の計量において鬼崎埋立場リサイクルヤードへ誘導し、チップ化に取り組みます。

6) 事業系ごみのリサイクルの促進

①食品廃棄物のリサイクルの推進

施策名	具体的な取組内容
食品廃棄物のリサイクルの推進	分別パンフレットや「事業系廃棄物の減量・適正処理の手引き」を活用し、生ごみの資源化の実施について働きかけます。

②剪定枝等のリサイクル

施策名	具体的な取組内容
市の工場への搬入制限と資源化処理の徹底	リサイクルできる木くずの工場への搬入禁止を徹底し、鬼崎埋立場リサイクルヤードと民間の資源化処理業者へ誘導します。(事業所向けの分別パンフレットや事業系廃棄物の減量・適正処理の手引きへの掲載)

③公共施設からの資源物回収

施策名	具体的な取組内容
庁内から排出される資源物の分別回収	庁内から排出される資源物(古紙、缶、びん、ペットボトル、使用済みトナー等)を分別回収し、再資源化を進めます。
庁内雑紙の回収強化	庁内雑紙について、わかり易い分別の啓発をしていくことで分別徹底を図り、紙類のリサイクルを進めます。

7) 拡大生産者責任(EPR)の推進

施策名	具体的な取組内容
容器包装リサイクル制度	国に対し、容器包装リサイクル制度の市町村と事業者の役割分担の見直し(事業者の自主回収ルートの確立)を働きかけます。
家電リサイクル制度	国に対し、家電リサイクル制度での前払い方式の導入や品目拡大の見直しを働きかけます。

8) 各種リサイクル法への対応

施策名	具体的な取組内容
法に基づく対応	各種リサイクル法に基づき、適切な処理を行います。

4 収集運搬計画

(1) 計画収集区域

市内全域

(2) 分別区分と収集運搬計画量

(単位:トン)

分別区分	燃やせるごみ	燃やせないごみ	缶・びん	ペットボトル	装 プラスチック製容器包	新聞類	その他紙類	布類	スプレー缶類	ライター類	蛍光管類	乾電池
(R3 目標) 計画収集量	80,436	4,912	3,959	1,508	3,235			10,629				236

※燃やせるごみと燃やせないごみは大型・一時的多量ごみを含む。

(3) 目標達成に向けた具体的施策の展開

1) 排出マナーの向上と収集運搬許可業者への指導の強化

①排出マナーの向上に向けた啓発活動の展開

施策名	具体的な取組内容
ごみ出しマナーアップ 早朝呼びかけ行動	自治会長やクリーン推進員と連携し、早朝、ごみステーションにおいて、正しいごみの出し方や分別について直接市民に呼びかけを行い、ごみ出しマナーの向上を図ります。 目標:370箇所
啓発看板の設置や啓発 チラシの配布	袋違反や分別違反など、排出マナーの守られていないごみステーションにおいて、啓発看板の設置や周辺住民への啓発チラシの配布を行い、排出マナーの向上を図ります。

②安全で適正な排出に向けた指導啓発の展開

施策名	具体的な取組内容
車両火災防止に向けた啓 発活動	ガス缶・スプレー缶、ライターの安全な排出方法について、市報、ホームページ、回覧、ごみステーションの啓発看板で周知します。また、収集業者に対し、収集時の安全作業と火災防止の対策を指導します。

③収集運搬許可業者への指導の強化

施策名	具体的な取組内容
遵守事項の徹底	関係法令の順守及び市民へのサービスのさらなる向上のため、遵守事項の徹底を行います。 ・一般廃棄物収集運搬業許可業者遵守事項等説明会を開催(3月)します。 ・許可証交付時や業者立入時に遵守事項の説明を徹底します。
展開検査による指導	工場搬入時に許可車両の展開検査を行います。 目標:年4回

④無許可業者への指導の強化

施策名	具体的な取組内容
無許可業者の把握・指導	パトロール等により、無許可で不用品回収行為を行う業者を把握し、指導を行います。

⑤越境ごみ阻止の強化

施策名	具体的な取組内容
近隣市町村との連携	展開検査等で越境ごみが発覚した場合は、近隣市町村と連携し、許可業者の指導を行います。

2) 市民のニーズと環境に配慮した収集運搬体制の整備

①ごみステーションの環境美化促進

施策名	具体的な取組内容
定期的なごみステーションの巡視	校区担当指導員による担当校区のごみステーションパトロールを常時行い、マナー違反ごみの排出防止に努めます。
集合住宅のごみステーション対策	長年、排出マナーが改善されない集合住宅について、違反状況の確認を行い、入居者及び管理会社に対する排出マナー向上に向けた指導啓発を進めます。また、新設の集合住宅のステーションについては、管理会社に正しい管理方法等を周知します。
大分市ごみステーション設置等補助金制度の推進	ごみステーションの整備を促進することにより、市民の環境美化意識やごみの分別意識の高揚を図り、ごみ減量・リサイクルの推進を図ります。

②委託業務の遂行に向けた指導育成

施策名	具体的な取組内容
委託業者への指導育成	委託業者が市民との信頼関係を構築できるよう、年2回の収集作業状況検査を行い、委託業者の指導育成に取り組みます。

③生活介助を要する市民への収集支援体制の構築

施策名	具体的な取組内容
支援体制の協議	支援体制のあり方について、ごみ出し支援が必要な高齢者などの実態把握を行いながら、福祉保健部等の関係部局と協議を進めます。

④在宅医療廃棄物の排出方法の徹底

施策名	具体的な取組内容
適正な排出方法の徹底	在宅医療廃棄物の適正な排出方法の徹底に向け、市報等の広報媒体を利用して周知を図ります。

5 中間処理・最終処分計画

(1) 計画中間処理量(広域を除く)

(単位:トン)

区 分	処理量
可燃物・不燃物処理量	137,388
可燃物処理量	131,323
不燃物処理量	6,065
焼却量	114,250
可燃物焼却量	112,341
不燃物焼却量	1,909
埋立量	11,194
焼却後埋立量	8,385
直接埋立量	751
破砕後埋立量	2,058
資源化量	11,944
焼却後資源化量	10,597
破砕後資源化量	1,035
剪定枝等	312

(2) 目標達成に向けた具体的施策の展開

1) 安定した中間処理体制の確保

① 中間処理施設の計画的な整備

施策名	具体的な取組内容
ごみ処理施設の適正かつ安定した管理、運営	新環境センターの稼働を見据えた福宗環境センター清掃工場、佐野清掃センター、福宗環境センターリサイクルプラザの各種整備を行います。

② 新環境センターの建設方針

施策名	具体的な取組内容
5つの方針を基本とした新環境センター整備事業の推進	「一般廃棄物処理施設整備基本計画」で定めた5つの方針に基づき、2027(令和9)年度の稼働開始を目標に、新環境センターの整備を着実に進めます。

③ 広域市との連携

施策名	具体的な取組内容
一般廃棄物の広域処理	大分都市広域圏連携中枢都市圏形成連携協約による、一般廃棄物処理施設整備部会で検討を行います。

2) 再資源化処理の推進

①焼却残渣の再資源化

施策名	具体的な取組内容
焼却残渣再資源化の推進	福宗環境センター清掃工場の焼却灰の再資源化を行います。 佐野清掃センター清掃工場の飛灰等について、全量再資源化を行います。

②不燃物の再資源化

施策名	具体的な取組内容
破碎後不燃物の再資源化	福宗環境センターリサイクルプラザにおいて破碎・選別した不燃物の中から金属類の再資源化を行います。

3) 最終処分場の延命化

最終処分量の減量化等

施策名	具体的な取組内容
再資源化の推進	福宗環境センター清掃工場の焼却灰の再資源化を行います。 福宗環境センター鬼崎埋立場の剪定枝等リサイクル事業により再資源化量の増加に努めます。 佐野清掃センター清掃工場の飛灰等の再資源化を行います。

6 ごみ減量のための重点的取り組み

(1) 家庭ごみ

施策名	具体的な取組内容
自治会説明会	ごみ排出量が多いと思われる地区を対象に説明会を実施する。
委託業者への指導	委託業者の事業所を訪問し指導するとともに、各収集区域のステーションにおいて、収集車両に既積載物がないか確認を行う。
ごみ分別アプリの構築と公開	ごみの分別排出の周知・徹底を図るため、ごみ分別アプリを構築し、公開する。
食品ロス削減推進計画の策定	家庭系食品ロスの削減を推進するため、食品ロス削減推進計画を策定する。

(2) 事業系ごみ

施策名	具体的な取組内容
事業者への指導・啓発	コンビニエンスストア、商店街、官公庁等を訪問し、事業系ごみの適正処理の指導と分別排出の周知・徹底を図る。
一般廃棄物処理業者への指導	清掃工場への搬入時に展開検査を行い、違反物について受け入れを拒否するとともに、産業廃棄物が事業系一般廃棄物に混入しないよう、分別の徹底による適正処理を指導する。 また、一般廃棄物処理業者を訪問し、適正処理の周知・徹底を図る。
食品ロス削減推進計画の策定	事業系食品ロスの削減を推進するため、食品ロス削減推進計画を策定する。

(3) 広域市での取り組み

施策名	具体的な取組内容
広域6市ごみ減量対策	新環境センターの稼働に向けて、広域6市が連携しごみ減量対策を推進する。また、新環境センターにおける災害廃棄物の搬入方法について、協議を行う。
海洋プラスチックごみ対策	海洋に流れ出て生態系に悪影響を及ぼすことが懸念されているプラスチックごみの発生を抑制するため、大分都市広域圏の7市1町で連携し取り組むとともに、組織の立ち上げや計画の策定について検討する。

II 生活排水処理実施計画

1 生活排水処理計画

(1) 生活排水の処理主体

表1 生活排水の処理主体

処理施設の種類	処理対象となる生活排水の種類	処理主体
公共下水道	し尿、生活雑排水	大分市
農業集落排水施設	し尿、生活雑排水	大分市
浄化槽	し尿、生活雑排水	個人等
みなし浄化槽	し尿	個人等
し尿処理施設	し尿 浄化槽汚泥 [※]	大分市

※浄化槽汚泥には農業集落排水施設からの汚泥を含む

(2) 生活排水処理の目標

表2 生活排水処理の目標

項目	区分	現状	推計値 ^{※1}
		2018(H30)年度	2021(R3)年度
汚水処理人口普及率 ^{※2}		82.2%	85.8%

※1 大分市汚水処理施設整備構想の目標年度との比例補間により推計した各年度の整備目安

※2 汚水処理人口普及率 = (公共下水道処理人口 + 農業集落排水施設処理人口 + 浄化槽処理人口) / 行政人口 × 100

2 し尿・汚泥の処理計画

(1) 計画処理区域

計画処理区域は、大分市内のし尿・浄化槽汚泥収集区域の全域とします。

(2) 処理主体

計画処理区域で収集されるし尿・浄化槽汚泥(農業集落排水施設からの汚泥を含む)の処理主体については次のとおりとし、現在の体制を継続していくことを基本とします。

表3 し尿・浄化槽汚泥の処理主体

区分		実施主体	
収集・運搬	旧大分地区	し尿	大分市(直営、許可業者)
		浄化槽汚泥	大分市(許可業者)
	佐賀関地区	し尿	大分市(許可業者)
		浄化槽汚泥	
	野津原地区	し尿	
		浄化槽汚泥	
中間処理、最終処分		大分市(直営)	

(3) 収集運搬計画

ア 基本方針

し尿・浄化槽汚泥の収集運搬業務は、市民の清潔で快適な生活環境を維持するうえで、なくてはならない重要な行政サービスです。また、し尿処理において、収集運搬業務は最も処理費用を要する部門でもあります。今後は、公共下水道の普及に伴い、し尿・浄化槽汚泥収集量の減少が見込まれますが、それらを勘案したうえで、効率的な収集体制の整備に努めることとします。

イ 収集運搬の現況

し尿については、市直営と許可業者が原則として毎月1回の定期収集を実施しており、各々の収集エリアは完全地域割としています。浄化槽汚泥については、浄化槽管理者が浄化槽を清掃する際に、許可業者により収集されています。

ウ し尿処理手数料

「大分市廃棄物の減量及び適正処理等に関する条例」第25条に基づき、し尿の処理手数料を徴収しています。現在の処理手数料は次のとおりです。

表4 し尿の処理手数料

区分		手数料
し尿	定額制によるもの	世帯員1人つき 月額 330円 汲み取り回数が1月に1回を超える場合は、 その超える回数 1回につき 660円
	従量制によるもの	18リットルにつき 165円

(備考) 1 し尿の手数料で定額制によるものは、一般世帯(次項に掲げるものを除く。)とする。

2 し尿の手数料で従量制によるものは、飲食店、官公署、事業所その他これらに類するもの並びに一般世帯のうち次の各号のいずれかに該当する便槽を有する世帯とする。

- (1) 不定期又は臨時の汲み取りを必要とする便槽
- (2) 居住者以外の者が居住者と共用する便槽
- (3) 雨水、洗水の流入、湧水等により、汲み取り量が世帯人員に比して著しく多い便槽
- (4) 構造上、水を使用する形式の便槽
- (5) その他市長が必要と認める便槽

エ 収集運搬計画

し尿・浄化槽汚泥の収集運搬については、現状の体制で行っていくこととします。なお、許可業者については、今後は収集量の減少が見込まれ、現在の許可業者で今後の対応も十分に可能であるため、原則として既存の業者で収集運搬を行うこととします。

オ 収集運搬機材及び今後の整備計画

し尿の収集運搬は、将来的にし尿量の減少が見込まれますが、毎月1回の収集頻度を確保するとともに、収集区域の縮小と収集量の減少を十分に勘案し、必要車両台数を調整することとします。

浄化槽汚泥については、発生量の動向を見極めながら、法令によって定められた汚泥の引き抜き清掃回数を勘案し、安定的に収集運搬業務が遂行できる車両台数を確保するよう、許可業者に指導するものとします。

表5 し尿・浄化槽汚泥の収集運搬量の見込み(推計)

項目	区分	実績	推計値
		2018(H30)年度	2021(R3)年度
し尿	年間 (kL/年)	14,571	10,584
	1日平均 (kL/日)	40	29
浄化槽汚泥	年間 (kL/年)	107,260	101,110
	1日平均 (kL/日)	294	277
合計	年間 (kL/年)	128,831	111,694
	1日平均 (kL/日)	334	306

※浄化槽汚泥には農業集落排水施設(吉野地区、市尾地区)からの汚泥を含む。

(4) 中間処理・最終処分計画

ア 基本方針

し尿・浄化槽汚泥の中間処理は、今後、下水道整備の進展に伴い、処理量としては縮小していくことが予想されるものの、アメニティ豊かな都市環境整備には必要不可欠な事項であり、他の生活排水処理施設とあわせて、中間処理施設の適正な整備を図っておく必要があります。

また、中間処理施設は、都市施設としての位置付けからも、円滑な都市活動と良好な都市環境の保持に努めるため、その機能が十分に発揮されなければなりません。

したがって、他の生活排水処理施設との整合に留意し、効率的な処理体制の確立に努めるとともに、今後のし尿・浄化槽汚泥量の動向にも対応した適正な中間処理施設の整備を推進します。

イ 処理・処分の現況

収集されるし尿・浄化槽汚泥は、大洲園処理場で処理を行い、処理水は井戸水で希釈し水質調整を行った後、公共下水道へ放流しています。また、処理の過程で発生する脱水汚泥や残渣物については清掃工場に搬出し焼却処理を行っています。

ウ 中間処理・最終処分計画

収集されるし尿・浄化槽汚泥については、現状の体制で処理・処分を行っていくこととします。

3 関連するその他の取り組み

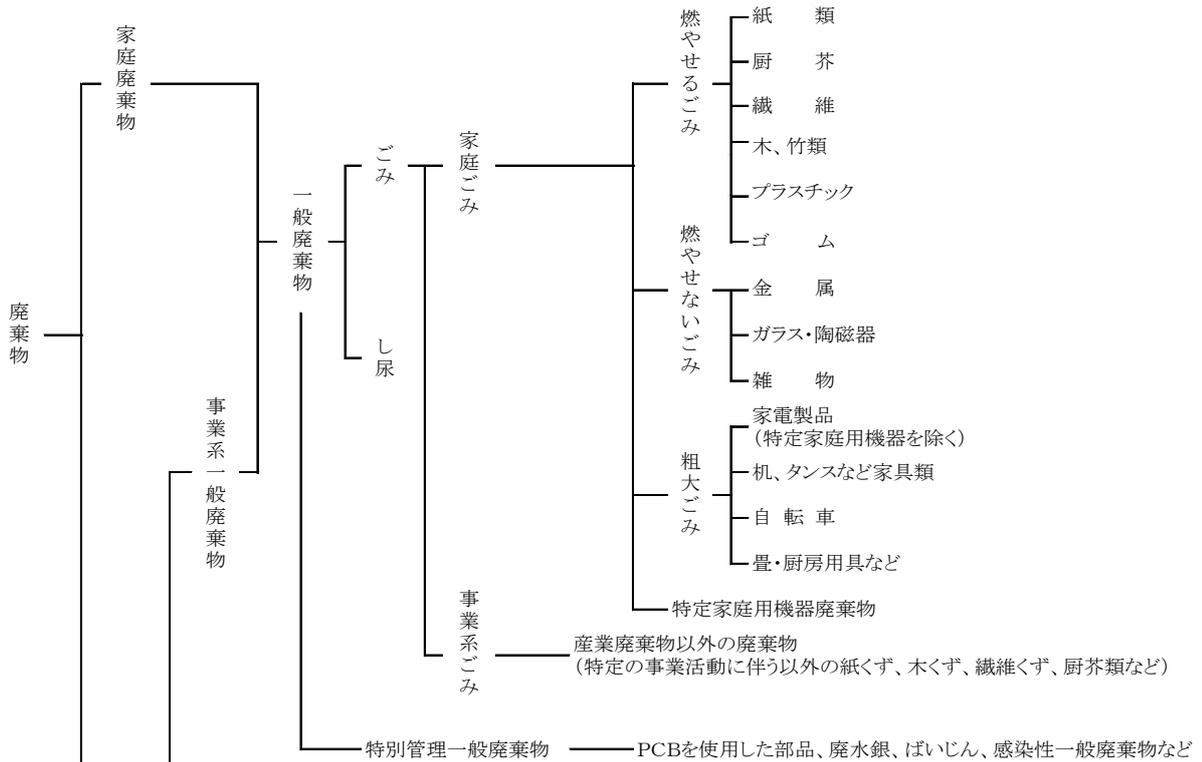
生活環境の改善及び水環境への汚濁負荷量を削減するため、市報やホームページ等を活用して、広報・啓発活動の強化を図ります。

- 市民意識の向上を図るための取り組み
 - ・各種説明会、講習会での広報活動
 - ・下水道の日・浄化槽の日キャンペーン、環境展等での街頭啓発活動
 - ・学校教育における環境教育の実施(わくわく上下水道探検隊)

- 家庭における発生源対策の推進
 - ・三角コーナーネット、拭取紙等の排出抑制用品の普及
 - ・無リン洗剤、せっけんの使用啓発

- その他の取り組み
 - ・公共下水道の整備区域において戸別訪問による接続依頼
 - ・浄化槽設置費補助制度を活用した、みなし浄化槽や汲み取り便槽から浄化槽への転換の周知・啓発
 - ・浄化槽の適正な維持管理(保守点検、清掃、法定検査受検)の徹底に向けての周知・啓発

5. 廃棄物の分類



あらゆる事業活動に伴うもの	1	燃え殻	石炭がら、焼却炉の残灰、炉清掃の排出物など
	2	汚泥	工場排水処理や製造工程で排出される泥状のもの
	3	廃油	潤滑油・洗浄油などの不要になったもの
	4	廃酸	廃硫酸、廃塩酸、各種有機廃酸類など酸性の廃液
	5	廃アルカリ	廃ソーダ液、金属石けん液などアルカリ性の廃液
	6	廃プラスチック類	合成樹脂くず、合成繊維くず、合成ゴムくずなど
	7	ゴムくず	天然ゴムのくず
	8	金属くず	鉄鋼、非鉄金属の研磨くず、切削くずなど
	9	ガラスくず及び陶磁器くず	ガラスくず、耐火レンガくず、陶磁器くずなど
	10	鉱さい	鋳物廃砂、高炉・平炉・電気炉など残さい、不良鉱石など
	11	がれき類	工作物の除去に伴って生じたコンクリート片など
	12	ばいじん	工場や焼却施設の排ガス処理で得られるばいじん
特定の事業活動に伴うもの	13	紙くず	紙製造業、紙加工品製造業、出版業、印刷加工業、などの特定の業種から排出される紙くず
	14	木くず	工作物の除去に伴って生じた木くず、木材・木製品製造業、家具製造業、パルプ製造業など特定の業種から排出される木くず
	15	繊維くず	繊維製品製造業以外の繊維工業から排出される天然繊維くず
	16	動植物性残渣	食品製造業、医療製造業、香料製造業で原料として使用した動植物に係る固形状の不要物
	17	動物系固形不要物	と畜場における獣畜のと殺・解体時及び食鳥処理場における食鳥の処理時に排出される固形状の不要物
	18	動物のふん尿	畜産農業から排出されるふん尿
	19	動物の死体	畜産農業から排出される家畜の死体
20	13号廃棄物	以上の産業廃棄物を処分するために処理したもので、上記の産業廃棄物に該当しないもの	
21	輸入された廃棄物	航行廃棄物、携帯廃棄物を除く外国から輸入された全ての廃棄物	

6. 大分市清掃事業年表

	年 月	一 般 事 項	ご み 関 係	し 尿 関 係
明 治	33. 4 44. 4	・ 汚物掃除法施行 ・ 大分市制施行		
大正	6.		・ 簡易焼却炉設置	
昭	5. 5	・ 汚物掃除法改正	駄の原ごみ焼却場完成 (岩本式焼却炉800貫/日)	・ 市町村に汲取りの義務化
	29. 4 12	・ 清掃法制定	・ 特別清掃地区と季節的清掃地区を定める	・ 直営と許可業者を明文化し従量制を実施 料金 3 斗 25円 1斗5升 15円
	31. 3		・ 鶴崎ごみ焼却場完成 (7.5t/8H)	
	36. 7		・ 羽根山埋立地開設 (5,656㎡)	
	37. 12			・ 今津留し尿処理場完成 (54kℓ/日)
	38. 3 7	・ 6市町村合併、新大分市発足 ・ 民生部清掃課設置		
	39. 1 3 8	・ 大分地区新産業都市に指定される ・ 大分市清掃施設条例制定		・ 今津留し尿処理場を大分市し尿処理場に改称 ・ 海洋投棄処分開始
	40. 3 4 6	・ 新大分市清掃条例制定 ・ 大分市汚物取扱業者選考委員会規則制定 ・ ごみ容器購入補助金要綱制定 ・ 清掃法一部改正	・ 一部市街地でポリ容器による定日収集を開始 (週1回収集) ・ ポリ容器の購入を推進する	・ 汲取料金改定 (360 35円)
	41. 3 7	・ 大分市清掃施設条例改正	・ 滝尾ごみ焼却場完成 (90t/24H×2基)	
	42. 7		・ ごみ収集車にオルゴールを設置	
和	43. 7		・ ダストボックスの設置を促進 ・ クレーン車による一部収集開始	・ 汲取料金改定 (360 50円) 定額及び従量制を実施 ・ 完全地域割とし月1回定期収集となる
	44. 1 9		・ 市街地の週2回収集を始める ・ 市内全域のコンクリート製ごみ箱を廃止し、ポリ容器又はダストボックスによる収集方式に変更	・ し尿処理場増設 (100kℓ/日)
	45. 3	・ 大分市し尿浄化槽管理条例制定		

	年月	一般事項	ごみ関係	し尿関係
昭	45. 4			・浄化槽管理業とし尿収集業を分離し専業として許可
	46. 7 9	・清掃法が改正され廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行		・汲取料金改定(360 74円)
	47. 2 4 7 12	・大分市し尿浄化槽管理条例廃止 ・廃棄物の処理及び清掃に関する法律の施行により市条例全面改正(粗大ごみの有料収集)	・佐野埋立場開設 ・市内全域をごみ収集区域とする ・市内全域で可燃ごみ週2回定曜収集を開始 ・分別収集により不燃ごみ及び粗大ごみの定日収集を開始 (月1回) ・鬼崎埋立場開設	・浄化槽清掃業として許可
	48. 4 8 10 11		・不燃ごみ収集の担当係を新設 ・不燃制ごみの分別開始 ・福宗清掃工場3ヶ年継続事業として着手	・し尿処理場増設 (200kℓ/日) ・汲取料金改定(360 95円) うち10円市補助
	49. 1 2 10 11	・機構改革により清掃一課、清掃二課を管理課、業務第一課、業務第二課に変更 ・「大分市滝尾ごみ焼却場」を「大分市米良清掃工場」に名称変更 ・「大分市し尿処理場」を「大分市大洲園処理場」に名称変更	・米良埋立場開設 ・道路交通事情悪化に伴い逐次ダストボックスの引上げ開始	・汲取料金改定(360 130円) うち45円市補助 ・作業能率向上のため予備車配置
	50. 1 5 8		・植田清掃事務所建設用地取得 ・福宗清掃工場完成 (150t/24H×2基) ・不燃ごみ収集月2回実施のためモデル地区設定	
	51. 3 4 7 11	・大分市総合計画の見直しに着手 ・施設使用料改定	・佐野埋立場汚水収集施設完成 ・植田清掃事務所(仮設)建設 ・市内全域で不燃ごみ、月2回定曜収集を開始 ・ごみ減量対策として「有価ゴミ集団回収」モデル地区の設定、指導を始める	・汲取料金改定(360 170円) うち40円市補助

	年月	一般事項	ごみ関係	し尿関係
昭	52. 1	・大分市総合計画策定会議発足	・市内全域を対象に「有価ゴミ集団回収」説明会開催、現地指導を始める	・浄化槽清掃業1業者許可
	7		・破砕機付ブルドーザ導入	
	8		・米良広場開設	
	10	・新庁舎で業務開始	・第1回ゴミ展開催収集したゴミの中から使える物800点を展示	
	11		・米良清掃工場汚水処理施設完成	
和	53. 3		・鶴崎ごみ焼却場閉鎖	・し尿処理場54kℓ/日を改造し浄化槽専用処理施設完成 (200kℓ/日)
	4	・大分市廃棄物処理施設管理規則制定		・汲取料金改定(360 210円) うち40円市補助
	5			・し尿収集業の転向による浄化槽清掃業許可
	6		・清掃PR映画「よみがえるゴミ」製作	
	10		・第2回ゴミ展開催 ・鬼崎埋立場総合診断報告書完成	
	11		・小学校4年生用副読本「大分市をきれいに」を編集発行	
	54. 3		・植田清掃事務所完成	
	10		・第3回ゴミ展開催	
	55. 4	・大分市廃棄物の処理及び清掃に関する条例及び大分市廃棄物処理施設条例一部改正(手数料、使用料の改正)		・汲取料金改定(360 245円) うち45円市補助
	5		・第4回ゴミ展(万弘寺の市で開催)	
	9		・第1回「みんなでゴミを考え見直す月間」行事開始 ・大分市クリーン相談員制度発足	
10		・埋立場の持ち込み量規制を始める	・高度処理施設完成 (500kℓ/日)	
56. 3		・鬼崎埋立場の埋立処分地施設整備完成		
4	・「おおいたクリーン・グリーン作戦」開始			
6	・「おおいたクリーン・グリーン作戦」の一環として大分市空きかん対策協議会発足			
9		・有価ゴミ集団回収5周年記念大会開催		

	年 月	一 般 事 項	ご み 関 係	し り 尿 関 係
昭	56. 12	<ul style="list-style-type: none"> 大分市廃棄物処理施設条例一部改正 大分市鬼崎不燃物処理場管理規則制定 	<ul style="list-style-type: none"> 鬼崎埋立場に粗大ごみ処理施設完成(100t/5H) これに伴い鬼崎不燃物処理場と名称変更 	
	57. 4		<ul style="list-style-type: none"> 中心市街地で可燃ごみ週3回収集を開始 (都町・中央町・府内町) 	
	6 7	<ul style="list-style-type: none"> 大分市クリーン推進協議会発足(空きかん対策協議会を変更) 	<ul style="list-style-type: none"> クリーン作戦の一環として「赤紙作戦」を開始(大道モデル校区) 大分市空き缶クリーン作戦「空き缶回収、資源リサイクル事業」開始(モデル校桃園小学校) 	
和	58. 3		<ul style="list-style-type: none"> 大分市清掃部業務第1課中央清掃事務所庁舎完成 	
	6	<ul style="list-style-type: none"> 機構改革により清掃部と環境部が合併し生活環境部となる業務第1課を清掃業務第1課(2係制を4係制、庶務係、指導普及係、業務計画係、車両係)と中央清掃事務所(庶務係、業務第1係、業務第2係)に分ける鶴崎清掃事務所を東部清掃事務所(庶務係、業務係)と改称植田清掃事務所を西部清掃事務所(庶務係、業務係)と改称業務第2課を清掃業務第2課と改称 	<ul style="list-style-type: none"> ごみ資料館開設 (西部清掃事務所内) 	
	8 9		<ul style="list-style-type: none"> 大分東部清掃工場敷地造成、本体工事、議会可決、本体工事着手 	
	59. 1 3 5 6 8 9	<ul style="list-style-type: none"> おおいたクリーン・グリーン大会開催 	<ul style="list-style-type: none"> 佐野埋立処分地浸出液処理施設建設工事議会可決、着工 使用済み乾電池を6モデル校区で試行回収の開始 	<ul style="list-style-type: none"> 大洲園管理棟完成 大洲園脱水機設備完成 汲取料金改定(360 285円) うち45円市補助
	60. 6 9		<ul style="list-style-type: none"> 大分市東部粗大ごみ処理施設建設工事議会可決、着工 市内全域で使用済み乾電池回収を実施 	

	年月	一般事項	ごみ関係	し尿関係	
昭	60. 12	・大分市廃棄物の処理及び清掃に関する条例一部改正			
	61. 2	・大分市環境美化に関する条例制定施行	・東部清掃センター下久所側搬入路開通		
	3		・佐野埋立処分地浸出液処理施設完成		
	5		・使用済み乾電池処理委託開始		
	8		・有価ゴミ集団回収10周年記念大会開催		
	9		・東部清掃センター粗大ごみ処理施設の選別棟及び可燃物搬送コンベアー焼失		
			・東部清掃センター開設 (米良清掃工場、佐野埋立場廃止)		
	10				
	12				・東部清掃センター粗大ごみ処理施設火災復旧工事完了
	和		62. 1		
2		・東部清掃センター延命寺側搬入路開通			
3		・清掃PR映画「クリーンおおいた」制作			
11		・ゴミ資料展示コーナー開設 (東部清掃センター内) ・ゴミゼロハイキング開催 (裏川公園)			
63.	2	・(社)全国都市清掃会議九州地区協議会総会、大分市で開催	・東部清掃事務所建設用地取得		
	4		・未収集地区解消事業実施		
平	元. 4	・大分市開発行為指導要綱改訂 ・大分市ワンルーム形式集合住宅の建築に関する指導要綱制定 ・おおいたクリーン・グリーン大会開催 ・大分市廃棄物の処理及び清掃に関する条例施行規則一部改正	・東部清掃事務所庁舎新築工事着工	・浄化槽汚泥処理施設更新工事完成	
	5			・汲取料金改定(360 315円) うち45円市補助	
	8				
	11				
成	2. 1	・大分市清掃事務所設置規則一部改正(各事務所3係制)	・福宗清掃工場空気予熱器改造工事完成		
	3		・東部清掃事務所庁舎竣工		
	4				

	年月	一般事項	ごみ関係	し尿関係
平	3. 2			・ 大洲園処理場加温及び前処理設備取替工事完成
	4. 8	・ 再生資源の利用の促進に関する法律の公布	・ ごみ減量・リサイクル推進事業庁内検討委員会発足	
	10. 11	・ 同法の施行 ・ 廃棄物の処理及び清掃に関する法律の抜本改正	・ 有価ごみ集団回収15周年記念大会開催 ・ ごみ減量・リサイクル推進対策協議会発足	
	4. 3		・ 大分市中心部美化対策(都町ごみステーション廃止)	・ 大洲園処理場し渣焼却設備更新工事完成
	4. 4		・ 鬼崎不燃物処理場浸出水調整池完成	・ し尿処理手数料改定(消費税転嫁)
	8. 9		・ ごみ減量・リサイクル推進対策事業開始 ・ 生ごみ処理容器貸与事業モデル地区設定500基貸与 ・ ごみ処理手数料改定(消費税転嫁)	
	8. 9		・ (仮称)大分市新福宗清掃工場建設委員会発足 ・ 空き缶リサイクルカー導入	
	5. 4	・ 機構改革により清掃管理課、清掃施設課、清掃業務課に分け、中央清掃事務所・東部清掃事務所・西部清掃事務所を中央清掃事業所・東部清掃事業所・西部清掃事業所と改称 清掃業務第2課を北部清掃事業所と改称し、清掃業務課に組込む	・ 大分市有価ごみ集団回収事業報償金交付要綱制定(年額5,000円+2,000円×実施月数)	・ 直営収集業務の一部(滝尾地区)を許可業者に移管
	6. 10		・ (仮称)大分市新福宗清掃工場建設工事着工 ・ 資源ごみ分別回収のモデル地区(萩原地区)設定	
	成	6. 1		・ 資源ごみ分別回収モデル地区(鶴崎小学校区)設定
3. 4				・ 大洲園処理場汚泥脱水設備更新工事完成
4. 6		・ 大分市廃棄物の減量及び適正処理等に関する条例施行規則の全部改正	・ ごみ処理手数料及び施設使用料の改定 ・ 全市対象に平成6年度分生ごみ処理容器2,000基貸与開始	

	年月	一般事項	ごみ関係	し尿関係
平	7. 3		・資源ごみ分別回収のモデル地区(萩原・鶴崎)終了	<ul style="list-style-type: none"> ・し尿処理手数料改定 (360 360円) うち50円市補助
	4		<ul style="list-style-type: none"> ・一般廃棄物(事業系ごみ)収集運搬業許可開始 ・空き缶クリーン作戦 市内小中学校全校(75校)参加 	
	6	<ul style="list-style-type: none"> ・容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律の公布 	<ul style="list-style-type: none"> ・平成7年度分生ごみ処理容器2,000基貸与開始 ボカシ容器も貸与の対象とする 	
成	8. 4		<ul style="list-style-type: none"> ・大分市有価ごみ集団回収事業報償金交付要綱改正 (2円/kg×紙類、布類回収重量+2,000円×実施月数) 	<ul style="list-style-type: none"> ・業者収集区域の一部変更
	6			
	10	<ul style="list-style-type: none"> ・大分市ごみ減量リサイクル推進記念大会開催 		
	12	<ul style="list-style-type: none"> ・大分市廃棄物の減量及び適正処理等に関する条例の一部改正 (事業系ごみの市による有料収集の廃止) 		
成	9. 4	<ul style="list-style-type: none"> ・保健所政令市への移行及び中核市の指定。これに伴い、産業廃棄物対策事業、浄化槽対策事業を新たに開始。 ・容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律の本格施行 	<ul style="list-style-type: none"> ・中心市街地(都町・中央町・府内町)の可燃ごみ週3回収集を廃止、週2回収集へ ・事業系ごみの市直営による有料収集廃止 ・推奨袋(透明または半透明)制度導入 ・第1次実施地区(約1割の世帯を指定)を対象に、資源物(缶・びん・ペットボトル)の分別収集を開始 ・福宗清掃工場供用開始 	<ul style="list-style-type: none"> ・業者収集区域の一部変更
	6	<ul style="list-style-type: none"> ・廃棄物の処理及び清掃に関する法律の一部改正 		
	8	<ul style="list-style-type: none"> ・政令、省令の一部改正 		
	10			

	年月	一般事項	ごみ関係	し尿関係
平	10. 1		<ul style="list-style-type: none"> 全市域で資源物(缶・びん・ペットボトル)の分別収集を開始 犬、猫等の死体収集運搬業務民間委託 	<ul style="list-style-type: none"> 業務収集区域の一部変更
	4	<ul style="list-style-type: none"> 大分市廃棄物の減量及び適正処理等に関する条例施行規則の一部改正(許可更新期間の改正) 	<ul style="list-style-type: none"> 大分市有価物集団回収事業報償金交付要綱改正 (3円/kg×紙類、布類回収重量+2,000円×実施月数) 	
成	6	<ul style="list-style-type: none"> 大分市が設置する一般廃棄物処理施設に係る生活環境影響調査結果の縦覧等の手続きに関する条例制定 		
	12	<ul style="list-style-type: none"> 大分市清掃事業審議会条例制定 大分市が設置する一般廃棄物処理施設に係る生活環境影響調査結果の縦覧等の手続きに関する条例施行規則制定 	<ul style="list-style-type: none"> 大分市有価物集団回収事業報償金交付要綱改正 (5円/kg×紙類、布類回収重量+2,000円×実施月数) 	
成	12. 2		<ul style="list-style-type: none"> 西部清掃事業所建替工事完成 	<ul style="list-style-type: none"> 新大洲園処理場改造事業着工
	5	<ul style="list-style-type: none"> 建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律公布 		
	6	<ul style="list-style-type: none"> 循環型社会形成推進基本法施行 廃棄物の処理及び清掃に関する法律の一部改正 浄化槽法の一部改正 再生資源の利用の促進に関する法律の一部改正により「資源の有効な利用の促進に関する法律」と名称変更 食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律公布 大分市放置自動車の発生の防止及び適正な処理に関する条例制定 		
	9		<ul style="list-style-type: none"> (仮称)佐野清掃工場の建設着工 	
	10	<ul style="list-style-type: none"> 廃棄物の処理及び清掃に関する法律の一部改正 		
	12	<ul style="list-style-type: none"> 浄化槽法施行細則一部改正 		

	年月	一般事項	ごみ関係	し尿関係
平	13. 1	・ 国等による循環物品等の調達 の推進等に関する法律施行		・ 緊急雇用対策の一環として、浄 化槽の現況調査実施
	2		・ 緊急雇用対策の一環として、不 法投棄廃棄物の撤去を実施	
	3		・ エコショップ認定事業開始	
	4	・ 特定家庭用機器再商品化法 (家電リサイクル法)施行	・ 大分市一般廃棄物処理業者等 選考委員会を廃止	
		・ 大分市廃棄物の減量及び適正 処理等に関する条例施行規則 の一部改正	・ 「新聞類」「その他紙類」「布類」 の分別回収を始める	
		・ 事業系パソコン、二次電池が指 定再資源化製品となる	・ 家電リサイクル法施行に伴い、 一般廃棄物(特定家庭用機器 廃棄物)の収集運搬を許可制に する	
			・ 電動式生ごみ処理機購入補助 事業を開始	
			・ 空き缶クリーン作戦 下郡小学校新設により参加校 76校へ	
	5	・ 食品循環資源の再生利用等の 促進に関する法律(食品リサイ クル法)施行		
	6	・ 特定製品に係るフロン類の回収 及び破壊の実施の確保等に関 する法律公布		
		・ 廃棄物の処理及び清掃に関す る法律の一部改正		
		・ 浄化槽法の一部改正		
	10	・ 九州各県政令市廃棄物主管課 長会議、大分市で開催		
12	・ 廃棄物の処理及び清掃に関す る法律の一部改正			
成	14. 2	・ 廃棄物の処理及び清掃に関す る法律の一部改正		・ 新大洲園処理場使用開始
	4		・ 大分市有価物集団回収事業報 償金交付要綱改正 (5円/kg×紙類、布類回収 重量+3,000円×実施月数)	
	5	・ 建設工事に係る資材の再資源 化等に関する法律(建設リサイ クル法)完全施行		
	・ 廃棄物の処理及び清掃に関す る法律の一部改正			
	・ 浄化槽法の一部改正			

平	14.	7	<ul style="list-style-type: none"> ・使用済自動車の再資源化等に関する法律(自動車リサイクル法)公布 	<ul style="list-style-type: none"> ・不法投棄監視カメラを市内5箇所に設置
		9	<ul style="list-style-type: none"> ・浄化槽法の一部改正 	
		10	<ul style="list-style-type: none"> ・特定製品に係るフロン類の回収及び破壊の実施の確保等に関する法律施行 	
成	15.	1	<ul style="list-style-type: none"> ・商店街古紙リサイクル支援事業をモデル事業として開始 (古紙回収量1kgにつき2円) 	<ul style="list-style-type: none"> ・佐野清掃センター供用開始 ・臼杵市、竹田直入広域連合(現竹田市)、佐賀関町の可燃ごみ受け入れ開始 ・分別の一部変更 ・(剪定枝・落葉・草・リサイクルできない衣類等を可燃ごみへ)
		4	<ul style="list-style-type: none"> ・大分市廃棄物処理施設条例の一部改正 	
		10	<ul style="list-style-type: none"> ・(社)全国都市清掃会議秋季評議員会大分市にて開催 	
		12	<ul style="list-style-type: none"> ・浄化槽法の一部改正 ・特定家庭用機器再商品化法の一部改正 ・大分市廃棄物の減量及び適正処理等に関する条例施行規則の一部改正 	
	16.	4	<ul style="list-style-type: none"> ・(社)全国都市清掃会議九州地区協議会総会大分市にて開催 ・廃棄物の処理及び清掃に関する法律の一部改正 ・大分市環境美化に関する条例施行規則の一部改正 ・大分市廃棄物処理施設条例の一部改正 	<ul style="list-style-type: none"> ・きれいにしようえおいた推進事業実施要綱制定 ・大分市電動式生ごみ処理機購入補助金交付要綱の一部改正 ・大分市生ごみ処理容器貸与要綱の一部改正 ・ごみ処理料金の改定
	17.	1	<ul style="list-style-type: none"> ・野津原町、佐賀関町と市町村合併 ・使用済自動車の再資源化等に関する法律(自動車リサイクル法)完全施行 	<ul style="list-style-type: none"> ・市町合併に伴い、大分郡環境衛生組合に加入
		3	<ul style="list-style-type: none"> ・大分市放置自動車の発生の防止及び適正な処理に関する条例施行規則の一部改正 	
		4	<ul style="list-style-type: none"> ・大分市廃棄物処理施設条例の一部改正 	
		8	<ul style="list-style-type: none"> ・リサイクル可能な紙類の清掃工場への持込を禁止 	

	年月	一般事項	ごみ関係	し尿関係
平	17. 9	・ 廃棄物の処理及び清掃に関する法律の一部改正		
	10	・ リサイクルネットOITA稼働 ・ 大分郡環境衛生組合廃棄物の処理及び清掃に関する条例改正(「由布大分環境衛生組合」に改める)		
	18. 4		<ul style="list-style-type: none"> ・ 「古紙・布類」の収集運搬業務を民間に委託 ・ ごみ減量預金制度スタート ・ 大分市生ごみ処理機購入補助金交付要綱の一部改正 ・ 大分市生ごみ処理容器貸与要綱の一部改正 	
	7	・ 「大分市ポイ捨て等の防止に関する条例」施行		
	8	・ 廃棄物の処理及び清掃に関する法律の一部改正		
成	19. 1	・ 「大分市ポイ捨て等の防止に関する条例」違反者に対する過料徴収実施		
	4		<ul style="list-style-type: none"> ・ 福宗環境センターリサイクルプラザ稼働 啓発施設大分エコライフプラザオープン ・ ごみ新分別(12分別)開始 ・ プラスチック製容器包装(資源プラ) 缶・びん・ペットボトルの委託収集を開始 ・ あわせ産業廃棄物の清掃工場・埋立場への持込を禁止(ただし、脱水汚泥は除く) 	
	20. 3	・ 4R推進プロジェクト開始(環境基本計画改定)		
	4	大分市廃棄物の減量及び適正処理等に関する条例施行規則の一部改正(一般廃棄物処理業許可手数料の改正)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 生ごみのコミュニティ回収事業開始 ・ 資源プラの回収を週1回に変更 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 関崎清浄園し尿処理施設廃止 ・ 大洲園処理場へ旧佐賀関町のし尿・浄化槽汚泥搬入開始
	21. 4	・ リサイクルネットOITA廃止(不用品情報交換システム)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 段ボールコンポスト普及啓発事業開始 ・ 大分市有価物集団回収事業報償金交付要綱改正 (3円/kg×紙類、布類回収重量+3,000円×実施月数) 	
	8			
	9		<ul style="list-style-type: none"> ・ ごみ収集車両に環境に配慮したハイブリッド車(3台)を導入 	

	年 月	一 般 事 項	ご み 関 係	し 尿 関 係
平	22. 4	<ul style="list-style-type: none"> ・ 廃棄物の処理及び清掃に関する法律の一部改正 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 荷揚町校区ほかの特定地域において、ごみ収集業務委託を開始 ・ 廃食用油回収調査事業 	
	5			
	9			
	23. 3		<ul style="list-style-type: none"> ・ 「空き缶クリーン作戦」促進事業終了 ・ 大分市段ボールコンポストセット支給要綱の一部改正(再申請可) ・ 大分市生ごみ処理機器購入補助金交付要綱、大分市生ごみ処理容器貸与要綱の一部改正 補助金の額の改正(電動式22,000円、非電動式11,000円) ・ 大分市有価物集団回収事業報償金交付要綱の一部改正(対象品目追加:廃食用油) ・ 廃食用油回収事業開始 (10円/kg×廃食用油回収重量+3,000円×実施月数) 	
	4			
	6			
成	24. 3	<ul style="list-style-type: none"> ・ 大分市廃棄物の減量及び適正処理等に関する条例及び同施行規則の一部改正(資源物の持ち去り行為の禁止を追加) ・ 大分市廃棄物の減量及び適正処理等に関する条例施行規則の一部改正(資源物の持ち去り行為の違反者に対する調査及び家庭廃棄物の一時的集積場所の閲覧等を追加) ・ 資源物の持ち去り行為の禁止命令違反者に対する罰則規定の適用開始 ・ 大分市が設置する一般廃棄物処理施設の技術管理者の資格に関する条例制定 		
	6			
	7			
	12			

	年月	一般事項	ごみ関係	し尿関係
平	24. 12	<ul style="list-style-type: none"> 大分市廃棄物の減量及び適正処理等に関する条例及び同施行規則の一部改正 (資源物の持ち去り行為の禁止に係る一時的集積場所の規定の追加) 		
	25 4 7 12	<ul style="list-style-type: none"> 大分市産業廃棄物対策室設置規則の廃止 「ポイ捨て防止等強化区域」の拡大(大分駅南口駅前広場及び大分いこいの道の一部) 大分市廃棄物の減量及び適正処理等に関する条例の一部改正(家庭ごみ有料化制度に伴う手数料等の改正) 大分市廃棄物処理施設条例改正(使用料の改定) 	<ul style="list-style-type: none"> 可燃物・不燃物の委託収集を開始(旧市内約1/3地域) 	
成	26 3 4	<ul style="list-style-type: none"> 大分市廃棄物の減量及び適正処理等に関する条例施行規則の一部改正 (家庭ごみ有料化制度に伴う減免の追加) 大分市廃棄物処理施設整備基金条例の制定 	<ul style="list-style-type: none"> 大分市ごみステーション設置等補助金交付要綱の制定 大分市生ごみ処理容器貸与要綱一部改正(付属物品の支給の追加) 大分市生ごみ処理機器購入補助金交付要綱一部改正(上限電動式30,000円非電動式15,000円) 大分市有価物集団回収事業報償金交付要綱の一部改正(1kgあたり5円に変更) 大分市ごみ拾いパートナー登録制度実施要綱の設置 大分市一般廃棄物処理手数料(指定収集袋)減免に関する取扱要綱の設置 大分市クリーン推進員校区連絡会議運営費補助金交付要綱の制定 	
	5		<ul style="list-style-type: none"> 大分市指定収集袋取扱所指定要綱の設置 	
	7		<ul style="list-style-type: none"> 大分市一般廃棄物処理手数料(指定収集袋)減免に関する取扱要領の設置 可燃物、不燃物の委託収集の拡大(合わせて旧市内約2/3地域) 	

	年 月	一 般 事 項	ご み 関 係	し り 尿 関 係
平	26 9		<ul style="list-style-type: none"> 大分市ごみステーション設置等補助金交付要綱の改正(申請可能件数の拡大) 	
	11		<ul style="list-style-type: none"> 家庭ごみ有料化制度の開始 	
	27 4		<ul style="list-style-type: none"> 大分市ごみステーション設置等補助金交付要綱の一部改正(補助率、補助限度額の拡大) 大分市クリーン推進員校区連絡会議運営費補助金交付要綱の一部改正(補助限度額の拡大) 大分市一般廃棄物処理手数料(指定収集袋)減免に関する取扱要綱の一部改正(乳幼児分割交付) 大分市一般廃棄物処理手数料(指定収集袋)減免に関する取扱要領の一部改正(窓口申請時期の拡大) 	
成	28 3	<ul style="list-style-type: none"> 大分市ポイ捨て等の防止に関する条例施行規則等の一部改正(通知書の変更) 		
	4	<ul style="list-style-type: none"> 熊本地震発生 	<ul style="list-style-type: none"> 熊本市へ災害ごみの収集支援者(車)派遣 阿蘇市へ収集車両貸与 由布市から災害ごみの受入れ 熊本県阿蘇地域から生活ごみの受入れ 	
	7		<ul style="list-style-type: none"> 大分市ごみステーション設置等補助金交付要綱の一部改正(災害時の設置・改修) 	
	8		<ul style="list-style-type: none"> 阿蘇市から災害ごみの受入れ 	
	10	<ul style="list-style-type: none"> きれいにしょうえおおいた推進事業実施要項の一部改正(ボランティア団体3事業の統合) 		
	11	<ul style="list-style-type: none"> 大分市ポイ捨て等の防止に関する条例の強化区域に関する覚書締結 	<ul style="list-style-type: none"> 熊本県(宇土市、益城町など7市町村)から災害ごみの受入れ 	

	年月	一般事項	ごみ関係	し尿関係
平	29 1		<ul style="list-style-type: none"> 大分市一般廃棄物手数料(指定収集袋)減免に関する取扱要綱の一部改正(袋のサイズ変更可能) 	
	3		<ul style="list-style-type: none"> 大分市生ごみ処理機器購入補助金交付要綱の一部改正(購入後での受付可能) 	
	4	<ul style="list-style-type: none"> 大分市清掃事業所設置規則の一部改正(大分市中央清掃事業所を廃止) 	<ul style="list-style-type: none"> 大分市有価物集団回収事業報償金交付要綱の一部改正(回収品目に缶類を追加) 	
	9	<ul style="list-style-type: none"> 台風18号による被害 	<ul style="list-style-type: none"> 東西事業所を中心に災害廃棄物の個別収集を行う 津久見市の生活ごみを収集支援者(車)派遣及び施設への受入れ 	
	11		<ul style="list-style-type: none"> 家庭ごみ有料化制度の見直しについて検討した結果、制度の継続を決定 	
成	30 4	<ul style="list-style-type: none"> 機構改革により、清掃管理課、産業廃棄物対策課をゴミ減量推進課、廃棄物対策課に改称し、事務分掌も改める。 	<ul style="list-style-type: none"> 大分市生ごみ処理機器購入補助金交付要綱の一部改正(補助金の対象にディスプレイの設置を追加) 「きれいにしようえ大分推進事業」における物品の貸与及び支給に関する要領の一部改正(袋の種類を追加) 大分市一般廃棄物処理手数料(指定収集袋)減免に関する取扱要綱の一部改正(対象者の拡充) 大分市ゴミステーション設置等補助金交付要綱の一部改正(補助の拡充) 	
	7		<ul style="list-style-type: none"> 愛媛県大洲市へ災害ごみの収集支援者(車)派遣 	
	31 3		<ul style="list-style-type: none"> 新環境センター整備のための「一般廃棄物処理施設整備基本計画」を策定 	
	4		<ul style="list-style-type: none"> 大分市有価物集団回収用具の貸与に関する実施要領の廃止(リヤカーの新規貸与終了) 	

令和	01	7		<ul style="list-style-type: none"> 佐野清掃センター大規模改修事業の開始 	
	02	3 4 7 11	<ul style="list-style-type: none"> 令和2年7月豪雨による被害 	<ul style="list-style-type: none"> 大分市一般廃棄物処理基本計画改定 大分市廃棄物の減量及び適正処理等に関する条例の一部改正(一時的多量廃棄物処理手数料の改定) 大分市廃棄物処理施設条例の一部改正(施設使用料の改定) 家庭ごみ有料化制度の見直しについて検討した結果、制度の続行を決定 	
	03	3 4	<ul style="list-style-type: none"> 由布大分環境衛生組合解散 大分市廃棄物の減量及び適正処理等に関する条例施行規則の一部改正(成年被後見人等に関する法律の施行に伴う変更) 	<ul style="list-style-type: none"> 津久見市の可燃ごみ受入れ開始 大分市有価物集団回収事業報償金交付要綱の一部改正(報償金対象品目にびん類を追加) 大分市生ごみ処理機器購入等補助金交付要綱の一部改正(補助率を3分の2に変更) 	<ul style="list-style-type: none"> 大洲園処理場へ野津原地区のし尿・浄化槽汚泥搬入開始

清掃事業概要（令和2年度版）

令和4年3月 発行

編集・発行 大分市環境部ごみ減量推進課

〒870-8504 大分市荷揚町2番31号

T E L 097(537)5624 直通

F A X 097(534)6252

E - m a i l gomigen@city.oita.oita.jp

